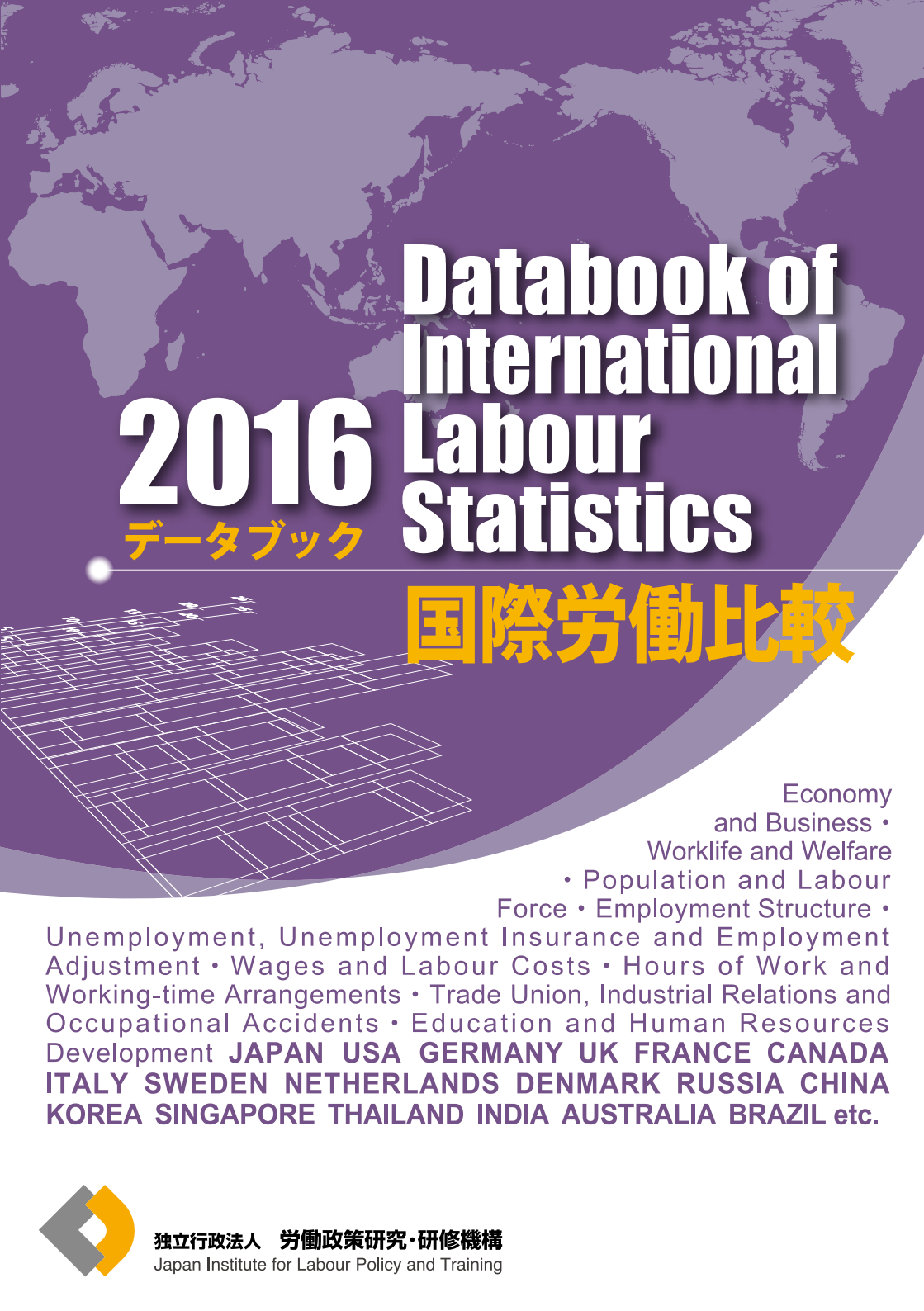
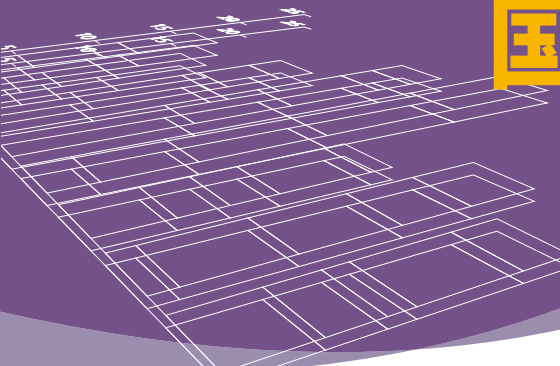




Databook of International Labour Statistics

データブック

国際労働比較



Economy
and Business •
Worklife and Welfare
• Population and Labour
Force • Employment Structure •
Unemployment, Unemployment Insurance and Employment
Adjustment • Wages and Labour Costs • Hours of Work and
Working-time Arrangements • Trade Union, Industrial Relations and
Occupational Accidents • Education and Human Resources
Development **JAPAN USA GERMANY UK FRANCE CANADA
ITALY SWEDEN NETHERLANDS DENMARK RUSSIA CHINA
KOREA SINGAPORE THAILAND INDIA AUSTRALIA BRAZIL etc.**



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

●データブック●
国際労働比較

Databook of International Labour Statistics

2016

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

は し が き

戦後最大の景気後退局面を経験した世界経済は、金融危機から6年を経過し深刻な状況からはどうにか脱したように見えます。景気回復の早かったアメリカは、ほぼ10年ぶりに主要な政策金利の利上げに踏み切りました。危機対応に一応の終止符が打たれたとの見方もありますが、世界経済全体を見渡せば、力強い経済成長への回帰は依然として困難のように見えます。日本ではアベノミクスによる回復が試みられているものの、実質的な賃金の上昇は限定的な水準に止まっています。また、アジアに目を転じると、中国がこれまでの高度経済成長を目指す路線から経済減速を前提とした安定路線へと舵を切り、周辺諸国に少なからず影響を与えているようです。

一方、かつてのように経済成長が雇用情勢の改善にダイレクトに繋がりにくくなっています。特に若年者の就労環境は多くの国で厳しさを増しています。また、先進国を中心として少子高齢化に伴う労働力不足の懸念が高まる中、非正規雇用の増加は格差拡大などの問題を深刻化させています。

本書は、こうした世界の経済情勢、雇用情勢を踏まえ、政策課題の共通化がますます進展している労働問題、雇用問題について、日本と諸外国の実態がわかりやすく理解できるよう編集した「国際比較統計集」です。本書は年刊として、すでに16年にわたり発行を続けてまいりました。この間、OECD（経済協力開発機構）やILO（国際労働機関）等の国際機関の努力により、各国の労働統計は精緻な国際比較が可能なように一段と整備が進められています。本書を編集するに当たっては、こうした成果を可能な限り反映させるべく努力しております。今後とも本書の改善に努めて参る所存ですので、できるだけ多くの利用者の皆様のご意見等をお寄せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成28年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
国際研究部長 天瀬 光二

凡 例

- 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足し上げたものと一致しない場合がある。
- 数値の表記の仕方は、以下の通り。
 - 0.0 表記単位（この場合は、小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
 - 該当数値がないことを示す。
 - | 調査内容や定義の変更等による、前後数値の非接続を示す。
- 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は、資料出所として脚注に明記している。原資料がデータベースの場合には、データをダウンロードした時期を記載した。なお、統計数値には原資料に基づいて当機構で作成したものも含まれている。
- 表頭および表側のアルファベットは、下記の国・地域・組織名の略号である。

略号	国・地域名	EU (加盟年)	ユーロ圏	OECD	略号	国・地域名	EU (加盟年)	ユーロ圏	OECD
AUS	Australia	—	—	○	JPN	Japan	—	—	○
AUT	Austria	EU-15(1995)	○	○	KOR	Korea, Republic of	—	—	○
BEL	Belgium	EU-15(1958)	○	○	LVA	Latvia	EU-28(2004)	○	—
BRA	Brazil	—	—	—	LTU	Lithuania	EU-28(2004)	○	—
KHM	Cambodia	—	—	—	LUX	Luxembourg	EU-15(1958)	○	○
CAN	Canada	—	—	○	MYS	Malaysia	—	—	—
CHL	Chile	—	—	○	MEX	Mexico	—	—	○
CHN	China	—	—	—	NLD	Netherlands	EU-15(1958)	○	○
HRV	Croatia	EU-28(2013)	—	—	NZL	New Zealand	—	—	○
CZE	Czech Republic	EU-21(2004)	—	○	NOR	Norway	—	—	○
DNK	Denmark	EU-15(1973)	—	○	PHL	Philippines	—	—	—
EST	Estonia	EU-21(2004)	○	○	POL	Poland	EU-21(2004)	—	○
FIN	Finland	EU-15(1995)	○	○	PRT	Portugal	EU-15(1986)	○	○
FRA	France	EU-15(1958)	○	○	RUS	Russian Federation	—	—	—
DEU	Germany	EU-15(1958)	○	○	SGP	Singapore	—	—	—
GBR	Great Britain	EU-15(1973)	—	○	SVK	Slovakia	EU-21(2004)	○	○
GRC	Greece	EU-15(1981)	—	○	SVN	Slovenia	EU-21(2004)	○	○
HKG	Hong Kong	—	—	—	ESP	Spain	EU-15(1986)	○	○
HUN	Hungary	EU-21(2004)	—	○	SWE	Sweden	EU-15(1995)	—	○
ISL	Iceland	—	—	○	CHE	Switzerland	—	—	○
IND	India	—	—	—	TWN	Taiwan	—	—	—
IDN	Indonesia	—	—	—	THA	Thailand	—	—	—
IRL	Ireland	EU-15(1973)	○	○	TUR	Turkey	—	—	○
ISR	Israel	—	—	○	USA	United States	—	—	○
ITA	Italy	EU-15(1958)	○	○	VNM	Viet Nam	—	—	—

(注) EU-28 は上記以外にキプロス、ブルガリア、マルタ、ルーマニアを含む。ユーロ圏はキプロス、マルタを含む。

目 次

1. 経済・経営

1－1	一人当たりの国民所得	21
1－2	経済活動別国内総生産（構成比）	22
1－3	物価水準（GDPベース）	23
1－4	労働生産性水準（GDPベース）	24
第1－1表	名目国内総生産	25
第1－2表	名目・実質国内総生産（GDP）成長率	26
第1－3表	一人当たりの国民所得	27
第1－4表	雇用者報酬	28
第1－5表	経済活動別国内総生産	29
第1－6表	国内総生産の構成（支出側、名目）	31
第1－7表	国内総生産の構成（生産側、名目）	32
第1－8表	国民貯蓄率	33
第1－9表	鉱工業生産指数	34
第1－10表	経常収支・貿易収支	35
第1－11表	対内直接投資額（フロー）	36
第1－12表	対外直接投資額（フロー）	37
第1－13表	為替レート	38
第1－14表	生産者物価指数	39
第1－15表	消費者物価指数	40
第1－16表	購買力平価	41
第1－17表	物価水準（GDPベース）	41
第1－18表	内外価格差及び購買力平価	42
第1－19表	労働生産性水準	43
第1－20表	労働分配率	44
第1－21表	時間当たり労働生産性上昇率（産業計、対前年比）	44
第1－22表	単位労働費用（産業計）	45

2. 人口・労働力人口

2－1	世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）	49
2－2	人口増加率	50
2－3	老年人口比率（65歳以上人口）	51
2－4	65歳以上男性の労働力率	52

2-5	年齢階級別女性労働力率	53
2-6	就業率	54
第2-1表	総人口	55
	(参考表) 日本の将来推計人口	55
第2-2表	人口増加率	56
第2-3表	若年人口 (15歳未満人口)	57
第2-4表	生産年齢人口 (15～64歳人口)	58
第2-5表	老年人口 (65歳以上人口)	59
第2-6表	性別・年齢階級別人口構成	60
第2-7表	出生率・死亡率	63
第2-8表	平均寿命	64
	(参考表) 完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命	64
第2-9表	合計特殊出生率	65
第2-10表	労働力人口	66
第2-11表	性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率	67
第2-12表	就業率 (15～64歳)	76
第2-13表	性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率	78
第2-14表	外国人人口 (ストック)	82
第2-15表	就労目的の入国が許可された外国人労働者 (インフロー)	83
第2-16表	外国人労働力人口 (ストック)	84

3. 就業構造

3-1	就業者の産業別構成比	87
3-2	就業者の職業別構成比	88
3-3	就業者及び管理職に占める女性の割合	89
3-4	就業者の従業上の地位別構成比	90
3-5	就業者に占める短時間労働者の割合	91
第3-1表	産業別就業者数	92
第3-2表	就業者の産業別構成比	99
第3-3表	産業別雇用者数	100
第3-4表	性別・職業別就業者数	107
第3-5表	就業者の職業別構成比	115
第3-6表	従業上の地位別就業者数	116
第3-7表	就業者に占める短時間労働者の割合	117
第3-8表	短時間労働者に占める女性の割合	119
第3-9表	テンポラリー労働者の割合	120

第3-10表	性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合	121
第3-11表	労働者に占める派遣労働者の割合	122
第3-12表	従業員の勤続年数	123
第3-13表	青少年（18～24歳）の転職に対する考え方	124
第3-14表	望ましい退職年齢	125
第3-15表	雇用創出率・雇用消失率	126
第3-16表	公共職業安定業務	127
第3-17表	労働者派遣事業	129
第3-18表	年齢に関する法制度等（定年等関係）	133

4. 失業・失業保険・雇用調整

4-1	ILO定義失業率	137
4-2	失業率（各国公表値）	138
4-3	長期失業者の割合	139
第4-1表	調整失業率	140
第4-2表	失業率（各国公表値）	141
第4-3表	年齢階級別失業者数・構成比	142
第4-4表	年齢階級別失業率	145
第4-5表	長期失業者の割合	146
第4-6表	失業期間別構成比	147
第4-7表	失業者の定義	148
第4-8表	失業保険制度	150
	（参考表）補足的な失業扶助制度	154
第4-9表	失業給付受給者数	156
第4-10表	雇用調整速度	157
第4-11表	雇用調整助成金・再就職支援制度	158
第4-12表	高齢者の就業促進施策	162
第4-13表	解雇法制	165

5. 賃金・労働費用

5-1	時間当たり賃金（製造業）	171
5-2	労働費用（製造業、為替レート換算）	172
5-3	年齢階級別賃金格差	173
5-4	勤続年数別賃金格差（産業計）	174
第5-1表	時間当たり賃金（製造業）	175
第5-2表	賃金（製造業）	176

第5-3表	産業別賃金	178
第5-4表	時間当たり実収賃金指数（製造業）	179
第5-5表	フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準	179
第5-6表	労働費用（製造業）	180
第5-7表	労働費用でみた国際競争力	181
第5-8表	労働費用費目別構成（製造業）	181
第5-9表	生産労働者の時間当たり労働費用（製造業）	182
第5-10表	男女間賃金・勤続年数格差	183
第5-11表	フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差	183
第5-12表	年齢階級別賃金格差	184
第5-13表	勤続年数別賃金格差	186
第5-14表	規模間賃金格差（産業計）	188
第5-15表	所得のジニ係数	188
第5-16表	五分位階級所得割合	189
第5-17表	相対的貧困率 （参考表）日本の相対的貧困率	190
第5-18表	最低賃金制度	191
第5-19表	最低賃金額の推移	198

6. 労働時間・労働時間制度

6-1	一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）	201
6-2	年間休日数	202
第6-1表	一人当たり平均年間総実労働時間	203
第6-2表	週労働時間（製造業）	205
第6-3表	長時間労働者の割合	206
第6-4表	年間休日数	207
第6-5表	法定祝日	208
第6-6表	労働時間・有給休暇制度	209

7. 労働組合・労使関係・労働災害

7-1	労働組合組織率の推移	219
7-2	労働争議による労働損失日数	220
第7-1表	労働組合員数・組織率（各国公式統計）	221
第7-2表	労働組合組織率（ILOデータベース）	222
第7-3表	労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数	223
第7-4表	労災被災者数・労働損失日数	225

第7-5表	労働災害の度数率	227
-------	----------	-----

8. 教育・職業能力開発

8-1	高等教育への進学率（大学型高等教育機関）	231
第8-1表	高等教育への進学率	232
第8-2-1表	日本の学校系統図	234
第8-2-2表	アメリカの学校系統図	235
第8-2-3表	イギリスの学校系統図	236
第8-2-4表	ドイツの学校系統図	237
第8-2-5表	フランスの学校系統図	238
第8-2-6表	中国の学校系統図	239
第8-2-7表	韓国の学校系統図	240
第8-3表	仕事に関連した非公式教育訓練の受講率	241
第8-4表	若年のキャリア形成及び就職支援	242
第8-5表	困難な状況にある者に対する施策	249

9. 勤労者生活・福祉

9-1	家計消費支出の構成	255
第9-1表	家計・対家計民間非営利団体（NPISH）の受取と支払の構成	256
第9-2-1表	国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出	257
第9-2-2表	国内家計最終消費支出の構成比	258
第9-3-1表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）	259
第9-3-2表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯）	260
第9-3-3表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯）	261
第9-3-4表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ、全世帯）	262
第9-4表	家計・対家計非営利団体（NPISH）の金融資産総額	263
第9-5表	国民負担率（対国民所得比）	263
第9-6表	公的社会支出（対GDP比）及びその内訳	264
第9-7表	GDPに占める労働市場政策への支出	265
第9-8表	公的年金等制度	266
第9-9表	企業年金等制度	269
第9-10表	社会保障負担料率	271
第9-11表	公的扶助制度	272
第9-12表	育児休業制度	274
第9-13表	育児に対する経済的支援（児童手当等）	277
第9-14表	保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置	279

第9-15表	障害者雇用対策	280
第9-16表	一日当たり生活時間配分	282
第9-17表	生活・社会・文化水準	283
第9-18-1表	生活時間（正規雇用者）	284
第9-18-2表	生活時間（非正規雇用者）	285
第9-18-3表	生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）	286
第9-19表	ジェンダー不平等指標（GII）	287

参考

労働統計機関一覧	291
----------------	-----

TABLE OF CONTENTS

1. Economy and Business

Table 1-1	Nominal GDP	25
Table 1-2	Nominal and real GDP growth rates	26
Table 1-3	National income per capita	27
Table 1-4	Compensation of employees	28
Table 1-5	GDP by economic activity	29
Table 1-6	GDP by expenditure approach	31
Table 1-7	GDP by production approach	32
Table 1-8	National savings rates	33
Table 1-9	Industrial production indices	34
Table 1-10	Current account and trade balance	35
Table 1-11	FDI Inward flows	36
Table 1-12	FDI Outward flows	37
Table 1-13	Exchange rates	38
Table 1-14	Producer price indices	39
Table 1-15	Consumer price indices	40
Table 1-16	Purchasing power parities (PPPs)	41
Table 1-17	Comparative price levels	41
Table 1-18	Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)	42
Table 1-19	Labour productivity levels	43
Table 1-20	Labour share	44
Table 1-21	Average annual labour productivity growth rates, total economy	44
Table 1-22	Unit labour costs, total economy	45

2. Population and Labour force

Table 2-1	Total population	55
	Reference table: Population prospects of Japan	55
Table 2-2	Population growth rates	56
Table 2-3	Youth population, 0-14 years old	57
Table 2-4	Working age population, 15-64 years old	58
Table 2-5	Elderly population, 65 years old or over	59
Table 2-6	Population by sex and age group	60
Table 2-7	Crude birth rates and crude death rates	63
Table 2-8	Life expectancy at birth by sex	64
	Reference table: Japan's average life expectancy	64
Table 2-9	Total fertility rates	65

Table 2-10	Labour force	66
Table 2-11	Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group	67
Table 2-12	Employment/population ratios, 15-64 years old	76
Table 2-13	Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group	78
Table 2-14	Stock of foreign population	82
Table 2-15	Inflow of foreign workers	83
Table 2-16	Stock of foreign labour force	84

3. Employment Structure

Table 3-1	Total employment by economic activity	92
Table 3-2	Sectoral composition of employment	99
Table 3-3	Employees by economic activity	100
Table 3-4	Total employment by occupation and sex	107
Table 3-5	Occupational composition of employment	115
Table 3-6	Employment by professional status	116
Table 3-7	Part-time employment as a proportion of total employment	117
Table 3-8	Women's share in part-time employment	119
Table 3-9	Temporary employment as a proportion of total employment	120
Table 3-10	Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group	121
Table 3-11	Temporary agency workers as a proportion of total workforce	122
Table 3-12	Length of service of employees by sex and age group	123
Table 3-13	Youth's views on job changes, 18-24 years old	124
Table 3-14	The appropriate age for men and women to retire	125
Table 3-15	Job creation rates, job destruction rates	126
Table 3-16	Public employment security services	127
Table 3-17	Temporary employment agency services	129
Table 3-18	Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age	133

4. Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

Table 4-1	Harmonised unemployment rates	140
Table 4-2	Unemployment rates (officially published national sources)	141
Table 4-3	Unemployment by age group	142
Table 4-4	Unemployment rates by age group	145
Table 4-5	Incidence of long-term unemployment among total unemployment	146
Table 4-6	Incidence of unemployment by duration	147
Table 4-7	Definitions of unemployed	148
Table 4-8	Unemployment insurance schemes	150
	Reference table: Supplemental unemployment assistance schemes	154
Table 4-9	Number of persons receiving unemployment benefit	156
Table 4-10	Employment adjustment speed	157
Table 4-11	Reemployment support programs, employment adjustment subsidies ..	158
Table 4-12	Measure to promote the employment for older persons	162
Table 4-13	Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal	165

5. Wages and Labour Costs

Table 5-1	Hourly wages, manufacturing	175
Table 5-2	Wages, manufacturing	176
Table 5-3	Wages by economic activity	178
Table 5-4	Annual hourly earnings indices, manufacturing	179
Table 5-5	Earnings gap between full-time and part-time workers	179
Table 5-6	Labour costs, manufacturing	180
Table 5-7	Competitive positions: relative unit labour costs	181
Table 5-8	Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing ..	181
Table 5-9	Indices of hourly compensation costs in manufacturing	182
Table 5-10	Gender wage and job tenure gap	183
Table 5-11	Gender wage gap in median earnings of full-time employees	183
Table 5-12	Wage gap by age group	184
Table 5-13	Wage gap by length of service	186
Table 5-14	Wage gap by establishment size in all industries	188
Table 5-15	Gini coefficients of income inequality	188
Table 5-16	Income share by quintiles	189
Table 5-17	Percentage of people with an income below 50% of median income ..	190
	Reference table: Japan's relative poverty rates	190
Table 5-18	Minimum wage-fixing mechanisms	191
Table 5-19	Changes in the minimum wage	198

6. Hours of Work and Working-time Arrangements

Table 6-1	Average annual hours actually worked per person in employment	203
Table 6-2	Hours of work per week, manufacturing	205
Table 6-3	Proportion of workers working long hours by gender	206
Table 6-4	Number of annual holidays	207
Table 6-5	Legal holidays	208
Table 6-6	Working-time and paid leave arrangement	209

7. Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

Table 7-1	Trade union membership and density rates (national official statistics) ..	221
Table 7-2	Union density rates according to the ILO Union Database	222
Table 7-3	Number of labour disputes, workers involved and days not worked	223
Table 7-4	Number of workers injured due to occupational accidents and days lost	225
Table 7-5	Incidence rates of occupational accidents	227

8. Education and Human Resources Development

Table 8-1	Entry rates into tertiary education	232
Table 8-2-1	School system, Japan	234
Table 8-2-2	School system, USA	235
Table 8-2-3	School system, UK	236
Table 8-2-4	School system, Germany	237
Table 8-2-5	School system, France	238
Table 8-2-6	School system, China	239
Table 8-2-7	School system, Republic of Korea	240
Table 8-3	Participation rates in non-formal job-related education and training	241
Table 8-4	Career development and job-search assistance for youth	242
Table 8-5	Measures to tackle the employment challenges	249

9. Worklife and Welfare

Table 9-1	Composition of households and NPISH, resources side/uses side	256
Table 9-2-1	Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose	257
Table 9-2-2	Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose	258
Table 9-3-1	Household income and expenditure by age of household reference person (Japan)	259
Table 9-3-2	Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households)	260

Table 9-3-3	Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households)	261
Table 9-3-4	Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, all households)	262
Table 9-4	Financial assets of households and NPISHs	263
Table 9-5	Tax and social security burden as a percentage of national income ...	263
Table 9-6	Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP	264
Table 9-7	Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP	265
Table 9-8	Public pension schemes	266
Table 9-9	Corporate pension schemes	269
Table 9-10	Employer-employee social security rates	271
Table 9-11	Public assistance systems	272
Table 9-12	Childcare leave schemes	274
Table 9-13	Financial support for childcare, including child benefits	277
Table 9-14	Childcare services (availability of childcare facilities for preschool children)	279
Table 9-15	Employment measures for the disabled	280
Table 9-16	Main structure of daily average time use	282
Table 9-17	Indicators of national power and social infrastructure	283
Table 9-18-1	Workday/Holiday time use (regular employees)	284
Table 9-18-2	Workday/Holiday time use (non-regular employees)	285
Table 9-18-3	Workday/Holiday time use (employees)	286
Table 9-19	Gender Inequality Index	287

国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると、諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当たりに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金に関しても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成や教育水準、産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつかの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法では困難である。

3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて、①政府による法的な規制、②法的な規制ではないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式、すなわち、慣行——とがある。

両者は、統計数字に影響を与える場合がある。前者については、最低賃金制度を例にとると、国によって最低賃金水準が異なれば、統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また、労働時間についても、各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾

向がある。したがって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるためで、法の強制力がある訳ではない。しかし、例えば、雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには、雇用慣行の違いも影響している。具体的には、アメリカでは解雇が容易なため、不況時には解雇（レイオフ）を行い、景気拡大期には雇用の増加で対応する傾向が強い。我が国では、戦後、大企業を中心に、いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され、アメリカと比較して解雇が困難であるため、不況時には人員削減を避け、逆に景気拡大期には雇用増ではなく、残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で、制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものともみることができる。

制度の違いといった場合、以上の2つをみていく必要がある。

4. 金額の水準比較の困難さ

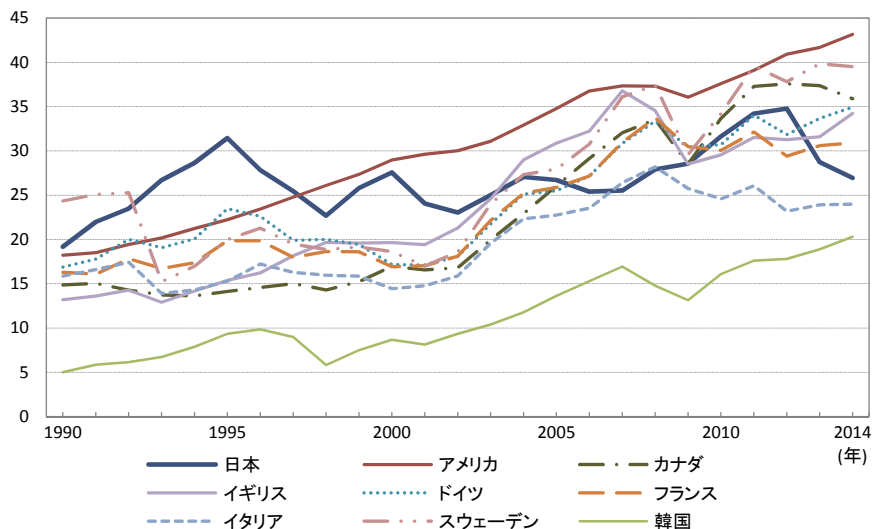
所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合、浮動性（ボラティリティー）があり、ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在することが指摘されている一方、購買力平価については、OECD等が推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バスケットの違い）、国による財品質の違い——といった問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって、本書において各国間で金額を比較するにあたっては、原則として為替レートを使用している。

1. 經濟・經營

Economy and Business

1-1 一人当たりの国民所得

(1,000 USドル)



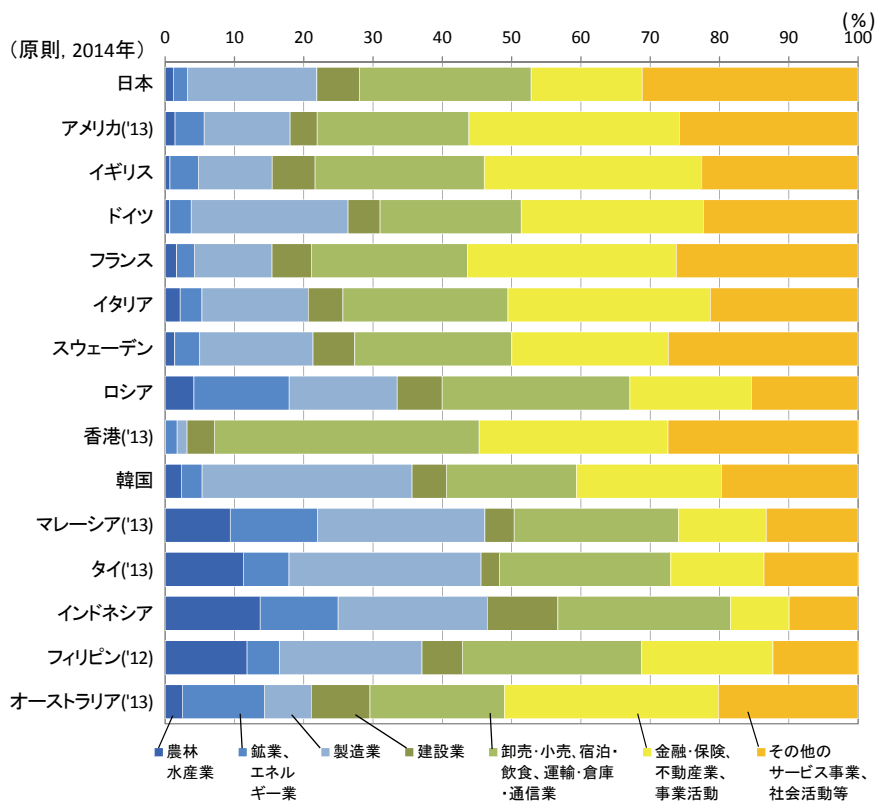
▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第1-3表 一人当たりの国民所得」(p.27)を参照。

国民所得(要素価格表示)とは、給与等の「雇用者報酬」、利子、配当、賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり、その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。上のグラフの数値は、国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため、各国の経済成長の伸びだけでなく、対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は、1980年代に主要先進国のなかで相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと、プラザ合意(1985年)後の急激な円高のため、ドル換算された国民所得は急上昇した。1990年代前半も、実質成長率は比較的低い水準にとどまったものの、為替レートが円高に推移したことから、ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け、1980年代半ばから1990年代半ばにかけては主要先進諸国のなかで最高水準で推移した。日本と主要国の実質成長率は、2001～2005年の平均で、日本1.2%、アメリカ2.5%、イギリス2.8%、ドイツ0.6%、2006～2010年の平均で、日本0.4%、アメリカ0.8%、イギリス0.4%、ドイツ1.3%となっている(「第1-2表 名目・実質国内総生産(GDP)成長率」(p.26)を参照)。一人当たりの国民所得は1998～2003年はアメリカに次ぐ水準で推移したが、2007年及び2008年は、上記9か国のなかで、韓国に次ぐ下位の水準となった。2010～2012年はアメリカ、スウェーデン、カナダに次ぐ第4位の水準に回復したが、2013～2014年は円安の影響で減少している。

1 経済・経営

1-2 経済活動別国内総生産（構成比）

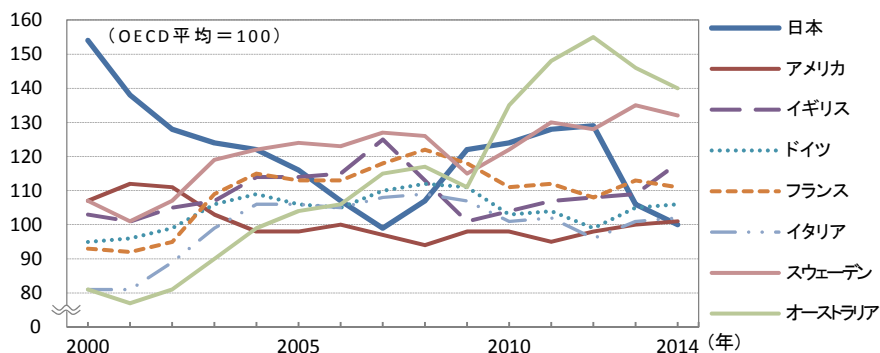


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-5表 経済活動別国内総生産」(p.29)を参照。

グラフは、国内総生産(総付加価値, 生産者価格表示)における経済活動を構成別に色分けしたものである。この構成比によって、各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると、所得の上昇によって、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと変化することが知られている(ペティー・クラークの法則)。実際、主要先進国の産業構成は、第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで、主要先進国のうち日本、ドイツ、韓国などは、相対的に製造業の割合が高いという特徴がある。また、日本は、その他のサービス事業、社会活動等の割合が、先進国のなかでは高い。他方、発展途上国のうちインドネシア、フィリピンなどをみると、農林水産業、製造業の割合が高い。

1-3 物価水準（GDPベース）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-17表 物価水準（GDPベース）」(p.41)を参照。

各国の物価水準は、ある一定の財・サービスを購入する際に必要とされる金額により示される。わかり易い例でいえば、例えば、ハンバーガー1個の値段の違いを見れば、ハンバーガーを基準とした物価水準の比較ができる。国内であれば使用される通貨は同一であり、販売されている商品・サービスも同一なので、容易に地域間の物価水準の比較ができるが、国際比較を行う場合は、各国で使用される通貨が異なることや、商品・サービスも全く同一とは限らないので比較は容易ではない。物価水準の国際比較を行う場合には、比較を行う商品・サービス等の対象及びウェイトを調整したものをみていく必要がある。

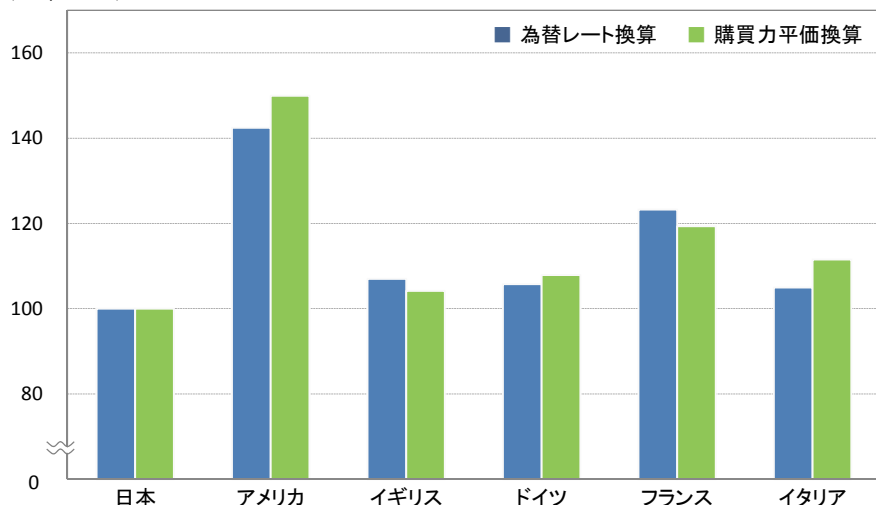
上のグラフは、OECDが国内総生産（GDP）の国際比較を行う際に使用する商品・サービス価格とそのウェイト等を使用して算出された物価水準（GDPベースの物価水準）の国際比較を示したものである。我が国の物価水準は、2000年代前半までスウェーデンを除く主要国より高い水準にあったが、その後低下傾向で推移した後、2007年に上昇に転じ、2009年にはフランスを抜いて最高水準となった。2011年及び2012年はオーストラリアに次ぐ高水準であったが、2014年はグラフに掲げた8か国のうち、最も低い水準となった。

なお、ここで使用した物価水準は、基準時点（2011年）のGDP購買力平価を為替レートで除して算出されたものである。購買力平価と為替レートの比の意味するところは、上述のハンバーガーを例にとると、ハンバーガー1個が日本で100円、米国で1ドルの場合、為替レートが1ドル80円であれば、日本のハンバーガーは1.25(=100/80)ドルと、アメリカに比べて割高であり、1ドル120円であれば日本のハンバーガーは約0.83(=100/120)ドルと割安となることからわかるように、この比が大きいほど米国に比べ日本の物価が相対的に高い状況を示す指標となる。つまり、両国の物価が一定の下で円高(安)になったときにはこの値は大き(小)くなり、日本の物価は割高(安)となる。この指標を、OECD34か国の平均が100となる指数で示したものがグラフに示されている。

1 経済・経営

1-4 労働生産性水準（GDPベース、2013年）

（日本=100）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-19表 労働生産性水準」(p.43)を参照。

本書で使用した労働生産性は、為替レート及び購買力平価で換算した国内総生産(GDP)を就業者数で除したものであり、上のグラフは、日本を100とした指数を示したものである。

日本の購買力平価換算での労働生産性水準は、上記6か国中、最も低い水準にとどまっている。一般に労働生産性は、産業構造、就業者一人当たり資本ストック(建物・機械等)、技術水準等に依存する。日本では、一部輸出産業の労働生産性は比較的高水準であるものの、低生産性部門の割合が高いこと等がアメリカやフランスなどと比較してGDPベースの生産性が低い要因であると考えられる。

なお、労働生産性の国際比較を行う際に留意すべき点がいくつかある。労働生産性とは、一定期間の付加価値を労働投入量で除して算出するものであり、一国の労働生産性は、GDPを労働投入量で除して算出する。ここで、労働投入量を「労働者数」とするか、「労働者数×労働時間」とするか等によって、同じ労働生産性とはいってもその数字の持つ意味は異なったものとなることに留意が必要である。さらに、サービス業の労働生産性の国際比較においては、サービスの質などは考慮されない点にも留意する必要がある。

第1-1表 名目国内総生産

Table 1-1: Nominal GDP

		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014
日本(10億円)	JPN	509,860	503,903	482,677	471,579	475,332	479,084	486,939
アメリカ(10億USDドル)	USA	10,285	13,094	14,964	15,518	16,155	16,663	17,348
カナダ(10億カナダドル)	CAN	1,098	1,411	1,663	1,770	1,831	1,894	1,975
イギリス(10億ポンド)	GBR	1,028	1,330	1,556	1,619	1,665	1,735	1,816
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	2,116	2,301	2,580	2,703	2,755	2,821	2,916
フランス(10億ユーロ)	FRA	1,485	1,772	1,998	2,059	2,087	2,117	2,132
イタリア(10億ユーロ)	ITA	1,240	1,490	1,606	1,639	1,615	1,607	1,614
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	2,380	2,907	3,520	3,657	3,685	3,770	3,918
ユーロ圏 ¹⁾ (10億ユーロ)	Euro Area	7,033	8,460	9,545	9,800	9,835	9,933	10,108
ロシア(10億ルーブル)	RUS	*7,298	21,610	46,309	55,967	62,176	66,190	71,406
中国(10億元)	CHN	9,978	18,590	40,890	48,412	53,412	58,802	63,614
香港(10億香港ドル)	HKG	1,338	1,412	1,776	1,934	2,037	2,139	2,256
韓国(1兆ウォン)	KOR	635	920	1,265	1,333	1,377	1,429	1,485
シンガポール(10億SGPドル)	SGP	165	212	322	346	362	378	390
マレーシア(10億リンギット)	MYS	383	561	821	912	971	1,019	1,107
タイ(10億バーツ)	THA	5,070	7,614	10,802	11,300	12,355	12,910	13,149
インドネシア(1兆ルピア)	IDN	1,512	3,017	6,864	7,832	8,616	9,525	10,543
フィリピン(10億ペソ)	PHL	3,581	5,678	9,003	9,708	10,561	11,542	12,643
インド(10億ルピー)	IND	21,774	36,934	77,841	88,320	99,885	113,451	125,412
オーストラリア(10億AUDドル)	AUS	705	998	1,408	1,488	1,521	1,584	*1,632
ニュージーランド(10億NZドル)	NZL	120	163	202	210	215	229	*241
ブラジル(10億レアル)	BRA	1,202	2,172	3,887	4,375	4,713	5,158	5,521
(USDドル換算/in U.S. dollars)		(10億USDドル/billion U.S. dollars)						
日本	JPN	4,731	4,572	5,499	5,909	5,957	4,909	4,596
アメリカ	USA	10,285	13,094	14,964	15,518	16,155	16,663	17,348
カナダ	CAN	739	1,164	1,614	1,789	1,833	1,839	1,785
イギリス	GBR	1,555	2,419	2,404	2,595	2,630	2,712	2,989
ドイツ	DEU	1,950	2,861	3,417	3,758	3,540	3,745	3,868
フランス	FRA	1,368	2,204	2,647	2,863	2,681	2,810	2,829
イタリア	ITA	1,142	1,853	2,127	2,278	2,075	2,134	2,141
スウェーデン	SWE	260	389	488	563	544	579	571
ユーロ圏 ¹⁾	Euro Area	6,479	10,520	12,641	13,628	12,655	13,215	13,436
ロシア	RUS	*259	764	1,525	1,905	2,016	2,079	1,861
中国	CHN	1,205	2,269	6,040	7,493	8,462	9,491	10,357
香港	HKG	172	182	229	249	263	276	291
韓国	KOR	562	898	1,095	1,202	1,223	1,306	1,410
シンガポール	SGP	96	127	236	275	290	302	308
マレーシア	MYS	101	148	255	298	314	323	338
タイ	THA	126	189	341	371	397	420	405
インドネシア	IDN	179	311	755	893	919	913	889
フィリピン	PHL	81	103	200	224	250	272	285
インド	IND	477	834	1,708	1,843	1,836	1,875	2,051
オーストラリア	AUS	409	762	1,291	1,535	1,575	1,529	*1,471
ニュージーランド	NZL	54	115	145	166	174	188	*200
ブラジル	BRA	657	892	2,209	2,613	2,412	2,391	2,347

* …OECD推計値/Estimated value

資料出所 日本:内閣府(2015.12)「2014年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2016年1月現在その他の国:IMF(2015.10) *World Economic Outlook, October 2015*

(注) 1) 単一通貨(ユーロ)参加国を対象。2014年1月1日現在, 18か国が参加。

第1-2表 名目・実質国内総生産（GDP）成長率

Table 1-2: Nominal and real GDP growth rates

		(%)								
		'01-'05	'06-'10	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014年
(名目/nominal)										
日本	JPN	-0.2	-0.8	1.0	0.0	2.4	-2.3	0.8	0.8	1.6
アメリカ	USA	5.0	2.7	6.5	6.7	3.8	3.7	4.1	3.1	4.1
カナダ	CAN	5.1	3.4	9.6	6.5	6.1	6.5	3.5	3.4	4.3
イギリス	GBR	5.3	3.2	6.2	6.0	4.7	4.1	2.8	4.2	4.7
ドイツ	DEU	1.7	2.4	2.5	1.3	4.9	4.8	1.9	2.4	3.4
フランス	FRA	3.6	2.5	5.5	3.6	3.1	3.0	1.3	1.4	0.8
イタリア	ITA	3.8	1.5	5.7	2.9	2.0	2.1	-1.5	-0.5	0.4
スウェーデン	SWE	4.1	4.0	6.4	3.6	7.0	3.9	0.8	2.3	3.9
ユーロ圏 ¹⁾	Euro Area	3.8	2.5	5.3	3.6	2.8	2.7	0.4	1.0	1.8
ロシア	RUS	24.3	17.1	* 51.5	26.9	19.3	20.9	11.1	6.5	7.9
中国	CHN	13.3	17.2	10.6	15.7	18.3	18.4	10.3	10.1	8.2
香港	HKG	1.2	4.8	4.0	7.2	7.1	8.9	5.3	5.0	5.5
韓国	KOR	7.7	6.6	10.1	5.0	9.9	5.3	3.4	3.8	3.9
シンガポール	SGP	5.3	8.9	13.0	9.9	15.2	7.4	4.6	4.4	3.1
マレーシア	MYS	8.1	8.2	18.5	10.3	11.6	11.0	6.5	4.9	8.6
タイ	THA	8.5	7.3	5.8	9.5	11.9	4.6	9.3	4.5	1.8
インドネシア	IDN	14.9	18.0	13.8	20.8	14.2	14.1	10.0	10.6	10.7
フィリピン	PHL	9.7	9.7	10.4	10.9	12.2	7.8	8.8	9.3	9.5
インド	IND	11.2	16.1	7.6	13.9	20.2	13.5	13.1	13.6	10.5
オーストラリア	AUS	7.2	7.1	6.7	8.2	8.7	5.7	2.2	4.1	* 3.1
ニュージーランド	NZL	6.4	4.3	5.8	5.6	4.5	4.3	2.2	6.6	* 5.2
ブラジル	BRA	12.6	12.4	10.1	10.9	16.8	12.6	7.7	9.4	7.1
(実質/real)										
日本	JPN	1.2	0.4	2.3	1.3	4.7	-0.5	1.7	1.4	0.0
アメリカ	USA	2.5	0.8	4.1	3.3	2.5	1.6	2.2	1.5	2.4
カナダ	CAN	2.5	1.3	5.1	3.2	3.4	3.0	1.9	2.0	2.4
イギリス	GBR	2.8	0.4	3.8	3.0	1.5	2.0	1.2	2.2	2.9
ドイツ	DEU	0.6	1.3	3.0	0.7	4.1	3.7	0.4	0.3	1.6
フランス	FRA	1.7	0.8	3.9	1.6	2.0	2.1	0.2	0.7	0.2
イタリア	ITA	1.0	-0.3	3.7	0.9	1.7	0.6	-2.8	-1.7	-0.4
スウェーデン	SWE	2.6	1.7	4.7	2.8	6.0	2.7	-0.3	1.2	2.3
ユーロ圏 ¹⁾	Euro Area	1.6	0.9	3.8	1.7	2.1	1.6	-0.9	-0.3	0.9
ロシア	RUS	6.1	3.7	* 10.0	6.4	4.5	4.3	3.4	1.3	0.6
中国	CHN	9.8	11.3	8.4	11.3	10.6	9.5	7.7	7.7	7.3
香港	HKG	4.3	4.0	7.7	7.4	6.8	4.8	1.7	3.1	2.5
韓国	KOR	4.7	4.1	8.9	3.9	6.5	3.7	2.3	2.9	3.3
シンガポール	SGP	4.9	6.9	8.9	7.5	15.2	6.2	3.4	4.4	2.9
マレーシア	MYS	4.7	4.5	8.7	5.0	7.5	5.3	5.5	4.7	6.0
タイ	THA	5.5	3.8	4.5	4.2	7.5	0.8	7.3	2.8	0.9
インドネシア	IDN	4.7	6.1	5.0	5.7	6.4	6.2	6.0	5.6	5.0
フィリピン	PHL	4.6	5.0	4.4	4.8	7.6	3.7	6.7	7.1	6.1
インド	IND	6.8	8.3	4.0	9.3	10.3	6.6	5.1	6.9	7.3
オーストラリア	AUS	3.5	2.7	1.9	3.0	2.3	3.7	2.5	2.5	* 2.7
ニュージーランド	NZL	4.0	1.1	2.8	3.4	1.4	2.2	2.2	2.5	* 3.0
ブラジル	BRA	2.9	4.5	4.4	3.1	7.6	3.9	1.8	2.7	0.1

* …OECD推計値/Estimated value

資料出所 日本:内閣府(2015.12)「2014年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2016年1月現在その他の国:IMF(2015.10) *World Economic Outlook, October 2015*

(注) 1) 単一通貨(ユーロ)参加国を対象。2014年1月1日現在, 18か国が参加。

第1-3表 一人当たりの国民所得¹⁾

Table 1-3: National income per capita

		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014
日本(1,000円)	JPN	2,970	2,944	2,776	2,730	2,774	2,804	2,854
アメリカ(USDドル)	USA	28,969	34,767	37,593	39,089	40,906	41,680	43,154
カナダ(カナダドル)	CAN	25,208	31,589	34,692	36,902	37,557	38,472	39,703
イギリス(ポンド)	GBR	12,986	16,980	19,124	19,673	19,791	20,204	20,796
ドイツ(ユーロ)	DEU	18,643	20,507	23,184	24,479	24,791	25,358	26,340
フランス(ユーロ)	FRA	18,369	20,821	22,699	23,125	22,887	23,050	23,283
イタリア(ユーロ)	ITA	15,685	18,302	18,571	18,759	18,053	18,014	18,084
スウェーデン(1,000クローナ)	SWE	171	209	247	257	256	260	271
ロシア(1,000ルーブル) ²⁾	RUS	48	146	312	378	420	446	483
中国(元) ²⁾	CHN	7,654	13,930	29,398	34,241	37,632	42,245	45,491
香港(1,000HKドル) ²⁾	HKG	197	206	257	280	289	303	319
韓国(1,000ウォン)	KOR	*9,815	*13,954	18,587	19,513	20,060	20,678	21,377
シンガポール(SGドル) ²⁾	SGP	40,468	42,152	62,269	65,016	65,413	66,773	68,574
マレーシア(リンギット) ²⁾	MYS	13,983	20,107	27,267	30,027	30,982	32,056	34,206
タイ(1,000バーツ) ²⁾	THA	80	111	156	166	177	182	—
インドネシア(1,000ルピア) ²⁾	IDN	5,613	11,757	26,034	29,542	32,351	35,230	—
フィリピン(ペソ) ²⁾	PHL	45,924	68,645	116,138	122,018	130,381	140,770	151,455
インド(ルピー) ²⁾	IND	19,953	32,536	63,886	73,151	80,833	—	—
オーストラリア ³⁾ (AUDドル)	AUS	25,448	33,742	44,406	47,229	47,338	48,285	*55,971
ニュージーランド ³⁾ (NZドル)	NZL	21,042	26,712	31,283	32,424	32,961	35,252	*43,532
ブラジル ²⁾ (レアル)	BRA	6,572	11,205	18,964	20,641	21,763	23,723	26,900
(USDドル換算 / in U.S. dollars)								
日本	JPN	27,561	26,710	31,619	34,205	34,769	28,733	26,940
アメリカ	USA	28,969	34,767	37,593	39,089	40,906	41,680	43,154
カナダ	CAN	16,974	26,069	33,676	37,293	37,587	37,359	35,895
イギリス	GBR	19,649	30,872	29,550	31,520	31,263	31,585	34,219
ドイツ	DEU	17,176	25,502	30,706	34,029	31,853	33,668	34,946
フランス	FRA	16,924	25,893	30,063	32,147	29,407	30,604	30,891
イタリア	ITA	14,451	22,760	24,595	26,077	23,195	23,918	23,993
スウェーデン	SWE	18,651	27,957	34,218	39,568	37,808	39,851	39,510
ロシア ²⁾	RUS	*1,722	5,176	10,279	12,860	13,605	13,996	12,596
中国 ²⁾	CHN	925	1,700	4,342	5,299	5,962	6,818	7,405
香港 ²⁾	HKG	25,317	26,466	33,120	35,976	37,270	39,002	41,150
韓国	KOR	8,678	13,626	16,078	17,606	17,807	18,887	20,302
シンガポール ²⁾	SGP	23,474	25,326	45,669	51,691	52,344	53,363	54,121
マレーシア ²⁾	MYS	3,680	5,309	8,465	9,813	10,030	10,174	10,452
タイ ²⁾	THA	1,983	2,758	4,908	5,444	5,708	5,921	—
インドネシア ²⁾	IDN	666	1,211	2,864	3,368	3,446	3,368	—
フィリピン ²⁾	PHL	1,039	1,246	2,575	2,817	3,087	3,316	3,412
インド ²⁾	IND	444	738	1,397	1,567	1,513	—	—
オーストラリア ³⁾	AUS	14,754	25,768	40,734	48,716	49,014	46,614	*50,453
ニュージーランド ³⁾	NZL	9,560	18,808	22,541	25,615	26,705	28,909	*36,113
ブラジル ²⁾	BRA	3,593	4,603	10,780	12,339	11,143	11,003	11,433

* …OECD推計値/Estimated value

資料出所 日本:内閣府(2015.12)「2014年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2016年1月現在その他:UN data(<http://data.un.org/>)2016年1月現在人口・為替レート:IMF Database(<http://elibrary-data.imf.org/>)“IFS”2015年8月現在

(注) 1) 本表では要素費用表示の国民所得を指し、市場価格表示の国民所得より、純間接税(=生産・輸入品に課される税-補助金)を差し引いたものを使用。

2) 一人当たりの国民総所得(GNI)。固定資本減耗と純間接税を含む。

3) オーストラリア・ニュージーランドの2013年は、市場価格表示による一人当たりの国民所得(NNI)。純間接税を含む。

1 経済・経営

第1-4表 雇用者報酬

Table 1-4: Compensation of employees

		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014
日本(10億円)	JPN	269,053	253,983	243,606	245,201	245,946	247,552	251,538
アメリカ(10億USDドル)	USA	5,863	7,098	7,969	8,277	8,619	8,849	9,258
カナダ(10億カナダドル)	CAN	552	693	838	883	923	962	999
イギリス(10億ポンド)	GBR	537	690	819	831	850	873	889
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	1,121	1,146	1,282	1,337	1,389	1,428	1,483
フランス(10億ユーロ)	FRA	752	903	1,040	1,069	1,092	1,107	1,126
イタリア(10億ユーロ)	ITA	458	569	642	651	643	638	644
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	1,071	1,309	1,601	1,693	1,760	1,813	1,881
ロシア ¹⁾ (10億ルーブル)	RUS	2,937	9,474	22,996	27,763	31,223	34,269	37,119
中国(10億元)	CHN	5,228	9,299	19,759	23,497	26,414	29,797	—
香港(10億香港ドル)	HKG	663	673	881	961	1,027	1,067	—
韓国(10億ウォン)	KOR	260,585	401,450	536,350	570,367	599,309	629,400	—
シンガポール(100万SPドル)	SGP	69,105	83,214	126,073	136,128	144,878	155,971	166,192
タイ(10億バーツ)	THA	1,541	2,333	3,222	3,405	3,775	4,000	—
フィリピン(10億ペソ)	PHL	859	1,508	2,058	2,129	2,347	—	—
インド ²⁾ (10億ルピー)	IND	6,604	10,143	22,865	26,463	29,637	—	—
オーストラリア(10億AUDドル)	AUS	347	477	667	715	739	764	782
ニュージーランド(10億NZドル)	NZL	48	70	89	92	—	—	—
ブラジル(10億レアル)	BRA	470	845	1,618	1,847	—	—	—
USDドル換算/in U.S.dollars		(10億ドル/billion U.S. dollars)						
日本	JPN	2,497	2,304	2,775	3,072	3,082	3,103	2,374
アメリカ	USA	5,863	7,098	7,969	8,277	8,619	8,849	9,258
カナダ	CAN	372	572	813	892	924	934	903
イギリス	GBR	813	1,254	1,266	1,331	1,343	1,365	1,462
ドイツ	DEU	1,032	1,425	1,698	1,859	1,785	1,896	1,967
フランス	FRA	692	1,123	1,378	1,486	1,404	1,470	1,493
イタリア	ITA	422	708	851	906	826	847	854
スウェーデン	SWE	117	175	222	261	260	278	274
ロシア ¹⁾	RUS	104	335	757	945	1,012	1,076	967
中国	CHN	632	1,135	2,918	3,636	4,185	4,809	—
香港	HKG	85	87	113	123	132	138	—
韓国	KOR	230	392	464	515	532	575	—
シンガポール	SGP	40	50	92	108	116	125	131
タイ	THA	38	58	102	112	121	130	—
フィリピン	PHL	19	27	46	49	56	—	—
インド ²⁾	IND	147	230	500	567	555	—	—
オーストラリア	AUS	201	364	612	738	765	738	705
ニュージーランド	NZL	22	49	64	73	—	—	—
ブラジル	BRA	257	347	920	1,104	—	—	—

資料出所 日本:内閣府(2015.12)「2014年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2016年1月現在

その他:UN data(<http://data.un.org/>)2016年1月現在

為替レート:The World Bank(2015.7) *World Development Indicators 2015*

(注) 1) 2000年はOECDによる推計値。

2) 4月から3月の会計年度。

第1-5表 経済活動別国内総生産
Table 1-5: GDP by economic activity

		実額/at current prices, (%)				
		経済活動計 ^{1)a)}	農林 水産業 ^{b)}	鉱業、エネ ルギー業 ^{c)}	製造業 ^{d)}	
日本(千億円)	(2014) JPN	4,829 (100)	57 (1.2)	100 (2.1)	901 (18.7)	
"	(2013) JPN	4,754 (100)	57 (1.2)	86 (1.8)	883 (18.6)	
"	(2012) JPN	4,727 (100)	57 (1.2)	83 (1.8)	879 (18.6)	
アメリカ(100億USドル)	(2013) USA	1,567 (100)	23 (1.4)	66 (4.2)	194 (12.4)	
カナダ(10億CADドル) ²⁾	(2012) CAN	1,558 (100)	25 (1.6)	162 (10.4)	169 (10.8)	
イギリス(10億ポンド)	(2014) GBR	1,619 (100)	11 (0.7)	67 (4.1)	172 (10.6)	
	(2013)	1,547 (100)	11 (0.7)	72 (4.6)	166 (10.8)	
ドイツ(10億ユーロ)	(2014) DEU	2,623 (100)	18 (0.7)	81 (3.1)	594 (22.6)	
	(2013)	2,537 (100)	20 (0.8)	83 (3.3)	573 (22.6)	
フランス(10億ユーロ)	(2014) FRA	1,910 (100)	32 (1.7)	49 (2.6)	214 (11.2)	
	(2013)	1,899 (100)	30 (1.6)	48 (2.5)	215 (11.3)	
イタリア(10億ユーロ)	(2014) ITA	1,449 (100)	32 (2.2)	45 (3.1)	224 (15.4)	
	(2013)	1,446 (100)	34 (2.3)	46 (3.2)	221 (15.3)	
スウェーデン	(2014) SWE	3,469 (100)	48 (1.4)	125 (3.6)	568 (16.4)	
(10億クローナ)	(2013)	3,333 (100)	46 (1.4)	127 (3.8)	560 (16.8)	
ロシア(100億ルーブル)	(2014) RUS	6,109 (100)	255 (4.2)	838 (13.7)	954 (15.6)	
	(2013)	5,690 (100)	229 (4.0)	787 (13.8)	859 (15.1)	
中国(100億元)	(2012) CHN	5,880 (100)	524 (8.9)	383 (6.5)	1,613 (27.4)	
香港(10億HKドル)	(2013) HKG	2,097 (100)	1.1 (0.1)	35 (1.7)	30 (1.4)	
韓国(1兆ウォン)	(2014) KOR	1,354 (100)	32 (2.3)	41 (3.0)	410 (30.3)	
	(2013)	1,303 (100)	30 (2.3)	33 (2.5)	404 (31.0)	
シンガポール ³⁾						
(1億SGPドル)	(2010) SGP	2,859 (100)	1.0 (0.0)	44 (1.5)	635 (22.2)	
マレーシア(1億リンギット)	(2013) MYS	9,760 (100)	918 (9.4)	1,225 (12.5)	2,360 (24.2)	
タイ(100億バーツ)	(2013) THA	1,291 (100)	146 (11.3)	85 (6.6)	358 (27.7)	
インドネシア(1兆ルピア)	(2014) IDN	10,279 (100)	1,411 (13.7)	1,157 (11.3)	2,216 (21.6)	
	(2013)	9,287 (100)	1,275 (13.7)	1,149 (12.4)	1,999 (21.5)	
フィリピン(10億ペソ)	(2012) PHL	10,565 (100)	1,251 (11.8)	496 (4.7)	2,171 (20.5)	
インド(100億ルピー) ⁴⁾	(2012) IND	9,560 (100)	1,661 (17.4)	395 (4.1)	1,363 (14.3)	
オーストラリア ⁴⁾						
(10億AUDドル)	(2013) AUS	1,482 (100)	37 (2.5)	175 (11.8)	101 (6.8)	
ニュージーランド ²⁾⁴⁾						
(10億NZドル)	(2013) NZL	194 (100)	12 (6.1)	10 (5.0)	23 (12.1)	
ブラジル(10億レアル)	(2011) BRA	3,719 (100)	191 (5.1)	262 (7.0)	516 (13.9)	

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; d) Manufacturing.

資料出所 日本:内閣府(2015.12)「2014年度国民経済計算確報」
日本を除くOECD諸国, ロシア, インドネシア, ブラジル:OECD Database
(<http://stats.oecd.org/>)2016年1月現在
その他の国:UN Data(<http://data.un.org/>)2016年1月現在

(注) 1) 粗付加価値のGDP(注記がない限り, 名目価格)。

2) 固定基準年方式による価格。

3) 鉱業は農林水産業の項目に含まれる。

4) 年度の数値。

第1-5表 経済活動別国内総生産 (続き)

Table 1-5: GDP by economic activity (cont.)

			実額/at current prices, (%)				
			建設業 ^{e)}	卸売・小売、宿 泊・飲食、運輸・ 倉庫・通信業 ^{f)}	金融・保険、 不動産業、 事業活動 ^{g)}	その他の サービス事業、 社会活動等 ^{h)}	
日本(千億円)	(2014)	JPN	296 (6.1)	1,196 (24.8)	774 (16.0)	1,505 (31.2)	
〃	(2013)	JPN	284 (6.0)	1,181 (24.9)	776 (16.3)	1,485 (31.2)	
〃	(2012)	JPN	268 (5.7)	1,176 (24.9)	784 (16.6)	1,479 (31.3)	
アメリカ(100億USDドル)	(2013)	USA	61 (3.9)	343 (21.9)	476 (30.4)	403 (25.7)	
カナダ(10億CADドル) ²⁾	(2012)	CAN	113 (7.2)	318 (20.4)	431 (27.7)	341 (21.9)	
イギリス(10億ポンド)	(2014)	GBR	100 (6.2)	395 (24.4)	508 (31.4)	365 (22.6)	
	(2013)		91 (5.9)	375 (24.3)	481 (31.1)	351 (22.7)	
ドイツ(10億ユーロ)	(2014)	DEU	121 (4.6)	535 (20.4)	690 (26.3)	585 (22.3)	
	(2013)		113 (4.5)	519 (20.5)	665 (26.2)	564 (22.2)	
フランス(10億ユーロ)	(2014)	FRA	108 (5.7)	430 (22.5)	575 (30.1)	501 (26.2)	
	(2013)		112 (5.9)	431 (22.7)	570 (30.0)	493 (25.9)	
イタリア(10億ユーロ)	(2014)	ITA	71 (4.9)	345 (23.8)	424 (29.2)	308 (21.3)	
	(2013)		74 (5.1)	345 (23.9)	419 (29.0)	307 (21.2)	
スウェーデン	(2014)	SWE	209 (6.0)	786 (22.7)	784 (22.6)	949 (27.4)	
(10億クローナ)	(2013)		182 (5.5)	751 (22.5)	756 (22.7)	911 (27.3)	
ロシア(100億ルーブル)	(2014)	RUS	396 (6.5)	1,654 (27.1)	1,070 (17.5)	941 (15.4)	
	(2013)		399 (7.0)	1,558 (27.4)	971 (17.1)	886 (15.6)	
中国(100億元)	(2012)	CHN	355 (6.0)	845 (14.4)	689 (11.7)	1,470 (25.0)	
香港(10億HKドル)	(2013)	HKG	83 (4.0)	801 (38.2)	572 (27.3)	575 (27.4)	
韓国(1兆ウォン)	(2014)	KOR	67 (4.9)	254 (18.8)	283 (20.9)	267 (19.7)	
	(2013)		64 (4.9)	248 (19.0)	271 (20.8)	254 (19.5)	
シンガポール ³⁾							
(1億SGPドル)	(2010)	SGP	130 (4.5)	883 (30.9)	742 (25.9)	425 (14.9)	
マレーシア(1億リンギット)	(2013)	MYS	413 (4.2)	2,312 (23.7)	1,237 (12.7)	1,294 (13.3)	
タイ(100億バーツ)	(2013)	THA	35 (2.7)	319 (24.7)	173 (13.4)	175 (13.6)	
インドネシア(1兆ルピア)	(2014)	IDN	1,042 (10.1)	2,561 (24.9)	869 (8.5)	1,024 (10.0)	
	(2013)		906 (9.8)	2,263 (24.4)	778 (8.4)	918 (9.9)	
フィリピン(10億ペソ)	(2012)	PHL	618 (5.9)	2,732 (25.9)	2,000 (18.9)	1,297 (12.3)	
インド(100億ルピー) ⁴⁾	(2012)	IND	766 (8.0)	2,351 (24.6)	1,651 (17.3)	1,373 (14.4)	
オーストラリア ⁴⁾							
(10億AUDドル)	(2013)	AUS	125 (8.4)	288 (19.4)	458 (30.9)	298 (20.1)	
ニュージーランド ^{2,4)}							
(10億NZドル)	(2013)	NZL	13 (6.7)	40 (20.9)	57 (29.3)	38 (19.8)	
ブラジル(10億レアル)	(2011)	BRA	233 (6.3)	863 (23.2)	832 (22.4)	823 (22.1)	

e) Construction; f) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communications; g) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; h) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

第1-6表 国内総生産の構成（支出側、名目、2014年）

Table 1-6: GDP by expenditure approach, 2014 (at current prices)

		国内 総生産 ^{a)}	政府 最終消費 支出 ^{b)}	民間 最終消費 支出 ^{c)}	在庫品の 増減及び 評価減 ^{d)}	総固定 資本 形成 ^{e)}	財貨・サービス	
							輸出 ^{f)}	輸入 ^{g)}
(実額/at current prices)								
日本(10億円)	JPN	486,939	100,448	295,392	-888	107,128	86,400	101,542
アメリカ(10億USDドル)	USA	17,348	2,556	11,866	77	3,379	2,342	2,872
カナダ(10億カナダドル)	CAN	1,975	417	1,101	7	467	624	642
イギリス(10億ポンド)	GBR	1,816	357	1,176	12	306	515	550
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	2,916	564	1,592	-22	585	1,333	1,137
フランス(10億ユーロ)	FRA	2,132	516	1,183	10	462	612	651
イタリア(10億ユーロ)	ITA	1,614	315	986	-5	268	477	428
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	3,918	1,031	1,812	10	922	1,744	1,600
ロシア(10億ルーブル)	RUS	71,406	13,932	38,319	396	14,124	21,437	16,331
中国 ¹⁾ (10億元)	CHN	58,802	7,998	21,219	1,128	26,908	14,932	13,517
韓国(1兆ウォン)	KOR	1,485	224	749	1	432	752	673
マレーシア(10億リンギット)	MYS	1,070	141	554	-13	283	852	748
タイ ¹⁾ (10億バーツ)	THA	12,910	2,177	7,700	275	3,272	8,741	8,408
インドネシア ²⁾ (1兆ルピア)	IDN	10,543	1,005	6,036	219	3,434	2,501	2,581
フィリピン(10億ペソ)	PHL	12,634	1,349	9,159	-97	2,587	3,679	3,974
インド ^{1) 2)} (10億ルピー)	IND	113,451	12,775	67,721	3,217	33,679	28,547	31,904
オーストラリア ³⁾ (10億AUDドル)	AUS	1,632	289	920	-3	433	339	345
ニュージーランド ³⁾ (10億NZドル)	NZL	241	45	135	1	56	70	66
ブラジル(10億レアル)	BRA	5,521	1,115	3,450	19	1,090	636	788
(対GDP比/per GDP)								
日本	JPN	100.0	20.6	60.7	-0.2	22.0	17.7	20.9
アメリカ	USA	100.0	14.7	68.4	0.4	19.5	13.5	16.6
カナダ	CAN	100.0	21.1	55.7	0.4	23.7	31.6	32.5
イギリス	GBR	100.0	19.7	64.7	0.6	16.9	28.4	30.3
ドイツ	DEU	100.0	19.3	54.6	-0.8	20.1	45.7	39.0
フランス	FRA	100.0	24.2	55.5	0.5	21.7	28.7	30.5
イタリア	ITA	100.0	19.5	61.1	-0.3	16.6	29.6	26.5
スウェーデン	SWE	100.0	26.3	46.2	0.2	23.5	44.5	40.8
ロシア	RUS	100.0	19.5	53.7	0.6	19.8	30.0	22.9
中国	CHN	100.0	13.6	36.1	1.9	45.8	25.4	23.0
韓国	KOR	100.0	15.1	50.4	0.1	29.1	50.6	45.3
マレーシア	MYS	100.0	13.2	51.8	-1.2	26.4	79.6	69.9
タイ	THA	100.0	16.9	59.6	2.1	25.3	67.7	65.1
インドネシア	IDN	100.0	9.5	57.2	2.1	32.6	23.7	24.5
フィリピン	PHL	100.0	10.7	72.5	-0.8	20.5	29.1	31.5
インド	IND	100.0	11.3	59.7	2.8	29.7	25.2	28.1
オーストラリア	AUS	100.0	17.7	56.4	-0.2	26.5	20.8	21.2
ニュージーランド	NZL	100.0	18.8	56.2	0.4	23.2	29.2	27.4
ブラジル	BRA	100.0	20.2	62.5	0.3	19.7	11.5	14.3

a) Gross Domestic Product; b) Government final consumption expenditure; c) Household and NPISH's final consumption expenditure; d) Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables; e) Gross fixed capital formation; f) Exports of goods and services; g) Less : Imports of goods and services.

資料出所 日本：内閣府(2015.12)「2014年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア、中国：OECD Database“National Accounts”2016年1月現在

その他：UN data(<http://data.un.org/>)2016年1月現在

- (注) 1) 2013年の数値。
2) 民間最終消費支出は、対家計非営利団体(NPISH)を除く。
3) OECDによる推計値。

第1-7表 国内総生産の構成（生産側、名目、2014年）

Table 1-7: GDP by production approach, 2014 (at current prices)

		国内 総生産 ^{a)}	雇用者 報酬 ^{b)}	営業余剰・混 合所得(純) ^{c)}	固定資本 減耗 ^{d)}	純間接 税 ^{1) e)}
(実額/Real amount)						
日本(10億円)	JPN	486,939	251,426	91,360	103,699	40,943
アメリカ(10億USDドル)	USA	17,348	9,258	4,399	2,747	1,156
カナダ(10億カナダドル)	CAN	1,973	999	430	335	210
イギリス(10億ポンド)	GBR	1,817	889	456	241	222
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	2,916	1,483	627	518	288
フランス(10億ユーロ)	FRA	2,132	1,126	337	386	283
イタリア(10億ユーロ)	ITA	1,614	644	461	295	214
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	3,918	1,881	594	654	789
ロシア ²⁾ (10億ルーブル)	RUS	66,190	34,269	18,659	3,171	10,092
韓国 ²⁾ (1兆ウォン)	KOR	1,429	629	379	279	142
シンガポール ³⁾ (100万SGPドル)	SGP	390,089	166,192	(193,449)	—	29,571
タイ ²⁾ (10億バーツ)	THA	12,910	4,000	5,503	2,082	1,325
フィリピン ⁴⁾ (100万ペソ)	PHL	10,565	2,347	4,955	1,128	710
インド ⁴⁾ (10億ルピー)	IND	95,605	29,637	54,011	10,161	7,324
オーストラリア(10億AUDドル)	AUS	1,610	782	396	273	161
ニュージーランド ⁵⁾ (10億NZドル)	NZL	210	92	61	30	27
ブラジル ⁶⁾ (10億レアル)	BRA	2,794	1,413	1,076	260	45
(構成比/per GDP)						(%)
日本	JPN	100.0	51.6	18.8	21.3	8.4
アメリカ	USA	100.0	53.4	25.4	15.8	6.7
カナダ	CAN	100.0	50.6	21.8	17.0	10.6
イギリス	GBR	100.0	48.9	25.1	13.3	12.2
ドイツ	DEU	100.0	50.9	21.5	17.8	9.9
フランス	FRA	100.0	52.8	15.8	18.1	13.3
イタリア	ITA	100.0	39.9	28.6	18.3	13.3
スウェーデン	SWE	100.0	48.0	15.1	16.7	20.1
ロシア ²⁾	RUS	100.0	51.8	28.2	4.8	15.2
韓国 ²⁾	KOR	100.0	44.0	26.5	19.5	9.9
シンガポール ³⁾	SGP	100.0	42.6	(49.6)	—	7.6
タイ ²⁾	THA	100.0	31.0	42.6	16.1	10.3
フィリピン ⁴⁾	PHL	100.0	22.2	46.9	10.7	6.7
インド ⁴⁾	IND	100.0	31.0	56.5	10.6	7.7
オーストラリア	AUS	100.0	48.6	24.6	16.9	10.0
ニュージーランド ⁵⁾	NZL	100.0	43.9	28.8	14.4	13.0
ブラジル ⁶⁾	BRA	100.0	50.6	38.5	9.3	1.6

a) Gross Domestic Product; b) Compensation of employees; c) Operating surplus and mixed income(net); d) Consumption of fixed capital; e) Taxes on production and imports, less Subsidies.

資料出所 日本:内閣府(2015.12)「2014年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database“National Accounts”2016年1月現在

シンガポール:シンガポール統計局(2015.11) Yearbook of Statistics Singapore 2015

その他:UN data(<http://data.un.org/>)2016年1月現在

(注) 1) 純間接税は、生産・輸入品に課される税一補助金。

2) 2013年の数値。

3) 括弧内の数値は、営業余剰・混合所得(総)。

4) 2012年の数値。

5) 2011年の数値。

6) 2009年の数値。

第1-8表 国民貯蓄率¹⁾

Table 1-8: National savings rates

		(%)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	8.9	7.0	5.1	-0.7	2.2	0.9	1.0	0.8	1.4
アメリカ	USA	6.8	3.2	-0.8	-2.5	-1.0	-0.1	2.3	2.8	3.5
カナダ	CAN	10.6	11.8	10.0	1.1	3.4	5.7	5.4	5.2	5.5
イギリス	GBR	4.6	3.5	1.0	-1.9	0.2	1.4	-0.4	-1.1	-1.1
ドイツ	DEU	6.7	7.7	11.2	6.8	9.1	11.6	10.3	9.8	11.2
フランス	FRA	10.0	7.0	6.7	2.3	3.0	3.8	2.1	2.0	2.2
イタリア	ITA	6.8	5.5	3.3	0.3	-0.5	-0.4	-1.1	-0.5	0.0
スウェーデン	SWE	14.4	16.0	19.7	12.1	15.2	15.8	14.5	13.3	14.2
ロシア	RUS	31.3	27.6	27.5	16.9	23.2	27.0	24.5	—	—
香港 ²⁾	HKG	32.0	33.1	34.4	31.1	30.5	29.2	26.7	25.3	25.4
韓国	KOR	20.7	19.7	17.7	16.8	20.3	19.3	18.4	18.5	18.9
シンガポール ²⁾	SGP	46.3	47.0	48.0	47.7	53.0	51.5	49.9	49.5	49.4
マレーシア ²⁾	MYS	40.0	39.8	40.7	35.0	36.4	36.6	33.8	—	—
タイ	THA	16.5	15.4	18.3	16.9	17.8	19.1	16.8	14.7	—
フィリピン	PHL	16.2	18.9	19.4	31.7	25.9	24.1	22.4	—	—
インド ³⁾	IND	15.3	25.5	23.6	25.3	25.9	23.3	21.7	—	—
オーストラリア	AUS	5.7	7.5	10.6	8.1	10.5	11.9	10.7	9.5	7.6
ニュージーランド	NZL	6.3	4.6	0.5	3.7	3.4	3.9	4.1	7.5	—
ブラジル ²⁾	BRA	14.3	17.8	19.2	16.2	17.8	17.5	14.9	14.2	16.1

資料出所 日本:内閣府(2015.12)「2014年度国民経済計算確報」

日本及びスウェーデンを除くOECD諸国: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2016年1月現在その他: UN data (<http://data.un.org/>) 2016年1月現在

(注) 1) 国民貯蓄率 = (純貯蓄 / 純国民可処分所得) × 100

2) 国民貯蓄率 = (粗貯蓄 / 粗国民可処分所得) × 100

3) 各年度(4月～3月)の値。

第1-9表 鉱工業生産指数

Table 1-9: Industrial production indices

指数(2010年=100) index, Y2010=100		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	104.3	106.1	110.1	87.0	100.0	97.1	97.7	96.9	98.7
アメリカ	USA	101.6	105.4	106.7	95.5	100.0	103.4	107.3	110.4	114.9
カナダ	CAN	110.4	111.7	106.9	95.3	100.0	103.7	104.8	106.1	111.0
イギリス	GBR	112.6	108.2	106.4	97.0	100.0	99.2	96.5	96.0	97.6
ドイツ	DEU	88.9	95.0	108.1	89.3	100.0	107.9	106.7	107.7	109.8
フランス	FRA	111.7	111.5	110.6	95.0	100.0	102.2	99.6	98.8	97.6
イタリア	ITA	117.0	112.4	115.0	93.5	100.0	100.3	94.2	91.4	90.3
オランダ	NLD	89.7	93.7	100.2	93.0	100.0	99.5	99.5	99.6	96.3
デンマーク	DNK	110.7	116.3	115.2	98.1	100.0	101.8	101.9	102.4	103.2
スウェーデン	SWE	98.7	107.3	111.4	91.4	100.0	105.9	103.7	98.6	94.2
ロシア	RUS	69.2	91.5	104.4	93.2	100.0	105.0	108.5	109.0	110.8
韓国	KOR	53.4	71.8	86.1	86.0	100.0	105.9	106.8	106.8	107.8
シンガポール ¹⁾	SGP	57.7	70.9	80.4	77.1	100.0	107.6	107.9	109.8	112.7
マレーシア	MYS	78.4	100.0	108.1	99.9	100.0	102.4	106.7	110.4	116.0
インドネシア ¹⁾	IDN	74.3	88.3	94.5	95.6	100.0	104.1	108.3	—	—
フィリピン ¹⁾	PHL	66.2	96.1	98.5	85.5	100.0	102.1	109.3	115.3	122.7
インド	IND	49.4	65.9	83.6	89.1	100.0	104.8	105.5	106.2	108.1
オーストラリア ²⁾	AUS	90.2	94.4	97.3	95.6	100.0	101.1	104.6	106.7	111.4
ニュージーランド ¹⁾	NZL	91.0	102.8	103.5	96.5	100.0	97.6	97.6	98.6	101.1
ブラジル ²⁾	BRA	74.7	87.2	97.3	90.5	100.0	100.5	97.8	100.0	97.0
対前年比(%) percentage change		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	5.4	1.4	-3.2	-21.0	15.0	-2.9	0.7	-0.9	2.0
アメリカ	USA	4.0	3.4	-3.4	-10.5	4.7	3.4	3.8	2.9	4.1
カナダ	CAN	8.6	2.0	-2.9	-10.8	4.9	3.7	1.1	1.2	4.6
イギリス	GBR	1.9	-0.7	-2.7	-8.8	3.0	-0.8	-2.7	-0.5	1.7
ドイツ	DEU	5.6	3.3	0.9	-17.4	11.9	7.9	-1.1	0.9	2.0
フランス	FRA	3.2	0.1	-2.7	-14.1	5.2	2.2	-2.6	-0.8	-1.2
イタリア	ITA	3.1	-1.8	-3.2	-18.7	6.9	0.3	-6.1	-3.0	-1.2
オランダ	NLD	5.4	0.3	0.8	-7.3	7.6	-0.5	0.0	0.1	-3.3
デンマーク	DNK	6.9	2.8	-1.6	-14.8	2.0	1.8	0.2	0.4	0.8
スウェーデン	SWE	5.7	2.5	-2.6	-18.0	9.4	5.9	-2.1	-4.9	-4.4
ロシア	RUS	9.7	5.0	0.6	-10.7	7.3	5.0	3.3	0.4	1.7
韓国	KOR	16.9	6.3	3.4	-0.1	16.3	5.9	0.9	-0.1	0.9
シンガポール ¹⁾	SGP	15.4	9.5	-4.2	-4.2	29.7	7.6	0.3	1.7	2.6
マレーシア	MYS	19.1	4.1	0.7	-7.5	0.1	2.4	4.2	3.4	5.1
インドネシア ¹⁾	IDN	11.7	1.3	3.0	1.2	4.6	4.1	4.1	—	—
フィリピン ¹⁾	PHL	13.7	10.2	4.4	-13.2	17.0	2.1	7.1	5.5	6.5
インド	IND	7.4	7.9	4.2	6.6	12.2	4.8	0.7	0.6	1.8
オーストラリア	AUS	5.1	1.1	1.8	-1.6	4.5	1.1	3.5	2.0	4.4
ニュージーランド	NZL	3.6	0.1	-1.7	-6.8	3.7	-2.4	0.0	1.0	2.5
ブラジル ²⁾	BRA	6.6	3.2	2.8	-7.0	10.5	0.5	-2.7	2.2	-3.1

資料出所 IMF Data (2015.8) “International Financial Statistics”

(注) 1) 製造業のみ。

2) 季節調整値。

第1-10表 経常収支・貿易収支

Table 1-10: Current account and trade balance

(100万USD/ million U.S. dollars)

経常収支 Current account		2005年	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	170,123	220,888	129,597	60,117	41,132	24,021
アメリカ	USA	-745,445	-441,963	-460,358	-449,669	-376,763	-389,525
カナダ	CAN	21,910	-56,626	-47,810	-59,942	-54,665	-37,475
イギリス	GBR	-30,472	-63,006	-43,144	-97,822	-120,215	-173,933
ドイツ	DEU	132,200	193,326	227,935	240,862	242,325	290,327
フランス	FRA	-137	-22,034	-29,490	-41,720	-40,213	-28,945
イタリア	ITA	-29,744	-74,304	-70,047	-9,231	20,122	40,474
オランダ	NLD	41,600	61,820	81,320	89,546	94,974	94,994
デンマーク	DNK	11,104	18,183	19,875	18,750	24,248	21,494
スウェーデン	SWE	26,423	29,402	32,841	31,358	54,254	44,744
ロシア	RUS	84,389	67,452	97,274	71,282	34,801	58,432
中国	CHN	132,378	237,810	136,097	215,392	182,807	—
韓国	KOR	12,655	28,850	18,656	50,835	81,148	89,220
シンガポール	SGP	27,868	55,943	60,561	49,774	54,084	58,772
マレーシア	MYS	19,980	26,998	33,508	18,638	11,732	—
タイ	THA	-7,647	9,946	8,931	-1,458	-3,781	13,405
インドネシア	IDN	278	5,144	1,685	-24,418	-29,109	-25,403
フィリピン	PHL	1,990	7,179	5,643	6,949	11,384	12,650
インド	IND	-10,284	-54,516	-62,518	-91,471	-49,226	-31,289
オーストラリア	AUS	-43,343	-44,714	-44,525	-68,008	-49,955	-40,717
ニュージーランド	NZL	-8,025	-3,433	-4,805	-6,916	-5,932	-6,410
ブラジル	BRA	13,985	-47,273	-52,480	-54,246	-81,108	-103,981
貿易収支 Trade balance		2005年	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	106,964	108,524	-4,474	-53,484	-89,648	-99,200
アメリカ	USA	-782,805	-648,678	-740,644	-741,172	-702,587	-741,462
カナダ	CAN	50,572	-9,367	403	-11,153	-6,965	4,561
イギリス	GBR	-126,619	-150,731	-154,654	-172,128	-176,133	-199,624
ドイツ	DEU	196,106	213,739	227,282	252,504	275,687	304,146
フランス	FRA	-19,204	-63,536	-90,299	-70,302	-56,452	-48,428
イタリア	ITA	543	-29,073	-25,834	21,443	48,009	65,314
オランダ	NLD	63,194	80,046	90,195	91,470	102,245	105,250
デンマーク	DNK	7,333	9,125	10,143	8,502	11,886	10,128
スウェーデン	SWE	20,221	19,140	20,243	20,516	21,037	17,452
ロシア	RUS	116,185	146,995	196,854	191,663	181,939	189,737
中国	CHN	119,660	245,539	236,050	297,746	351,766	—
韓国	KOR	32,313	47,915	29,090	49,406	82,781	92,688
シンガポール	SGP	47,744	62,840	71,547	67,487	74,501	76,365
マレーシア	MYS	32,982	42,301	49,549	40,719	32,494	—
タイ	THA	3,392	29,667	16,991	6,688	6,732	24,561
インドネシア	IDN	17,611	31,003	33,825	8,680	5,833	6,982
フィリピン	PHL	-12,146	-16,859	-20,428	-18,926	-17,662	-15,851
インド	IND	-32,289	-93,353	-120,174	-151,929	-114,651	-75,489
オーストラリア	AUS	-14,265	11,335	22,481	-12,187	4,283	323
ニュージーランド	NZL	-3,043	2,003	2,214	54	1,055	960
ブラジル	BRA	44,890	20,147	29,807	19,431	2,399	-6,248

資料出所 The World Bank (2016.2) "World Development Indicators, Time series"

第1-11表 対内直接投資額（フロー）

Table 1-11: FDI Inward flows

		(100万ドル/million U.S. dollars)							
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	8,323	2,776	11,938	-1,252	-1,758	1,732	2,304	2,090
アメリカ	USA	314,007	104,773	143,604	198,049	229,862	169,680	230,768	92,397
カナダ	CAN	66,795	25,692	22,700	28,400	39,669	39,266	70,565	53,864
イギリス	GBR	121,898	183,822	90,591	58,954	41,803	59,375	47,675	72,241
ドイツ	DEU	198,277	47,449	23,805	65,642	67,515	20,316	18,193	1,831
フランス	FRA	27,497	33,234	30,733	13,889	31,642	16,979	42,892	15,191
イタリア	ITA	13,375	23,291	20,077	9,178	34,324	93	25,004	11,451
オランダ	NLD	63,855	39,047	38,752	-7,184	24,369	17,655	32,039	30,253
ベルギー	BEL	88,739	34,370	75,169	60,635	78,258	9,308	23,396	-4,957
ルクセンブルク	LUX		4,645	27,313	38,588	9,748	79,645	23,248	7,087
スウェーデン	SWE	23,433	11,626	10,093	140	12,923	16,334	3,571	10,036
スペイン	ESP	39,575	25,020	10,407	39,873	28,379	25,696	41,733	22,904
ロシア	RUS	2,714	15,508	36,583	43,168	55,084	50,588	69,219	20,958
中国	CHN	40,715	72,406	95,000	114,734	123,985	121,080	123,911	128,500
香港	HKG	54,582	34,058	55,535	70,541	96,581	70,180	74,294	103,254
台湾	TWN	4,928	1,625	2,805	2,492	-1,957	3,207	3,598	2,839
韓国	KOR	11,509	13,643	9,022	9,497	9,773	9,496	12,767	9,899
シンガポール	SGP	15,515	18,090	23,821	55,076	48,002	56,659	64,793	67,523
マレーシア	MYS	3,788	4,065	1,453	9,060	12,198	9,239	12,115	10,799
タイ	THA	3,410	8,067	4,854	9,147	1,195	9,168	14,016	12,566
インドネシア	IDN	-4,550	8,336	4,877	13,771	19,241	19,138	18,817	22,580
フィリピン	PHL	2,240	1,854	1,963	1,298	1,852	2,033	3,737	6,201
インド	IND	3,588	7,622	35,634	27,417	36,190	24,196	28,199	34,417
オーストラリア	AUS	14,191	-28,294	31,667	36,443	57,050	55,802	54,239	51,854
ニュージーランド	NZL	1,347	1,205	785	1,026	4,034	3,424	1,585	3,391
ブラジル	BRA	32,779	15,066	25,949	48,506	66,660	65,272	63,996	62,495
メキシコ	MEX	18,303	24,734	17,679	26,083	23,376	18,951	44,627	22,795

資料出所 UNCTADstat (<http://unctadstat.unctad.org/>) 2015年11月現在

第1-12表 対外直接投資額（フロー）

Table 1-12: FDI Outward flows

		(100万ドル/million U.S. dollars)							
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	31,557	45,781	74,699	56,263	107,599	122,549	135,749	113,629
アメリカ	USA	142,626	15,369	287,901	277,779	396,569	311,347	328,343	336,943
カナダ	CAN	44,678	27,538	39,601	34,723	52,148	53,938	50,536	52,620
イギリス	GBR	235,398	78,377	20,562	46,633	107,801	28,939	-14,972	-59,628
ドイツ	DEU	56,557	74,542	68,541	125,451	77,930	66,089	30,109	112,227
フランス	FRA	161,948	68,057	100,865	48,156	51,415	31,639	24,997	42,869
イタリア	ITA	6,686	39,362	21,275	32,655	53,629	7,980	30,759	23,451
オランダ	NLD	75,634	106,009	26,273	68,358	34,789	5,235	56,926	40,809
ベルギー	BEL	86,362	32,658	15,251	9,092	46,371	33,985	17,940	8,534
ルクセンブルク	LUX		8,211	8,201	23,243	10,737	68,428	34,555	-4,307
スウェーデン	SWE	40,907	27,712	26,202	20,349	29,861	28,952	28,879	12,156
スペイン	ESP	58,213	41,829	13,070	37,844	41,164	-3,982	25,829	30,688
ロシア	RUS	3,177	17,880	43,281	52,616	66,851	48,822	86,507	56,438
中国	CHN	916	12,261	56,530	68,811	74,654	87,804	101,000	116,000
香港	HKG	54,079	27,003	59,202	86,247	96,341	83,411	80,773	142,700
台湾	TWN	6,701	6,028	5,877	11,574	12,766	13,137	14,285	12,697
韓国	KOR	4,842	8,330	17,436	28,280	29,705	30,632	28,360	30,558
シンガポール	SGP	6,650	11,588	26,239	33,377	24,490	15,147	28,814	40,660
マレーシア	MYS	2,026	3,076	7,784	13,399	15,249	17,143	14,107	16,445
タイ	THA	-20	529	4,172	4,467	6,106	10,487	12,122	7,692
インドネシア	IDN	150	3,065	2,249	2,664	7,713	5,422	6,647	7,077
フィリピン	PHL	125	189	359	616	339	1,692	3,647	6,990
インド	IND	514	2,985	16,058	15,947	12,456	8,486	1,679	9,848
オーストラリア	AUS	2,864	-35,783	16,409	19,804	1,669	5,583	-3,063	-351
ニュージーランド	NZL	610	-1,339	-1,001	716	2,530	-456	525	-4
ブラジル	BRA	2,282	2,517	-10,084	11,588	-1,029	-2,821	-3,495	-3,540
メキシコ	MEX	363	6,474	9,604	15,050	12,636	22,470	13,138	5,201

資料出所 UNCTADstat (<http://unctadstat.unctad.org/>) 2015年11月現在

1 経済・経営

第1-13表 為替レート

Table 1-13: Exchange rates

		(対USDドル当たり/per U.S. dollar)							
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	107.77	110.22	93.57	87.78	79.81	79.79	97.60	105.94
		(円 Yen)							
カナダ	CAN	1.4851	1.2118	1.1431	1.0302	0.9895	0.9992	1.0298	1.1061
		(カナダドル Canadian dollars)							
イギリス	GBR	0.6609	0.5500	0.6419	0.6472	0.6241	0.6330	0.6397	0.6077
		(ポンド Pounds)							
ユーロ圏	Euro Area	1.0854	0.8041	0.7198	0.7550	0.7194	0.7783	0.7532	0.7537
		(ユーロ Euros)							
デンマーク	DNK	8.0831	5.9969	5.3609	5.6241	5.3687	5.7925	5.6163	5.6125
		(デンマーククローネ Danish krone)							
スウェーデン	SWE	9.1622	7.4731	7.6538	7.2075	6.4935	6.7750	6.5140	6.8608
		(スウェーデンクローナ Swedish krona)							
ロシア	RUS	28.129	28.284	31.740	30.368	29.382	30.840	31.837	38.378
		(ルーブル Rubles)							
中国	CHN	8.2785	8.1943	6.8314	6.7703	6.4615	6.3123	6.1958	6.1434
		(元 Yuan)							
香港	HKG	7.7912	7.7773	7.7518	7.7692	7.7840	7.7564	7.7560	7.7541
		(香港ドル Hong Kong dollars)							
韓国	KOR	1,131	1,024	1,277	1,156	1,108	1,126	1,095	1,053
		(ウォン Won)							
シンガポール	SGP	1.7240	1.6644	1.4545	1.3635	1.2578	1.2497	1.2513	1.2671
		(シンガポールドル Singapore dollars)							
マレーシア	MYS	3.8000	3.7871	3.5245	3.2211	3.0600	3.0888	3.1509	3.2729
		(リンギット Ringgit)							
タイ	THA	40.112	40.220	34.286	31.686	30.492	31.083	30.726	32.480
		(バーツ Baht)							
インドネシア	IDN	8,422	9,705	10,390	9,090	8,770	9,387	10,461	11,865
		(ルピア Rupiah)							
フィリピン	PHL	44.192	55.085	47.680	45.110	43.313	42.229	42.446	44.395
		(フィリピンペソ Philippine Pesos)							
インド	IND	44.942	44.100	48.405	45.726	46.670	53.437	58.598	61.030
		(ルピー Rupees)							
ベトナム	VNM	14,168	15,859	17,065	18,613	20,510	20,828	20,933	21,148
		(ドン Dong)							
カンボジア	KHM	3,841	4,093	4,139	4,185	4,059	4,033	4,027	4,038
		(リエル Riel)							
オーストラリア	AUS	1.7248	1.3095	1.2822	1.0902	0.9695	0.9658	1.0358	1.1094
		(オーストラリアドル Australian dollars)							
ニュージーランド	NZL	2.2011	1.4203	1.6009	1.3878	1.2658	1.2343	1.2194	1.2054
		(ニュージーランドドル New Zealand dollars)							
ブラジル	BRA	1.8294	2.4344	1.9994	1.7592	1.6728	1.9531	2.1561	2.3538
		(レアル Reals)							
メキシコ	MEX	9.456	10.898	13.513	12.636	12.423	13.169	12.772	13.292
		(メキシコペソ Mexican Pesos)							

資料出所 The World Bank (2015.7) *World Development Indicators 2015*中国及びブラジル: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2015年7月現在

(注) この為替レートは、年平均レートである。

第1-14表 生産者物価指数
Table 1-14: Producer price indices

指数(2010年=100) index, Y2010=100		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN	99.5	97.2	105.7	100.1	100.0	101.5	100.6	101.8	105.1
アメリカ	USA	71.8	85.2	102.6	93.6	100.0	108.8	109.4	110.1	111.1
カナダ ²⁾	CAN	90.0	94.2	102.1	98.5	100.0	106.9	108.1	108.6	111.3
イギリス	GBR	84.3	87.0	96.9	97.4	100.0	104.8	107.0	108.4	108.4
ドイツ	DEU	82.6	91.2	102.8	98.5	100.0	105.3	107.0	106.9	105.8
フランス	FRA	87.0	93.2	102.8	97.0	100.0	104.6	107.0	107.0	105.5
イタリア	ITA	80.5	88.9	101.9	97.1	100.0	104.7	108.5	107.3	105.7
スウェーデン	SWE	78.4	86.4	99.6	98.6	100.0	102.8	102.4	99.7	100.7
ロシア ²⁾	RUS	27.3	61.7	96.0	89.1	100.0	117.7	125.7	129.9	137.8
中国	CHN	80.3	88.2	100.2	94.8	100.0	106.0	104.2	102.2	—
韓国	KOR	79.1	86.9	96.5	96.3	100.0	106.7	107.5	105.7	105.2
シンガポール ³⁾	SGP	85.9	97.9	110.9	95.5	100.0	108.4	109.0	106.0	102.5
マレーシア	MYS	69.0	82.4	102.2	94.7	100.0	109.6	109.7	107.8	109.3
タイ	THA	60.6	76.5	95.0	91.4	100.0	105.4	106.5	106.8	107.0
インドネシア ⁴⁾	IDN	39.1	59.3	97.1	95.4	100.0	107.4	112.9	119.6	130.8
フィリピン ⁵⁾	PHL	59.6	92.9	106.7	105.2	100.0	100.9	100.4	92.8	91.8
インド ⁴⁾	IND	59.1	74.7	89.2	91.3	100.0	108.9	117.7	125.1	130.0
オーストラリア	AUS	75.9	86.7	103.8	98.1	100.0	103.4	102.9	104.0	107.2
ニュージーランド [*]	NZL	73.6	82.4	98.7	96.3	100.0	104.0	104.4	106.8	105.0
ブラジル	BRA	40.1	78.3	94.8	94.6	100.0	109.4	115.9	122.7	128.4
対前年比(%) percentage change		2001～ 2005	2006～ 2010	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN	-0.5	0.6	0.0	1.7	-0.1	1.5	-0.9	1.3	3.2
アメリカ	USA	3.5	3.5	5.8	7.3	6.8	8.8	0.6	0.6	0.9
カナダ ²⁾	CAN	0.9	1.2	4.3	1.6	1.5	6.9	1.1	0.4	2.5
イギリス	GBR	0.6	2.8	1.4	1.9	2.7	4.8	2.1	1.3	0.0
ドイツ	DEU	2.0	1.9	3.3	4.3	1.5	5.3	1.6	-0.1	-1.0
フランス	FRA	1.4	1.5	4.4	3.1	3.1	4.6	2.3	0.0	-1.4
イタリア	ITA	2.0	2.4	6.0	4.0	3.0	4.7	3.6	-1.1	-1.5
スウェーデン	SWE	2.0	3.0	8.9	5.2	1.4	2.8	-0.3	-2.6	1.0
ロシア ²⁾	RUS	17.8	10.6	46.9	20.6	12.2	17.7	6.8	3.3	6.1
中国	CHN	2.0	2.6	2.8	4.9	5.5	6.0	-1.7	-1.9	—
韓国	KOR	1.9	2.9	2.0	2.1	3.8	6.7	0.7	-1.6	-0.5
シンガポール ³⁾	SGP	2.7	0.7	10.1	9.7	4.7	8.4	0.5	-2.7	-3.3
マレーシア	MYS	3.6	4.1	3.1	6.9	5.6	9.6	0.1	-1.7	1.4
タイ	THA	4.8	5.7	3.9	9.1	9.4	5.4	1.0	0.3	0.1
インドネシア ⁴⁾	IDN	8.8	11.4	12.5	16.6	4.9	7.4	5.1	5.9	9.3
フィリピン ⁵⁾	PHL	9.4	1.6	12.5	9.1	-5.0	0.9	-0.5	-7.6	-1.0
インド ⁴⁾	IND	4.8	6.0	6.6	4.7	9.6	8.9	8.1	6.3	3.9
オーストラリア	AUS	2.7	3.0	7.1	6.0	1.9	3.4	-0.5	1.1	3.1
ニュージーランド [*]	NZL	2.3	4.0	8.3	5.4	3.9	4.0	0.4	2.3	-1.7
ブラジル	BRA	14.6	5.1	18.1	5.6	5.7	9.4	5.9	5.9	4.6

資料出所 IMF Data (2015.8) “International Financial Statistics”

ロシア・中国: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2015年8月現在

(注) 指数を作成するための方法は、国によって異なる。

1) 企業物価指数。

2) 工業製品物価指数。

3) 国内供給品物価指数。

4) 卸売物価指数。

5) 主要製造業生産者物価指数。

第1-15表 消費者物価指数

Table 1-15: Consumer price indices

指数(2010年=100) index, Y2010=100		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	102.7	100.4	102.1	100.7	100.0	99.7	99.7	100.0	102.8
アメリカ	USA	79.0	89.6	98.7	98.4	100.0	103.2	105.3	106.8	108.6
カナダ	CAN	81.9	91.9	98.0	98.3	100.0	102.9	104.5	105.5	107.5
イギリス	GBR	81.3	87.3	94.8	96.8	100.0	104.5	107.4	110.2	111.8
ドイツ	DEU	85.7	92.5	98.6	98.9	100.0	102.1	104.1	105.7	106.7
フランス	FRA	84.4	92.7	98.4	98.5	100.0	102.1	104.1	105.0	105.5
イタリア	ITA	80.7	91.0	97.8	98.5	100.0	102.7	105.9	107.2	107.4
スウェーデン	SWE	86.2	92.7	99.3	98.9	100.0	103.0	103.9	103.8	103.6
ロシア	RUS	30.8	61.4	83.8	93.6	100.0	108.4	113.9	121.6	131.2
中国	CHN	80.9	86.6	97.5	96.8	100.0	105.5	108.2	111.1	113.3
韓国	KOR	73.1	86.1	94.5	97.1	100.0	104.0	106.3	107.7	109.0
シンガポール	SGP	85.3	88.0	96.7	97.3	100.0	105.3	110.0	112.6	113.8
マレーシア	MYS	80.5	87.7	97.7	98.3	100.0	103.2	104.9	107.1	110.5
タイ	THA	77.3	86.6	97.7	96.8	100.0	103.8	106.9	109.3	111.3
インドネシア	IDN	44.0	68.7	90.7	95.1	100.0	105.4	109.9	116.9	124.4
フィリピン	PHL	63.7	78.7	92.4	96.3	100.0	104.6	108.0	111.2	115.8
インド	IND	54.2	65.8	80.5	89.3	100.0	108.9	119.0	132.0	140.4
オーストラリア	AUS	74.4	86.4	95.5	97.2	100.0	103.3	105.1	107.7	110.4
ニュージーランド	NZL	77.6	87.0	95.7	97.7	100.0	104.4	105.4	106.7	107.7
ブラジル	BRA	52.5	79.6	90.8	95.2	100.0	106.6	112.4	119.4	126.9
対前年比(%) percentage change		2001～ 2005	2006～ 2010	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	-0.4	-0.1	-0.7	-0.3	-0.7	-0.3	0.0	0.4	2.7
アメリカ	USA	2.6	2.2	3.4	3.4	1.6	3.2	2.1	1.5	1.6
カナダ	CAN	2.3	1.7	2.7	2.2	1.8	2.9	1.5	0.9	1.9
イギリス	GBR	1.4	2.7	0.8	2.0	3.3	4.5	2.8	2.6	1.5
ドイツ	DEU	1.5	1.6	1.5	1.5	1.1	2.1	2.0	1.5	0.9
フランス	FRA	1.9	1.5	1.7	1.7	1.5	2.1	2.0	0.9	0.5
イタリア	ITA	2.4	1.9	2.5	2.0	1.5	2.7	3.0	1.2	0.2
スウェーデン	SWE	1.5	1.5	1.0	0.5	1.2	3.0	0.9	0.0	-0.2
ロシア	RUS	14.9	10.3	20.8	12.7	6.9	8.4	5.1	6.8	7.8
中国	CHN	1.4	3.0	0.4	1.8	3.3	5.4	2.6	2.6	2.0
韓国	KOR	3.3	3.0	2.3	2.8	3.0	4.0	2.2	1.3	1.3
シンガポール	SGP	0.6	2.6	1.4	0.4	2.8	5.3	4.5	2.4	1.0
マレーシア	MYS	1.7	2.7	1.5	3.0	1.7	3.2	1.7	2.1	3.1
タイ	THA	2.3	3.0	1.6	4.5	3.3	3.8	3.0	2.2	1.9
インドネシア	IDN	9.3	7.8	3.7	10.5	5.1	5.4	4.3	6.4	6.4
フィリピン	PHL	4.3	4.9	4.0	6.5	3.8	4.6	3.2	3.0	4.1
インド	IND	4.0	8.7	4.0	4.2	12.0	8.9	9.3	10.9	6.4
オーストラリア	AUS	3.0	3.0	4.5	2.7	2.8	3.3	1.8	2.4	2.5
ニュージーランド	NZL	2.3	2.8	3.0	3.0	2.3	4.4	0.9	1.3	0.9
ブラジル	BRA	8.7	4.7	7.0	6.9	5.0	6.6	5.4	6.2	6.3

資料出所 IMF Data (2015.8) “International Financial Statistics”

中国: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2015年8月現在

第1-16表 購買力平価

Table 1-16: Purchasing power parities (PPPs)

		(各国通貨/USドル)(National currency per US dollar)								
		消費購買 力平価*	GDP購買力平価 PPPs for GDP							
		2014年	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	114.1	155.0	129.6	115.5	111.6	107.5	104.6	104.1	105.3
アメリカ	USA	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
カナダ	CAN	1.30	1.23	1.21	1.20	1.22	1.24	1.25	1.25	1.26
イギリス	GBR	0.79	0.64	0.64	0.66	0.69	0.70	0.70	0.70	0.71
ドイツ	DEU	0.82	0.97	0.87	0.81	0.80	0.78	0.79	0.79	0.79
フランス	FRA	0.87	0.94	0.92	0.86	0.86	0.84	0.85	0.85	0.83
イタリア	ITA	0.83	0.82	0.87	0.78	0.78	0.77	0.76	0.76	0.76
スウェーデン	SWE	9.19	9.13	9.38	8.92	9.00	8.85	8.82	8.81	8.95
ロシア	RUS	16.72	7.30	12.74	14.02	15.82	17.35	18.04	18.43	19.07
中国	CHN	3.90	2.74	2.86	3.15	3.32	3.51	3.51	3.52	3.66
韓国	KOR	916	747	789	825	841	855	860	860	857
インド	IND	18.35	10.13	11.05	13.18	14.19	15.11	15.91	16.76	17.69
オーストラリア	AUS	1.55	1.31	1.39	1.44	1.50	1.51	1.52	1.52	1.54
ニュージーランド	NZL	1.56	1.44	1.54	1.47	1.49	1.49	1.48	1.47	1.47

* PPPs for actual individual consumption in 2014

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates”2015年8月現在

第1-17表 物価水準 (GDPベース)

Table 1-17: Comparative price levels

(OECD ave.=100)

</

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2015年8月現在

(注) OECD加盟国平均を100としたときの数値。

1) GDP購買力平価を為替レートで除したもの。

1 経済・経営

第1-18表 内外価格差及び購買力平価

Table 1-18: Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)

内外価格差 ¹⁾ / comparative price levels		(倍/times)				
		2009年度/FY	2010	2011	2012	2014
アメリカ	USA	1.57	1.70	1.84	1.87	1.51
ドイツ	DEU	1.34	1.42	1.44	1.56	1.22
中国	CHN	3.58	3.63	3.53	3.24	2.28
韓国	KOR	2.44	2.43	2.40	2.42	1.70

購買力平価/PPPs		(円／各国通貨 ²⁾ (yen/national currency)				
		2009年度/FY	2010	2011	2012	2014
アメリカ	USA	146.50	145.88	143.17	147.02	157.20
ドイツ	DEU	178.69	157.15	157.93	153.38	167.89
中国	CHN	49.03	46.08	42.79	40.25	38.46
韓国	KOR	0.184	0.176	0.172	0.168	0.172

資料出所 経済産業省(2015.5)「2014年度産業向け財・サービスの内外価格調査」

(注) 1) 各国=1としたときの日本の価格の倍率。

2) 各国通貨は、アメリカ=USドル、ドイツ=ユーロ、中国=元、韓国=ウォン。

調査対象品目:工業製品等220品目, 産業向けサービス60品目。(2014年度7-9月調査)

為替レート:各年度7-9月における平均為替レート。

用語解説: 内外価格差とは、同一製品、または同等のスペックを持つ製品の日本での価格と海外での価格の差をいう。価格差の拡大は、国内価格の上昇、競争力の低下を示している。

購買力平価とは、同一製品、または同等のスペックを持つ製品の日本での価格(円)と海外での価格(現地通貨)との比率をいう。

算出方法:

$$\text{購買力平価} = \frac{\text{日本での価格(円)}}{\text{海外での価格(現地通貨)}}$$

$$\text{内外価格差} = \frac{\text{購買力平価(円／現地通貨)}}{\text{為替レート(円／現地通貨)}}$$

第1-19表 労働生産性水準¹⁾ (2013年)
Table 1-19: Labour productivity levels, 2013

(日本/Japan =100)						
為替レート換算 at current exchange rates	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA
国民経済生産性 ^{a)}	100.0	142.4	107.0	105.8	123.3	105.0
農林水産業 ^{b)}	100.0	550.2	248.8	214.8	275.8	258.5
鉱業・エネルギー業 ^{c)}	100.0	141.2	176.5	115.1	122.5	117.8
製造業 ^{d)}	100.0	141.0	113.0	110.1	112.9	80.5
建設業 ^{e)}	100.0	117.1	130.5	109.9	143.4	106.3
卸売・小売、宿泊・飲食、 運輸・倉庫・通信業 ^{f)}	100.0	115.8	90.4	88.1	114.2	95.9
金融・不動産業、 事業活動 ^{g)}	100.0	71.4	42.5	43.7	53.5	54.1
その他のサービス業、 社会活動等 ^{2)h)}	100.0	135.3	100.5	99.7	119.8	98.8
換算レート (JPN = 1)		97.60 円/ドル (Yen/US\$)	152.57 円/ポンド (Yen/£)	129.58 円/ユーロ (Yen/Euro)	129.58 円/ユーロ (Yen/Euro)	129.58 円/ユーロ (Yen/Euro)
購買力平価換算 at PPP rates						
国民経済生産性 ^{a)}	100.0	150.0	104.2	107.9	119.3	111.6
農林水産業 ^{b)}	100.0	579.2	242.2	219.1	267.0	274.8
鉱業・エネルギー業 ^{c)}	100.0	148.7	171.8	117.4	118.6	125.2
製造業 ^{d)}	100.0	148.5	110.0	112.3	109.3	85.6
建設業 ^{e)}	100.0	123.3	127.1	112.1	138.8	113.0
卸売・小売、宿泊・飲食、 運輸・倉庫・通信業 ^{f)}	100.0	122.0	88.0	89.8	110.6	101.9
金融・不動産業、 事業活動 ^{g)}	100.0	75.1	41.4	44.6	51.8	57.5
その他のサービス業、 社会活動等 ^{2)h)}	100.0	142.5	97.8	101.7	116.0	105.0
換算レート (JPN = 1)		102.74 円/ドル (Yen/US\$)	148.53 円/ポンド (Yen/£)	132.18 円/ユーロ (Yen/Euro)	125.48 円/ユーロ (Yen/Euro)	137.73 円/ユーロ (Yen/Euro)

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; d) Manufacturing; e) Construction; f) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communication; g) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; h) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

資料出所 日本:内閣府(2015.12)「平成26年度国民経済計算確報」

その他の国, 為替, 購買力平価: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2016年1月現在

(注) 1) 労働生産性水準は, 為替レートとGDPベースの購買力平価(OECD試算)により算出。

国民経済生産性=粗付加価値の国内総生産/総就業者数

経済活動別労働生産性=経済活動別国内総生産/経済活動別就業者数

2) 公共事業・防衛, 教育, 医療・福祉, その他のサービス業及び分類不能な経済活動を含む。

第1-20表 労働分配率

Table 1-20: Labour share

		(%)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	72.1	67.9	69.6	71.5	68.9	70.5	69.7	69.4	69.4
アメリカ	USA	71.1	68.5	70.7	69.9	67.9	67.2	66.4	66.3	66.5
カナダ	CAN	71.3	68.1	68.6	73.8	70.8	69.4	70.6	71.1	70.8
イギリス	GBR	70.2	67.4	68.7	70.4	69.0	67.7	68.4	68.5	67.3
ドイツ	DEU	72.0	66.7	65.4	68.3	66.6	65.9	67.7	68.1	68.1
フランス	FRA	69.1	70.6	70.2	73.4	72.5	72.7	74.6	74.7	74.8
イタリア	ITA	51.2	53.0	55.5	56.8	57.2	57.2	58.5	58.1	58.3
スウェーデン	SWE	70.7	69.4	68.2	73.6	69.2	69.7	72.3	73.0	72.1
ロシア ¹⁾	RUS	41.3	45.0	48.8	54.4	51.3	51.2	52.0	53.8	53.9
中国 ¹⁾	CHN	53.3	50.6	48.9	49.9	49.4	50.1	51.0	50.9	—
香港 ¹⁾	HKG	49.2	47.4	44.4	48.0	48.6	48.3	49.7	49.0	—
韓国	KOR	57.7	61.2	62.0	62.0	59.6	60.0	61.0	61.8	—
シンガポール ¹⁾	SGP	43.6	43.9	41.7	44.7	39.9	40.3	41.8	43.2	43.9
タイ ¹⁾	THA	31.1	32.1	31.2	32.5	31.2	30.8	31.9	32.8	—
フィリピン ¹⁾	PHL	24.1	25.6	25.1	18.2	19.0	18.4	18.6	—	—
インド ¹⁾	IND	31.8	27.7	29.5	30.5	29.7	29.6	29.6	—	—
オーストラリア	AUS	70.7	68.9	66.1	67.7	67.0	66.6	67.7	67.8	59.1
ニュージーランド	NZL	59.3	63.1	68.8	64.9	65.0	64.4	—	—	—
ブラジル ¹⁾	BRA	41.0	40.5	42.1	44.0	43.7	45.4	—	—	—

資料出所 日本:内閣府(2015.12)「2014年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2016年1月現在その他:UN data(<http://data.un.org/>)2016年1月現在

(注) 労働分配率=雇用者報酬/要素費用表示の国民所得×100

1) 労働分配率=雇用者報酬/総国民所得×100

第1-21表 時間当たり労働生産性上昇率(産業計、対前年比)

Table 1-21: Average annual labour productivity growth rates, total economy

		(%)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	2.4	1.3	0.2	-0.9	3.9	0.0	0.7	1.7	-0.4
アメリカ	USA	2.8	2.0	0.8	2.9	2.6	0.1	0.6	0.9	0.5
カナダ	CAN	2.9	2.4	-0.1	0.9	1.5	1.4	0.2	1.1	2.0
イギリス	GBR	3.4	0.6	0.1	-2.4	1.5	1.2	-1.3	-0.1	0.3
ドイツ	DEU	2.5	1.5	0.2	-2.6	2.5	2.1	0.5	0.7	0.4
フランス	FRA	3.7	1.3	-0.7	-0.6	1.5	1.1	0.3	1.7	-0.1
イタリア	ITA	2.8	0.6	-0.7	-2.2	2.3	0.5	-0.3	0.2	-0.6
オランダ	NLD	3.3	2.5	0.0	-2.4	2.1	0.7	-0.2	0.3	0.8
ベルギー	BEL	0.7	0.9	-0.4	-1.3	1.4	-0.5	-0.3	0.4	0.7
デンマーク	DNK	2.3	1.5	-1.5	-1.9	4.8	-0.1	0.5	-0.1	0.2
スウェーデン	SWE	3.6	2.6	-1.8	-2.4	3.3	0.7	-0.1	0.9	0.8
フィンランド	FIN	4.3	1.8	-1.1	-4.7	3.3	1.6	-1.6	0.2	0.3
ノルウェー	NOR	3.9	1.0	-3.1	0.3	0.5	-0.8	0.8	0.1	0.6
スペイン	ESP	0.5	0.4	0.4	2.5	2.3	1.6	2.5	1.7	0.7
韓国	KOR	3.8	4.3	5.0	1.6	7.2	6.6	-2.9	5.4	-1.0
オーストラリア	AUS	1.7	0.7	0.6	1.9	-0.3	2.1	* 3.4	* 1.6	* 1.4
ニュージーランド	NZL	3.5	0.0	-3.2	2.1	-0.7	1.3	3.1	-1.4	-0.9

資料出所 OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2015年10月現在

(注) OECD Databaseでは、労働生産性を就業1時間当たりの国内総生産(GDP)と定義している。就業1時間当たりGDPは、GDP総額を就業者の年間総労働時間で除した数値である。本表は、就業1時間当たりGDPの対前年上昇率をあらわしている。*印は推計値。

第1-22表 単位労働費用（産業計）

Table 1-22: Unit labour costs, total economy

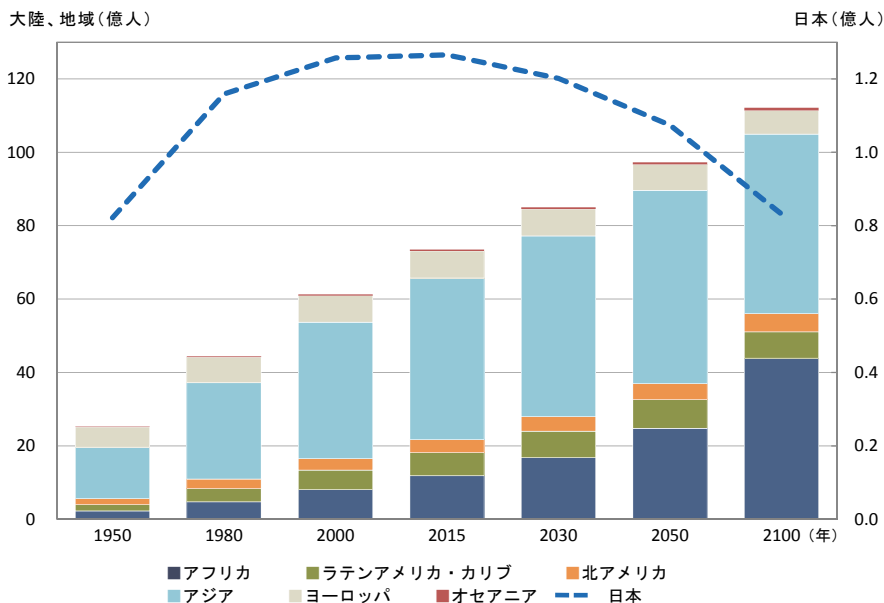
(USDルベース, 各国の2010年=100) (U.S.dollar basis, Year: 2010=100)										
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	124.5	109.0	104.8	105.2	100.0	100.9	99.2	98.7	100.2
アメリカ	USA	87.6	93.4	101.4	100.4	100.0	102.0	103.8	104.8	106.9
カナダ	CAN	81.3	88.7	98.5	100.5	100.0	102.0	104.5	106.6	—
イギリス	GBR	75.9	85.1	93.3	98.0	100.0	99.5	100.8	101.4	100.7
ドイツ	DEU	95.2	95.8	95.0	101.5	100.0	100.5	103.6	105.6	107.4
フランス	FRA	82.0	90.2	95.8	99.1	100.0	100.9	103.2	104.1	105.7
イタリア	ITA	74.7	88.2	95.1	100.0	100.0	100.5	101.9	102.8	104.1
オランダ	NLD	82.1	89.8	96.0	101.4	100.0	101.0	104.1	105.3	106.4
ベルギー	BEL	83.4	89.1	97.4	100.8	100.0	102.9	106.4	108.7	108.8
デンマーク	DNK	76.0	85.2	96.0	100.9	100.0	100.4	101.4	102.9	104.1
スウェーデン	SWE	83.4	89.1	97.3	102.9	100.0	102.6	106.8	108.4	109.9
フィンランド	FIN	83.2	87.7	93.6	101.7	100.0	101.8	107.0	108.5	109.5
ノルウェー	NOR	65.9	74.9	93.7	97.9	100.0	105.1	109.2	114.3	116.9
スペイン	ESP	75.5	87.8	100.1	101.6	100.0	99.1	96.3	96.2	95.3
韓国	KOR	—	97.9	101.0	101.3	100.0	102.5	105.0	106.2	—
オーストラリア	AUS	72.8	83.0	93.1	94.1	100.0	102.3	—	—	—
ニュージーランド	NZL	73.6	84.9	97.9	98.2	100.0	102.2	—	—	—
(USDルベース, %) (U.S.dollar basis, %)										
対前年比率 Average annual rates of change		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	-2.8	-1.0	1.0	0.4	-4.9	0.9	-1.7	-0.5	1.5
アメリカ	USA	3.7	1.7	2.1	-0.9	-0.4	2.0	1.8	1.0	2.0
カナダ	CAN	2.6	2.1	2.9	2.1	-0.5	2.0	2.4	2.1	—
イギリス	GBR	2.9	1.5	1.8	5.0	2.1	-0.5	1.3	0.5	-0.6
ドイツ	DEU	0.7	-0.4	2.4	6.9	-1.5	0.5	3.1	2.0	1.7
フランス	FRA	1.4	2.0	2.7	3.5	0.9	0.9	2.3	0.8	1.6
イタリア	ITA	-0.4	2.7	3.4	5.1	0.0	0.5	1.4	0.9	1.3
オランダ	NLD	3.3	0.0	3.5	5.6	-1.4	1.0	3.1	1.2	1.0
ベルギー	BEL	0.3	1.0	4.6	3.4	-0.7	2.9	3.4	2.2	0.0
デンマーク	DNK	0.6	1.9	5.4	5.1	-0.9	0.4	1.0	1.5	1.2
スウェーデン	SWE	4.3	0.8	4.9	5.7	-2.8	2.6	4.1	1.5	1.4
フィンランド	FIN	0.1	2.1	5.5	8.6	-1.6	1.8	5.1	1.4	0.9
ノルウェー	NOR	2.1	3.2	9.2	4.5	2.1	5.1	3.9	4.7	2.3
スペイン	ESP	2.4	3.4	5.9	1.6	-1.6	-0.9	-2.8	-0.1	-0.9
韓国	KOR	—	2.9	1.6	0.3	-1.3	2.5	2.5	1.1	—
オーストラリア	AUS	2.5	3.1	2.4	1.1	6.2	2.3	—	—	—
ニュージーランド	NZL	2.0	3.8	7.1	0.3	1.9	2.2	—	—	—

資料出所 OECD Database (http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=PDB_GR) 2016年2月現在
 単位労働費用＝人時間当たり労働費用／人時間当たり産出額

2. 人口・労働力人口

Population and Labour Force

2-1 世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-1表 総人口」(p.55)を参照。

20世紀初頭に約15億人であった世界人口は、1950年以降飛躍的に増加し、1974年以降は増加率が低下したものの、2000年には61億人に達し、2011年後半に70億人を超えた。

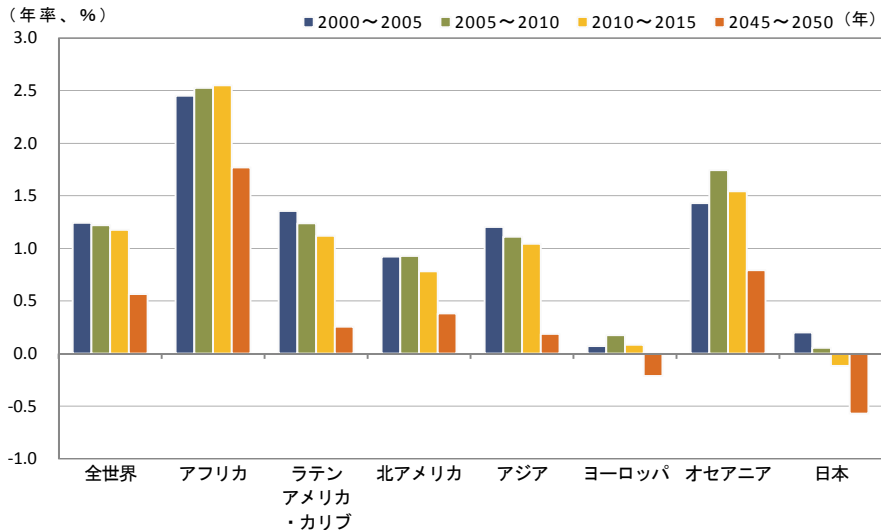
国連が隔年ベースで公表する『世界人口予測』の2015年改訂版(本書の資料出所)によると、2015年半ばに73億人であった世界人口は、中位推計で2030年に85億人、2050年に97億人に増加し、2100年には112億人に達する見通しである。

人口増加の大半は発展途上地域で発生し、2015年の60億人から2050年には84億人に増加し、2100年には99億人に達すると予測されている。一方、2015年に12.5億人だった先進地域の人口は、2050年は12.9億人、2100年は12.8億人と同水準で推移する見込みである。日本の人口は2015年の1億2,700万人から2050年に1億700万人、2100年には8,300万人へと減少すると推計されている。

2015～2050年の人口の増加は、エチオピア、コンゴ民主共和国をはじめとするアフリカ諸国に加えて、アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ナイジェリア、パキスタンなど人口規模の大きい国に集中している。

2 人口・労働力人口

2-2 人口増加率



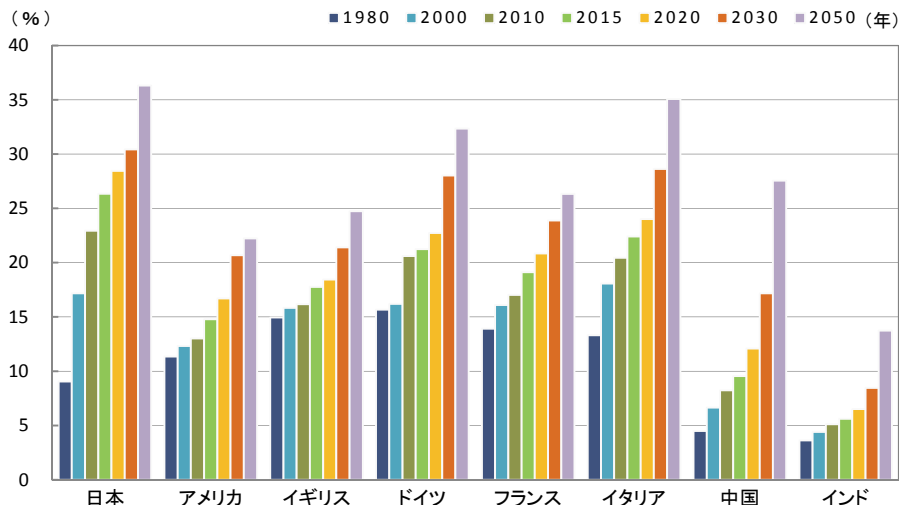
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-2表 人口増加率」(p.56)を参照。

国連の『2015年版世界人口予測』によると、全世界の人口は、2005年の65億人から2015年に73億人、2030年に85億人、2050年には97億人に達し、2015年からの35年間に約24億人増加すると予測（中位推計）されている。

世界の人口増加率は寿命の伸長に伴って上昇し、1965～1970年には年率2.07%のピークに達した。その後、人口増加の速度は、主に先進地域における出生率の低下によって減速した。2005～2010年は1.22%に低下し、2045～2050年には0.57%まで落ち込むと予測されている。

上のグラフをみると、ヨーロッパ地域及び日本の2005～2010年の人口増加率はそれぞれ0.17%、0.05%の低水準となっており、その後も徐々に減少して、2045～2050年にはそれぞれ-0.21%、-0.57%に低下する見通しである。他方、アジア地域及びラテンアメリカ・カリブ地域の増加率は低下するものの、2015年までは1%程度で推移する予測となっている。しかし、これらの地域の少子化のスピードが先進地域よりも急速であることから、2045～2050年の増加率はそれぞれ0.19%、0.26%に低下すると予測される。今後2050年までの間の人口増加率が最も高い地域はアフリカ地域で、2040年までは年率2%、2045年以降も年率1%を上回る水準で推移する見通しである。

2-3 老年人口比率（65歳以上人口）



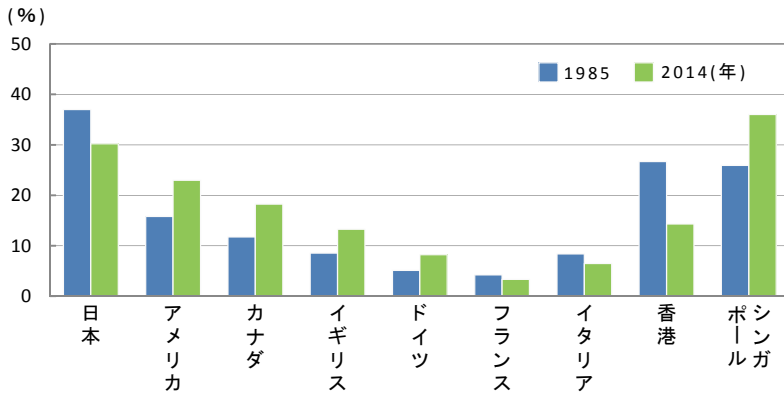
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-5表 老年人口(65歳以上人口)」(p.59)を参照。

出生率の低下と平均寿命の伸長によって高齢化が進展し、総人口に占める65歳以上の人口の割合（老年人口比率）が増加している。国連の『2015年版世界人口予測』によると、全世界の老年人口比率は、2015年の8.3%から2050年には16.0%に増加すると予測されている。とりわけ先進地域における高齢化の進展が顕著で、老年人口比率は2015年の17.6%から2050年には26.5%へと増加する。とりわけ日本の高齢化は急速で、2010年に22.9%であった老年人口比率が、2050年には36.3%に達する見通しである。2010年、2030年、2050年のいずれの推計でも欧米先進諸国を上回っており、極めて老年人口比率の高い国になると予測されている。

他方、現在は比較的生産率が高い発展途上地域でも、今後、高齢化が急速に進展すると予測されており、2015年は6.4%に過ぎない老年人口比率が、2050年には14.4%に達する見通しである。上のグラフからも、中国やインドの高齢化が先進諸国より急速であることがわかる。

2 人口・労働力人口

2-4 65歳以上男性の労働力率



▶ グラフの具体的な数値は下部(参考)欄、資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。

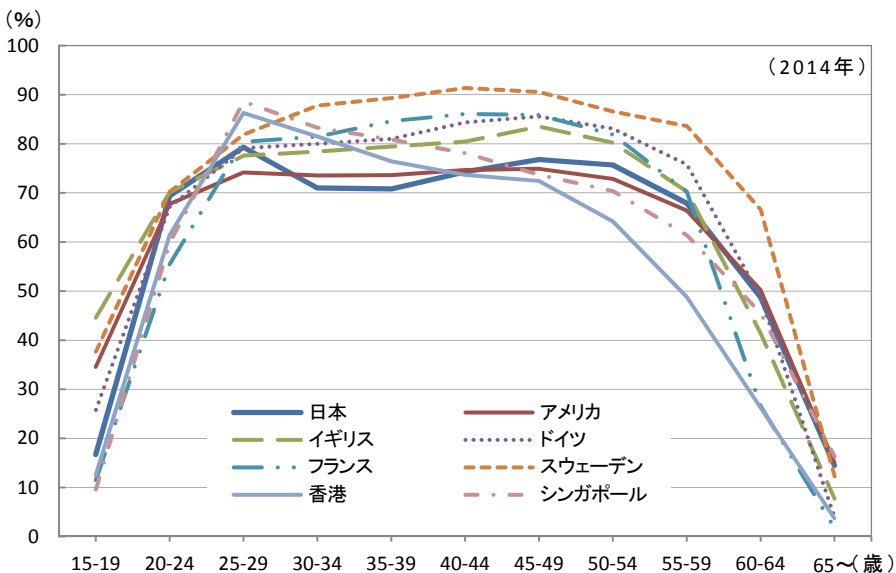
65歳以上男性の労働力率は、北米、EU諸国では概して低く、日本、シンガポールなどのアジア地域は欧米諸国より高い水準にある。経済発展の度合いだけではなく、地域性・国民性の違いなども反映したものといえるだろう。

EU諸国では、経済不況や若年失業者の増加により、1980年代に早期退職制度が定着したことも高齢者の労働力率が低い一因である。しかし、近年は、高齢化の進展により、社会保障制度の担い手を確保する必要性から、高齢者の雇用促進が政策課題となっている。日本の場合、他国と異なる点として、引退すべきであると考えられている年齢が高いことが挙げられる。高齢者の労働意欲は高く、これが高齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

(参考) 65歳以上男性の労働力率(%)

	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	香港	シンガポール
1985(年)	37.0	15.8	11.8	8.5	5.1	4.2	8.4	26.7	25.9
2014	30.2	23.0	18.2	13.3	8.2	3.4	6.5	14.3	36.0

2-5 年齢階級別女性労働力率（2014年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。

女性の年齢階級別労働力率をみると、日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴的である。結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し、その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が、M字カーブに反映されている。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代にはみられた現象だが、今日ではほとんどみられなくなり、台形型となっている。しかしながら、日本においても時系列でみれば、M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であろう。特に25-29歳における労働力率の上昇が顕著であり、1975年に42.6%であったものが、2014年には79.3%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

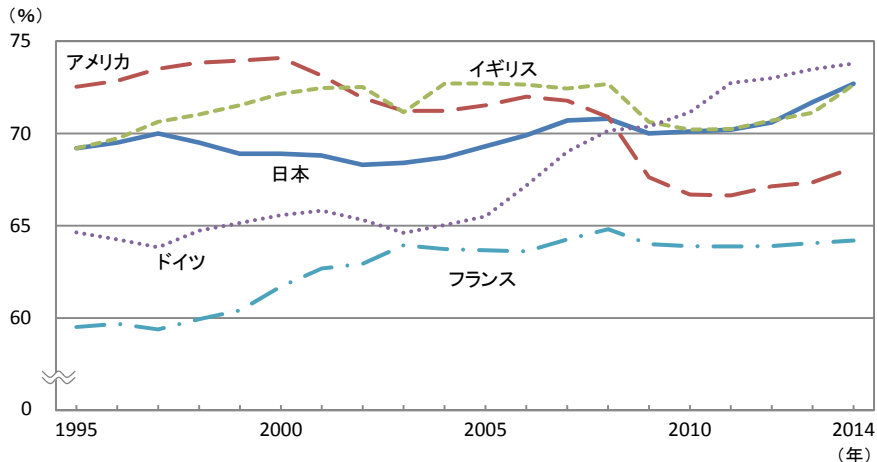
(参考) 日本の女性労働力率(%)

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65～(歳)
1975(年)	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
2014	16.7	69.4	79.3	71.0	70.8	74.3	76.8	75.7	67.9	48.7	14.5

資料出所 総務省統計局「労働力調査(長期時系列)」

2 人口・労働力人口

2-6 就業率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-12表 就業率(15～64歳)」(p.76)を参照。

就業率とは、生産年齢人口(本書では15～64歳とする)に占める就業者の割合である。経済成長の促進、高齢化への対応、社会的統合の強化等を背景にEUは、就業率の向上——具体的には、2020年までにEU全体で75% (20～64歳) に引上げる——を戦略目標に掲げている (2014年時点で69.2%)。就業率の向上と失業率の低下は同義のように思われるが、必ずしもそうではなく、失業率は労働力人口に占める失業者の割合であり、失業者が求職活動を止め、非労働力化すると低下する。EU諸国では高齢者の早期退職を促すことで失業率の引き下げが図られていたが、就業率という観点からはこうした政策は意味がないことになる。他方、就業意欲を促進する政策を採ると、労働供給を増やすため、失業率に関しては悪化を招く可能性もあるが、就業率の向上につながる。このように、就業率を重視する政策上の意味は、労働需要の確保のみならず、仕事と家庭の両立を可能とする環境作りなど、労働供給面の対策を通じて、就業促進を図っていく点にある。

上のグラフをみると、2014年の日本の就業率は男女計で72.7%で、ドイツ(73.8%)、イギリス(72.6%)と同水準であり、アメリカ(68.1%)、フランス(64.2%)を上回っている。しかし、男女別にみると、日本の男性の就業率は81.5%と、最高水準であるものの、女性は63.6%と低水準である。日本の女性就業率は向上する余地があり、中途採用機会の拡大、仕事と家庭の両立支援、短時間正社員制度の普及などを通じた構造的な問題の解決が求められている。高齢者、とりわけ男性高齢者の就業率が高いことも日本の大きな特徴として挙げられる(「第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率(p. 78)」参照)。

第2-1表 総人口

Table 2-1: Total population

		1950年	1980	2000	2015	2030	2050	2100
		(百万人/millions)						
全世界	World	2,525	4,440	6,127	7,349	8,501	9,725	11,213
アフリカ	Africa	229	478	814	1,186	1,679	2,478	4,387
ラテンアメリカ・カリブ								
	Latin America, and the Caribbean	169	365	527	634	721	784	721
北アメリカ	Northern America	172	254	314	358	396	433	500
アジア	Asia	1,394	2,626	3,714	4,393	4,923	5,267	4,889
ヨーロッパ	Europe	549	694	726	738	734	707	646
オセアニア	Oceania	13	23	31	39	47	57	71
		(万人/ten thousands)						
日本	JPN	8,220	11,591	12,571	12,657	12,013	10,741	8,317
アメリカ	USA	15,781	22,959	28,290	32,177	35,576	38,886	45,038
カナダ	CAN	1,374	2,452	3,070	3,594	4,039	4,414	4,967
イギリス	GBR	5,062	5,622	5,887	6,472	7,011	7,536	8,237
ドイツ	DEU	6,979	7,816	8,190	8,069	7,929	7,451	6,324
フランス	FRA	4,188	5,405	5,939	6,440	6,801	7,114	7,600
イタリア	ITA	4,660	5,634	5,715	5,980	5,910	5,651	4,965
スウェーデン	SWE	701	831	887	978	1,077	1,188	1,447
ロシア	RUS	10,280	13,806	14,640	14,346	13,865	12,860	11,744
中国	CHN	54,411	97,784	126,997	137,605	141,555	134,806	100,439
香港	HKG	197	505	678	729	795	815	792
韓国	KOR	1,921	3,745	4,621	5,029	5,252	5,059	3,850
シンガポール	SGP	102	241	392	560	642	668	559
マレーシア	MYS	611	1,383	2,342	3,033	3,611	4,072	4,078
タイ	THA	2,071	4,739	6,269	6,796	6,825	6,245	4,160
インドネシア	IDN	6,954	14,749	21,154	25,756	29,548	32,224	31,365
フィリピン	PHL	1,858	4,740	7,793	10,070	12,358	14,826	16,862
インド	IND	37,633	69,723	105,348	131,105	152,766	170,533	165,979
ベトナム	VNM	2,481	5,437	8,029	9,345	10,522	11,278	10,508
オーストラリア	AUS	818	1,471	1,911	2,397	2,848	3,350	4,239
ニュージーランド	NZL	191	315	386	453	510	561	609
ブラジル	BRA	5,397	12,220	17,579	20,785	22,866	23,827	20,031

資料出所 UN(2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。2030年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

参考表 日本の将来推計人口

Reference table: Population prospects of Japan

						(千人/thousands)
2010年	2011	2012	2013	2014	2015	2020
128,057	127,753	127,498	127,247	126,949	126,597	124,100
2025年	2030	2035	2040	2045	2050	2055
120,659	116,618	112,124	107,276	102,210	97,076	91,933

資料出所 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2012年1月中位推計)

2 人口・労働力人口

第2-2表 人口増加率

Table 2-2: Population growth rates

		(年率/annual percentage change: %)								
		1950～ 1955年	1990～ 1995	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2025～ 2030	2045～ 2050	2095～ 2100
全世界	World	1.77	1.54	1.24	1.22	1.18	1.08	0.86	0.57	0.13
アフリカ	Africa	2.08	2.63	2.45	2.53	2.55	2.44	2.20	1.77	0.68
ラテンアメリカ・カリブ	Latin America, and the Caribbean	2.70	1.73	1.36	1.24	1.12	0.99	0.72	0.26	-0.37
北アメリカ	Northern America	1.67	1.05	0.92	0.93	0.78	0.74	0.62	0.38	0.20
アジア	Asia	1.91	1.63	1.20	1.11	1.04	0.91	0.61	0.19	-0.27
ヨーロッパ	Europe	0.98	0.19	0.07	0.17	0.08	0.04	-0.11	-0.21	-0.10
オセアニア	Oceania	2.23	1.49	1.43	1.74	1.54	1.38	1.12	0.79	0.23
日本	JPN	1.45	0.36	0.20	0.05	-0.12	-0.24	-0.45	-0.57	-0.33
アメリカ	USA	1.58	1.04	0.92	0.91	0.75	0.72	0.61	0.38	0.20
カナダ	CAN	2.71	1.15	0.99	1.13	1.04	0.90	0.67	0.36	0.16
イギリス	GBR	0.20	0.28	0.45	0.82	0.63	0.60	0.46	0.33	0.11
ドイツ	DEU	0.43	0.66	-0.16	-0.20	0.06	-0.07	-0.17	-0.40	-0.21
フランス	FRA	0.77	0.45	0.62	0.55	0.45	0.41	0.33	0.15	0.09
イタリア	ITA	0.74	0.04	0.52	0.32	0.07	-0.02	-0.13	-0.31	-0.13
スウェーデン	SWE	0.70	0.62	0.35	0.77	0.83	0.69	0.57	0.52	0.31
ロシア	RUS	1.60	0.10	-0.38	-0.07	0.04	-0.08	-0.37	-0.31	-0.08
中国	CHN	1.91	1.23	0.55	0.54	0.52	0.39	0.01	-0.39	-0.47
香港	HKG	4.65	1.18	0.17	0.44	0.83	0.73	0.43	0.04	0.06
韓国	KOR	1.94	0.77	0.60	0.61	0.48	0.38	0.21	-0.41	-0.37
シンガポール	SGP	4.90	2.88	2.75	2.44	1.97	1.39	0.59	-0.01	-0.47
マレーシア	MYS	2.77	2.59	1.93	1.73	1.51	1.30	1.01	0.43	-0.17
タイ	THA	2.71	0.93	0.99	0.25	0.38	0.18	-0.11	-0.65	-0.74
インドネシア	IDN	2.12	1.64	1.35	1.31	1.28	1.08	0.76	0.25	-0.18
フィリピン	PHL	3.54	2.40	2.00	1.54	1.58	1.48	1.24	0.73	-0.02
インド	IND	1.68	1.97	1.65	1.46	1.26	1.15	0.88	0.38	-0.28
ベトナム	VNM	2.53	1.95	0.95	0.96	1.12	0.98	0.60	0.20	-0.19
オーストラリア	AUS	2.39	1.17	1.19	1.78	1.57	1.32	1.01	0.75	0.30
ニュージーランド	NZL	2.26	1.57	1.38	1.10	0.72	0.87	0.72	0.35	0.01
ブラジル	BRA	2.98	1.58	1.39	1.05	0.91	0.77	0.50	0.04	-0.48

資料出所 UN(2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。2015年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-3表 若年人口（15歳未満人口）
Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

(1) 実数/De facto population aged 0-14		(万人/ten thousands)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	2,731	1,838	1,692	1,627	1,576	1,468	1,335
アメリカ	USA	5,213	6,014	6,121	6,098	6,197	6,478	6,788
カナダ	CAN	558	588	562	574	610	631	659
イギリス	GBR	1,182	1,121	1,110	1,150	1,219	1,225	1,251
ドイツ	DEU	1,455	1,260	1,088	1,040	1,033	1,045	927
フランス	FRA	1,195	1,116	1,162	1,190	1,182	1,163	1,196
イタリア	ITA	1,237	819	835	820	790	739	736
スウェーデン	SWE	163	164	155	169	182	191	207
ロシア	RUS	2,977	2,671	2,132	2,403	2,593	2,397	2,275
中国	CHN	35,394	31,832	23,353	23,712	24,014	20,975	18,214
香港	HKG	128	117	84	87	99	108	98
韓国	KOR	1,270	968	797	704	687	694	579
シンガポール	SGP	65	84	88	87	86	82	74
マレーシア	MYS	539	780	767	743	741	781	687
タイ	THA	1,869	1,503	1,280	1,204	1,122	953	793
インドネシア	IDN	6,059	6,491	6,979	7,133	7,149	6,943	6,447
フィリピン	PHL	2,043	3,000	3,127	3,217	3,336	3,500	3,515
インド	IND	27,363	36,590	38,030	37,743	37,283	36,503	32,635
ベトナム	VNM	2,222	2,542	2,092	2,158	2,249	2,122	1,944
オーストラリア	AUS	371	398	421	448	493	530	575
ニュージーランド	NZL	86	88	90	92	93	93	93
ブラジル	BRA	4,687	5,217	5,041	4,786	4,492	4,186	3,570

(2) 対全人口比率/Proportion aged 0-14 among the total population		(%)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	23.6	14.6	13.3	12.9	12.6	12.2	12.4
アメリカ	USA	22.7	21.3	19.8	19.0	18.6	18.2	17.5
カナダ	CAN	22.8	19.2	16.5	16.0	16.2	15.6	14.9
イギリス	GBR	21.0	19.0	17.7	17.8	18.3	17.5	16.6
ドイツ	DEU	18.6	15.4	13.5	12.9	12.9	13.2	12.4
フランス	FRA	22.1	18.8	18.5	18.5	18.0	17.1	16.8
イタリア	ITA	22.0	14.3	14.0	13.7	13.2	12.5	13.0
スウェーデン	SWE	19.6	18.4	16.5	17.3	18.0	17.8	17.4
ロシア	RUS	21.6	18.2	14.9	16.8	18.1	17.3	17.7
中国	CHN	36.2	25.1	17.4	17.2	17.1	14.8	13.5
香港	HKG	25.4	17.2	12.1	12.0	13.1	13.5	12.0
韓国	KOR	33.9	21.0	16.2	14.0	13.4	13.2	11.4
シンガポール	SGP	27.1	21.5	17.3	15.5	14.3	12.7	11.0
マレーシア	MYS	39.0	33.3	27.3	24.5	22.9	21.6	16.9
タイ	THA	39.4	24.0	19.2	17.7	16.4	14.0	12.7
インドネシア	IDN	41.1	30.7	28.9	27.7	26.3	23.5	20.0
フィリピン	PHL	43.1	38.5	33.6	31.9	30.8	28.3	23.7
インド	IND	39.2	34.7	30.9	28.8	26.8	23.9	19.1
ベトナム	VNM	40.9	31.7	23.7	23.1	22.9	20.2	17.2
オーストラリア	AUS	25.3	20.8	19.0	18.7	19.2	18.6	17.2
ニュージーランド	NZL	27.2	22.7	20.5	20.2	19.7	18.1	16.7
ブラジル	BRA	38.4	29.7	25.4	23.0	20.8	18.3	15.0

資料出所 UN(2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-4表 生産年齢人口（15～64歳人口）

Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

(1) 実数/De facto population aged 15-64		(万人/ten thousands)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	7,812	8,573	8,119	7,696	7,370	6,889	5,505
アメリカ	USA	15,139	18,791	20,834	21,322	21,584	21,742	23,451
カナダ	CAN	1,663	2,096	2,367	2,440	2,462	2,460	2,591
イギリス	GBR	3,600	3,834	4,147	4,172	4,221	4,286	4,421
ドイツ	DEU	5,136	5,603	5,299	5,315	5,178	4,662	4,115
フランス	FRA	3,458	3,867	4,062	4,018	4,020	4,013	4,044
イタリア	ITA	3,647	3,862	3,905	3,820	3,749	3,480	2,934
スウェーデン	SWE	533	571	613	614	620	646	698
ロシア	RUS	9,409	10,148	10,311	10,025	9,522	8,856	7,894
中国	CHN	57,996	86,719	99,686	100,750	99,310	96,263	79,453
香港	HKG	347	487	525	532	519	479	435
韓国	KOR	2,330	3,313	3,567	3,665	3,630	3,313	2,703
シンガポール	SGP	165	279	374	408	424	411	368
マレーシア	MYS	794	1,472	1,908	2,112	2,269	2,471	2,701
タイ	THA	2,692	4,355	4,796	4,881	4,846	4,544	3,574
インドネシア	IDN	8,161	13,666	15,990	17,291	18,446	20,115	21,254
フィリピン	PHL	2,544	4,541	5,790	6,392	6,951	8,032	9,878
インド	IND	39,828	64,116	78,774	85,999	92,549	103,329	114,465
ベトナム	VNM	2,926	4,971	6,166	6,557	6,778	7,100	6,961
オーストラリア	AUS	958	1,276	1,496	1,588	1,649	1,766	2,021
ニュージーランド	NZL	198	253	290	294	301	310	332
ブラジル	BRA	7,077	11,473	13,494	14,368	15,074	15,584	14,831

(2) 対全人口比率/Proportion aged 15-64 among the total population		(%)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	67.4	68.2	63.8	60.8	58.9	57.3	51.3
アメリカ	USA	65.9	66.4	67.2	66.3	64.7	61.1	60.3
カナダ	CAN	67.8	68.3	69.4	67.9	65.5	60.9	58.7
イギリス	GBR	64.0	65.1	66.1	64.5	63.3	61.1	58.7
ドイツ	DEU	65.7	68.4	65.9	65.9	64.4	58.8	55.2
フランス	FRA	64.0	65.1	64.5	62.4	61.2	59.0	56.9
イタリア	ITA	64.7	67.6	65.5	63.9	62.8	58.9	51.9
スウェーデン	SWE	64.1	64.3	65.3	62.8	61.3	60.0	58.8
ロシア	RUS	68.2	69.3	72.0	69.9	66.6	63.9	61.4
中国	CHN	59.3	68.3	74.3	73.2	70.8	68.0	58.9
香港	HKG	68.7	71.8	75.0	73.0	68.7	60.2	53.4
韓国	KOR	62.2	71.7	72.7	72.9	70.8	63.1	53.4
シンガポール	SGP	68.2	71.2	73.6	72.8	70.6	64.0	55.1
マレーシア	MYS	57.4	62.8	67.8	69.6	70.1	68.4	66.3
タイ	THA	56.8	69.5	71.9	71.8	70.7	66.6	57.2
インドネシア	IDN	55.3	64.6	66.2	67.1	67.9	68.1	66.0
フィリピン	PHL	53.7	58.3	62.2	63.5	64.1	65.0	66.6
インド	IND	57.1	60.9	64.0	65.6	66.6	67.6	67.1
ベトナム	VNM	53.8	61.9	69.8	70.2	69.0	67.5	61.7
オーストラリア	AUS	65.1	66.8	67.5	66.3	64.4	62.0	60.3
ニュージーランド	NZL	63.1	65.5	66.5	64.9	63.6	60.7	59.2
ブラジル	BRA	57.9	65.3	67.9	69.1	69.8	68.2	62.2

資料出所 UN(2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-5表 老年人口（65歳以上人口）

Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over

(1) 実数/De facto population aged 65 or over		(万人/ten thousands)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	1,049	2,160	2,921	3,334	3,558	3,655	3,901
アメリカ	USA	2,607	3,485	4,032	4,758	5,573	7,356	8,647
カナダ	CAN	230	385	483	580	687	948	1,164
イギリス	GBR	840	932	1,014	1,149	1,230	1,501	1,864
ドイツ	DEU	1,225	1,327	1,657	1,714	1,828	2,222	2,410
フランス	FRA	752	956	1,072	1,231	1,370	1,625	1,873
イタリア	ITA	750	1,033	1,218	1,340	1,434	1,692	1,982
スウェーデン	SWE	135	153	171	195	209	239	283
ロシア	RUS	1,420	1,822	1,874	1,917	2,175	2,612	2,691
中国	CHN	4,394	8,446	11,058	13,143	16,961	24,317	37,139
香港	HKG	30	75	90	110	137	209	281
韓国	KOR	145	339	544	660	807	1,245	1,778
シンガポール	SGP	11	29	46	65	91	150	227
マレーシア	MYS	50	90	137	178	227	359	684
タイ	THA	178	412	593	712	890	1,328	1,878
インドネシア	IDN	529	996	1,192	1,333	1,591	2,490	4,523
フィリピン	PHL	152	252	386	461	556	826	1,433
インド	IND	2,531	4,642	6,294	7,363	9,054	12,934	23,433
ベトナム	VNM	290	516	578	630	789	1,300	2,374
オーストラリア	AUS	141	236	299	361	418	552	753
ニュージーランド	NZL	31	45	57	67	79	108	135
ブラジル	BRA	456	888	1,326	1,630	2,034	3,096	5,427

(2) 対全人口比率/Proportion aged 65 or over among the total population		(%)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	9.0	17.2	22.9	26.3	28.5	30.4	36.3
アメリカ	USA	11.4	12.3	13.0	14.8	16.7	20.7	22.2
カナダ	CAN	9.4	12.5	14.2	16.1	18.3	23.5	26.4
イギリス	GBR	14.9	15.8	16.2	17.8	18.4	21.4	24.7
ドイツ	DEU	15.7	16.2	20.6	21.2	22.7	28.0	32.3
フランス	FRA	13.9	16.1	17.0	19.1	20.8	23.9	26.3
イタリア	ITA	13.3	18.1	20.4	22.4	24.0	28.6	35.1
スウェーデン	SWE	16.3	17.3	18.2	19.9	20.7	22.2	23.8
ロシア	RUS	10.3	12.4	13.1	13.4	15.2	18.8	20.9
中国	CHN	4.5	6.7	8.2	9.6	12.1	17.2	27.6
香港	HKG	5.9	11.0	12.9	15.1	18.2	26.3	34.5
韓国	KOR	3.9	7.3	11.1	13.1	15.8	23.7	35.1
シンガポール	SGP	4.7	7.3	9.0	11.7	15.1	23.3	33.9
マレーシア	MYS	3.6	3.8	4.9	5.9	7.0	9.9	16.8
タイ	THA	3.7	6.6	8.9	10.5	13.0	19.5	30.1
インドネシア	IDN	3.6	4.7	4.9	5.2	5.9	8.4	14.0
フィリピン	PHL	3.2	3.2	4.2	4.6	5.1	6.7	9.7
インド	IND	3.6	4.4	5.1	5.6	6.5	8.5	13.7
ベトナム	VNM	5.3	6.4	6.5	6.7	8.0	12.4	21.0
オーストラリア	AUS	9.6	12.4	13.5	15.0	16.3	19.4	22.5
ニュージーランド	NZL	9.8	11.8	13.0	14.9	16.7	21.2	24.1
ブラジル	BRA	3.7	5.1	6.7	7.8	9.4	13.5	22.8

資料出所 UN(2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

2 人口・労働力人口

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2015年）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2015

年齢階級 Age group	日本 JPN		アメリカ USA		カナダ CAN		イギリス GBR	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	61,559	65,015	159,494	162,280	17,826	18,114	31,899	32,817
0～4歳/Age	2,706	2,563	10,071	9,630	995	947	2,078	1,980
5～9	2,770	2,629	10,529	10,104	997	951	2,033	1,942
10～14	2,870	2,734	10,538	10,105	952	899	1,775	1,694
15～19	3,053	2,908	10,644	10,078	1,088	1,027	1,935	1,847
20～24	3,126	2,986	12,010	11,279	1,272	1,221	2,143	2,084
25～29	3,504	3,339	11,267	10,723	1,230	1,220	2,247	2,188
30～34	3,808	3,647	11,127	10,905	1,260	1,266	2,176	2,172
35～39	4,231	4,115	9,944	9,781	1,187	1,199	2,015	2,010
40～44	4,898	4,792	10,402	10,393	1,170	1,174	2,101	2,146
45～49	4,334	4,289	10,390	10,234	1,215	1,208	2,326	2,392
50～54	3,936	3,927	11,400	11,545	1,415	1,399	2,289	2,362
55～59	3,739	3,797	10,884	11,245	1,315	1,313	1,921	1,970
60～64	4,175	4,356	9,155	9,812	1,099	1,122	1,664	1,731
65～69	4,542	4,911	7,627	8,402	943	989	1,776	1,886
70～74	3,607	4,163	5,253	6,175	652	721	1,280	1,412
75～79	2,794	3,503	3,622	4,399	451	535	962	1,141
80～84	1,989	2,951	2,491	3,447	318	422	656	880
85～89	1,069	2,046	1,452	2,425	187	303	345	576
90～	407	1,359	688	1,597	80	199	177	405
65～	14,409	18,933	21,132	26,445	2,631	3,169	5,194	6,299

年齢階級 Age group	ドイツ DEU		フランス FRA		イタリア ITA		スウェーデン SWE	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	39,653	41,036	31,342	33,054	29,070	30,728	4,887	4,893
0～4歳/Age	1,739	1,646	2,012	1,914	1,324	1,246	303	287
5～9	1,741	1,651	2,035	1,951	1,449	1,368	299	282
10～14	1,857	1,763	2,038	1,951	1,444	1,367	267	253
15～19	2,062	1,962	1,944	1,859	1,438	1,363	262	244
20～24	2,241	2,156	1,836	1,817	1,503	1,429	357	340
25～29	2,579	2,519	1,942	1,961	1,572	1,516	335	322
30～34	2,618	2,554	1,982	2,010	1,713	1,668	312	298
35～39	2,392	2,343	1,923	1,950	2,003	1,968	305	294
40～44	2,447	2,432	2,150	2,186	2,348	2,330	318	312
45～49	3,411	3,338	2,123	2,179	2,412	2,442	359	347
50～54	3,499	3,411	2,119	2,190	2,316	2,382	308	299
55～59	3,050	3,010	1,977	2,098	1,997	2,092	291	288
60～64	2,542	2,588	1,896	2,040	1,785	1,922	273	274
65～69	2,003	2,115	1,821	1,970	1,729	1,913	316	323
70～74	1,997	2,271	1,164	1,268	1,345	1,579	237	245
75～79	1,847	2,337	980	1,213	1,204	1,536	154	177
80～84	959	1,410	761	1,131	820	1,211	102	139
85～89	506	988	436	816	456	847	61	101
90～	163	542	203	550	212	548	28	68
65～	7,476	9,663	5,364	6,949	5,766	7,635	898	1,053

(千人/thousands)

年齢階級 Age group	ロシア RUS		中国 CHN		香港 HKG		韓国 KOR	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	66,644	76,813	708,977	667,072	3,422	3,866	24,995	25,298
0～4歳/Age	4,709	4,457	44,648	38,538	190	178	1,182	1,106
5～9	4,062	3,876	42,351	36,286	127	118	1,170	1,102
10～14	3,549	3,379	40,361	34,931	134	125	1,287	1,191
15～19	3,244	3,080	41,955	36,975	186	175	1,702	1,560
20～24	4,586	4,354	55,904	50,235	232	222	1,866	1,657
25～29	6,378	6,211	67,024	62,062	235	246	1,728	1,541
30～34	5,991	5,943	51,054	48,320	238	309	1,903	1,820
35～39	5,224	5,451	48,840	46,379	235	328	1,957	1,903
40～44	4,849	5,112	60,954	58,138	241	332	2,121	2,091
45～49	4,034	4,485	62,659	60,866	255	339	2,108	2,103
50～54	5,083	5,907	50,642	48,753	299	352	2,054	2,063
55～59	4,744	6,020	40,116	38,817	298	311	1,848	1,905
60～64	3,957	5,599	39,208	38,602	238	245	1,321	1,401
65～69	2,301	3,541	25,429	25,733	177	179	1,004	1,113
70～74	1,328	2,654	16,761	16,992	112	109	755	946
75～79	1,515	3,439	11,563	12,594	100	106	556	820
80～84	672	1,859	6,316	7,944	71	94	292	560
85～89	356	1,148	2,428	3,511	37	59	105	284
90～	65	298	764	1,397	15	37	37	131
65～	6,236	12,938	63,260	68,170	513	585	2,748	3,854

年齢階級 Age group	シンガポール SGP		マレーシア MYS		タイ THA		インドネシア IDN	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	2,765	2,839	15,026	15,305	33,495	34,465	129,688	127,876
0～4歳/Age	139	130	1,273	1,204	1,951	1,848	12,696	12,168
5～9	145	140	1,138	1,192	2,071	1,965	11,783	11,140
10～14	162	155	1,271	1,355	2,142	2,059	12,119	11,419
15～19	183	175	1,347	1,427	2,229	2,174	11,759	11,178
20～24	193	188	1,443	1,467	2,283	2,276	10,656	10,352
25～29	180	180	1,490	1,433	2,314	2,334	9,913	10,063
30～34	191	205	1,379	1,380	2,518	2,509	10,676	10,733
35～39	209	226	1,086	1,066	2,765	2,763	9,990	9,892
40～44	226	236	979	947	2,807	2,850	9,348	9,147
45～49	222	227	869	895	2,767	2,860	8,264	8,143
50～54	233	230	753	827	2,528	2,654	6,881	6,899
55～59	215	213	634	690	2,193	2,370	5,611	5,536
60～64	172	174	484	525	1,737	1,877	4,039	3,829
65～69	126	132	365	390	1,201	1,330	2,517	2,826
70～74	69	79	224	240	808	970	1,736	2,058
75～79	52	64	159	160	594	784	1,032	1,428
80～84	30	43	86	71	350	491	448	694
85～89	13	25	34	26	170	245	182	296
90～	6	17	11	8	67	106	36	74
65～	296	359	879	897	3,190	3,926	5,951	7,375

2 人口・労働力人口

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2015年）（続き）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2015 (cont.)

年齢階級 Age group	フィリピン PHL		インド IND		ベトナム VNM		オーストラリア AUS	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	50,813	49,887	679,548	631,502	46,224	47,223	11,976	11,993
0～4歳/Age	5,775	5,480	65,115	58,596	4,079	3,662	794	752
5～9	5,457	5,195	66,946	60,019	3,775	3,447	783	740
10～14	5,351	4,914	66,884	59,866	3,407	3,208	724	689
15～19	5,224	4,900	64,948	58,400	3,583	3,390	770	717
20～24	4,861	4,719	62,054	56,138	4,490	4,313	867	813
25～29	4,158	4,031	58,725	54,090	4,374	4,290	909	885
30～34	3,655	3,583	54,067	50,147	3,971	3,962	895	882
35～39	3,364	3,277	47,174	44,116	3,555	3,591	766	774
40～44	2,983	2,928	41,765	39,254	3,306	3,334	849	860
45～49	2,685	2,669	36,526	34,592	2,988	3,017	766	775
50～54	2,242	2,262	31,877	30,419	2,672	2,795	805	804
55～59	1,798	1,868	26,851	25,927	2,186	2,440	724	739
60～64	1,304	1,405	21,659	21,263	1,509	1,806	631	650
65～69	884	1,069	14,200	14,838	798	1,097	594	596
70～74	520	697	9,612	10,497	543	827	419	434
75～79	334	511	6,086	7,109	423	735	303	330
80～84	158	267	3,218	3,894	318	640	206	259
85～89	48	94	1,351	1,666	160	382	119	182
90～	11	19	489	670	90	287	52	113
65～	1,954	2,658	34,957	38,674	2,332	3,967	1,693	1,914

年齢階級 Age group	ニュージーランド NZL		ブラジル BRA	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	2,213	2,315	102,201	105,647
0～4歳/Age	158	150	7,671	7,361
5～9	159	151	7,855	7,552
10～14	151	144	8,877	8,545
15～19	158	150	8,883	8,581
20～24	163	160	8,445	8,224
25～29	138	146	8,758	8,642
30～34	133	144	8,897	8,918
35～39	125	138	8,060	8,228
40～44	150	167	6,996	7,324
45～49	146	159	6,361	6,832
50～54	158	170	5,895	6,449
55～59	139	148	4,774	5,325
60～64	121	127	3,763	4,324
65～69	113	118	2,714	3,257
70～74	79	85	1,839	2,347
75～79	54	62	1,283	1,778
80～84	35	43	705	1,092
85～89	22	34	325	605
90～	9	19	98	262
65～	313	360	6,964	9,341

資料出所 UN(2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。出生率・死亡率とも中位で推移した場合。

第2-7表 出生率・死亡率

Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

出生率/Crude birth rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
		1950～ 1955年	1990～ 1995	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2025～ 2030	2045～ 2050
日本	JPN	23.8	9.9	8.9	8.7	8.3	8.1	7.8	8.0
アメリカ	USA	24.4	15.6	14.1	13.9	12.6	12.6	12.2	11.6
カナダ	CAN	27.4	13.7	10.6	11.1	10.9	10.5	9.8	9.7
イギリス	GBR	15.1	13.3	11.4	12.6	12.6	12.4	11.4	11.2
ドイツ	DEU	15.6	9.9	8.7	8.3	8.3	8.7	8.4	8.1
フランス	FRA	19.1	12.7	12.7	12.7	12.4	11.9	11.5	11.1
イタリア	ITA	18.2	9.7	9.4	9.5	8.6	8.3	8.1	8.4
スウェーデン	SWE	15.4	13.6	10.8	11.9	12.0	12.2	11.4	11.8
ロシア	RUS	26.9	10.9	9.8	11.3	12.7	12.3	10.2	12.1
中国	CHN	42.2	19.0	12.1	12.2	12.4	11.4	9.0	8.8
香港	HKG	39.0	12.0	8.4	8.9	10.1	9.8	8.3	8.5
韓国	KOR	35.8	16.0	10.2	9.6	9.2	9.1	8.9	7.4
シンガポール	SGP	46.5	17.6	11.3	10.1	9.3	8.7	8.0	6.7
マレーシア	MYS	42.7	27.5	19.7	17.0	16.9	16.6	14.6	11.2
タイ	THA	42.5	18.1	13.5	12.2	11.2	9.9	8.6	7.7
インドネシア	IDN	42.7	24.4	21.6	21.3	20.5	18.5	15.9	13.3
フィリピン	PHL	48.6	31.9	28.8	25.6	24.0	22.7	20.2	16.3
インド	IND	43.6	30.0	25.3	22.9	20.4	19.1	16.6	12.7
ベトナム	VNM	39.8	26.7	16.9	17.3	17.4	16.2	13.0	11.7
オーストラリア	AUS	23.0	14.7	12.8	13.8	13.5	13.0	11.6	11.3
ニュージーランド	NZL	25.6	16.6	14.2	14.9	13.7	12.9	12.1	10.9
ブラジル	BRA	44.2	22.7	19.8	16.4	15.1	14.0	12.0	9.7

死亡率/Crude death rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
		1950～ 1955年	1990～ 1995	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2025～ 2030	2045～ 2050
日本	JPN	9.4	7.0	7.9	8.9	10.0	10.9	12.6	14.2
アメリカ	USA	9.6	8.7	8.5	8.2	8.2	8.4	9.0	10.4
カナダ	CAN	8.6	7.1	7.2	7.3	7.3	7.5	8.2	10.6
イギリス	GBR	11.8	11.2	10.2	9.4	9.2	9.1	9.2	10.3
ドイツ	DEU	11.1	11.3	10.3	10.3	10.8	11.3	12.0	14.1
フランス	FRA	12.8	9.3	9.0	8.7	8.9	9.1	9.4	10.8
イタリア	ITA	10.0	9.8	9.8	9.7	9.7	10.2	11.1	13.2
スウェーデン	SWE	9.8	11.0	10.4	9.9	9.4	9.0	9.1	9.7
ロシア	RUS	11.0	13.3	16.0	14.9	13.9	14.3	14.6	15.9
中国	CHN	23.1	6.6	6.2	6.5	7.0	7.4	8.6	12.5
香港	HKG	7.6	5.4	5.5	5.9	6.0	6.6	7.8	11.8
韓国	KOR	16.4	5.5	5.2	5.2	5.5	6.1	7.6	12.3
シンガポール	SGP	9.0	4.2	4.5	4.5	4.5	5.1	6.7	11.3
マレーシア	MYS	14.4	4.7	4.4	4.6	4.8	5.2	6.0	8.2
タイ	THA	15.5	6.1	7.0	7.2	7.7	8.4	10.0	14.5
インドネシア	IDN	21.4	7.6	7.4	7.2	7.2	7.2	7.9	10.4
フィリピン	PHL	13.3	6.4	6.1	6.1	6.7	6.8	7.2	8.4
インド	IND	26.8	10.2	8.4	7.9	7.4	7.3	7.5	8.8
ベトナム	VNM	14.6	6.1	5.5	5.6	5.8	5.9	6.6	9.3
オーストラリア	AUS	9.3	7.1	6.8	6.6	6.7	6.7	7.0	8.3
ニュージーランド	NZL	9.2	7.6	7.1	6.9	6.8	6.9	7.4	9.6
ブラジル	BRA	15.6	6.9	5.9	5.9	6.1	6.3	7.0	9.3

資料出所 UN(2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。2015年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-8表 平均寿命

Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

		(歳/years old)								
		2000～2005			2010～2015			2015～2020		
		平均 Ave.	男 Male	女 Female	平均 Ave.	男 Male	女 Female	平均 Ave.	男 Male	女 Female
日本	JPN	81.8	78.3	85.2	83.3	80.0	86.5	84.1	80.8	87.3
アメリカ	USA	77.1	74.5	79.7	78.9	76.5	81.3	79.6	77.3	81.9
カナダ	CAN	79.7	77.2	82.1	81.8	79.7	83.8	82.6	80.8	84.4
イギリス	GBR	78.4	76.0	80.6	80.4	78.5	82.4	81.2	79.4	83.1
ドイツ	DEU	78.6	75.6	81.4	80.6	78.2	83.1	81.5	79.3	83.8
フランス	FRA	79.4	75.8	83.1	81.8	78.8	84.9	82.8	80.0	85.6
イタリア	ITA	80.2	77.2	83.0	82.8	80.3	85.2	83.8	81.3	86.0
スウェーデン	SWE	80.1	77.8	82.3	81.9	80.1	83.7	82.8	81.1	84.4
ロシア	RUS	64.9	58.6	72.0	69.8	64.2	75.6	70.4	64.7	76.1
中国	CHN	72.9	71.4	74.4	75.4	74.0	77.0	76.5	75.0	78.1
香港	HKG	81.3	78.5	84.3	83.7	80.9	86.6	84.5	81.7	87.4
韓国	KOR	77.4	73.8	80.8	81.4	78.0	84.6	82.8	79.5	85.7
シンガポール	SGP	79.2	76.7	81.8	82.6	79.6	85.6	83.7	80.6	86.7
マレーシア	MYS	73.3	71.3	75.4	74.5	72.2	76.9	75.3	73.0	77.7
タイ	THA	71.2	67.7	74.9	74.1	70.8	77.6	75.1	71.8	78.5
インドネシア	IDN	66.7	64.9	68.5	68.6	66.6	70.7	69.5	67.4	71.7
フィリピン	PHL	67.0	63.9	70.2	68.0	64.7	71.6	68.7	65.4	72.4
インド	IND	63.6	62.7	64.5	67.5	66.1	68.9	69.1	67.7	70.6
ベトナム	VNM	73.8	68.9	78.7	75.6	70.7	80.3	76.3	71.7	80.8
オーストラリア	AUS	80.2	77.7	82.7	82.1	79.9	84.3	83.0	81.1	85.0
ニュージーランド	NZL	79.0	76.7	81.3	81.6	79.7	83.4	82.4	80.8	84.0
ブラジル	BRA	71.1	67.3	75.0	74.1	70.3	77.9	75.4	71.8	79.1

資料出所 UN (2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による推計。2015～2020年は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

参考表 完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命

Reference table: Japan's average life expectancy

		(歳/years old)								
		完全生命表/Complete life table				簡易生命表/Abridged life table				
		1995年	2000	2005	2010	2008	2009	2011	2012	2014
男性/Male		76.38	77.72	78.56	79.55	79.29	79.59	79.44	79.94	80.21
女性/Female		82.85	84.60	85.52	86.30	86.05	86.44	85.90	86.41	86.61

資料出所 厚生労働省 (2015.7) 「平成26年簡易生命表」

(注) 完全生命表は、国勢調査による日本人人口(確定数)や人口動態統計(確定数)をもとに5年ごとに作成しており、簡易生命表は、推計人口による日本人人口や人口動態統計月報年計(概数)をもとに毎年作成している。平均寿命は、推計時における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、0歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を平均余命指標(生命関数)によって表したもの。

第2-9表 合計特殊出生率¹⁾

Table 2-9: Total fertility rates

		1950～ 1955年	1990～ 1995	1995～ 2000	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2025～ 2030	2045～ 2050
日本	JPN	3.00	1.48	1.37	1.30	1.34	1.40	1.46	1.57	1.69
アメリカ	USA	3.33	2.03	2.00	2.04	2.06	1.89	1.90	1.91	1.92
カナダ	CAN	3.65	1.69	1.56	1.52	1.64	1.61	1.56	1.58	1.67
イギリス	GBR	2.18	1.78	1.74	1.66	1.88	1.92	1.91	1.90	1.89
ドイツ	DEU	2.13	1.30	1.35	1.35	1.36	1.39	1.44	1.51	1.62
フランス	FRA	2.75	1.71	1.76	1.88	1.97	2.00	1.99	1.98	1.96
イタリア	ITA	2.36	1.27	1.22	1.30	1.42	1.43	1.49	1.59	1.71
スウェーデン	SWE	2.24	2.01	1.56	1.67	1.89	1.92	1.93	1.93	1.94
ロシア	RUS	2.85	1.55	1.25	1.30	1.44	1.66	1.72	1.79	1.87
中国	CHN	6.11	2.00	1.48	1.50	1.53	1.55	1.59	1.66	1.74
香港	HKG	4.44	1.24	0.87	0.96	1.03	1.20	1.30	1.44	1.63
韓国	KOR	5.05	1.70	1.51	1.22	1.23	1.26	1.33	1.45	1.60
シンガポール	SGP	6.61	1.73	1.57	1.35	1.26	1.23	1.26	1.31	1.38
マレーシア	MYS	6.23	3.42	3.18	2.45	2.07	1.97	1.90	1.79	1.72
タイ	THA	6.14	1.99	1.77	1.60	1.56	1.53	1.46	1.43	1.58
インドネシア	IDN	5.49	2.90	2.55	2.48	2.50	2.50	2.36	2.14	1.91
フィリピン	PHL	7.42	4.14	3.90	3.70	3.27	3.04	2.87	2.59	2.20
インド	IND	5.90	3.83	3.48	3.14	2.80	2.48	2.34	2.14	1.89
ベトナム	VNM	5.40	3.23	2.25	1.92	1.93	1.96	1.95	1.93	1.92
オーストラリア	AUS	3.18	1.86	1.79	1.77	1.95	1.92	1.86	1.81	1.78
ニュージーランド	NZL	3.69	2.07	1.95	1.95	2.14	2.05	1.99	1.90	1.82
ブラジル	BRA	6.15	2.60	2.45	2.25	1.90	1.82	1.74	1.66	1.67

資料出所 UN(2015.7) *World Population Prospects: The 2015 Revision*

(注) 国連による中位推計値。

1) 合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生むと推計される平均子供数であり、その算出方法は女性(15～49歳)の年齢別出生率の総和によって求められる。

		1990年	1995	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42
アメリカ	USA	2.08	1.98	2.06	2.06	1.93	1.89	1.88	1.86	1.86
カナダ	CAN	1.83	1.64	1.49	1.54	1.63	1.61	1.61	—	—
イギリス	GBR	1.83	1.71	1.64	1.76	1.92	1.91	1.92	1.83	—
ドイツ	DEU	1.45	1.25	1.38	1.34	1.39	1.36	1.38	1.39	—
フランス	FRA	1.78	1.71	1.89	1.94	2.03	2.01	2.01	1.99	—
イタリア	ITA	1.33	1.19	1.26	1.34	1.46	1.44	1.43	1.39	—
オランダ	NLD	1.62	1.53	1.72	1.71	1.79	1.76	1.72	1.68	—
ベルギー	BEL	1.62	1.56	1.67	1.76	1.86	1.81	1.79	1.75	—
デンマーク	DNK	1.67	1.80	1.77	1.80	1.87	1.75	1.73	1.67	—
スウェーデン	SWE	2.13	1.73	1.54	1.77	1.98	1.90	1.91	1.89	—
香港	HKG	1.27	1.30	1.03	0.96	1.13	1.20	1.29	1.12	1.24
韓国	KOR	1.57	1.63	1.47	1.08	1.23	1.24	1.30	1.19	1.21
シンガポール	SGP	1.83	1.67	1.60	1.26	1.15	1.20	1.29	1.19	1.25
オーストラリア	AUS	1.91	1.83	1.76	1.85	1.95	1.92	1.93	1.88	1.80

資料出所 日本:厚生労働省(2016.1)「平成27年人口動態統計の年間推計」

アメリカ:疾病管理予防センター(CDC)(2015.6) *National Vital Statistics Reports*

カナダ:カナダ統計局(<http://www.statcan.gc.ca/>)2016年2月現在

欧州:Eurostat Database(<http://ec.europa.eu/eurostat/data/database>)2015年7月現在

カナダ・ドイツ(1995年以前):国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2015年版」

香港:香港統計局(<http://www.censtatd.gov.hk/hkstat/>)2015年7月現在

韓国:韓国統計庁(<http://kosis.kr/>)2015年7月現在

シンガポール:シンガポール統計局(2015.7) *Yearbook of Statistics Singapore 2015*

オーストラリア:Australian Bureau of Statistics(2015.10) *Births, Australia 2014*

2 人口・労働力人口

第2-10表 労働力人口
Table 2-10: Labour force

		(千人/thousands)							
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN	67,660	66,510	66,500	66,320	65,910	65,550	65,770	65,870
(65歳/years old～)		4,930	5,040	5,790	5,850	5,830	6,090	6,500	6,960
アメリカ		142,583	149,321	154,140	153,886	153,615	154,973	155,388	155,923
(65～)	USA	4,312	5,278	6,535	6,717	7,111	7,727	8,115	8,358
カナダ		15,842	17,292	18,251	18,450	18,619	18,810	19,038	19,125
(65～)	CAN	215	319	460	511	552	608	663	712
イギリス		28,742	30,133	31,416	31,560	31,868	32,129	32,347	32,639
(65～)	GBR	469	590	749	845	906	967	1,051	1,126
ドイツ		39,531	41,040	41,809	41,783	41,228	41,330	41,694	41,944
(65～)	DEU	363	521	672	670	749	813	899	972
フランス		25,755	27,384	28,207	28,317	28,350	28,556	28,565	28,588
(65～)	FRA	94	109	133	153	197	238	246	272
イタリア		23,720	24,284	24,605	24,583	24,660	25,257	25,259	25,515
(65～)	ITA	336	351	378	380	387	425	443	476
スウェーデン		4,505	4,707	4,909	4,948	5,016	5,060	5,115	5,184
(65～74)	SWE	77	77	111	124	132	153	155	182
EU-15		173,719	183,807	190,647	190,995	190,823	192,152	192,536	193,103
(65～)		2,032	2,470	2,982	3,127	3,299	3,583	3,762	4,024
ロシア		72,770	73,581	75,694	75,478	75,779	75,676	75,529	75,428
(65～72)	RUS	1,106	1,264	1,036	840	841	824	863	855
香港		3,383	3,538	3,660	3,631	3,703	3,785	3,859	3,876
(65～)	HKG	44	45	46	49	55	65	77	88
韓国		22,134	23,743	24,395	24,749	25,099	25,501	25,873	26,536
(65～)	KOR	1,007	1,361	1,565	1,587	1,661	1,821	1,927	2,045
シンガポール ²⁾		2,192	1,881	1,986	2,047	2,080	2,120	2,139	2,185
(65～)	SGP	25	46	60	62	31	34	100	119
タイ		33,972	36,843	38,427	38,643	39,623	39,843	39,467	38,811
(60/65～)	THA	1,928	2,604	1,483	1,476	1,534	1,602	1,622	3,853
インドネシア		95,651	105,802	113,833	116,528	117,370	118,053	118,193	121,873
(60～)	IDN	7,590	8,388	8,590	8,955	8,611	8,608	8,751	10,155
フィリピン		30,908	35,494	37,893	38,893	40,005	40,426	41,022	41,379
(65～)	PHL	1,471	1,484	1,471	1,525	1,526	1,525	1,540	1,546
オーストラリア		9,498	10,404	11,442	11,628	11,815	11,973	12,146	12,310
(65～)	AUS	143	193	295	322	346	385	403	427
ニュージーランド		1,917	2,165	2,287	2,308	2,340	2,346	2,375	2,446
(65～)	NZL	33	55	83	91	105	114	123	132
ブラジル ³⁾		82,702	94,578	100,828	—	100,440	101,536	102,517	105,875
(65～)	BRA	2,586	2,960	3,400	—	3,164	3,390	3,475	3,968

資料出所 日本：総務省(2015.1)「労働力調査(長期時系列)」

OECD諸国及びロシア：OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2015年11月現在

その他の国：ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2016年1月現在, 各国資料

(注) 各国の労働力人口の定義, 調査対象については第2-11表(p.67～75)の注に準ずる。

上段：原則15歳以上。アメリカ, イギリスは16歳以上, イタリアの2009年以降は16歳以上, スウェーデンの2008年以前は16～74歳迄, 2009年以降は15～74歳迄, タイの2000年は13歳以上を対象。

下段：原則65歳以上。タイの2000・2005・2014年は60歳以上を対象。

1) 2011年は東日本大震災の影響による欠損データを補完推計した値。

2) 2005年の欄は2006年の値。

3) 2000年の欄は2001年の値であり, 北西部農村地域の6州を除く。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2014年）
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2014

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
日本 ¹⁾									JPN
15-19	6,020	3,080	2,940	970	490	490	16.1	15.9	16.7
20-24	6,190	3,180	3,010	4,270	2,180	2,090	69.0	68.6	69.4
25-29	6,720	3,430	3,290	5,820	3,210	2,610	86.6	93.6	79.3
30-34	7,490	3,800	3,690	6,250	3,640	2,620	83.4	95.8	71.0
35-39	8,750	4,440	4,320	7,340	4,280	3,060	83.9	96.4	70.8
40-44	9,760	4,940	4,820	8,330	4,750	3,580	85.3	96.2	74.3
45-49	8,560	4,310	4,260	7,410	4,140	3,270	86.6	96.1	76.8
50-54	7,760	3,890	3,870	6,610	3,680	2,930	85.2	94.6	75.7
55-59	7,670	3,810	3,860	6,170	3,550	2,620	80.4	93.2	67.9
60-64	9,110	4,470	4,640	5,720	3,470	2,260	62.8	77.6	48.7
65-69	9,050	4,360	4,690	3,740	2,290	1,460	41.3	52.5	31.1
70-74	7,860	3,660	4,200	1,920	1,170	750	24.4	32.0	17.9
75～	15,860	6,100	9,760	1,300	800	500	8.2	13.1	5.1
15-64	78,040	39,340	38,700	58,910	33,370	25,530	75.5	84.8	66.0
65～	32,780	14,120	18,660	6,960	4,260	2,710	21.2	30.2	14.5
計(15～)	110,820	53,460	57,360	65,870	37,630	28,240	59.4	70.4	49.2
アメリカ ²⁾									USA
16-19	16,633	8,449	8,184	5,654	2,827	2,827	34.0	33.5	34.5
20-24	22,079	11,067	11,012	15,641	8,183	7,458	70.8	73.9	67.7
25-29	21,230	10,543	10,687	17,092	9,168	7,924	80.5	87.0	74.1
30-34	20,901	10,298	10,603	17,108	9,310	7,798	81.9	90.4	73.5
35-39	19,409	9,523	9,886	15,931	8,655	7,276	82.1	90.9	73.6
40-44	20,156	9,864	10,292	16,574	8,892	7,682	82.2	90.1	74.6
45-49	20,520	10,051	10,469	16,639	8,798	7,841	81.1	87.5	74.9
50-54	22,294	10,869	11,425	17,424	9,102	8,322	78.2	83.7	72.8
55-59	21,241	10,265	10,976	15,167	7,880	7,287	71.4	76.8	66.4
60-64	18,524	8,851	9,673	10,335	5,481	4,854	55.8	61.9	50.2
65-69	15,130	7,131	7,999	4,774	2,575	2,199	31.6	36.1	27.5
70-74	10,948	5,053	5,895	2,072	1,154	918	18.9	22.8	15.6
75～	18,882	7,784	11,098	1,512	859	653	8.0	11.0	5.9
16-64	202,987	99,780	103,207	147,565	78,296	69,269	72.7	78.5	67.1
65～	44,960	19,968	24,992	8,358	4,588	3,770	18.6	23.0	15.1
計(16～)	247,947	119,748	128,199	155,923	82,884	73,039	62.9	69.2	57.0

資料出所 日本:総務省統計局(2015.5)「労働力調査(基本集計)」
OECD諸国及びロシア、ブラジル:OECD database (<http://stats.oecd.org/>) 2015年11月現在, その他:各国注を参照。

(注) 注記がない限り, 15歳以上の人口を対象。

- 1) 国内居住者を対象とし, 外国の外交官, 在留米軍などは除く。自衛隊及び収監施設の収容者は含む。実数の千人単位は非公表のため, 全て0とした。
- 2) 16歳以上を対象。軍人, 施設人口, 外国の外交官, 海外居住の米国人は含まない。プエルトリコ, グアム, アメリカ領ヴァージン諸島, アメリカ領サモアを除く。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2014年)(続き)
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2014 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
カナダ ³⁾									CAN
15-19	2,076	1,066	1,010	1,035	511	524	49.8	47.9	51.9
20-24	2,399	1,221	1,178	1,838	948	890	76.6	77.7	75.5
25-29	2,367	1,182	1,185	2,010	1,049	961	84.9	88.8	81.1
30-34	2,418	1,199	1,219	2,087	1,096	992	86.3	91.4	81.4
35-39	2,277	1,149	1,128	1,997	1,065	932	87.7	92.6	82.6
40-44	2,339	1,144	1,195	2,046	1,052	994	87.5	92.0	83.2
45-49	2,396	1,185	1,212	2,077	1,077	1,000	86.7	90.9	82.5
50-54	2,760	1,394	1,366	2,332	1,226	1,106	84.5	88.0	80.9
55-59	2,513	1,252	1,261	1,852	979	874	73.7	78.2	69.2
60-64	2,133	1,053	1,080	1,140	627	513	53.4	59.5	47.5
65-69	1,801	878	923	470	284	186	26.1	32.4	20.2
70-74	1,281	594	687	161	104	57	12.5	17.5	8.3
75～	2,220	957	1,263	81	55	26	3.7	5.8	2.0
15-64	23,678	11,844	11,834	18,412	9,629	8,784	77.8	81.3	74.2
65～	5,302	2,429	2,873	712	443	269	13.4	18.2	9.4
計(15～)	28,981	14,273	14,708	19,125	10,072	9,053	66.0	70.6	61.6
イギリス ⁴⁾									GBR
15-19	3,039	1,556	1,484	1,295	633	662	42.6	40.7	44.6
20-24	4,276	2,160	2,116	3,181	1,696	1,485	74.4	78.5	70.2
25-29	4,358	2,175	2,184	3,706	2,011	1,694	85.0	92.5	77.6
30-34	4,316	2,136	2,180	3,727	2,016	1,710	86.3	94.4	78.4
35-39	3,953	1,963	1,990	3,415	1,834	1,581	86.4	93.4	79.5
40-44	4,353	2,143	2,210	3,770	1,992	1,778	86.6	92.9	80.5
45-49	4,631	2,277	2,354	4,066	2,099	1,966	87.8	92.2	83.5
50-54	4,410	2,174	2,236	3,727	1,934	1,794	84.5	88.9	80.2
55-59	3,799	1,872	1,927	2,884	1,529	1,355	75.9	81.7	70.3
60-64	3,482	1,703	1,779	1,742	1,005	736	50.0	59.0	41.4
65-69	3,522	1,709	1,812	741	427	315	21.1	25.0	17.4
70-74	2,594	1,230	1,363	257	156	101	9.9	12.7	7.4
75～	4,873	2,069	2,805	128	81	47	2.6	3.9	1.7
15-64	40,618	20,158	20,460	31,513	16,750	14,762	77.6	83.1	72.1
65～	10,989	5,008	5,980	1,126	664	462	10.3	13.3	7.7
計(15～)	51,607	25,166	26,441	32,639	17,414	15,224	63.2	69.2	57.6

3) フルタイムの軍人, 施設人口を除く。

4) 16歳以上を対象。職業軍人を含み, 徴集兵を除く。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
ドイツ ⁵⁾									DEU
15-19	3,985	2,057	1,928	1,133	635	498	28.5	30.9	25.8
20-24	4,475	2,309	2,166	3,092	1,637	1,455	69.1	70.9	67.2
25-29	4,972	2,518	2,454	4,118	2,176	1,942	82.8	86.4	79.1
30-34	5,044	2,528	2,516	4,392	2,378	2,014	87.1	94.1	80.0
35-39	4,786	2,406	2,380	4,214	2,285	1,929	88.0	94.9	81.0
40-44	5,455	2,762	2,693	4,899	2,627	2,272	89.8	95.1	84.4
45-49	6,622	3,359	3,263	5,941	3,148	2,793	89.7	93.7	85.6
50-54	6,555	3,269	3,286	5,716	2,985	2,731	87.2	91.3	83.1
55-59	5,700	2,817	2,883	4,615	2,430	2,185	81.0	86.3	75.8
60-64	5,108	2,479	2,629	2,852	1,569	1,283	55.8	63.3	48.8
65-69	4,007	1,923	2,084	561	343	218	14.0	17.8	10.5
70-74	4,628	2,166	2,462	274	174	100	5.9	8.0	4.1
75～	8,098	3,301	4,797	137	92	45	1.7	2.8	0.9
15-64	52,702	26,504	26,198	40,972	21,870	19,102	77.7	82.5	72.9
65～	16,733	7,390	9,343	972	609	363	5.8	8.2	3.9
計(15～)	69,435	33,894	35,541	41,944	22,479	19,465	60.4	66.3	54.8
フランス ⁶⁾									FRA
15-19	3,713	1,889	1,824	524	314	210	14.1	16.6	11.5
20-24	3,587	1,786	1,800	2,149	1,150	999	59.9	64.4	55.5
25-29	3,756	1,837	1,919	3,231	1,688	1,544	86.0	91.9	80.4
30-34	3,944	1,932	2,012	3,470	1,831	1,639	88.0	94.8	81.5
35-39	3,881	1,923	1,958	3,481	1,823	1,658	89.7	94.8	84.6
40-44	4,376	2,166	2,210	3,957	2,054	1,903	90.4	94.8	86.1
45-49	4,298	2,113	2,185	3,822	1,945	1,877	88.9	92.0	85.9
50-54	4,231	2,062	2,170	3,646	1,870	1,777	86.2	90.7	81.9
55-59	4,041	1,953	2,088	2,985	1,519	1,466	73.9	77.8	70.2
60-64	3,910	1,868	2,043	1,051	508	543	26.9	27.2	26.6
65-69	3,455	1,634	1,820	204	120	84	5.9	7.4	4.6
70-74	2,310	1,062	1,248	48	28	20	2.1	2.7	1.6
75～	5,323	2,099	3,224	20	12	8	0.4	0.6	0.2
15-64	39,738	19,529	20,209	28,317	14,701	13,615	71.3	75.3	67.4
65～	11,088	4,795	6,293	272	161	111	2.5	3.4	1.8
計(15～)	50,826	24,324	26,501	28,588	14,862	13,726	56.2	61.1	51.8

5) 国内居住者を対象。軍人を含む。

6) 海外県、軍人を除く。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2014年)(続き)
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2014 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
イタリア ⁷⁾									ITA
15-19	2,295	1,184	1,111	206	129	77	9.0	10.9	6.9
20-24	3,108	1,589	1,519	1,415	821	594	45.5	51.7	39.1
25-29	3,272	1,647	1,625	2,212	1,215	997	67.6	73.8	61.3
30-34	3,638	1,819	1,819	2,829	1,589	1,240	77.8	87.3	68.2
35-39	4,371	2,182	2,189	3,501	1,973	1,528	80.1	90.5	69.8
40-44	4,835	2,405	2,430	3,886	2,196	1,690	80.4	91.3	69.6
45-49	4,974	2,464	2,510	3,901	2,238	1,663	78.4	90.8	66.3
50-54	4,509	2,211	2,298	3,376	1,952	1,425	74.9	88.3	62.0
55-59	3,954	1,920	2,034	2,528	1,489	1,040	63.9	77.5	51.1
60-64	3,634	1,755	1,879	1,183	725	458	32.6	41.3	24.4
65-69	3,454	1,650	1,804	291	214	77	8.4	12.9	4.3
70-74	3,011	1,393	1,618	117	89	28	3.9	6.4	1.7
75~	6,383	2,507	3,876	68	57	11	1.1	2.3	0.3
15-64	38,590	19,176	19,414	25,039	14,327	10,712	64.9	74.7	55.2
65~	12,848	5,550	7,298	476	360	116	3.7	6.5	1.6
計(15~)	51,438	24,726	26,712	25,515	14,687	10,828	49.6	59.4	40.5
スウェーデン ⁸⁾									SWE
15-19	532	275	257	180	83	97	33.8	30.3	37.6
20-24	671	344	327	485	255	230	72.3	74.2	70.2
25-29	643	329	315	551	293	258	85.6	89.1	81.9
30-34	605	310	295	551	292	259	91.1	94.3	87.8
35-39	606	309	297	559	294	266	92.3	95.1	89.3
40-44	646	327	319	605	313	291	93.6	95.8	91.4
45-49	677	344	332	628	327	301	92.8	95.0	90.6
50-54	612	310	302	545	284	261	89.1	91.5	86.6
55-59	578	291	287	499	259	240	86.4	89.1	83.6
60-64	567	283	284	399	209	189	70.3	74.0	66.6
65-69	603	298	304	132	80	51	21.8	26.9	16.9
70-74	467	228	239	50	35	15	10.8	15.3	6.4
15-64	6,136	3,121	3,015	5,002	2,610	2,392	81.5	83.6	79.3
65-74	1,069	526	543	182	115	67	17.0	21.9	12.3
計(15-74)	7,205	3,648	3,558	5,184	2,725	2,459	71.9	74.7	69.1

7) 16歳以上を対象。軍人を含む。

8) 市民権を持つ15歳から74歳までの国内に居住するすべての人を対象とし、軍人、徴集兵も含む。労働力人口には国内に人口の登録をし、海外で雇用されている者も含む。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
EU-15									
15-19	19,396	9,932	9,464	4,827	2,573	2,254	24.9	25.9	23.8
20-24	22,812	11,570	11,241	14,461	7,719	6,742	63.4	66.7	60.0
25-29	24,208	12,114	12,094	19,997	10,577	9,420	82.6	87.3	77.9
30-34	25,740	12,817	12,923	22,302	11,952	10,350	86.6	93.3	80.1
35-39	26,511	13,259	13,253	23,166	12,444	10,722	87.4	93.8	80.9
40-44	28,857	14,428	14,430	25,215	13,512	11,703	87.4	93.7	81.1
45-49	30,359	15,147	15,212	26,242	13,971	12,271	86.4	92.2	80.7
50-54	29,024	14,341	14,683	24,082	12,833	11,249	83.0	89.5	76.6
55-59	25,806	12,650	13,157	18,835	10,201	8,634	73.0	80.6	65.6
60-64	23,628	11,463	12,164	9,951	5,600	4,351	42.1	48.9	35.8
65-69	21,510	10,309	11,202	2,564	1,595	970	11.9	15.5	8.6
70-74	18,087	8,428	9,659	960	630	330	5.3	7.5	3.4
75~	34,325	13,849	20,476	500	350	150	1.5	2.5	0.7
15-64	256,342	127,720	128,622	189,079	101,382	87,697	73.8	79.4	68.2
65~	73,923	32,586	41,336	4,024	2,574	1,450	5.4	7.9	3.5
計(15~)	330,264	160,306	169,958	193,103	103,956	89,147	58.5	64.8	52.4
ロシア ⁹⁾									RUS
15-19	7,152	3,657	3,495	578	347	231	8.1	9.5	6.6
20-24	10,848	5,519	5,329	6,393	3,598	2,795	58.9	65.2	52.4
25-29	12,551	6,323	6,228	10,961	6,000	4,961	87.3	94.9	79.7
30-34	11,349	5,652	5,697	10,165	5,383	4,782	89.6	95.3	83.9
35-39	10,459	5,106	5,353	9,548	4,842	4,706	91.3	94.8	87.9
40-44	9,563	4,644	4,919	8,884	4,381	4,503	92.9	94.3	91.6
45-49	9,545	4,524	5,020	8,771	4,198	4,573	91.9	92.8	91.1
50-54	11,437	5,256	6,181	9,903	4,682	5,221	86.6	89.1	84.5
55-59	10,388	4,526	5,861	6,652	3,528	3,125	64.0	77.9	53.3
60-64	8,689	3,585	5,104	2,717	1,383	1,334	31.3	38.6	26.1
65-72	7,522	2,767	4,755	855	385	470	11.4	13.9	9.9
15-64	101,983	48,794	53,189	74,574	38,344	36,230	73.1	78.6	68.1
計(15-72)	109,505	51,561	57,944	75,428	38,729	36,700	68.9	75.1	63.3

9) 定住人口。15歳から72歳までを対象。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2014年)(続き)
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2014 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
香港 ¹⁰⁾									HKG
15—19	383	197	186	45	22	23	11.8	11.1	12.5
20—24	449	222	227	276	137	139	61.4	61.5	61.4
25—29	514	223	291	459	208	251	89.4	93.4	86.3
30—34	578	231	347	506	223	283	87.5	96.6	81.5
35—39	557	225	332	471	217	254	84.5	96.4	76.5
40—44	576	238	339	477	228	250	82.8	95.7	73.7
45—49	586	256	330	479	240	239	81.8	93.8	72.4
50—54	656	308	347	506	283	223	77.2	91.8	64.2
55—59	588	290	298	381	236	146	64.9	81.4	48.8
60—64	458	226	232	188	127	61	41.0	56.2	26.2
65～	1,004	475	529	88	68	20	8.8	14.3	3.7
15—64	5,345	2,416	2,929	3,788	1,920	1,868	70.9	79.5	63.8
計(15～)	6,349	2,891	3,458	3,876	1,988	1,888	61.1	68.8	54.6
韓国 ¹¹⁾									KOR
15—19	3,187	1,632	1,555	269	123	146	8.4	7.6	9.4
20—24	3,035	1,406	1,630	1,513	624	890	49.9	44.4	54.6
25—29	3,280	1,704	1,576	2,472	1,316	1,156	75.4	77.2	73.4
30—34	3,923	2,003	1,921	3,013	1,861	1,152	76.8	92.9	60.0
35—39	3,806	1,927	1,879	2,884	1,819	1,065	75.8	94.4	56.7
40—44	4,298	2,173	2,125	3,426	2,071	1,355	79.7	95.3	63.8
45—49	4,155	2,097	2,058	3,409	1,975	1,435	82.1	94.2	69.7
50—54	4,234	2,126	2,109	3,337	1,942	1,395	78.8	91.4	66.2
55—59	3,640	1,815	1,825	2,641	1,586	1,055	72.6	87.4	57.8
60—64	2,549	1,236	1,313	1,525	917	608	59.8	74.2	46.3
65—69	2,079	953	1,127	946	568	378	45.5	59.6	33.5
70—74	1,816	807	1,009	610	336	274	33.6	41.7	27.1
75～	2,510	918	1,593	489	248	242	19.5	27.0	15.2
15—64	36,107	18,118	17,989	24,491	14,235	10,256	67.8	78.6	57.0
65～	6,406	2,677	3,729	2,045	1,152	893	31.9	43.0	24.0
計(15～)	42,513	20,795	21,717	26,536	15,387	11,149	62.4	74.0	51.3

10) 資料出所: ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2015年11月現在。

11) 国内居住者(軍人及び囚人を除く)。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
シンガポール ¹²⁾									SGP
15-19	247	127	121	31	19	12	12.3	14.9	9.6
20-24	264	133	131	161	85	76	61.8	63.6	59.8
25-29	266	129	136	218	109	109	89.0	89.4	88.6
30-34	292	139	153	250	127	123	89.9	97.5	83.3
35-39	302	145	157	256	136	121	88.8	97.2	80.9
40-44	316	154	162	266	142	124	87.1	96.8	78.1
45-49	309	153	155	253	139	114	84.7	96.4	73.7
50-54	316	159	157	261	146	115	81.8	93.8	70.4
55-59	288	144	144	220	128	92	74.3	87.5	61.4
60-64	232	115	116	151	95	56	61.2	77.0	45.5
65-69	161	78	83	74	46	28	41.2	54.1	29.5
70～	270	116	155	45	30	15	15.3	23.7	8.8
15-64	2,831	1,398	1,433	2,067	1,126	940	73.0	80.5	65.6
65～	432	194	238	119	76	42	25.2	36.0	16.3
計(15～)	3,263	1,592	1,550	2,185	1,203	983	67.0	75.9	58.6
タイ ¹³⁾									THA
15-19	4,725	2,390	2,335	957	659	298	20.3	27.6	12.8
20-24	4,914	2,469	2,444	3,255	1,849	1,407	66.3	74.9	57.5
25-29	4,763	2,392	2,370	4,144	2,251	1,894	87.0	94.1	79.9
30-34	4,973	2,474	2,499	4,431	2,374	2,057	89.1	96.0	82.3
35-39	5,368	2,634	2,735	4,836	2,533	2,303	90.1	96.2	84.2
40-49	10,971	5,309	5,662	9,828	5,127	4,701	89.6	96.6	83.0
50-59	9,137	4,357	4,779	7,507	4,036	3,471	82.2	92.6	72.6
60～	10,049	4,530	5,519	3,853	2,268	1,585	38.3	50.1	28.7
計(15～)	54,899	26,554	28,344	38,811	21,097	17,714	70.7	79.4	62.5
インドネシア ¹⁴⁾									IDN
15-19	22,649	11,597	11,052	7,354	4,458	2,896	32.5	38.4	26.2
20-24	20,714	10,467	10,247	14,028	8,639	5,389	67.7	82.5	52.6
25-29	20,218	10,026	10,192	15,142	9,515	5,627	74.9	94.9	55.2
30-34	21,399	10,691	10,708	16,156	10,382	5,773	75.5	97.1	53.9
35-39	19,629	9,882	9,747	15,242	9,656	5,586	77.7	97.7	57.3
40-44	18,209	9,209	9,000	14,541	9,021	5,520	79.9	98.0	61.3
45-49	15,993	8,048	7,945	12,949	7,860	5,089	81.0	97.7	64.1
50-54	13,366	6,684	6,682	10,584	6,416	4,168	79.2	96.0	62.4
55-59	10,648	5,398	5,250	7,607	4,765	2,842	71.4	88.3	54.1
60-64	7,426	3,803	3,623	4,657	3,019	1,639	62.7	79.4	45.2
65～	12,999	5,799	7,200	5,224	3,166	2,058	40.2	54.6	28.6
15-64	170,252	85,805	84,447	118,261	73,731	44,530	69.5	85.9	52.7
計(15～)	183,251	91,604	91,648	123,485	76,897	46,588	67.4	83.9	50.8

12) 資料出所:シンガポール労働省(2015.1) *Singapore Yearbook of Manpower Statistics*, シンガポール統計局(2015.1) *Labour Force in Singapore 2015*, 同(2015.11) *Yearbook of Statistics Singapore 2015*。国籍保有者及び永住権保有者を対象。2014年6月の数値。

13) 資料出所:タイ国家統計局(NSO)2016年1月現在。第3四半期の数値。

14) 資料出所:ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>)2016年1月現在。ILO推計値。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2014年)(続き)
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2014 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
フィリピン ¹⁵⁾									PHL
15-19	10,619	5,358	5,261	3,219	2,062	1,157	30.3	38.5	22.0
20-24	8,604	4,420	4,184	5,640	3,465	2,175	65.6	78.4	52.0
25-34	14,722	7,372	7,350	11,032	6,892	4,140	74.9	93.5	56.3
35-44	11,456	5,739	5,717	9,127	5,490	3,637	79.7	95.7	63.6
45-54	8,813	4,397	4,416	7,021	4,116	2,905	79.7	93.6	65.8
55-64	5,563	2,726	2,837	3,793	2,178	1,615	68.2	79.9	56.9
65～	4,253	1,893	2,360	1,546	890	656	36.4	47.0	27.8
15-64	59,777	30,012	29,765	39,832	24,203	15,629	66.6	80.6	52.5
計(15～)	64,033	31,905	32,128	41,379	25,093	16,286	64.6	78.6	50.7
オーストラリア ¹⁶⁾									AUS
15-19	1,474	757	717	793	392	400	53.8	51.8	55.8
20-24	1,642	836	806	1,282	674	608	78.1	80.6	75.5
25-29	1,741	874	867	1,439	779	660	82.7	89.2	76.1
30-34	1,704	852	852	1,410	787	623	82.7	92.3	73.1
35-39	1,557	774	782	1,275	706	569	81.9	91.2	72.7
40-44	1,661	821	839	1,395	746	648	84.0	90.9	77.2
45-49	1,540	761	779	1,295	676	619	84.1	88.8	79.5
50-54	1,557	768	789	1,270	666	605	81.6	86.6	76.6
55-59	1,425	703	723	1,042	564	478	73.1	80.3	66.1
60-64	1,265	624	641	683	394	289	54.0	63.1	45.1
65-69	1,121	556	565	292	181	110	26.0	32.6	19.5
70～	2,340	1,054	1,286	135	91	44	5.8	8.7	3.4
15-64	15,566	7,770	7,795	11,883	6,384	5,499	76.3	82.2	70.5
65～	3,461	1,610	1,851	427	273	154	12.3	16.9	8.3
計(15～)	19,027	9,380	9,647	12,310	6,657	5,653	64.7	71.0	58.6

15) 資料出所: 労働雇用統計局(2015.10) *Gender Statistics on Labor and Employment 2015*

16) 国内居住の定住人口。軍人を除く。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
ニュージーランド ¹⁷⁾									NZL
15-19	313	161	152	143	74	69	45.6	46.0	45.1
20-24	323	164	159	244	130	114	75.5	79.6	71.4
25-29	290	142	148	238	129	109	82.0	90.6	73.8
30-34	276	132	144	232	123	109	83.9	92.9	75.6
35-39	271	129	143	233	122	111	85.8	95.1	77.4
40-44	311	147	164	270	136	134	86.8	92.6	81.7
45-49	309	148	161	270	136	134	87.3	91.9	83.1
50-54	315	152	164	275	139	136	87.2	91.7	82.9
55-59	278	135	143	234	118	115	84.0	87.8	80.5
60-64	244	119	125	177	93	84	72.7	78.8	66.9
65-69	215	105	110	87	50	37	40.3	47.3	33.6
70-74	157	76	81	31	20	11	19.7	26.1	13.8
75～	245	110	136	14	10	4	5.9	9.3	3.1
15-64	2,930	1,427	1,503	2,314	1,200	1,114	79.0	84.1	74.1
65～	617	290	327	132	79	52	21.4	27.4	16.0
計(15～)	3,547	1,717	1,830	2,446	1,280	1,166	69.0	74.6	63.7
ブラジル ¹⁸⁾									BRA
10-14	17,608	8,970	8,637	950	650	300	5.4	7.2	3.5
15-19	17,317	8,806	8,511	7,609	4,468	3,141	43.9	50.7	36.9
20-24	16,720	8,468	8,252	11,994	6,727	5,267	71.7	79.4	63.8
25-29	17,595	8,851	8,744	12,978	7,175	5,803	73.8	81.1	66.4
30-34	17,688	8,827	8,861	13,947	7,479	6,468	78.9	84.7	73.0
35-39	15,917	7,867	8,050	12,660	6,808	5,852	79.5	86.5	72.7
40-44	14,062	6,859	7,203	11,772	6,435	5,337	83.7	93.8	74.1
45-49	13,101	6,312	6,789	10,685	5,787	4,898	81.6	91.7	72.2
50-54	12,067	5,764	6,302	9,328	5,213	4,115	77.3	90.4	65.3
55-59	9,750	4,610	5,140	6,655	3,840	2,815	68.3	83.3	54.8
60-64	7,766	3,613	4,153	4,280	2,709	1,571	55.1	75.0	37.8
65～	15,611	6,668	8,943	3,968	2,543	1,425	25.4	38.1	15.9
15-64	141,983	69,978	72,005	101,907	56,639	45,268	71.8	80.9	62.9
計(15～)	157,594	76,646	80,948	105,875	59,182	46,692	67.2	77.2	57.7
計(10～)	175,202	87,031	88,171	106,824	59,832	46,992	61.0	68.7	53.2

17) 軍人、施設人口を除く。

18) 10歳以上の国内居住者(施設人口を除く)を対象。9月の数値。

2 人口・労働力人口

第2-12表 就業率（15～64歳）

Table 2-12: Employment/population ratios, 15-64 years old

(男女計/Total)		(%)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN	68.9	69.3	70.8	70.0	70.1	70.2	70.6	71.7	72.7
アメリカ ²⁾	USA	74.1	71.5	70.9	67.6	66.7	66.6	67.1	67.4	68.1
カナダ	CAN	70.9	72.4	73.5	71.4	71.5	71.8	72.1	72.4	72.3
イギリス ²⁾	GBR	72.2	72.7	72.7	70.6	70.2	70.2	70.7	71.1	72.6
ドイツ	DEU	65.6	65.5	70.2	70.4	71.2	72.7	73.0	73.5	73.8
フランス	FRA	61.7	63.7	64.8	64.0	63.9	63.9	63.9	64.1	64.2
イタリア ³⁾	ITA	53.9	57.5	59.5	58.2	57.6	57.6	57.5	56.4	56.5
オランダ	NLD	72.1	71.5	75.9	75.6	74.7	74.9	75.1	74.3	73.1
ベルギー	BEL	60.5	61.1	62.4	61.6	62.0	61.9	61.8	61.8	61.9
デンマーク	DNK	76.3	75.9	77.9	75.3	73.3	73.1	72.6	72.5	72.8
スウェーデン ⁴⁾	SWE	74.3	74.0	74.3	72.2	72.1	73.6	73.8	74.4	74.9
フィンランド	FIN	67.5	68.5	71.3	68.4	68.3	69.2	69.5	68.5	68.9
ノルウェー ⁵⁾	NOR	77.9	75.2	78.1	76.5	75.4	75.3	75.8	75.5	75.3
ギリシャ	GRC	56.5	59.6	61.4	60.8	59.1	55.1	50.8	48.8	49.4
スペイン ²⁾	ESP	57.4	64.5	65.4	60.8	59.7	58.8	56.5	55.6	56.8
EU-15 ⁶⁾		63.9	65.5	67.5	66.0	65.7	65.8	65.5	65.3	65.9
ロシア	RUS	63.3	66.3	68.6	66.9	67.3	68.0	69.0	68.8	69.3
韓国	KOR	61.5	63.7	63.8	62.9	63.3	63.9	64.2	64.4	65.3
オーストラリア	AUS	69.1	71.5	73.2	72.1	72.4	72.7	72.3	72.0	71.6
ニュージーランド ⁵⁾	NZL	70.3	74.2	74.6	72.8	72.2	72.5	72.0	72.8	74.2

(男性/Male)		(%)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN	81.0	80.4	81.6	80.2	80.0	80.1	80.3	80.8	81.5
アメリカ ²⁾	USA	80.6	77.6	76.4	72.0	71.1	71.4	72.3	72.6	73.5
カナダ	CAN	76.2	76.6	77.1	73.8	74.1	74.8	74.9	75.2	75.2
イギリス ²⁾	GBR	78.9	78.9	78.6	75.8	75.2	75.4	75.9	75.9	77.6
ドイツ	DEU	72.9	71.4	75.9	75.5	76.1	77.6	77.9	78.0	78.1
フランス	FRA	68.8	69.2	69.5	68.3	68.2	68.2	68.0	67.8	67.6
イタリア ³⁾	ITA	68.2	69.7	71.3	69.6	68.6	68.3	67.4	65.7	65.7
オランダ	NLD	81.2	78.7	82.4	81.5	80.0	79.8	79.7	78.7	78.1
ベルギー	BEL	69.5	68.3	68.6	67.2	67.4	67.1	66.9	66.4	65.8
デンマーク	DNK	80.8	79.8	81.6	78.0	75.6	75.9	75.2	75.0	75.8
スウェーデン ⁴⁾	SWE	76.3	76.2	76.7	74.2	74.5	75.8	75.6	76.3	76.6
フィンランド	FIN	70.5	70.5	73.4	68.9	69.7	70.9	70.9	69.2	69.8
ノルウェー ⁵⁾	NOR	81.7	78.3	80.6	78.4	77.4	77.2	77.7	77.4	77.1
ギリシャ	GRC	71.5	73.4	74.4	73.0	70.3	65.4	60.1	57.9	58.0
スペイン ²⁾	ESP	72.7	76.3	74.4	67.5	65.7	64.2	61.1	60.1	61.6
EU-15 ⁶⁾		73.6	73.2	74.5	72.2	71.7	71.6	70.9	70.5	71.0
ロシア	RUS	67.6	69.8	72.8	70.6	71.6	72.4	73.6	73.6	74.3
韓国	KOR	73.1	75.0	74.4	73.6	73.9	74.5	74.9	74.9	75.7
オーストラリア	AUS	76.9	78.5	79.7	77.8	78.6	78.7	78.1	77.6	77.1
ニュージーランド ⁵⁾	NZL	77.8	81.3	80.9	78.6	78.2	78.3	77.4	78.3	79.7

(女性/Female)		(%)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN	56.7	58.1	59.8	59.8	60.1	60.2	60.7	62.4	63.6
アメリカ ²⁾	USA	67.8	65.6	65.5	63.4	62.4	62.0	62.2	62.3	63.0
カナダ	CAN	65.6	68.2	69.9	69.0	68.8	68.9	69.2	69.7	69.4
イギリス ²⁾	GBR	65.6	66.7	66.8	65.5	65.3	65.2	65.6	66.4	67.8
ドイツ	DEU	58.1	59.6	64.3	65.2	66.1	67.8	68.1	69.0	69.5
フランス	FRA	54.8	58.4	60.2	59.8	59.7	59.7	60.0	60.4	60.9
イタリア ³⁾	ITA	39.6	45.4	47.9	47.0	46.8	47.1	47.7	47.2	47.5
オランダ	NLD	62.7	64.1	69.3	69.6	69.4	69.9	70.4	69.9	68.1
ベルギー	BEL	51.5	53.8	56.2	56.0	56.5	56.7	56.8	57.2	57.9
デンマーク	DNK	71.6	71.9	74.1	72.7	71.1	70.4	70.0	70.0	69.8
スウェーデン ⁴⁾	SWE	72.2	71.8	71.9	70.2	69.7	71.3	71.8	72.5	73.2
フィンランド	FIN	64.5	66.5	69.0	67.9	66.9	67.5	68.2	67.8	67.9
ノルウェー ⁵⁾	NOR	74.0	72.0	75.4	74.4	73.3	73.4	73.8	73.5	73.4
ギリシャ	GRC	41.7	46.0	48.6	48.9	48.0	45.0	41.7	39.9	41.1
スペイン ²⁾	ESP	42.0	52.5	56.2	54.0	53.5	53.3	51.8	51.0	52.0
EU-15 ⁶⁾		54.2	57.8	60.5	59.9	59.8	60.1	60.1	60.3	60.9
ロシア	RUS	59.3	63.1	64.7	63.4	63.3	64.0	64.7	64.4	64.8
韓国	KOR	50.0	52.5	53.2	52.2	52.6	53.1	53.5	53.9	54.9
オーストラリア	AUS	61.3	64.6	66.7	66.3	66.1	66.7	66.6	66.4	66.1
ニュージーランド	NZL	63.1	67.4	68.6	67.3	66.5	67.1	66.8	67.7	69.1

資料出所 OECD Database(<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics”2015年7月現在

日本:総務省統計局(2015.1)「労働力調査(長期時系列)」

(注) 1) 2011年は東日本大震災の影響による欠損データを補完推計した値。

2) 16～64歳の値。

3) 2008年より最低年齢が15歳から16歳へ引き上げ。

4) 2007年より最低年齢が16歳から15歳へ引き下げ。

5) 2006年より最低年齢が16歳から15歳へ引き下げ。

6) EU-15に該当する国は、凡例4(p.4)を参照のこと。

2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2014年）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2014

年齢階級 Age group	人口（千人） Population (thousands)			就業者数（千人） Total employment (thousands)			就業率（%） Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
日本									JPN
15—19	6,020	3,080	2,940	920	460	460	15.3	14.9	15.6
20—24	6,190	3,180	3,010	4,000	2,020	1,980	64.6	63.5	65.8
25—29	6,720	3,430	3,290	5,520	3,030	2,490	82.1	88.3	75.7
30—34	7,490	3,800	3,690	6,000	3,490	2,510	80.1	91.8	68.0
35—39	8,750	4,440	4,320	7,090	4,140	2,950	81.0	93.2	68.3
40—44	9,760	4,940	4,820	8,060	4,600	3,460	82.6	93.1	71.8
45—49	8,560	4,310	4,260	7,170	4,010	3,170	83.8	93.0	74.4
50—54	7,760	3,890	3,870	6,430	3,580	2,840	82.9	92.0	73.4
55—59	7,670	3,810	3,860	5,990	3,430	2,560	78.1	90.0	66.3
60—64	9,110	4,470	4,640	5,530	3,320	2,210	60.7	74.3	47.6
65—69	9,050	4,360	4,690	3,630	2,200	1,430	40.1	50.5	30.5
70—74	7,860	3,660	4,200	1,890	1,140	740	24.0	31.1	17.6
75～	15,860	6,100	9,760	1,290	800	500	8.1	13.1	5.1
15—64	78,040	39,340	38,700	56,700	32,070	24,620	72.7	81.5	63.6
65～	32,780	14,120	18,660	6,810	4,140	2,670	20.8	29.3	14.3
計(15～)	110,820	53,460	57,360	63,510	36,210	27,290	57.3	67.7	47.6
アメリカ									USA
16—19	16,633	8,449	8,184	4,548	2,222	2,326	27.3	26.3	28.4
20—24	22,079	11,067	11,012	13,894	7,187	6,707	62.9	64.9	60.9
25—29	21,230	10,543	10,687	15,869	8,487	7,382	74.7	80.5	69.1
30—34	20,901	10,298	10,603	16,107	8,807	7,300	77.1	85.5	68.8
35—39	19,409	9,523	9,886	15,144	8,230	6,914	78.0	86.4	69.9
40—44	20,156	9,864	10,292	15,822	8,504	7,318	78.5	86.2	71.1
45—49	20,520	10,051	10,469	15,890	8,407	7,483	77.4	83.6	71.5
50—54	22,294	10,869	11,425	16,666	8,711	7,955	74.8	80.1	69.6
55—59	21,241	10,265	10,976	14,515	7,535	6,980	68.3	73.4	63.6
60—64	18,524	8,851	9,673	9,880	5,226	4,654	53.3	59.0	48.1
65—69	15,130	7,131	7,999	4,546	2,445	2,101	30.0	34.3	26.3
70—74	10,948	5,053	5,895	1,974	1,102	872	18.0	21.8	14.8
75～	18,882	7,784	11,098	1,452	831	621	7.7	10.7	5.6
16—64	202,987	99,780	103,207	138,335	73,316	65,019	68.1	73.5	63.0
65～	44,960	19,968	24,992	7,972	4,378	3,594	17.7	21.9	14.4
計(16～)	247,947	119,748	128,199	146,307	77,694	68,613	59.0	64.9	53.5
カナダ									CAN
15—19	2,076	1,066	1,010	843	408	435	40.6	38.3	43.1
20—24	2,399	1,221	1,178	1,642	832	810	68.5	68.1	68.8
25—29	2,367	1,182	1,185	1,857	957	900	78.5	81.0	76.0
30—34	2,418	1,199	1,219	1,963	1,024	939	81.2	85.4	77.1
35—39	2,277	1,149	1,128	1,891	1,009	881	83.0	87.8	78.1
40—44	2,339	1,144	1,195	1,938	997	941	82.8	87.1	78.7
45—49	2,396	1,185	1,212	1,971	1,024	947	82.2	86.4	78.2
50—54	2,760	1,394	1,366	2,206	1,158	1,049	79.9	83.1	76.7
55—59	2,513	1,252	1,261	1,741	914	827	69.3	73.0	65.6
60—64	2,133	1,053	1,080	1,067	583	483	50.0	55.4	44.7
65—69	1,801	878	923	447	267	179	24.8	30.5	19.4
70—74	1,281	594	687	157	101	56	12.2	17.0	8.1
75～	2,220	957	1,263	79	54	25	3.6	5.6	2.0
15—64	23,678	11,844	11,834	17,119	8,906	8,213	72.3	75.2	69.4
65～	5,302	2,429	2,873	683	422	261	12.9	17.4	9.1
計(15～)	28,981	14,273	14,708	17,802	9,328	8,474	61.4	65.4	57.6

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			就業者数 (千人) Total employment (thousands)			就業率 (%) Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
イギリス									GBR
16-19	3,039	1,556	1,484	968	461	507	31.8	29.6	34.2
20-24	4,276	2,160	2,116	2,778	1,439	1,339	65.0	66.6	63.3
25-29	4,358	2,175	2,184	3,426	1,862	1,563	78.6	85.6	71.6
30-34	4,316	2,136	2,180	3,564	1,939	1,625	82.6	90.8	74.5
35-39	3,953	1,963	1,990	3,250	1,744	1,506	82.2	88.9	75.7
40-44	4,353	2,143	2,210	3,615	1,917	1,698	83.0	89.4	76.8
45-49	4,631	2,277	2,354	3,903	2,019	1,885	84.3	88.7	80.0
50-54	4,410	2,174	2,236	3,573	1,842	1,731	81.0	84.7	77.4
55-59	3,799	1,872	1,927	2,756	1,458	1,298	72.5	77.9	67.4
60-64	3,482	1,703	1,779	1,674	961	713	48.1	56.4	40.1
65-69	3,522	1,709	1,812	724	414	310	20.6	24.2	17.1
70-74	2,594	1,230	1,363	250	151	99	9.6	12.3	7.3
75~	4,873	2,069	2,805	128	81	47	2.6	3.9	1.7
16-64	40,618	20,158	20,460	29,506	15,642	13,864	72.6	77.6	67.8
65~	10,989	5,008	5,980	1,102	646	456	10.0	12.9	7.6
計(16~)	51,607	25,166	26,441	30,608	16,288	14,320	59.3	64.7	54.2
ドイツ									DEU
15-19	3,985	2,057	1,928	1,035	579	456	26.0	28.1	23.7
20-24	4,475	2,309	2,166	2,863	1,504	1,359	64.0	65.1	62.7
25-29	4,972	2,518	2,454	3,866	2,027	1,839	77.8	80.5	74.9
30-34	5,044	2,528	2,516	4,150	2,239	1,911	82.3	88.6	76.0
35-39	4,786	2,406	2,380	4,015	2,171	1,844	83.9	90.2	77.5
40-44	5,455	2,762	2,693	4,697	2,518	2,179	86.1	91.2	80.9
45-49	6,622	3,359	3,263	5,709	3,023	2,686	86.2	90.0	82.3
50-54	6,555	3,269	3,286	5,471	2,849	2,622	83.5	87.2	79.8
55-59	5,700	2,817	2,883	4,400	2,307	2,093	77.2	81.9	72.6
60-64	5,108	2,479	2,629	2,686	1,472	1,214	52.6	59.4	46.2
65-69	4,007	1,923	2,084	555	339	216	13.9	17.6	10.4
70-74	4,628	2,166	2,462	273	173	100	5.9	8.0	4.1
75~	8,098	3,301	4,797	137	92	45	1.7	2.8	0.9
15-64	52,702	26,504	26,198	38,892	20,689	18,203	73.8	78.1	69.5
65~	16,733	7,390	9,343	965	604	361	5.8	8.2	3.9
計(15~)	69,435	33,894	35,541	39,857	21,293	18,564	57.4	62.8	52.2
フランス									FRA
15-19	3,713	1,889	1,824	355	218	137	9.6	11.5	7.5
20-24	3,587	1,786	1,800	1,697	892	805	47.3	50.0	44.7
25-29	3,756	1,837	1,919	2,780	1,445	1,334	74.0	78.7	69.5
30-34	3,944	1,932	2,012	3,118	1,646	1,472	79.0	85.2	73.1
35-39	3,881	1,923	1,958	3,192	1,674	1,517	82.2	87.1	77.5
40-44	4,376	2,166	2,210	3,663	1,900	1,763	83.7	87.7	79.8
45-49	4,298	2,113	2,185	3,549	1,804	1,745	82.6	85.3	79.9
50-54	4,231	2,062	2,170	3,416	1,757	1,659	80.7	85.2	76.5
55-59	4,041	1,953	2,088	2,760	1,395	1,365	68.3	71.4	65.4
60-64	3,910	1,868	2,043	982	473	509	25.1	25.3	24.9
65-69	3,455	1,634	1,820	193	115	78	5.6	7.0	4.3
70-74	2,310	1,062	1,248	46	27	18	2.0	2.6	1.5
75~	5,323	2,099	3,224	20	12	8	0.4	0.6	0.2
15-64	39,738	19,529	20,209	25,511	13,204	12,306	64.2	67.6	60.9
65~	11,088	4,795	6,293	259	154	104	2.3	3.2	1.7
計(15~)	50,826	24,324	26,501	25,769	13,359	12,411	50.7	54.9	46.8

2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2014年）（続き）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2014 (cont.)

年齢階級 Age group	人口（千人） Population (thousands)			就業者数（千人） Total employment (thousands)			就業率（%） Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
イタリア									ITA
15-19	2,295	1,184	1,111	71	49	22	3.1	4.1	2.0
20-24	3,108	1,589	1,519	859	509	350	27.6	32.0	23.0
25-29	3,272	1,647	1,625	1,691	949	742	51.7	57.6	45.7
30-34	3,638	1,819	1,819	2,415	1,370	1,044	66.4	75.3	57.4
35-39	4,371	2,182	2,189	3,111	1,782	1,329	71.2	81.7	60.7
40-44	4,835	2,405	2,430	3,493	2,000	1,493	72.2	83.1	61.4
45-49	4,974	2,464	2,510	3,547	2,053	1,494	71.3	83.3	59.5
50-54	4,509	2,211	2,298	3,116	1,802	1,314	69.1	81.5	57.2
55-59	3,954	1,920	2,034	2,377	1,389	988	60.1	72.4	48.6
60-64	3,634	1,755	1,879	1,131	687	444	31.1	39.2	23.6
65-69	3,454	1,650	1,804	285	210	76	8.3	12.7	4.2
70-74	3,011	1,393	1,618	116	88	28	3.9	6.3	1.7
75～	6,383	2,507	3,876	68	57	11	1.1	2.3	0.3
15-64	38,590	19,176	19,414	21,810	12,590	9,220	56.5	65.7	47.5
65～	12,848	5,550	7,298	469	355	114	3.7	6.4	1.6
計(15～)	51,438	24,726	26,712	22,279	12,945	9,334	43.3	52.4	34.9
オランダ									NLD
15-19	988	505	483	490	245	246	49.6	48.4	50.8
20-24	1,057	534	523	712	366	346	67.4	68.5	66.3
25-29	1,040	523	517	842	435	407	81.0	83.3	78.6
30-34	1,003	502	501	847	449	398	84.4	89.4	79.4
35-39	1,001	499	502	840	445	395	83.9	89.2	78.5
40-44	1,197	597	600	974	523	451	81.4	87.6	75.2
45-49	1,276	641	635	1,044	559	485	81.8	87.1	76.4
50-54	1,251	627	624	983	533	450	78.6	85.0	72.1
55-59	1,131	565	566	801	448	354	70.8	79.2	62.5
60-64	1,036	517	519	496	303	193	47.9	58.6	37.2
65-69	991	491	500	146	106	40	14.7	21.6	8.0
70-74	694	335	359	40	31	8	5.7	9.4	2.3
75～	1,151	476	675	22	18	4	1.9	3.7	0.6
15-64	10,980	5,510	5,470	8,028	4,305	3,724	73.1	78.1	68.1
65～	2,835	1,302	1,533	208	155	52	7.3	11.9	3.4
計(15～)	13,815	6,812	7,003	8,236	4,460	3,776	59.6	65.5	53.9
スウェーデン									SWE
15-19	532	275	257	115	51	64	21.7	18.6	24.9
20-24	671	344	327	398	205	193	59.2	59.6	58.8
25-29	643	329	315	501	264	237	77.8	80.3	75.2
30-34	605	310	295	517	275	242	85.4	88.6	82.0
35-39	606	309	297	527	278	249	86.9	90.1	83.6
40-44	646	327	319	574	297	277	88.8	90.8	86.8
45-49	677	344	332	599	312	287	88.5	90.6	86.4
50-54	612	310	302	517	269	249	84.6	86.7	82.4
55-59	578	291	287	474	244	230	81.9	84.0	79.9
60-64	567	283	284	376	195	180	66.3	69.1	63.5
65-69	603	298	304	128	78	49	21.2	26.3	16.2
70-74	467	228	239	49	34	15	10.5	15.0	6.2
75～	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15-64	6,136	3,121	3,015	4,596	2,390	2,206	74.9	76.6	73.2
65-74	1,069	526	543	177	113	64	16.5	21.4	11.8
計(15-74)	7,205	3,648	3,558	4,772	2,503	2,270	66.2	68.6	63.8

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			就業者数 (千人) Total employment (thousands)			就業率 (%) Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
韓国									KOR
15-19	3,187	1,632	1,555	244	111	134	7.7	6.8	8.6
20-24	3,035	1,406	1,630	1,359	553	807	44.8	39.3	49.5
25-29	3,280	1,704	1,576	2,266	1,183	1,083	69.1	69.4	68.8
30-34	3,923	2,003	1,921	2,908	1,799	1,109	74.1	89.8	57.7
35-39	3,806	1,927	1,879	2,806	1,774	1,032	73.7	92.1	54.9
40-44	4,298	2,173	2,125	3,351	2,027	1,324	78.0	93.3	62.3
45-49	4,155	2,097	2,058	3,331	1,932	1,399	80.2	92.1	68.0
50-54	4,234	2,126	2,109	3,268	1,904	1,364	77.2	89.6	64.7
55-59	3,640	1,815	1,825	2,576	1,545	1,032	70.8	85.1	56.6
60-64	2,549	1,236	1,313	1,486	885	600	58.3	71.7	45.7
65-69	2,079	953	1,127	926	553	373	44.5	58.0	33.1
70-74	1,816	807	1,009	596	329	267	32.8	40.8	26.4
75~	2,510	918	1,593	482	244	237	19.2	26.6	14.9
15-64	36,107	18,118	17,989	23,596	13,713	9,883	65.3	75.7	54.9
65~	6,406	2,677	3,729	2,003	1,126	877	31.3	42.1	23.5
計(15~)	42,513	20,795	21,717	25,599	14,839	10,760	60.2	71.4	49.5
オーストラリア									AUS
15-19	1,474	757	717	647	316	331	43.9	41.7	46.1
20-24	1,642	836	806	1,152	600	552	70.2	71.8	68.5
25-29	1,741	874	867	1,353	734	619	77.7	84.1	71.3
30-34	1,704	852	852	1,342	750	592	78.7	88.0	69.5
35-39	1,557	774	782	1,212	673	538	77.8	87.0	68.8
40-44	1,661	821	839	1,329	716	613	80.0	87.2	73.0
45-49	1,540	761	779	1,241	648	592	80.6	85.1	76.1
50-54	1,557	768	789	1,217	638	578	78.1	83.1	73.3
55-59	1,425	703	723	1,002	542	460	70.3	77.1	63.7
60-64	1,265	624	641	652	375	277	51.6	60.1	43.3
65-69	1,121	556	565	285	176	109	25.4	31.7	19.2
70~	2,340	1,054	1,286	132	90	43	5.6	8.5	3.3
15-64	15,566	7,770	7,795	11,146	5,993	5,153	71.6	77.1	66.1
65~	3,461	1,610	1,851	417	266	151	12.1	16.5	8.2
計(15~)	19,027	9,380	9,647	11,563	6,259	5,304	60.8	66.7	55.0
ニュージーランド									NZL
15-19	313	161	152	113	59	54	36.0	36.5	35.5
20-24	323	164	159	216	117	100	66.9	71.1	62.6
25-29	290	142	148	223	122	101	76.8	85.8	68.2
30-34	276	132	144	219	119	101	79.4	89.9	69.8
35-39	271	129	143	224	119	105	82.5	92.5	73.6
40-44	311	147	164	258	132	127	83.1	89.7	77.2
45-49	309	148	161	259	132	127	83.8	89.4	78.7
50-54	315	152	164	266	135	132	84.4	88.6	80.6
55-59	278	135	143	226	114	112	81.3	84.8	78.1
60-64	244	119	125	172	91	81	70.3	76.2	64.7
65-69	215	105	110	85	49	36	39.6	46.5	33.1
70-74	157	76	81	31	20	11	19.5	25.7	13.6
75~	245	110	136	14	10	4	5.8	9.1	3.1
15-64	2,930	1,427	1,503	2,176	1,138	1,038	74.2	79.7	69.1
65~	617	290	327	130	78	52	21.0	27.0	15.8
計(15~)	3,547	1,717	1,830	2,305	1,216	1,090	65.0	70.8	59.5

資料出所 日本:総務省統計局(2015.1)「労働力調査(基本集計)」

その他:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) "LFS by sex and age" 2015年7月現在

第2-14表 外国人人口（ストック）

Table 2-14: Stock of foreign population

		(千人/thousands)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
(外国人人口/foreign population)										
日本 ¹⁾	JPN	1,594	1,907	2,145	2,126	2,087	2,047	2,034	2,066	2,122
ドイツ ²⁾	DEU	7,297	6,756	6,728	6,695	6,754	6,931	7,214	7,634	8,153
フランス ³⁾	FRA	—	3,501	3,603	3,659	3,705	3,774	3,863	—	—
イギリス ⁴⁾	GBR	2,342	3,035	4,186	4,348	4,524	4,785	4,788	4,941	5,154
アメリカ ⁵⁾	USA	17,758	21,160	21,686	21,641	22,461	22,226	22,115	22,016	—
韓国 ⁶⁾	KOR	244	485	854	871	919	982	933	986	1,092
シンガポール ⁷⁾	SGP	755	798	1,197	1,254	1,305	1,394	1,494	1,554	1,599
		(%)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
(外国人人口割合/% of total population)										
日本	JPN	1.3	1.5	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7
ドイツ	DEU	8.9	8.2	8.2	8.2	8.3	8.6	9.0	9.5	10.1
フランス	FRA	—	5.7	5.8	5.9	5.9	6.0	6.1	—	—
イギリス	GBR	4.0	5.0	6.8	7.0	7.2	7.6	7.5	7.7	8.0
アメリカ	USA	6.3	7.2	7.1	7.1	7.3	7.1	7.0	7.0	—
韓国	KOR	0.4	1.0	1.7	1.8	1.9	2.0	1.9	2.0	2.2
シンガポール ⁷⁾	SGP	18.7	18.7	24.7	25.1	25.7	26.9	28.1	28.8	29.2

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 2011年以前は、外国人登録をした者の数(90日以内の短期滞在等を除く)。2012年以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数。

資料出所:法務省入国管理局(2015.4)「在留外国人統計2014年」

2) 人口登録による外国人総数。2004年以降は、在住登録及び中央外国人登録のクロスチェックにより測定しており、重複分が除かれているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所:Statistisches Bundesamt, *Ausländische Bevölkerung, Fachserie 1, Reihe 2*3) 海外県を除くフランス本土の外国人総数。いわゆる *étrangers* を指す。これとは別に *immigrés* (外国生まれの外国人のほか、外国生まれの仏国籍取得者を含むもの) の概念も使われることがあり、2012年で5,493千人である。

資料出所:INSEE

4) 各年の労働力調査に基づく推計値(外国人居住者数)。2004年以降は、新たな加重システムを活用して測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所:UK Office for National Statistics, OECD International Migration Database

5) 外国籍保有者。 *Current Population Survey* による補完推計値。参考として、2013年における外国生まれの人口は4,135万人。

資料出所:U.S. Census Bureau, OECD International Migration Database

6) 90日以上韓国に滞在している登録された外国人。在外同胞(2014年は286,414人)を除く数値。

資料出所:韓国統計情報ウェブサイト, 韓国法務部「出入国・外国人政策統計年報」

7) 外国人人口は、永住権保有者を除く。永住権保持者は2014年で527,709人。2003年以降、12か月以上シンガポールを離れている者は、総人口から除外されている。

資料出所:Department of Statistics

第2-15表 就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）¹⁾
Table 2-15: Inflow of foreign workers

		(千人/thousands)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ²⁾	JPN	129.9	125.4	72.1	57.1	52.5	51.7	63.5	63.9	67.1
ドイツ ³⁾	DEU	101.1	67.1	40.2	36.7	39.8	40.6	31.5	31.7	—
フランス ⁴⁾	FRA	14.4	19.8	33.7	28.4	29.6	31.2	—	—	—
(恒久的) ^{a)}		(6.9)	(9.4)	(23.8)	(22.5)	(22.9)	(24.1)	—	—	—
(一時的) ^{b)}		(7.5)	(10.4)	(9.9)	(6.0)	(6.7)	(7.1)	—	—	—
イギリス ⁵⁾	GBR	64.7	103.8	95.4	71.1	76.0	65.7	75.0	85.2	90.4
アメリカ ⁶⁾	USA									
(永住) ^{c)}		106.6	246.9	164.7	140.9	148.3	139.3	144.0	161.1	—
(一時滞在) ^{d)}		187.1	180.6	199.3	166.6	171.8	185.6	198.6	219.8	230.8

a) Permanent workers; b) Temporary workers; c) Permanent resident status; employment-based; d) Non-permanent status.

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 季節労働者は含まない。

2) 就労目的の在留資格を有する新規入国者。

資料出所: 法務省出入国管理統計

3) 新規に雇用承認が発給された者。EU市民も含む。

資料出所: 連邦雇用エージェンシー

4) 新規の労働許可取得者。上段は恒久的労働者と一時的労働者の合計。

資料出所: 内務省 *Immigration et présence étrangère en France* (各年版), OECD *International Migration Outlook 2011*

5) 労働許可付与者。2005～2008年は、高度人材移民プログラムによる許可数を含む。2009年以降は専門技術(Tier2)に高度技術(Tier1)の国外取得点を加えたもので、以前の集計方法と異なるため厳密には接続しない(参考: Tier1のうち国内在住者に対する許可件数は2014年で9,029件)。

資料出所: John Salt *Report of the UK SOPEMI Correspondent to the OECD* 各年版

6) 永住: 永住目的で入国する者のうち、雇用査証を発給された者。

一時滞在: 一時的滞在を目的として入国する者のうち、就労を目的とする者: 一時滞在査証(H, O, P, Q, R, NAFTAカテゴリー。但し、H2A(農業季節労働)、H2B・H2R(その他サービス臨時労働)及びH3(研修)区分、家族構成者への発給数を除く。)の発給総数。

資料出所: Office of Immigration Statistics, U.S. Department of Homeland Security, *Yearbooks of Immigration Statistics* (永住), U.S. Department of State, *Report of the VISA Office* (一時滞在)

2 人口・労働力人口

第2-16表 外国人労働力人口（ストック）

Table 2-16: Stock of foreign labour force

		(千人/thousands)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
(外国人労働者(ストック)/stock of foreign labour force)										
日本 ¹⁾	JPN	516	723	486	563	650	686	682	718	788
ドイツ ²⁾	DEU	3,546	3,823	3,893	3,289	—	—	—	—	—
フランス ³⁾	FRA	1,578	1,392	1,561	1,540	—	—	—	—	—
イギリス ⁴⁾	GBR	1,107	1,504	2,278	2,280	2,393	2,558	2,557	2,652	2,876
アメリカ ⁵⁾	USA	18,029	22,422	25,086	24,815	—	—	—	—	—
韓国 ⁶⁾	KOR	17	129	495	504	507	540	463	479	547
(Incl. illegal)		(18)	(199)	(550)	(553)	(558)	(595)	(530)	(549)	(617)
シンガポール ⁷⁾	SGP	686	713	1,012	1,044	1,089	1,157	1,242	1,305	1,346

		(%)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
(労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合/% of total labour force)										
日本	JPN	0.8	1.1	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.1	1.2
ドイツ	DEU	8.8	9.3	9.4	9.4	—	—	—	—	—
フランス	FRA	6.0	5.2	5.6	5.8	—	—	—	—	—
イギリス	GBR	4.0	5.0	7.3	7.3	7.6	8.0	8.0	8.2	8.8
アメリカ	USA	12.9	15.2	16.4	16.2	—	—	—	—	—
韓国	KOR	0.1	0.5	2.0	2.1	2.0	2.2	1.8	1.8	2.1
(Incl. illegal)		(0.1)	(0.8)	(2.3)	(2.3)	(2.3)	(2.4)	(2.1)	(2.1)	(2.3)
シンガポール	SGP	29.4	27.5	34.4	34.5	34.7	35.7	37.0	37.9	38.1

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 2005年以前は就労目的の在留資格を有する者のほか、身分に基づき在留する者で就労する者、技能実習生、留学生のアルバイト等を含めた総労働者数(厚生労働省推計値)。2008年以降は各年10月末現在の外国人雇用届出状況(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く)。なお、2015年10月末現在の外国人労働者数は907,896人。

2) 資料出所:連邦統計局

3) INSEEによる労働力調査に基づくOECDの推計値。なお、2003年以降は、OECDにおいて推計方法が変更されたため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

4) Office for National Statisticsによる各年の労働力調査に基づく推計値。推計に使用された労働力調査は、2004年以降、新たな加重システムを使用してデータを測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。なお、2015年の外国人労働者数は316万人。

5) 外国人労働力人口が公表されていないため、参考値として「外国生まれの労働力人口」(在外自国民として出生した者を除く外国生まれの労働力人口)を掲載。外国人労働力人口割合の欄には、「外国生まれ労働力人口割合」を掲載。米国の労働力人口を基にOECDにて推計。

6) 登録外国人労働者数(就労査証所持者の計)。2000年は短期在留者を除く。()内の数値は、不法残留者を含む。

資料出所:韓国法務部「出入国統計年報」

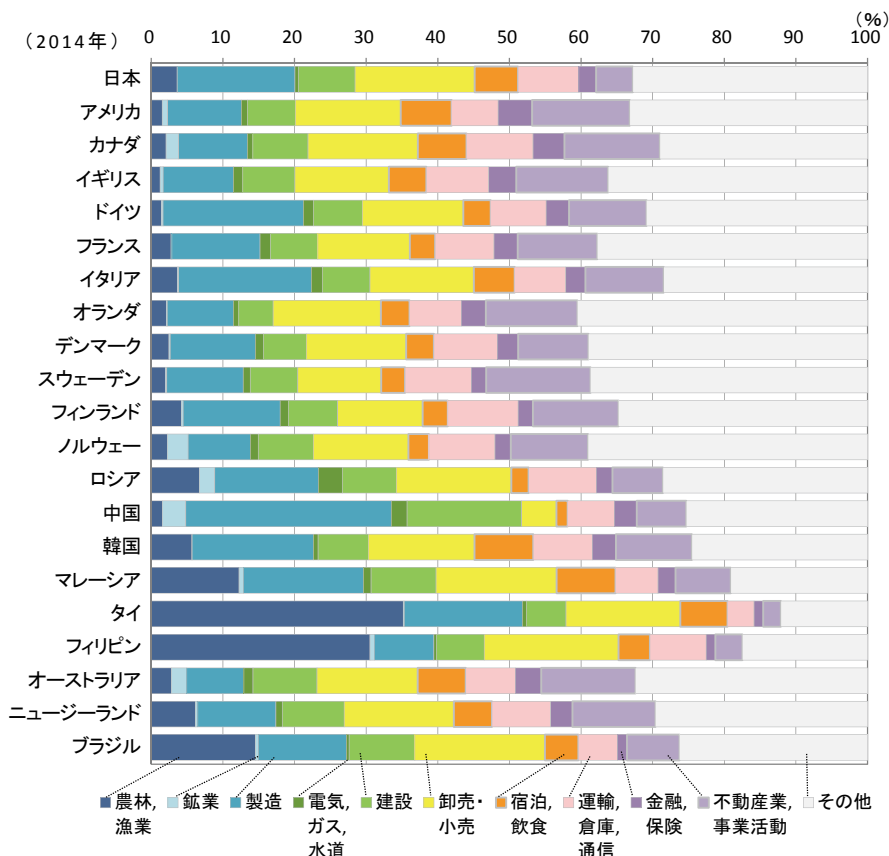
7) 外国人労働力人口は、永住権保有者を除く。2000年の欄は2001年の数値、2005年の欄は2006年の数値。なお、2015年の外国人労働者数は137.8万人。

資料出所:Ministry of Manpower, *Comprehensive Labour Force Survey*

3. 就業構造

Employment Structure

3-1 就業者の産業別構成比

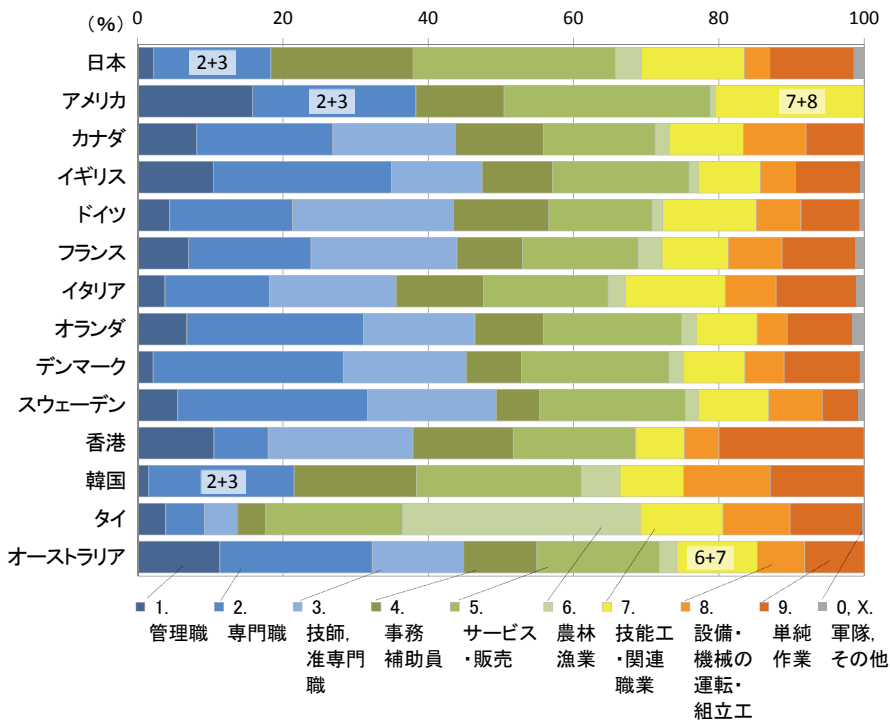


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-2表 就業者の産業別構成比(2014年)」(p.99)を参照。

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国とよばれる国々は、産業構造の重心を農林水産業から製造業、製造業からサービス業に移し、それに伴い、就業構造を変化させながら経済発展してきた。実際、日本、欧州、北米、オセアニア諸国の傾向をデータでみると、いわゆる第3次産業である「電気、ガス、水道」「運輸、倉庫、通信」「卸売・小売」「宿泊、飲食」「金融、保険」「不動産業、事業活動」「その他」部門の割合が約7～8割に及んでいる。一方で、タイ、フィリピンなどは第1次産業である「農林、漁業」の割合が3～4割程度となっている。

3 就業構造

3-2 就業者の職業別構成比（2014年）

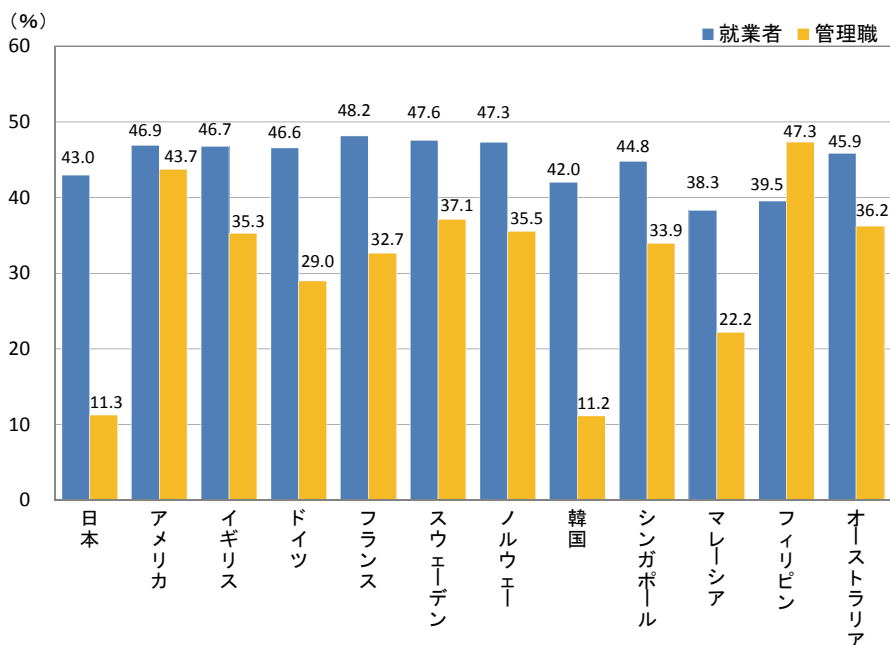


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-5表 就業者の職業別構成比」(p.115)を参照。

国際標準職業分類（ISCO）は、ILOが作成している職業分類の国際基準である。1987年に採択された第三版（ISCO-88）は、第二版（ISCO-68）とは異なる新しい分類原則を採用した。各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。2007年には、ISCO-88の改定版である第四版（ISCO-08）が採択された。

日本は他国と比べて「事務補助員」の割合が大きい。一方で欧米・オセアニアの先進国では、「管理職」「専門職」「技師、准専門職」の割合が4割前後と非常に高い。経済発展に伴う産業構造のサービス業へのシフトなどにより職業の専門化が進行している状況が観察される。

3-3 就業者及び管理職に占める女性の割合（2014年）



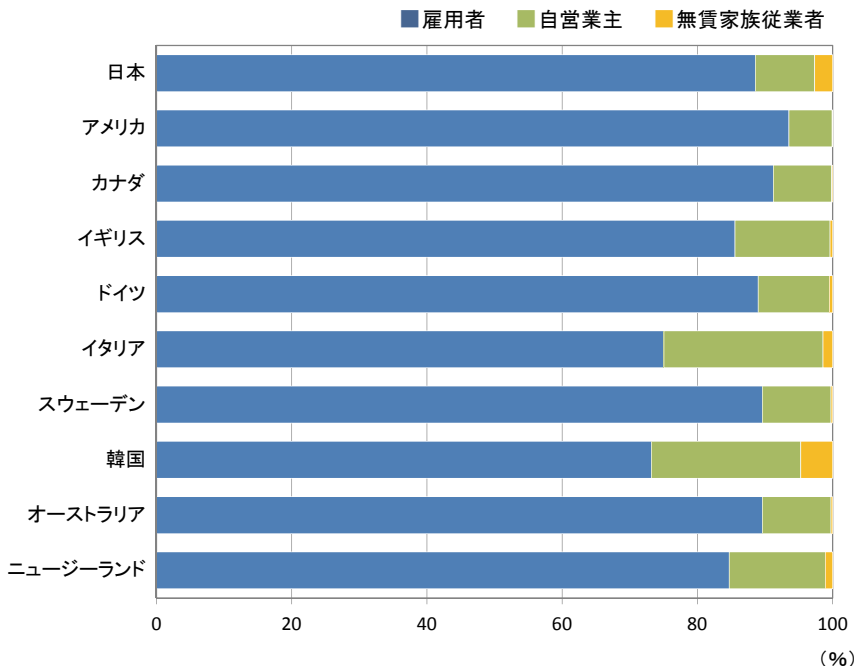
▶ グラフの数値は「第3-4表 性別・職業別就業者数」(p.107)より算出。

全就業者に占める女性の割合は、フランス（48.2%）、スウェーデン（47.6%）、ノルウェー（47.3%）、アメリカ（46.9%）などの欧米諸国に比べて、日本（43.0%）、韓国（42.0%）、フィリピン（39.5%）、マレーシア（38.3%）などのアジア諸国の割合が低い。

管理職に占める女性の割合は、日本（11.3%）と韓国（11.2%）が、アメリカ（43.7%）、フランス（32.7%）、スウェーデン（37.1%）などの欧米諸国のほか、フィリピン（47.3%）、シンガポール（33.9%）などのアジア諸国と比べても低い水準にとどまっている。

3 就業構造

3-4 就業者の従業上の地位別構成比（2014年）

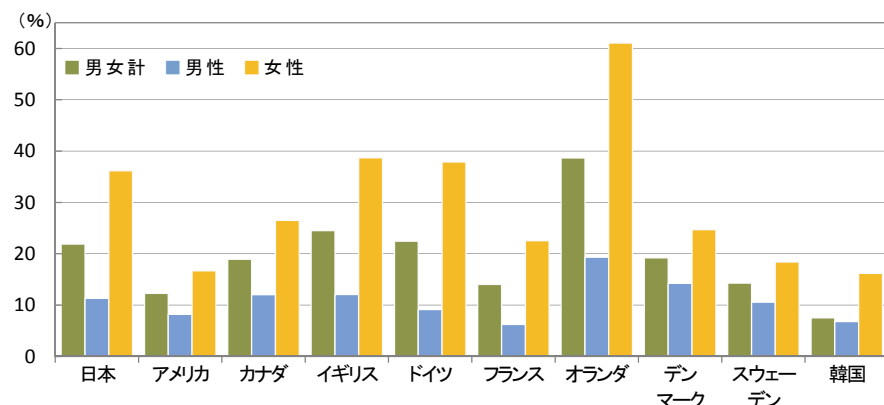


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-6表 従業上の地位別就業者数」(p.116)を参照。
 (注) イギリス及びオーストラリアは2013年の値。

従業上の地位は、私企業、官公庁などで賃金を得ている「雇用者」、人を雇用していないにかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」、さらに「家族従業者」に分けられる。OECD加盟諸国では「雇用者」の占める割合が高く、イタリア、韓国を除いて8割超である。イタリアと韓国の「雇用者」は7割強と他国に比べて低く、「自営業主」が2割を超え比較的大きなシェアを占めているのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列でみると、アメリカ、スウェーデンなどは1960年代に既に雇用者割合が8割を超えていたが、日本では、約5割(1960年)、約6割(1970年)、約7割(1980年)、約8割(1990年)と徐々に上昇してきた点特徴的であり、韓国でも同様の傾向を示している。こうした傾向は、経済の発展に伴い主要産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇用者割合の大きい製造業へ、さらに雇用者割合の大きいサービス業へとシフトし、それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

3-5 就業者に占める短時間労働者の割合（2014年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-7表 就業者に占める短時間労働者の割合」(p.117)を参照。

上のグラフは、通常の労働時間が週30時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し、就業者全体に占める割合(2014年)を各国別・男女別に示したものである。但し、国際比較にあたっては、短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

まず、いずれの国をみても、短時間労働者の割合は女性が高くなっていることが特徴である。国別では、欧米主要国のなかで短時間労働者の割合が目立って高いのはオランダ(38.5%)で、とりわけ女性の割合が60.6%と極めて高い。オランダでは、オイルショック以降の景気低迷と物価上昇による経済停滞からの脱却に向けて1982年に政労使三者による「ワッセナー合意」が締結されて以降、積極的にワークシェアリングを促進し、その過程で、短時間労働者の雇用創出と均等待遇の確保が進んだことが影響している。オランダに限らずEU諸国では、1997年に「パートタイム労働の均等待遇及び自発的パートタイム労働の促進に関するEU指令(パートタイム労働指令)」が制定され、これに対応する国内法の制定と労使協定の締結によって、フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇を義務化する法律の整備が図られており、北米諸国に比して短時間労働者の比率が概して高い。

他方、日本の短時間労働者の割合を時系列でみると全体として緩やかな上昇傾向にある。短時間労働者の比率が高まった背景には、サービス産業化や就業構造の変化に伴い、特に小売業で顕著であるが、サービス等に対する需要が特定の日・時間に集中する傾向が強くなったことなどが挙げられる。2014年における短時間労働者の割合は22.7%と、全体としてはオランダを下回り、イギリス、ドイツ、カナダ、デンマークとほぼ同水準、アメリカ、フランス、スウェーデン、韓国を上回る水準となっている。性別でみると、女性の短時間労働者が37.2%となっている。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数

Table 3-1: Total employment by economic activity

日本 ¹⁾ JPN			アメリカ ²⁾ USA			(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2014		2005	2010	2014	
計	63,560	計	62,570	63,508	計	141,730	計	139,064	146,305
A	2,590	A	2,520	2,300	A/B	2,197	A	2,206	2,237
B	230	B	30	35	C	624	B	731	1,088
C	30	C	10,780	10,405	D	16,253	C	14,081	15,100
D	11,690	D/E	650	290	E	1,176	D/E	1,253	1,204
E	350	F	4,980	5,050	F	11,197	F	9,077	9,813
F	5,680	G	10,900	10,588	G	21,404	G	20,919	21,506
G	11,860	H	3,660	3,358	H	9,306	H	5,880	6,377
H	3,430	I	3,870	3,855	I	6,184	I	9,564	10,407
I	3,850	J	1,960	2,028	J	7,035	J	3,149	3,115
J	1,570	K	1,920	1,538	K	17,461	K	6,605	6,956
K	7,290	L	830	1,125	L	6,530	L	2,745	2,915
L	2,290	M	1,980	2,118	M	12,264	M	9,115	10,327
M	2,860	N	4,190	—	N	16,910	N	6,138	6,677
N	5,530	O	2,240	2,345	O/P/ Q/X	〔 13,187 〕	O/U	6,983	6,757
O	3,550	P	2,880	3,003			P	13,155	13,253
P	—	Q	6,530	7,565			Q	18,907	19,577
Q	—	R	790	2,378			R	2,966	3,082
X	740	S/T	2,050	4,543			S	4,922	5,094
		U	20	—			T	667	820
		X	610	995			X	—	—

カナダ ¹⁾ CAN			イギリス GBR			(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年	2010		2014		2005	2010	2014	
計	16,170	17,041	計	17,802	計	28,666	計	29,125	30,642
A	409	349	A	370	A	382	A	352	382
B	31	24	B	308	B	13	B	103	132
C	211	258	C	1,711	C	108	C	2,865	3,008
D	2,207	1,819	D/E	137	D	3,780	D	176	182
E	125	148	F	1,372	E	176	E	195	210
F	1,012	1,217	G	2,729	F	2,286	F	2,216	2,235
G	2,840	2,937	H	897	G	4,356	G	4,010	4,019
H	1,005	1,058	I	1,208	H	1,214	H	1,454	1,473
I	1,154	1,029	J/R	757	I	1,964	I	1,428	1,598
J	707	786	K	780	J	1,234	J	1,012	1,199
K	1,992	2,235	L	304	K	3,274	K	1,179	1,175
L	831	954	M	1,333	L	2,018	L	281	351
M	1,106	1,218	N	735	M	2,564	M	1,874	2,140
N	1,735	2,031	O	911	N	3,507	N	1,340	1,438
O	742	902	P	1,237	O	1,580	O	1,907	1,824
P	62	74	Q	2,220	P	122	P	3,100	3,176
Q	3	3	S/T	795	Q	12	Q	3,832	4,084
X	—	—	U	—	X	77	R	757	793
			X	—			S	730	836
							T	64	83
							U	41	43
							X	210	261

※各産業の分類基準 (ISIC)・記号については、国際標準産業分類 (p.98) を参照のこと。

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。各国の資料出所は本表末尾 (p.98) を参照。

1) 2014年は暫定値。ISICの区分と厳密には異なる独自の分類基準に基づくもの。

2) 16歳以上を対象。

ドイツ DEU					フランス FRA					(千人/thousands)		
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			ISIC-rev.3		ISIC-rev.4					
	2005年		2010	2014		2005		2010	2014		2010	2014
計	36,362	計	38,738	39,879	計	24,952	計	25,690	25,769			
A	857	A	633	569	A	885	A	746	714			
B	6	B	96	88	B	18	B	26	28			
C	122	C	7,747	7,811	C	42	C	3,371	3,172			
D	8,017	D	350	336	D	4,009	D	216	197			
E	316	E	211	221	E	218	E	185	183			
F	2,396	F	2,586	2,732	F	1,640	F	1,898	1,699			
G	5,253	G	5,264	5,614	G	3,334	G	3,353	3,312			
H	1,293	H	1,819	1,925	H	849	H	1,341	1,408			
I	1,949	I	1,488	1,527	I	1,589	I	959	911			
J	1,305	J	1,233	1,164	J	753	J	739	709			
K	3,520	K	1,321	1,275	K	2,540	K	866	853			
L	2,823	L	267	196	L	2,418	L	305	416			
M	2,092	M	1,923	2,167	M	1,797	M	1,279	1,450			
N	4,059	N	2,028	1,954	N	3,034	N	914	991			
O	2,141	O	2,808	2,798	O	1,113	O	2,575	2,361			
P	180	P	2,371	2,595	P	604	P	1,750	1,897			
Q	33	Q	4,685	4,971	Q	16	Q	3,370	3,748			
X	—	R	552	537	X	93	R	341	413			
		S	1,118	1,148			S	718	671			
		T	208	231			T	593	348			
		U	32	21			U	21	25			
		X	—	—			X	126	264			

イタリア ITA				オランダ ³⁾ NLD				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		
	2005年		2010	2014		2005		2010	2014
計	22,407	計	22,527	22,279	計	8,111	計	8,370	8,318
A	908	A	849	812	A	256	A	233	178
B	33	B	35	39	B	1	B	9	10
C	39	C	4,196	4,134	C	8	C	801	768
D	4,785	D	113	108	D	1,056	D	34	27
E	162	E	211	228	E	44	E	35	33
F	1,889	F	1,889	1,484	F	478	F	456	400
G	3,383	G	3,305	3,227	G	1,148	G	1,095	1,251
H	1,049	H	1,057	1,039	H	320	H	392	359
I	1,230	I	1,166	1,269	I	494	I	338	333
J	637	J	523	551	J	270	J	294	245
K	2,358	K	656	612	K	972	K	217	281
L	1,436	L	138	126	L	567	L	63	64
M	1,537	M	1,416	1,403	M	547	M	477	585
N	1,548	N	832	907	N	1,240	N	300	414
O	1,093	O	1,405	1,280	O	316	O	542	494
P	303	P	1,537	1,513	P	4	P	571	549
Q	17	Q	1,638	1,804	Q	1	Q	1,360	1,314
X	—	R	262	298	X	387	R	172	161
		S	762	652			S	176	189
		T	522	776			T	4	10
		U	13	16			U	3	* 1
		X	—	—			X	800	652

3) *は信頼性の低い数値。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

デンマーク ³⁾ DNK				スウェーデン ³⁾ SWE				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2014		2005		2010	2014
計	2,752	計	2,706	2,714	計	4,336	計	4,524	4,772
A	84	A	65	67	A	99	A	95	94
B	3	B	* 3	6	B	1	B	9	10
C	3	C	341	322	C	7	C	545	509
D	444	D	16	15	D	664	D	23	25
E	16	E	13	16	E	26	E	19	21
F	194	F	158	163	F	257	F	302	317
G	404	G	397	378	G	543	G	553	556
H	70	H	126	132	H	120	H	243	245
I	177	I	88	105	I	271	I	154	159
J	89	J	112	110	J	81	J	175	197
K	256	K	87	78	K	595	K	96	98
L	164	L	27	27	L	245	L	64	75
M	218	M	140	142	M	475	M	349	402
N	477	N	89	96	N	705	N	197	218
O	144	O	158	150	O	232	O	271	307
P	4	P	231	257	P	2	P	488	532
Q	1	Q	518	504	Q	1	Q	700	733
X	4	R	61	66	X	12	R	112	121
		S	69	69			S	115	124
		T	6	* 3			T	* 1	* 1
		U	* 2	* 2			U	* 1	* 2
		X	* 1	7			X	12	27

フィンランド ³⁾ FIN				ノルウェー ³⁾ NOR				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2014		2005		2010	2014
計	2,401	計	2,447	2,447	計	2,283	計	2,501	2,627
A	114	A	108	104	A	60	A	64	59
B	2	B	7	6	B	15	B	46	77
C	6	C	362	331	C	36	C	237	229
D	436	D	15	14	D	265	D	18	16
E	19	E	11	13	E	16	E	13	13
F	158	F	172	169	F	159	F	180	202
G	301	G	298	290	G	350	G	346	349
H	77	H	156	140	H	71	H	140	139
I	172	I	83	86	I	152	I	69	75
J	47	J	95	100	J	51	J	92	104
K	276	K	49	50	K	231	K	52	58
L	110	L	21	23	L	131	L	24	26
M	169	M	150	169	M	190	M	138	154
N	366	N	100	101	N	458	N	93	103
O	136	O	117	106	O	95	O	150	162
P	8	P	174	180	P	2	P	208	227
Q	1	Q	379	402	Q	0	Q	530	521
X	5	R	55	64	X	1	R	52	56
		S	75	76			S	47	48
		T	8	10			T	3	2
		U	* 1	* 1			U	* 0	* 1
		X	12	11			X	* 1	8

ロシア ⁴⁾ RUS				中国 ⁵⁾ CHN				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3				ISIC-rev.4					
	2005年	2010	2014		2005	2010	2014		
計	68,169	69,804	71,539	計	114,040	130,515	182,778		
A	6,769	5,410	4,698	A	4,463	3,757	2,846		
B	166	118	112	B	5,092	5,620	5,965		
C	1,236	1,422	1,526	C	32,109	36,372	52,431		
D	12,534	10,582	10,382	D/E	2,999	3,105	4,037		
E	1,959	2,288	2,358	F	9,266	12,675	29,212		
F	4,575	5,034	5,419	G	5,440	5,351	8,886		
G	10,383	10,875	11,469	H	6,139	6,311	8,614		
H	1,297	1,367	1,728	I	1,812	2,092	2,893		
I	6,249	6,500	6,775	J	1,301	1,858	3,363		
J	962	1,309	1,592	K	3,593	4,701	5,663		
K	4,039	4,450	5,032	L	1,465	2,116	4,022		
L	4,815	5,722	5,203	M	2,277	2,923	4,080		
M	6,204	6,565	6,577	N	2,185	3,101	4,494		
N	4,701	5,485	5,626	O/U	14,212	16,474	18,684		
O	2,247	2,652	3,019	P	14,832	15,818	17,273		
P	26	23	21	Q	5,089	6,325	8,104		
Q	4	1	2	R	1,225	1,314	1,455		
X	—	—	—	S/T	539	602	754		
				X	—	—	—		

香港 ⁶⁾ HKG				韓国 KOR		(千人/thousands)		
ISIC-rev.4				ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		
	2005年	2010	2014		2005		2010	2014
計	3,373	3,474	3,749	計	22,856	計	23,829	25,599
A	—	—	—	A	1,747	A	1,566	1,452
B	—	—	—	B	68	B	21	13
C	230	133	130	C	17	C	4,028	4,330
D/E	—	—	—	D	4,234	D	78	83
F	272	265	307	E	71	E	65	87
G	326	847	847	F	1,814	F	1,753	1,796
H	854	317	322	G	3,748	G	3,580	3,792
I	235	258	290	H	2,058	H	1,280	1,407
J	50	105	124	I	1,429	I	1,889	2,098
K	182	206	238	J	746	J	668	714
L	123	146	154	K	2,037	K	808	837
M/N	204	289	342	L	791	L	517	508
O	114	111	109	M	1,568	M	883	1,025
P	247	185	206	N	646	N	1,023	1,180
Q	80	163	180	O	1,727	O	960	957
R	431	52	56	P	130	P	1,799	1,807
S		102	110	Q	24	Q	1,153	1,693
T		—	—	X	—	R	380	394
U	—	—	—			S	1,216	1,299
X	27	295	335			T	150	116
						U	13	14
						X	—	—

- 4) 15歳から72歳までを対象。
5) 16歳以上を対象。各年12月 末の数値。民間企業を除く都市部企業の登録就業者を対象。なお、中国全土の就業者数は7億9690万人(2014年)であるが、産業別の統計がないため非掲載。
6) 2005年は第4四半期の数値で、一部の産業区分は国際分類とは異なる。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

シンガポール ⁷⁾ SGP				マレーシア ⁸⁾ MYS				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005		2010 2014		2005年		2010 2014		
計	1,647	計	3,064 3,570	計	10,045	計	11,777 13,532		
A/B/	[18]	A	— —	A	1,355	A	1,674 1,660		
C/E/X		B	— —	B	115	B	57 84		
D	275	C	542 537	C	36	C	1,972 2,266		
F	82	D	— —	D	1,989	D	52 65		
G	304	E	— —	E	57	E	64 80		
H	103	F	388 473	F	904	F	1,121 1,226		
I	228	G	407 489	G	1,620	G	1,865 2,275		
J	102	H	197 231	H	672	H	541 593		
K	207	I	185 230	I	545	I	857 1,112		
L/M/N/	[329]	J	93 117	J	247	J	165 212		
O/P/Q		K	173 193	K	459	K	305 330		
		L	79 94	L	729	L	57 80		
		M	180 231	M	607	M	271 328		
		N	157 195	N	213	N	349 636		
		O/P	204 231	O	235	O	779 745		
		Q	92 126	P	261	P	773 874		
		R	— 55	Q	2	Q	278 532		
		S/T/U	[346] 326	X	—	R	90 94		
		X	— —			S	181 197		
						T	321 142		
						U	4 2		
						X	— —		

タイ ⁹⁾ THA				インドネシア ¹⁰⁾ IDN				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3					
	2005年 2010		2014		2005 2010 2014				
計	36,302 38,037	計	38,421	計	95,356 109,590 114,628				
A	15,008 14,119	A	13,516	A	[43,129] [43,243] [38,973]				
B	441 428	B	61	B	— — —				
C	40 41	C	6,327	C	948 1,281 1,436				
D	5,350 5,350	D	117	D	11,381 13,474 15,255				
E	107 107	E	116	E	199 240 289				
F	1,853 2,356	F	2,115	F	4,555 5,485 7,280				
G	5,297 6,236	G	6,124	G	17,923 22,422 24,830				
H	2,300 2,654	H	1,158	H	— — —				
I	1,076 1,108	I	2,537	I	5,698 5,487 5,113				
J	340 367	J	261	J	1,102 1,664 3,031				
K	652 765	K	494	K	— — —				
L	1,096 1,488	L	148	L/M	[10,421] [16,294] [18,421]				
M	1,122 1,246	M	314	/N/O	— — —				
N	611 701	N	483	P	— — —				
O	719 810	O	1,565	Q	— — —				
P	242 234	P	1,121	X	— — —				
Q	2 3	Q	686						
X	48 25	R	235						
		S	748						
		T	208						
		U	3						
		X	83						

7) 国籍保有者及び永住権保有者を対象。各年6月の数値。

8) 15歳から64歳までを対象。

9) 2005, 2014年は第3四半期の数値。

10) 2005年は11月, 2010年以降は8月の数値。

フィリピン PHL			オーストラリア ^{1) 3)} AUS			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3			ISIC-rev.4			ISIC-rev.4		
	2005	2010		2014		2005年	2010	2014
計	32,313	36,035	計	38,651	計	9,853	10,991	11,536
A	10,234	10,488	A	11,801	A	353	355	323
B	1,394	1,469	B	239	B	119	187	247
C	123	199	C	3,212	C	1,087	1,062	922
D	3,077	3,033	D	86	D	51	73	145
E	117	150	E	51	E	19	31	
F	1,708	2,016	F	2,578	F	843	999	1,033
G	6,147	7,034	G	7,248	G	1,531	1,597	1,620
H	861	1,062	H	2,686	H	400	455	594
I	2,451	2,723	I	1,694	I	683	737	774
J	341	400	J	352	J	321	347	208
K	734	1,146	K	491	K	363	382	415
L	1,481	1,847	L	168	L	36	36	215
M	978	1,176	M	209	M	528	630	922
N	375	451	N	1,085	N	356	373	381
O	775	913	O	1,964	O	606	687	727
P	1,517	1,926	P	1,254	P	508	601	913
Q	—	2	Q	480	Q	990	1,232	1,402
X	—	—	R	349	R	186	206	210
			S	2,187	S	202	231	486
			T	508	T	* 0	* 4	
			U	7	U	—	—	—
			X	—	X	673	767	—

ニュージーランド NZL			ブラジル ¹⁾ BRA			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3			ISIC-rev.4			ISIC-rev.3		
	2005年		2010	2014		2005	2011	2014
計	2,085	計	2,180	2,305	計	87,189	93,493	99,448
A	146	A	149	143	A	17,387	14,208	13,983
B	3	B	7	7	B	444	474	483
C	4	C	252	251	C	318	376	404
D	287	D	10	14	D	12,336	11,787	12,230
E	8	E	7	7	E	359	346	389
F	163	F	179	199	F	5,642	7,814	9,103
G	362	G	345	353	G	15,503	16,660	18,055
H	100	H	92	104	H	3,187	4,570	4,643
I	121	I	122	122	I	3,967	5,108	5,454
J	65	J	73	85	J	1,007	1,218	1,305
K	234	K	63	70	K	4,937	6,899	7,299
L	129	L	28	28	L	4,267	5,081	5,146
M	166	M	138	141	M	4,684	5,074	5,899
N	189	N	83	98	N	2,977	3,553	4,306
O	102	O	115	116	O	3,301	3,538	4,192
P	3	P	190	197	P	6,666	6,653	6,491
Q	—	Q	224	249	Q	7	4	2
X	5	R	41	46	X	198	130	65
		S	52	61				
		T	3	2				
		U	—	—				
		X	8	12				

11) 各年9月の数値。10歳以上を対象。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

国際標準産業分類(ISIC)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	
計	産業計	計	産業計
A	農業、狩猟業及び林業	A	農業・林業及び漁業
B	漁業	B	鉱業及び採石業
C	鉱業及び採石業	C	製造業
D	製造業	D	電気・ガス・蒸気及び空調供給業
E	電気、ガス、水供給業	E	水供給・下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動
F	建設業	F	建設業
G	卸売・小売業並びに自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業	G	卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業
H	ホテル及びレストラン	H	運輸・保管業
I	運輸業・倉庫業及び通信業	I	宿泊・飲食サービス業
J	金融仲介業	J	情報通信業
K	不動産業、物品賃貸業及び事業サービス業	K	金融・保険業
L	公務及び国防・義務的社会保障事業	L	不動産業
M	教育	M	専門・科学・技術サービス業
N	保健衛生及び社会事業	N	管理・支援サービス業
O	その他の共同体、社会及び個人サービス業	O	公務及び国防・義務的社会保障事業
P	雇い主のいる個人世帯	P	教育
Q	治外法権機関及び団体	Q	保健衛生及び社会事業
X	分類不能	R	芸術・娯楽及びレクリエーション
		S	その他のサービス業
		T	雇い主としての世帯活動及び世帯による自家利用のための区別されない財及びサービス生産活動
		U	治外法権機関及び団体
		X	分類不能

International Standard Industrial Classification of all Economic Activities (ISIC):

ISIC-Rev.3:

A) Agriculture, hunting and forestry; B) Fishing; C) Mining and quarrying; D) Manufacturing; E) Electricity, gas and water supply; F) Construction; G) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles, motorcycles and Personal and household goods; H) Hotels and restaurants; I) Transport, storage and communications; J) Financial intermediation; K) Real estate, renting and business activities; L) Public administration and defence; compulsory social security; M) Education; N) Health and social work; O) Other community, social and personal service activities; P) Activities of private households as employers and undifferentiated production activities of private households; Q) Extra-territorial organizations and bodies; X) Not classifiable by economic activity;

ISIC-Rev.4:

A) Agriculture, forestry and fishing; B) Mining and quarrying; C) Manufacturing; D) Electricity, gas, steam and air conditioning supply; E) Water supply; sewerage, waste management and remediation activities; F) Construction; G) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; H) Transportation and storage; I) Accommodation and food service activities; J) Information and communication; K) Financial and insurance activities; L) Real estate activities; M) Professional, scientific and technical activities; N) Administrative and support service activities; O) Public administration and defence; compulsory social security; P) Education; Q) Human health and social work activities; R) Arts, entertainment and recreation; S) Other service activities; T) Activities of households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; U) Activities of extra-territorial organizations and bodies; X) Not classifiable by economic activity;

資料出所 アメリカ(2010年以降):BLS(2015.2) *Labor Force Statistics from the CPS*

中国:国家統計局(2015.9)「中国統計年鑑2015」

香港(2005年):国家統計局(2007.3)「綜合住戶統計調查(2006年第4四半期)」

その他:ILOSTAT Database (<http://www.ilo.org/ilostat>) 2016年1月現在

第3-2表 就業者の産業別構成比（2014年）

Table 3-2: Sectoral composition of employment, 2014

(%)												
		農林、 漁業 a)	鉱業 b)	製造 業 c)	電気、 ガス、 水道 d)	建設 e)	卸売・ 小売 f) g)	宿泊、 飲食 h)	運輸、 倉庫、 通信 i)	金融、 保険 j)	不動産 業、事 業活動 k)	その他 l)
日本	JPN	3.6	0.1	16.4	0.5	8.0	16.7	6.1	8.5	2.4	5.1	32.8
アメリカ	USA	1.5	0.7	10.3	0.8	6.7	14.7	7.1	6.5	4.8	13.6	33.2
カナダ	CAN	2.1	1.7	9.6	0.8	7.7	15.3	6.8	9.3	4.4	13.3	29.0
イギリス	GBR	1.2	0.4	9.8	1.3	7.3	13.1	5.2	8.7	3.8	12.8	36.2
ドイツ	DEU	1.4	0.2	19.6	1.4	6.9	14.1	3.8	7.7	3.2	10.8	30.8
フランス	FRA	2.8	0.1	12.3	1.5	6.6	12.9	3.5	8.2	3.3	11.1	37.7
イタリア	ITA	3.6	0.2	18.6	1.5	6.7	14.5	5.7	7.1	2.7	10.9	28.5
オランダ	NLD	2.1	0.1	9.2	0.7	4.8	15.0	4.0	7.3	3.4	12.8	40.5
デンマーク	DNK	2.5	0.2	11.9	1.1	6.0	13.9	3.9	8.9	2.9	9.8	39.0
スウェーデン	SWE	2.0	0.2	10.7	1.0	6.6	11.6	3.3	9.3	2.1	14.6	38.7
フィンランド	FIN	4.2	0.2	13.5	1.1	6.9	11.9	3.5	9.8	2.1	12.0	34.8
ノルウェー	NOR	2.2	2.9	8.7	1.1	7.7	13.3	2.9	9.2	2.2	10.8	39.0
ロシア	RUS	6.7	2.1	14.5	3.3	7.6	16.0	2.4	9.5	2.2	7.0	28.6
中国	CHN	1.6	3.3	28.7	2.2	16.0	4.9	1.6	6.6	3.1	6.9	25.3
香港	HKG	—	—	3.5	—	8.2	22.6	7.7	11.9	6.3	13.2	26.5
韓国	KOR	5.7	0.1	16.9	0.7	7.0	14.8	8.2	8.3	3.3	10.6	24.5
シンガポール	SGP	—	—	15.0	—	13.3	13.7	6.4	9.8	5.4	14.6	20.7
マレーシア	MYS	12.3	0.6	16.7	1.1	9.1	16.8	8.2	5.9	2.4	7.7	19.1
タイ	THA	35.2	0.2	16.5	0.6	5.5	15.9	6.6	3.7	1.3	2.5	12.1
インドネシア	IDN	34.0	1.3	13.3	0.3	6.4	21.7	—	4.5	2.6	—	16.1
フィリピン	PHL	30.5	0.6	8.3	0.4	6.7	18.8	4.4	7.9	1.3	3.8	17.5
オーストラリア	AUS	2.8	2.1	8.0	1.3	9.0	14.0	6.7	6.9	3.6	13.2	32.4
ニュージーランド	NZL	6.2	0.3	10.9	0.9	8.6	15.3	5.3	8.2	3.0	11.6	29.6
ブラジル	BRA	14.5	0.4	12.3	0.4	9.2	18.2	4.7	5.5	1.3	7.3	26.2

a) Agriculture, forestry and fishing; b) Mining and quarrying; c) Manufacturing; d) Electricity, gas, water supply; e) Construction; f) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; g) Accommodation and food service activities; h) Transportation and storage, Information and communication; i) Financial and insurance activities; j) Real estate activities, renting and business activities(incl. Professional, scientific and technical activities, Administrative and support service activities); k) Other services(e.g. Public administration and defence; compulsory social security; Education; Health and social work; Other community, social and personal service activities; households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; Extra-territorial organizations and bodies) and Not elsewhere classified;

資料出所及び各国の注は第3-1表(p.92～98)に準ずる。

(注) 各産業の合計は必ずしも100にはならない。

- 1) 自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業を含む。
- 2) 貸貸業及び事業サービス業、又は専門・科学・技術サービス、管理・支援サービス業を含む。
- 3) 公務及び国防・義務的社会保障事業、教育、保健衛生及び社会事業、その他コミュニティ、社会及び個人サービス業、雇用者を持つ一般世帯、治外法権機関及び団体、分類不能な業種・生産活動を含む。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数

Table 3-3: Employees by economic activity

日本 JPN				アメリカ ¹⁾ USA				(千人/thousands)				
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			ISIC-rev.4							
	2005年		2010	2014		2005	2010	2014		2005	2010	2014
計	53,930	計	54,630	55,950	計	134,005	130,275	139,042				
A	360	A	590	610	A	—	—	—				
B	70	B	30	30	B	628	705	896				
C	30	C	10,200	10,100	C	14,227	11,528	12,188				
D	10,850	D/E	640	600	D	509	506	505				
E	350	F	4,050	4,100	E	45	47	48				
F	4,580	G	9,670	9,860	F	7,336	5,518	6,138				
G	10,240	H	3,510	3,540	G	21,044	19,893	21,190				
H	2,600	I	3,160	3,230	H	4,361	4,191	4,640				
I	3,650	J	1,880	1,940	I	10,923	11,135	12,606				
J	1,510	K	1,870	1,740	J	3,061	2,707	2,740				
K	6,310	L	710	750	K	6,063	5,761	5,933				
L	2,290	M	1,510	1,630	L	2,134	1,934	2,046				
M	2,590	N	3,800	2,490	M	8,784	9,314	10,517				
N	5,150	O	2,240	2,380	N	8,170	7,414	8,579				
O	2,880	P	2,610	2,740	O/U	21,804	22,490	21,863				
P	—	Q	6,200	7,240	P	2,836	3,155	3,417				
Q	—	R	740	690	Q	14,794	16,734	18,057				
X	450	S/T	1,520	1,560	R	1,892	1,913	2,103				
		U	20	20	S	5,395	5,331	5,573				
		X	370	680	T	—	—	—				
					X	—	—	—				

カナダ ²⁾ CAN				イギリス GBR				(千人/thousands)			
ISIC-rev.3				ISIC-rev.3				ISIC-rev.4			
	2005年	2010	2014		2005		2010	2014		2010	2014
計	14,602	15,390	16,243	計	24,897	計	24,966	25,876			
A	243	219	225	A	178	A	143	160			
B	18	14	12	B	4	B	94	122			
C	209	249	304	C	102	C	2,676	2,792			
D	2,171	1,680	1,684	D	3,544	D	168	172			
E	123	141	137	E	173	E	186	199			
F	834	1,030	1,161	F	1,426	F	1,344	1,318			
G	2,639	2,776	2,863	G	3,889	G	3,615	3,604			
H	962	1,060	1,170	H	1,089	H	1,198	1,213			
I	1,074	1,078	1,131	I	1,716	I	1,281	1,451			
J	663	719	734	J	1,178	J	860	976			
K	1,589	1,783	1,927	K	2,580	K	1,106	1,079			
L	833	918	907	L	1,995	L	231	280			
M	1,057	1,116	1,179	M	2,464	M	1,391	1,570			
N	1,557	1,866	2,040	N	3,261	N	1,085	1,106			
O	596	692	720	O	1,199	O	1,879	1,787			
P	31	46	48	P	56	P	2,909	2,944			
Q	3	2	4	Q	11	Q	3,529	3,761			
X	—	—	—	X	31	R	587	579			
						S	493	542			
						T	42	40			
						U	41	42			
						X	111	141			

※各産業分類基準(ISIC)については、第3-1表末尾「国際標準産業分類」(p.98)を参照のこと。

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。各国の資料出所は、本表末尾(p.106)を参照。

1) 産業計は農林漁業を除く。一部の産業については、国際標準分類とは異なる。

2) 主たる仕事についての分類。

ドイツ DEU				フランス FRA				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010 2014		2005		2010 2014		
計	31,866	計	34,260 35,510	計	22,237	計	22,729 22,817		
A	431	A	291 272	A	278	A	245 260		
B	5	B	94 86	B	10	B	25 27		
C	119	C	7,422 7,501	C	41	C	3,188 3,005		
D	7,597	D	343 328	D	3,789	D	215 195		
E	310	E	203 212	E	218	E	179 181		
F	1,937	F	2,099 2,230	F	1,317	F	1,482 1,322		
G	4,487	G	4,621 5,029	G	2,846	G	2,855 2,858		
H	1,012	H	1,701 1,817	H	647	H	1,277 1,337		
I	1,793	I	1,226 1,287	I	1,523	I	766 739		
J	1,148	J	1,041 980	J	730	J	671 654		
K	2,729	K	1,168 1,133	K	2,249	K	830 806		
L	2,823	L	203 141	L	2,416	L	258 342		
M	1,966	M	1,333 1,571	M	1,776	M	1,021 1,158		
N	3,642	N	1,776 1,695	N	2,766	N	829 907		
O	1,674	O	2,808 2,798	O	926	O	2,575 2,358		
P	159	P	2,217 2,413	P	600	P	1,710 1,828		
Q	32	Q	4,258 4,529	Q	16	Q	3,040 3,400		
X	—	R	366 360	X	90	R	274 324		
		S	869 896			S	560 513		
		T	192 211			T	592 346		
		U	32 21			U	21 25		
		X	— —			X	118 231		

イタリア ITA				オランダ ³⁾ NLD				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010 2014		2005		2010 2014		
計	16,426	計	16,833 16,780	計	7,104	計	7,113 6,929		
A	415	A	397 406	A	133	A	101 76		
B	16	B	32 36	B	1	B	9 10		
C	35	C	3,607 3,601	C	8	C	750 710		
D	4,053	D	108 103	D	996	D	34 26		
E	155	E	195 216	E	42	E	34 32		
F	1,170	F	1,169 861	F	386	F	332 270		
G	1,862	G	1,957 1,938	G	1,001	G	956 1,069		
H	665	H	904 905	H	275	H	358 325		
I	1,033	I	795 862	I	465	I	288 278		
J	527	J	409 420	J	257	J	238 184		
K	1,320	K	551 503	K	791	K	207 230		
L	1,417	L	61 60	L	561	L	52 49		
M	1,462	M	594 560	M	525	M	332 364		
N	1,305	N	702 757	N	1,157	N	272 350		
O	671	O	1,392 1,268	O	231	O	538 485		
P	303	P	1,445 1,421	P	3	P	535 494		
Q	17	Q	1,399 1,519	Q	1	Q	1,256 1,181		
X	—	R	143 180	X	272	R	111 92		
		S	437 383			S	113 120		
		T	522 766			T	3 4		
		U	13 16			U	3 * 1		
		X	— —			X	593 578		

3) *印は信頼性の低い数値。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

デンマーク ³⁾ DNK				スウェーデン ³⁾ SWE				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010 2014		2005		2010 2014		
計	2,507	計	2,460 2,473	計	3,869	計	4,028 4,279		
A	42	A	34 37	A	37	A	35 38		
B	2	B	* 3 6	B	0	B	8 9		
C	3	C	326 310	C	6	C	509 478		
D	425	D	16 14	D	626	D	23 25		
E	16	E	12 16	E	25	E	18 21		
F	160	F	126 132	F	203	F	237 252		
G	362	G	357 345	G	458	G	478 488		
H	62	H	116 124	H	98	H	221 228		
I	164	I	78 94	I	246	I	126 136		
J	88	J	101 95	J	79	J	155 171		
K	214	K	85 76	K	488	K	92 94		
L	163	L	24 25	L	245	L	55 64		
M	215	M	107 106	M	470	M	270 317		
N	454	N	76 83	N	690	N	181 199		
O	128	O	157 150	O	184	O	270 307		
P	4	P	227 251	P	2	P	479 522		
Q	1	Q	497 485	Q	1	Q	682 715		
X	4	R	53 58	X	10	R	89 96		
		S	56 56			S	87 93		
		T	5 * 3			T	* 1 * 1		
		U	* 2 * 2			U	* 1 * 2		
		X	* 1 6			X	10 25		

フィンランド ³⁾ FIN				ノルウェー ³⁾ NOR				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010 2014		2005		2010 2014		
計	2,097	計	2,120 2,105	計	2,110	計	2,308 2,436		
A	35	A	33 32	A	18	A	22 25		
B	1	B	6 5	B	12	B	45 76		
C	5	C	341 308	C	35	C	229 221		
D	412	D	15 14	D	257	D	18 15		
E	18	E	11 12	E	16	E	13 13		
F	122	F	132 127	F	137	F	152 172		
G	258	G	258 251	G	332	G	328 332		
H	66	H	131 120	H	67	H	126 128		
I	150	I	71 74	I	139	I	65 71		
J	45	J	86 90	J	50	J	87 97		
K	239	K	47 48	K	206	K	51 57		
L	110	L	17 20	L	131	L	20 23		
M	166	M	120 130	M	188	M	117 134		
N	350	N	87 89	N	439	N	87 94		
O	106	O	117 106	O	79	O	150 162		
P	7	P	170 176	P	1	P	204 222		
Q	1	Q	362 381	Q	0	Q	511 504		
X	5	R	43 48	X	1	R	41 40		
		S	53 54			S	39 40		
		T	8 10			T	2 2		
		U	* 1 * 1			U	* 0 * 1		
		X	11 10			X	* 1 7		

ロシア ⁴⁾ RUS				中国 ⁵⁾ CHN				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3				ISIC-rev.3					
	2005年	2010	2014		2005	2010	2013		
計	62,871	64,998	66,378	計	108,503	122,506	181,084		
A	4,151	3,495	2,814	A	4,074	3,239	2,916		
B	136	106	95	B	68	39	32		
C	1,233	1,417	1,523	C	4,976	5,459	6,365		
D	12,277	10,239	10,091	D	30,965	35,186	52,579		
E	1,954	2,280	2,350	E	2,937	2,989	4,045		
F	4,373	4,786	5,006	F	8,543	11,330	29,219		
G	8,814	9,461	10,087	G	5,083	5,061	8,908		
H	1,253	1,318	1,660	H	1,665	1,910	3,044		
I	5,950	6,115	6,282	I	6,960	7,499	11,735		
J	960	1,299	1,582	J	2,950	3,699	5,379		
K	3,939	4,282	4,808	K	5,442	7,487	11,834		
L	4,815	5,721	5,203	L	12,135	13,648	18,262		
M	6,180	6,541	6,544	M	14,447	15,269	16,872		
N	4,673	5,445	5,573	N	4,914	5,955	7,700		
O	2,132	2,470	2,739	O	1,170	1,238	1,912		
P	26	20	19	P	2,175	2,497	281		
Q	4	1	2	Q	—	—	—		
X	—	—	—	X	—	—	—		

香港 ⁶⁾ HKG				韓国 KOR				(千人/thousands)	
ISIC-rev.2		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2014		2005		2010	2014
計	2,504	計	2,529	2,762	計	15,185	計	16,971	18,743
1	—	A	—	—	A	141	A	175	140
2	0	B	0	0	B	21	B	19	13
3	167	C	119	102	C	16	C	3,440	3,826
4	8	D	8	8	D	3,603	D	77	81
5	54	E	3	3	E	70	E	58	79
6	1,024	F	55	83	F	1,347	F	1,362	1,366
7	184	G	807	825	G	1,900	G	2,015	2,277
8	464	H	160	175	H	1,114	H	697	767
9	447	I	249	283	I	889	I	1,136	1,283
0	156	J	88	104	J	698	J	608	647
		K	192	215	K	1,663	K	778	807
		L	111	127	L	791	L	338	359
		M	143	164	M	1,269	M	752	877
		N	164	191	N	594	N	971	1,110
		O	—	—	O	921	O	960	957
		P	166	185	P	127	P	1,440	1,426
		Q	149	170	Q	24	Q	1,077	1,596
		R	45	51	X	—	R	234	236
		S	69	—			S	673	782
		T	—	—			T	146	100
		U	—	—			U	13	14
		X	—	—			X	—	—

4) 15歳から72歳までを対象。2005年は11月調査。

5) 16歳以上を対象。各年12月の数値。民間企業を除く都市部企業の登録雇用者を対象。分類Gは自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業を除く。

6) 2005年の分類4, 7, 9は国際標準分類の産業と異なる。12月の数値。ISIC-rev.2の区分については本表末尾(p.106)を参照。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

シンガポール ⁷⁾ SGP				マレーシア ⁸⁾ MYS		(千人/thousands)		
ISIC-rev.4				ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		
	2006年	2011	2014		2005年		2010	2014
計	1,526	1,699	1,796	計	7,583	計	8,813	10,168
A/B/	〔 21〕	〔 22〕	〔 23〕	A	544	A	695	708
D/E/X				B	31	B	54	83
C	285	274	234	C	35	C	1,761	1,981
F	75	79	78	D	1,819	D	52	65
G	242	239	285	E	56	E	58	70
H	125	139	134	F	693	F	839	942
I	102	111	115	G	1,054	G	1,226	1,550
J	69	79	80	H	387	H	424	457
K	91	125	144	I	435	I	511	671
L	30	29	37	J	234	J	148	202
M	82	105	127	K	403	K	275	290
N	72	89	92	L	721	L	46	64
O/P	208	249	268	M	588	M	221	274
Q	66	83	102	N	193	N	306	542
R	〔 59〕	31	33	O	187	O	775	745
S/T/U		47	48	P	203	P	746	835
				Q	2	Q	246	329
				X	—	R	76	83
						S	115	134
						T	238	142
						U	4	2
						X	—	—

タイ ⁹⁾ THA				インドネシア ¹⁰⁾ IDN				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.2		ISIC-rev.3			
	2005年		2011	2014		2005		2010	2013
計	15,749	計	16,576	17,526	計	35,888	計	32,522	41,124
A	2,416	A	1,973	1,545	1	7,713	A	2,293	2,863
B	107	B	43	56	2	535	B	371	400
C	39	C	4,147	5,039	3	8,422	C	582	793
D	4,327	D	97	117	4	168	D	7,425	9,965
E	106	E	82	103	5	3,892	E	202	227
F	1,595	F	1,762	1,608	6	3,854	F	1,929	2,818
G	1,860	G	2,019	2,286	7	1,878	G	3,776	5,154
H	628	H	411	555	8	959	H	972	1,303
I	498	I	814	819	9	8,456	I	1,752	2,153
J	317	J	139	220	0	12	J	937	1,460
K	463	K	379	463			K	485	966
L	1,081	L	71	104			L	3,401	3,655
M	1,102	M	204	217			M	4,439	4,898
N	559	N	314	402			N	865	1,120
O	373	O	1,555	1,565			O	1,493	1,811
P	241	P	1,271	1,096			P	1,591	1,537
Q	2	Q	681	643			Q	1	—
X	35	R	114	126			X	8	—
		S	244	272					
		T	229	208					
		U	4	3					
		X	21	78					

7) 国籍保有者及び永住権保有者を対象。各年6月の数値。直近の主たる仕事を対象。

8) 15歳から64歳迄が対象。2014年は、直近の主たる仕事を対象。

9) 2005, 2014年は第3四半期の数値。

10) 各年8月の値。2005年は賃金俸給者、ブルーカラー及び生産労働者を対象。ISIC-rev.2の区分はp.106を参照。2013年はフルタイム及びパートタイム労働者、直近の主たる仕事を対象。

フィリピン ¹¹⁾ PHL			オーストラリア ¹²⁾ AUS			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3			ISIC-rev.4		ISIC-rev.4			
	2005年	2010		2013		2005	2010	2013
計	16,316	19,626	計	22,247	計	8,590	9,705	10,260
A	2,395	2,898	A	3,811	A	181	180	175
B	323	390	B	188	B	116	186	264
C	67	131	C	2,423	C	1,000	981	922
D	2,277	2,264	D	94	D	54	74	83
E	115	143	E	55	E	43	63	62
F	1,566	1,899	F	2,310	F	572	724	766
G	1,912	2,384	G	2,698	G	1,514	1,587	1,654
H	594	759	H	1,484	H	421	492	529
I	1,369	1,476	I	952	I	619	679	724
J	324	376	J	283	J	303	322	339
K	599	941	K	426	K	353	379	402
L	1,478	1,847	L	111	L	117	128	139
M	970	1,167	M	155	M	474	570	611
N	324	405	N	971	N	328	343	337
O	496	618	O	1,965	O	591	683	738
P	1,506	1,926	P	1,210	P	682	800	847
Q	1	2	Q	429	Q	925	1,155	1,293
X	—	—	R	305	R	148	175	188
			S	1,847	S	145	180	182
			T	524	T	0	4	4
			U	4	U	1	1	1
			X	—	X	—	0	0

ニュージーランド NZL			ブラジル ¹³⁾ BRA			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3				
	2005年		2010	2014		2005	2009	2013
計	1,702	計	1,827	1,943	計	54,709	61,537	66,375
A	72	A	87	83	A	4,845	4,708	3,999
B	1	B	7	7	B	67	75	61
C	4	C	230	227	C	245	352	346
D	254	D	10	14	D	8,991	9,663	9,566
E	8	E	6	7	E	358	396	358
F	106	F	122	143	F	2,766	3,588	4,799
G	305	G	304	314	G	8,772	10,065	11,098
H	89	H	79	91	H	1,766	2,127	2,806
I	105	I	105	107	I	2,646	3,019	3,905
J	60	J	58	73	J	930	1,046	1,253
K	164	K	58	63	K	3,698	4,513	5,279
L	127	L	14	15	L	4,256	4,739	5,352
M	159	M	100	103	M	4,409	4,970	5,475
N	175	N	64	80	N	2,490	2,923	3,683
O	67	O	113	114	O	1,777	2,102	1,899
P	2	P	182	187	P	6,666	7,223	6,474
Q	—	Q	206	229	Q	7	4	5
X	4	R	33	38	X	17	22	18
		S	41	47				
		T	2	1				
		U	—	0				
		X	5	—				

11) 2010年は、直近の主たる仕事を対象。

12) 直近の主たる仕事を対象。

13) 各年9月。10歳以上を対象。2013年は、直近の主たる仕事を対象。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (*cont.*)

国際標準産業分類(ISIC)

ISIC-rev.2	
1	農業・林業及び漁業
2	鉱業及び採石業
3	製造業
4	電気、ガス、水供給業
5	建設業
6	卸売・小売業、飲食店、宿泊業
7	運輸・通信業
8	金融・保険業、不動産業並びに事業サービス業
9	地域社会及び個人サービス業
0	分類不能

※ISIC-rev.3, rev.4については、第3-1表末尾「国際標準産業分類」(p.98)を参照のこと。

International Standard Industrial Classification of all Economic Activities (ISIC):

ISIC-Rev.2:

1) Agriculture, hunting, forestry and fishing; 2) Mining and quarrying; 3) Manufacturing; 4) Electricity, gas and water; 5) Construction; 6) Wholesale and retail trade and restaurants and hotels; 7) Transport, storage and communication; 8) Financing, insurance, real estate and business services; 9) Community, social and personal services; 0) Activities not adequately defined;

ISIC-Rev.3 and ISIC-Rev.4: See note for Table.3-1 (p.98).

資料出所 アメリカ:BLS“CES Database”(http://www.bls.gov/ces/) 2015年12月現在
 カナダ、ニュージーランド(2014年): OECD Database (http://www.oecd-ilibrary.org/)
 “Employment by activities and status”2015年12月現在
 中国:国家統計局(2015.1)「中国労働統計年鑑2014」
 タイ(2005年):国家統計局(2006) *The Labor Force Survey, Q3 2005*
 フィリピン(2013年):雇用労働統計局(2014.10) *2014 Yearbook of Labor Statistics*
 その他:ILOSTAT Database (http://www.ilo.org/ilostat) 2015年12月現在

第3-4表 性別・職業別就業者数

Table 3-4: Total employment by occupation and sex

国際標準職業分類/International Standard Classification of Occupations

ISCO-88		ISCO-08	
1	立法議員, 上級行政官, 管理的職業従事者	1	管理職
2	専門的職業従事者	2	専門職
3	技術者, 準専門的職業従事者	3	技師, 准専門職
4	事務的職業従事者	4	事務補助員
5	サービス職業従事者, 店舗及び市場での販売従事者	5	サービス・販売従事者
6	熟練の農林漁業従事者	6	農林漁業従事者
7	熟練職業及び関連職業従事者	7	技能工及び関連職業の従事者
8	装置・機械操作員及び組立工	8	設備・機械の運転・組立工
9	初級の職業	9	単純作業の従事者
0	軍隊	0	軍人
X	分類不能, 無回答	X	分類不能, 無回答

Classification of "ISCO-88": 1) Legislators, senior officials and managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerks; 5) Service workers and shop and market sales workers; 6) Skilled agricultural and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces; x) Not elsewhere classified or No response;

Classification of "ISCO-08": 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces occupations; X) Not elsewhere classified or No response;

日本 ¹⁾ JPN				(千人/thousands)							
ISCO 08	2005年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2014		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	63,560	37,230	26,330	計 T	62,980	36,430	26,560	計 T	63,510	36,210	27,290
1	1,890	1,710	190	1	1,620	1,440	180	1	1,420	1,250	160
2/3	9,370	5,060	4,310	2/3	9,610	5,190	4,420	2/3	10,240	5,510	4,730
4	12,470	4,860	7,610	4	12,370	5,010	7,350	4	12,440	5,010	7,430
5/0	16,490	8,810	7,680	5/0	17,680	8,950	8,750	5/0	17,690	8,610	9,080
6	2,790	1,650	1,140	6	2,530	1,550	970	6	2,240	1,420	820
7/8	16,200	12,680	3,520	7	9,250	6,610	2,640	7	9,010	6,400	2,610
9	3,660	2,060	1,600	8	2,230	2,160	80	8	2,220	2,160	60
X	690	400	280	9	7,120	5,210	1,930	9	7,360	5,360	2,000
				X	570	310	240	X	890	490	400

アメリカ ²⁾ USA				(千人/thousands)							
ISCO 08	2005年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2014		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	141,730	75,973	65,757	計 T	139,064	73,359	65,705	計 T	146,305	77,692	68,613
1	20,450	11,761	8,689	1	20,938	11,945	8,993	1	23,171	13,041	10,129
2/3	28,795	12,588	16,207	2/3	30,805	13,125	17,680	2/3	32,879	14,078	18,801
4	19,529	4,829	14,700	4	18,047	4,716	13,331	4	17,771	4,813	12,958
5	39,566	18,244	21,323	5	40,020	18,355	21,665	5	41,500	19,151	22,348
6	976	756	220	6	987	755	231	6	1,022	792	229
7/8	32,412	27,796	4,617	7/8	28,266	24,462	3,804	7/8	29,964	25,817	4,147
9	—	—	—	9	—	—	—	9	—	—	—

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。資料出所は本表末尾 (p.114) を参照。

1) 2010年以降の分類7は生産工程従事者, 分類8は輸送・機械運転従事者, 分類9は建設・採掘従事者及び運搬・清掃・包装等従事者を指す。

2) 分類9は, 6及び7/8に含まれる。軍人及び徴集兵を除く16歳以上を対象。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

カナダ CAN									(千人/thousands)		
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 88	2014		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	16,170	8,595	7,575	計 T	16,964	8,852	8,113	計 T	17,802	9,328	8,474
1	1,482	950	532	1	1,556	984	572	1	1,452	936	516
2	2,737	1,289	1,448	2	3,089	1,464	1,625	2	3,334	1,540	1,793
3	2,395	979	1,416	3	2,775	1,079	1,696	3	2,998	1,145	1,853
4	2,228	501	1,727	4	2,211	509	1,702	4	2,168	554	1,614
5	2,285	840	1,445	5	2,549	926	1,623	5	2,732	996	1,736
6	392	298	94	6	357	272	85	6	346	260	86
7	1,664	1,516	148	7	1,715	1,571	144	7	1,817	1,666	152
8	1,612	1,304	309	8	1,418	1,182	236	8	1,532	1,280	252
9	1,347	899	448	9	1,294	865	429	9	1,423	951	472
0	6	4	2	0	—	—	—	0	—	—	—

イギリス ³⁾ GBR									(千人/thousands)		
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2014		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	28,666	15,474	13,192	計 T	29,125	15,527	13,598	計 T	30,642	16,318	14,323
1	4,211	2,767	1,443	1	4,456	2,866	1,590	1	3,193	2,066	1,127
2	3,910	2,215	1,695	2	4,439	2,429	2,010	2	7,516	3,878	3,638
3	3,583	1,736	1,847	3	3,775	1,760	2,015	3	3,828	1,866	1,961
4	4,017	851	3,166	4	3,665	871	2,795	4	2,975	934	2,041
5	4,774	1,312	3,462	5	5,106	1,455	3,651	5	5,750	1,814	3,936
6	309	277	31	6	349	305	45	6	388	332	56
7	2,742	2,644	98	7	2,467	2,375	92	7	2,617	2,454	163
8	1,940	1,668	271	8	1,719	1,507	212	8	1,486	1,302	184
9	3,025	1,880	1,145	9	2,957	1,812	1,145	9	2,729	1,551	1,178
0	89	83	7	0	88	84	* 4	0	75	70	* 5
X	67	41	26	X	104	63	41	X	85	50	34

ドイツ DEU									(千人/thousands)		
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2014		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	36,362	19,964	16,398	計 T	38,738	20,892	17,846	計 T	39,879	21,305	18,574
1	1,976	1,419	556	1	2,244	1,573	671	1	1,766	1,254	512
2	5,269	3,211	2,058	2	5,892	3,486	2,406	2	6,742	3,746	2,996
3	7,810	3,283	4,528	3	8,467	3,428	5,038	3	8,840	3,852	4,988
4	4,493	1,467	3,026	4	4,601	1,506	3,095	4	5,229	1,784	3,445
5	4,378	1,107	3,272	5	4,820	1,211	3,609	5	5,671	2,082	3,589
6	684	469	215	6	681	476	205	6	578	467	111
7	5,562	5,031	531	7	5,560	5,041	519	7	5,154	4,590	564
8	2,598	2,186	413	8	2,597	2,224	373	8	2,437	2,085	351
9	2,855	1,284	1,571	9	3,191	1,505	1,686	9	3,231	1,250	1,981
0	221	212	9	0	180	169	11	0	191	172	19
X	514	295	219	X	506	274	232	X	39	21	18

3) *印は、統計上信頼度の低い数値。

フランス ³⁾ FRA				(千人/thousands)											
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2014						
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F				
計 T	24,952	13,339	11,613	計 T	25,690	13,495	12,195	計 T	25,769	13,359	12,411				
1	2,012	1,256	756	1	2,265	1,392	873	1	1,806	1,216	590				
2	3,338	1,870	1,468	2	3,660	2,034	1,626	2	4,347	2,133	2,214				
3	4,409	2,164	2,246	3	4,848	2,300	2,548	3	5,181	2,682	2,499				
4	3,088	754	2,334	4	2,949	768	2,181	4	2,321	546	1,774				
5	3,139	847	2,292	5	3,347	902	2,445	5	4,102	1,367	2,735				
6	981	722	259	6	917	697	220	6	846	652	194				
7	2,956	2,709	247	7	2,798	2,562	236	7	2,351	2,106	245				
8	2,302	1,823	479	8	2,139	1,748	391	8	1,909	1,535	374				
9	2,352	868	1,484	9	2,472	838	1,634	9	2,605	883	1,721				
0	325	292	33	0	278	244	34	0	224	190	34				
X	48	34	14	X	18	* 9	* 9	X	79	47	32				

イタリア ITA				(千人/thousands)							
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2014		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	22,407	13,601	8,806	計 T	22,527	13,375	9,152	計 T	22,279	12,945	9,334
1	1,991	1,344	647	1	1,766	1,186	580	1	842	618	224
2	2,216	1,210	1,006	2	2,268	1,225	1,042	2	3,201	1,495	1,706
3	4,399	2,333	2,065	3	4,554	2,349	2,205	3	3,892	2,367	1,525
4	2,683	1,059	1,624	4	2,860	1,130	1,729	4	2,680	958	1,721
5	2,342	979	1,363	5	2,550	1,052	1,498	5	3,817	1,529	2,288
6	543	404	139	6	519	402	117	6	519	404	115
7	3,720	3,220	500	7	3,603	3,185	418	7	3,071	2,784	287
8	2,070	1,663	407	8	1,794	1,484	310	8	1,560	1,281	279
9	2,190	1,138	1,052	9	2,354	1,110	1,245	9	2,461	1,278	1,183
0	253	250	3	0	258	251	7	0	237	231	6

オランダ ^(*)3) NLD				(千人/thousands)							
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2014		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	8,111	4,483	3,628	計 T	8,370	4,526	3,844	計 T	8,318	4,487	3,831
1	783	583	200	1	914	653	262	1	565	420	145
2	1,534	823	711	2	1,666	885	782	2	2,023	1,068	955
3	1,477	717	760	3	1,498	690	807	3	1,275	623	651
4	1,030	324	706	4	964	292	672	4	787	298	488
5	1,108	341	768	5	1,185	357	828	5	1,581	500	1,081
6	122	90	32	6	126	93	33	6	170	139	31
7	744	707	37	7	687	654	32	7	692	639	53
8	478	428	51	8	449	402	48	8	345	310	36
9	733	394	339	9	719	390	329	9	746	395	351
0	37	34	3	0	31	28	3	0	22	20	* 2
X	63	42	21	X	130	81	48	X	112	74	38

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

デンマーク ³⁾ DNK								(千人/thousands)			
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2014		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	2,752	1,470	1,283	計 T	2,706	1,415	1,292	計 T	2,714	1,433	1,282
1	201	152	49	1	128	99	29	1	58	43	15
2	429	244	185	2	463	256	206	2	710	320	390
3	578	231	347	3	636	274	362	3	460	259	201
4	271	73	198	4	258	73	185	4	206	59	147
5	414	103	311	5	479	134	344	5	551	201	350
6	66	54	13	6	57	48	10	6	53	46	8
7	298	283	15	7	245	234	12	7	230	215	14
8	179	142	37	8	143	120	23	8	147	124	23
9	301	172	129	9	286	167	120	9	284	153	131
0	14	14	0	0	11	10	* 1	0	10	9	* 1
X	1	1	1	X	* 0	* 0	* 0	X	5	* 3	* 2

スウェーデン ³⁾ SWE								(千人/thousands)			
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2014		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	4,336	2,275	2,062	計 T	4,524	2,394	2,130	計 T	4,772	2,502	2,270
1	213	145	68	1	245	168	77	1	265	166	98
2	833	412	421	2	888	440	448	2	1,247	532	715
3	865	422	443	3	962	462	500	3	845	474	370
4	397	115	282	4	362	117	244	4	285	91	194
5	805	202	603	5	842	224	617	5	956	301	655
6	97	75	23	6	92	70	23	6	85	64	22
7	416	393	23	7	438	413	25	7	463	435	27
8	438	374	64	8	411	348	63	8	352	303	49
9	257	124	133	9	269	138	131	9	239	108	130
0	10	10	0	0	10	10	* 1	0	15	14	* 1
X	5	3	1	X	5	3	* 2	X	21	13	8

フィンランド ³⁾ FIN								(千人/thousands)			
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2014		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	2,401	1,243	1,158	計 T	2,447	1,259	1,188	計 T	2,447	1,254	1,193
1	236	166	70	1	256	178	78	1	66	44	22
2	407	203	204	2	473	239	233	2	584	308	276
3	405	166	239	3	405	160	245	3	456	194	262
4	164	33	131	4	157	37	119	4	155	38	117
5	383	80	304	5	389	76	313	5	483	137	346
6	109	73	36	6	103	65	38	6	90	63	27
7	289	262	27	7	268	244	24	7	260	241	20
8	203	168	34	8	190	160	30	8	187	158	29
9	193	83	110	9	191	86	104	9	150	60	90
0	9	9	0	0	10	9	* 0	0	8	8	* 0
X	2	1	1	X	8	4	* 4	X	7	* 4	* 3

ノルウェー ³⁾ NOR				(千人/thousands)							
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2014		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	2,283	1,204	1,078	計 T	2,501	1,315	1,186	計 T	2,627	1,384	1,243
1	151	105	46	1	147	97	51	1	195	126	69
2	269	150	119	2	352	192	160	2	692	287	405
3	556	260	297	3	621	283	338	3	444	264	181
4	164	57	107	4	170	63	107	4	162	60	102
5	539	156	383	5	605	189	416	5	535	162	372
6	65	51	14	6	56	45	11	6	54	42	11
7	248	235	13	7	252	241	10	7	245	232	13
8	170	144	26	8	177	154	23	8	170	148	22
9	111	38	73	9	111	43	68	9	99	40	59
0	9	8	1	0	6	6	* 1	0	31	23	9
X	1	1	0	X	4	2	* 2	X	—	—	—

ロシア ⁴⁾ RUS				(千人/thousands)							
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2014		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F
計 T	68,169	34,549	33,620	計 T	69,804	35,500	34,304	計 T	71,539	36,605	34,934
1	4,750	2,898	1,853	1	5,586	3,423	2,163	1	6,201	3,841	2,360
2	11,519	4,401	7,118	2	13,119	4,998	8,121	2	14,534	5,701	8,834
3	9,673	3,084	6,589	3	10,725	3,493	7,232	3	10,899	3,554	7,345
4	2,110	205	1,905	4	2,040	210	1,829	4	2,048	248	1,800
5	9,504	2,810	6,693	5	10,019	2,982	7,037	5	10,395	3,136	7,258
6	3,309	1,544	1,765	6	2,512	1,275	1,237	6	2,355	1,123	1,232
7	10,901	8,265	2,637	7	9,621	7,651	1,970	7	9,376	7,574	1,802
8	8,739	7,604	1,135	8	8,672	7,735	937	8	8,736	7,854	881
9	7,660	3,736	3,924	9	7,511	3,733	3,779	9	6,996	3,573	3,422

香港 HKG				(千人/thousands)							
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2014		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	3,337	1,823	1,514	計 T	3,474	1,834	1,641	計 T	3,749	1,917	1,832
1	312	228	85	1	347	241	107	1	395	262	133
2	229	152	77	2	232	146	86	2	279	178	101
3	618	355	263	3	679	377	302	3	747	406	341
4	545	144	400	4	557	153	404	4	517	140	377
5	525	256	269	5	547	258	289	5	630	266	364
6	8	5	3	6	3	3	1	6	3	3	1
7	266	256	10	7	244	236	8	7	251	238	13
8	225	201	24	8	196	185	11	8	178	172	6
9	609	225	384	9	670	236	434	9	749	252	497

4) 15～72歳を対象。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

韓国 ⁵⁾ KOR								(千人/thousands)			
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2014		
88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	22,856	13,330	9,526	計 T	23,829	13,915	9,914	計 T	25,599	14,839	10,761
1	574	529	45	1	562	509	53	1	397	352	44
2	1,839	979	860	2/3	4,571	2,542	2,030	2/3	5,123	2,714	2,409
3	2,363	1,599	764	4	3,739	1,971	1,768	4	4,311	2,264	2,047
4	3,269	1,615	1,654	5	5,367	2,213	3,155	5	5,804	2,493	3,311
5	5,625	2,107	3,518	6	1,441	853	588	6	1,363	816	546
6	1,708	943	765	7	2,238	1,913	325	7	2,247	1,958	288
7	2,436	2,048	388	8	2,695	2,366	329	8	3,061	2,654	408
8	2,563	2,214	349	9	3,215	1,548	1,667	9	3,295	1,587	1,708
9	2,479	1,297	1,183								

シンガポール ⁶⁾ SGP								(千人/thousands)			
ISCO	2006年			ISCO	2010			ISCO	2014		
88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	1,797	1,037	760	計 T	1,963	1,107	856	計 T	2,104	1,161	943
1	269	186	83	1	335	220	115	1	342	226	116
2	256	155	102	2	313	184	129	2	291	170	120
3	320	170	150	3	373	195	178	3	483	236	247
4	252	56	196	4	241	51	190	4	265	65	201
5	216	111	105	5	246	119	127	5	256	121	135
6	1	1	0	6/X	69	67	2	6/X	71	69	2
7	95	86	9	7	87	78	9	7	82	75	7
8	173	134	40	8	154	126	28	8	146	126	20
9	149	74	75	9	146	67	79	9	166	72	94
0/X	66	65	1								

マレーシア ⁷⁾ MYS								(千人/thousands)			
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2014		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	10,045	6,471	3,575	計 T	11,777	7,549	4,228	計 T	13,532	8,350	5,182
1	777	579	198	1	861	647	214	1	666	518	148
2	555	316	239	2	717	381	336	2	1,377	609	768
3	1,267	784	483	3	1,664	1,013	651	3	1,365	917	448
4	992	314	678	4	1,139	343	796	4	1,235	319	916
5	1,484	833	651	5	1,951	1,105	846	5	3,107	1,605	1,502
6	1,269	936	332	6	1,421	1,080	341	6	980	711	269
7	1,146	985	160	7	1,242	1,072	170	7	1,503	1,250	253
8	1,428	1,023	404	8	1,385	1,035	349	8	1,580	1,253	327
9	1,128	699	429	9	1,398	874	524	9	1,720	1,169	551

5) 軍人及び徴集兵を除く。

6) 6月調査の数値。国籍保有者及び永住権保有者を対象。2007年以前と2008年以降で統計手法が異なる。

7) 15～64歳を対象。

タイ ⁸⁾ THA				(千人/thousands)											
ISCO 88	2005年			ISCO 08	2011			ISCO 08	2014						
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F				
計 T	36,302	19,470	16,832	計 T	39,317	21,149	18,169	計 T	38,421	20,881	17,540				
1	2,382	1,695	687	1	969	731	238	1	1,496	989	507				
2	1,472	626	847	2	1,863	766	1,097	2	2,052	846	1,206				
3	1,466	715	751	3	1,286	573	713	3	1,753	830	924				
4	1,351	469	883	4	1,319	406	914	4	1,483	428	1,055				
5	4,868	1,696	3,172	5	7,503	3,117	4,387	5	7,217	2,919	4,298				
6	13,893	7,627	6,266	6	15,207	8,465	6,741	6	12,608	7,218	5,390				
7	3,772	2,516	1,257	7	4,354	3,212	1,143	7	4,351	3,206	1,145				
8	2,911	2,019	892	8	2,959	2,040	918	8	3,545	2,452	1,093				
9	4,147	2,090	2,058	9	3,820	1,815	2,005	9	3,847	1,952	1,895				
X	40	19	21	X	36	24	13	X	69	42	28				

フィリピン ⁹⁾ PHL				(千人/thousands)											
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2014						
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F				
計 T	32,313	19,910	12,403	計 T	36,035	21,921	14,114	計 T	38,651	23,365	15,286				
1	3,784	1,613	2,171	1	4,979	2,354	2,625	1	6,166	3,248	2,918				
2	1,395	443	953	2	1,686	531	1,155	2	1,925	648	1,277				
3	858	413	445	3	954	458	496	3	990	478	512				
4	1,454	508	946	4	2,003	753	1,250	4	2,403	912	1,492				
5	3,005	1,499	1,507	5	3,838	1,891	1,947	5	4,856	2,393	2,463				
6	6,161	5,293	868	6	5,747	4,904	843	6	5,218	4,352	866				
7	2,887	2,148	740	7	2,792	2,213	579	7	2,626	2,204	422				
8	2,446	2,228	219	8	2,259	2,040	219	8	2,001	1,732	268				
9	10,176	5,637	4,539	9	11,622	6,652	4,970	9	12,348	7,298	5,050				
0	—	—	—	0	90	87	3	0	86	83	3				
X	146	128	18	X	65	38	27	X	32	19	14				

オーストラリア ¹⁰⁾ AUS				(千人/thousands)										
ISCO		2005年			ISCO		2010			ISCO		2014		
08		計 T	男 M	女 F	08		計 T	男 M	女 F	08		計 T	男 M	女 F
計 T		9,853	5,425	4,428	計 T		10,991	6,004	4,987	計 T		11,565	6,262	5,304
1		932	605	327	1		1,203	787	416	1		1,310	836	475
2		1,711	835	877	2		2,184	1,024	1,160	2		2,424	1,134	1,290
3		937	454	482	3		1,388	641	747	3		1,459	666	793
4		720	186	534	4		1,157	269	888	4		1,163	276	887
5		1,378	409	969	5		1,716	539	1,178	5		1,951	623	1,328
6		274	209	65	6		290	227	64	6		280	224	56
7		1,069	1,014	55	7		1,253	1,193	60	7		1,281	1,221	60
8		615	500	116	8		721	615	107	8		755	656	99
9		761	507	254	9		926	609	317	9		943	627	316
X		1,456	707	749	X		153	102	52	X		—	—	—

8) 2005年及び2014年は第3四半期、2011年は年平均の数値。

9) 2005年は軍人及び徴集兵を除く。2014年は9か月の平均値。

10) 軍人及び徴集兵を除く。2014年は15～74歳を対象。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

ニュージーランド ⁽¹¹⁾ NZL				(千人/thousands)											
ISCO 88	2005年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2014			ISCO 88	2014		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	2,085	1,120	965	計 T	2,157	1,144	1,013	計 T	2,305	1,216	1,090				
1	255	162	93	1	357	241	116	1	389	252	137				
2	319	148	171	2	491	225	266	2	543	242	301				
3	246	116	130	3	277	225	53	3	290	238	53				
4	257	52	205	4	268	54	215	4	282	67	216				
5	324	103	222	5	192	77	115	5	221	92	129				
6	153	106	47	6	—	—	—	6	—	—	—				
7	202	190	11	7/8	120	104	16	7/8	131	114	17				
8	195	160	35	9	246	153	93	9	239	146	93				
9	131	82	49	X	10	5	5	X	6	4	3				
0	4	2	2												

ブラジル ⁽¹²⁾ BRA				(千人/thousands)											
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2011			ISCO 88	2013			ISCO 88	2013		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	87,189	50,494	36,696	計 T	93,493	54,078	39,415	計 T	96,659	55,548	41,111	計 T	96,659	55,548	41,111
1	4,459	2,879	1,580	1	4,159	2,645	1,515	1	4,929	3,081	1,848	1	4,929	3,081	1,848
2	5,201	2,116	3,085	2	7,750	2,973	4,777	2	8,670	3,239	5,432	2	8,670	3,239	5,432
3	6,447	3,390	3,057	3	6,547	3,588	2,959	3	6,738	3,696	3,042	3	6,738	3,696	3,042
4	6,848	2,843	4,005	4	7,709	3,080	4,629	4	9,248	3,423	5,825	4	9,248	3,423	5,825
5	12,326	5,375	6,952	5	16,746	6,878	9,868	5	15,971	6,353	9,619	5	15,971	6,353	9,619
6	17,397	11,560	5,837	6	14,205	9,817	4,388	6	13,452	9,310	4,142	6	13,452	9,310	4,142
7	10,302	8,911	1,391	7	11,652	10,561	1,091	7	11,986	10,964	1,022	7	11,986	10,964	1,022
8	8,076	5,909	2,167	8	8,731	6,735	1,995	8	9,589	7,440	2,149	8	9,589	7,440	2,149
9	15,474	6,897	8,578	9	15,224	7,097	8,126	9	15,177	7,222	7,955	9	15,177	7,222	7,955
0	631	600	31	0	715	670	44	0	865	800	65	0	865	800	65
X	25	12	13	X	58	33	25	X	33	19	14	X	33	19	14

11) 2010年以降は独自基準による職業分類 (ANZSCO 1.2) であり、厳密にはISCO-08区分とは異なる。

12) 10歳以上を対象。各年9月の数値。

資料出所 日本:総務省統計局(2015.1)「労働力調査(長期時系列)」

アメリカ:連邦労働統計局(BLS) *LFS from the Current Population Survey*

シンガポール(2010, 2013年値):Ministry of Manpower(2015.1) *Labour Force Survey*

ニュージーランド(2010, 2014年値):NZ統計局(2015.3) *Household Labour Force Survey*

その他:ILOSTAT Database (<http://www.ilo.org/ilostat>) 2015年12月現在

第3-5表 就業者の職業別構成比（2014年）

Table 3-5: Occupational composition of employment, 2014

ISCO-08分類		1 管理職	2 専門職	3 技師、 准専門 職	4 事務 補助員	5 サービ ス・販売 従事者	6 農林 漁業 従事者	7 技能工 及び 関連 職業の 従事者	8 設備・ 機械の 運転・ 組立工	9 単純 作業の 従事者
日本	JPN	2.2	16.1		19.6	27.9	3.5	14.2	3.5	11.6
アメリカ	USA	15.8	22.5		12.1	28.4	0.7	20.5		—
カナダ ¹⁾	CAN	8.2	18.7	16.8	12.2	15.3	1.9	10.2	8.6	8.0
イギリス	GBR	10.4	24.5	12.5	9.7	18.8	1.3	8.5	4.8	8.9
ドイツ	DEU	4.4	16.9	22.2	13.1	14.2	1.4	12.9	6.1	8.1
フランス	FRA	7.0	16.9	20.1	9.0	15.9	3.3	9.1	7.4	10.1
イタリア	ITA	3.8	14.4	17.5	12.0	17.1	2.3	13.8	7.0	11.0
オランダ	NLD	6.8	24.3	15.3	9.5	19.0	2.0	8.3	4.2	9.0
デンマーク	DNK	2.1	26.2	17.0	7.6	20.3	2.0	8.5	5.4	10.4
スウェーデン	SWE	5.5	26.1	17.7	6.0	20.0	1.8	9.7	7.4	5.0
フィンランド	FIN	2.7	23.9	18.6	6.3	19.7	3.7	10.6	7.6	6.1
ノルウェー	NOR	7.4	26.3	16.9	6.2	20.4	2.0	9.3	6.5	3.8
ロシア ¹⁾	RUS	8.7	20.3	15.2	2.9	14.5	3.3	13.1	12.2	9.8
香港	HKG	10.5	7.4	19.9	13.8	16.8	0.1	6.7	4.7	20.0
韓国	KOR	1.5	20.0		16.8	22.7	5.3	8.8	12.0	12.9
シンガポール	SGP	16.3	13.8	23.0	12.6	12.2	3.4	3.9	7.0	7.9
マレーシア	MYS	4.9	10.2	10.1	9.1	23.0	7.2	11.1	11.7	12.7
タイ	THA	3.9	5.3	4.6	3.9	18.8	32.8	11.3	9.2	10.0
フィリピン ¹⁾	PHL	16.0	5.0	2.6	6.2	12.6	13.5	6.8	5.2	31.9
オーストラリア	AUS	11.3	21.0	12.6	10.1	16.9	2.4	11.1	6.5	8.2
ニュージーランド ²⁾	NZL	16.9	23.5	12.6	12.3	9.6	—	5.7		10.4
ブラジル ¹⁾³⁾	BRA	5.1	9.0	7.0	9.6	16.5	13.9	12.4	9.9	15.7

Classification of "ISCO-08": 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces occupations; X) Not elsewhere classified;

(注) 資料出所及び各国の注は第3-4表 (p.107～114) に準ずる。分類0(軍人)及び分類X(分類不能)を除くため、1～9を合算しても100(就業者計)にはならない。

1) ISCO-88による職業分類。項目名は第3-4表 (p.107) を参照。

2) 独自基準による職業分類 (ANZSCO 1.2) であり、厳密には国際標準職業分類とは異なる。

3) 2013年の数値。

3 就業構造

第3-6表 従業上の地位別就業者数

Table 3-6: Employment by professional status

		(千人/thousands)								
		雇用者 Employees			自営業主 Employers and persons working on own account			無賃家族従業者 Unpaid family workers		
		2005年	2010	2014	2005	2010	2014	2005	2010	2014
日本	JPN	53,930	55,000	55,950	6,500	5,820	5,560	2,820	1,900	1,680
アメリカ	USA	131,143	129,267	136,861	10,464	9,681	9,358	122	117	86
カナダ	CAN	14,602	15,390	16,243	1,496	1,557	1,537	26	18	22
イギリス ¹⁾	GBR	24,807	24,770	25,143	3,592	3,895	4,162	98	88	109
ドイツ	DEU	31,627	34,070	35,325	4,077	4,258	4,190	419	220	176
フランス ^{1) 2)}	FRA	23,204	23,567	23,641	2,300	2,443	2,681	—	—	—
イタリア	ITA	16,173	16,575	16,543	5,566	5,329	5,189	415	366	310
オランダ	NLD	7,105	7,113	6,868	961	1,204	1,328	44	53	41
デンマーク	DNK	2,507	2,460	2,473	223	239	235	22	8	6
スウェーデン	SWE	3,844	4,028	4,279	410	484	483	9	11	10
フィンランド	FIN	2,089	2,110	2,096	290	314	331	13	14	12
ノルウェー	NOR	2,101	2,300	2,424	163	188	185	6	5	4
ロシア	RUS	63,029	65,158	66,378	5,238	4,479	4,883	72	297	278
韓国	KOR	15,185	16,971	18,743	6,172	5,592	5,652	1,499	1,266	1,205
オーストラリア ¹⁾	AUS	8,577	9,693	10,255	1,243	1,269	1,159	32	29	26
ニュージーランド	NZL	1,695	1,804	1,952	373	327	328	13	23	24
メキシコ	MEX	26,087	30,438	33,493	11,513	13,101	13,086	2,870	3,059	2,723
(就業者に対する割合 / % of total employment)								(%)		
日本	JPN	84.8	87.3	88.1	10.2	9.2	8.8	4.4	3.0	2.6
アメリカ	USA	92.5	93.0	93.5	7.4	7.0	6.4	0.1	0.1	0.1
カナダ	CAN	90.6	90.7	91.2	9.3	9.2	8.6	0.2	0.1	0.1
イギリス ¹⁾	GBR	87.1	86.2	85.0	12.6	13.5	14.1	0.3	0.3	0.4
ドイツ	DEU	87.6	88.4	89.0	11.3	11.0	10.6	1.2	0.6	0.4
フランス ^{1) 2)}	FRA	91.0	90.6	89.8	9.0	9.4	10.2	—	—	—
イタリア	ITA	73.0	74.4	75.1	25.1	23.9	23.5	1.9	1.6	1.4
オランダ	NLD	87.6	85.0	83.4	11.8	14.4	16.1	0.5	0.6	0.5
デンマーク	DNK	91.1	90.9	91.1	8.1	8.8	8.7	0.8	0.3	0.2
スウェーデン	SWE	90.2	89.0	89.7	9.6	10.7	10.1	0.2	0.3	0.2
フィンランド	FIN	87.3	86.5	85.9	12.1	12.9	13.6	0.5	0.6	0.5
ノルウェー	NOR	92.4	92.2	92.5	7.2	7.5	7.1	0.3	0.2	0.2
ロシア	RUS	92.2	93.2	92.8	7.7	6.4	6.8	0.1	0.4	0.4
韓国	KOR	66.4	71.2	73.2	27.0	23.5	22.1	6.6	5.3	4.7
オーストラリア ¹⁾	AUS	87.1	88.2	89.6	12.6	11.5	10.1	0.3	0.3	0.2
ニュージーランド	NZL	81.5	83.8	84.8	17.9	15.2	14.2	0.6	1.1	1.0
メキシコ	MEX	64.5	65.3	67.9	28.4	28.1	26.5	7.1	6.6	5.5

資料出所 日本:総務省統計局(2015.1)「労働力調査(長期時系列)」

その他:OECD database(<http://stats.oecd.org>) 2016年1月現在

(注) 軍人を除く。

1) 2014年の欄は2013年の数値。

2) 無賃家族従業者は自営業主に含まれる。

第3-7表 就業者に占める短時間労働者¹⁾の割合

Table 3-7: Part-time employment as a proportion of total employment

(男女計/Total)		(%)							
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ²⁾³⁾	JPN	17.7	18.3	20.3	20.2	20.6	20.5	21.9	22.7
アメリカ ⁴⁾	USA	12.6	12.8	14.1	13.5	12.6	13.4	12.3	12.3
カナダ ⁵⁾	CAN	18.1	18.4	19.3	19.6	19.3	19.0	19.1	19.3
イギリス ⁶⁾	GBR	23.3	23.0	23.9	24.6	24.7	25.0	24.6	24.1
ドイツ ⁶⁾	DEU	17.6	21.5	21.9	21.7	22.3	22.2	22.6	22.3
フランス ⁶⁾	FRA	14.2	13.2	13.3	13.6	13.6	13.7	14.0	14.2
イタリア ⁶⁾	ITA	11.7	14.7	15.9	16.4	16.7	17.8	18.5	18.8
オランダ ⁶⁾	NLD	32.1	35.6	36.7	37.1	37.2	37.8	38.7	38.5
デンマーク ⁶⁾	DNK	15.3	17.3	18.8	19.2	19.2	19.4	19.2	19.7
スウェーデン ⁵⁾	SWE	14.0	13.5	14.6	14.5	14.3	14.3	14.3	14.2
フィンランド ⁷⁾	FIN	10.4	11.2	12.2	12.5	12.7	13.0	13.0	13.3
ノルウェー ⁸⁾	NOR	20.2	20.8	20.4	20.1	20.0	19.8	19.5	18.8
ロシア	RUS	7.4	5.6	4.7	4.3	4.1	4.1	4.3	4.0
韓国 ³⁾	KOR	7.0	9.0	9.9	10.7	13.5	10.2	11.1	10.5
オーストラリア ⁹⁾	AUS	—	24.0	24.6	24.8	24.7	24.6	24.9	25.2
ニュージーランド ¹⁰⁾	NZL	22.2	21.6	22.4	21.8	22.1	22.3	21.6	21.5
メキシコ ⁵⁾	MEX	13.5	16.8	17.9	18.9	18.2	19.4	19.0	18.7

(男性/Male)		(%)							
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ²⁾³⁾	JPN	8.6	8.8	10.5	10.4	10.3	10.3	11.3	12.0
アメリカ ⁴⁾	USA	7.7	7.8	9.2	8.8	8.4	8.7	8.2	8.0
カナダ ⁵⁾	CAN	10.4	10.9	12.0	12.1	12.3	11.9	12.2	12.3
イギリス ⁶⁾	GBR	8.5	9.6	10.8	11.6	11.7	12.3	12.2	11.7
ドイツ ⁶⁾	DEU	4.8	7.3	7.9	7.9	8.4	8.6	9.0	9.1
フランス ⁶⁾	FRA	5.3	5.0	5.1	5.6	5.8	5.9	6.2	6.6
イタリア ⁶⁾	ITA	5.4	5.3	6.0	6.3	6.5	7.5	8.3	8.6
オランダ ⁶⁾	NLD	13.1	15.3	17.0	17.2	17.1	18.0	19.3	19.6
デンマーク ⁶⁾	DNK	9.1	11.7	13.6	13.5	13.8	14.4	14.2	14.6
スウェーデン ⁵⁾	SWE	7.3	8.5	10.0	10.1	10.1	10.3	10.6	10.5
フィンランド ⁷⁾	FIN	7.1	7.9	8.7	9.2	9.6	9.7	9.6	10.0
ノルウェー ⁸⁾	NOR	8.7	10.0	11.3	11.4	11.0	11.5	11.3	10.8
ロシア	RUS	4.9	3.9	3.3	3.0	2.8	2.9	2.9	2.7
韓国 ³⁾	KOR	5.1	6.5	6.9	7.2	10.0	6.8	7.5	6.8
オーストラリア ⁹⁾	AUS	—	12.0	13.2	13.5	13.2	13.1	13.6	14.0
ニュージーランド ¹⁰⁾	NZL	10.9	10.0	11.8	11.3	11.1	11.0	11.0	11.4
メキシコ ⁵⁾	MEX	7.1	10.4	12.0	12.8	12.5	13.6	13.1	13.0

3 就業構造

第3-7表 就業者に占める短時間労働者¹⁾の割合（続き）

Table 3-7: Part-time employment as a proportion of total employment (cont.)

(女性/Female)		(%)							
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ²⁾³⁾	JPN	30.9	31.7	33.8	33.9	34.8	34.5	36.2	37.2
アメリカ ⁴⁾	USA	18.0	18.3	19.2	18.4	17.1	18.3	16.7	16.8
カナダ ⁵⁾	CAN	27.2	27.0	27.2	27.7	27.0	26.7	26.7	27.0
イギリス ⁶⁾	GBR	40.7	38.5	38.7	39.3	39.3	39.4	38.7	38.1
ドイツ ⁶⁾	DEU	33.9	38.8	38.3	37.9	38.3	38.0	38.1	37.5
フランス ⁶⁾	FRA	24.3	22.6	22.5	22.3	22.1	22.3	22.5	22.3
イタリア ⁶⁾	ITA	22.5	28.8	30.5	31.0	31.2	32.2	32.8	32.9
オランダ ⁶⁾	NLD	57.3	60.7	59.9	60.6	60.5	60.7	61.1	60.6
デンマーク ⁶⁾	DNK	22.4	23.9	24.5	25.4	25.2	24.9	24.7	25.4
スウェーデン ⁵⁾	SWE	21.4	19.0	19.8	19.4	19.0	18.6	18.4	18.3
フィンランド ⁷⁾	FIN	13.9	14.8	15.9	16.0	16.0	16.5	16.7	16.8
ノルウェー ⁸⁾	NOR	33.4	32.9	30.4	29.8	30.0	29.1	28.8	27.7
ロシア	RUS	10.0	7.4	6.2	5.6	5.4	5.4	5.8	5.3
韓国 ³⁾	KOR	9.8	12.5	14.2	15.5	18.5	15.0	16.2	15.6
オーストラリア ⁹⁾	AUS	—	38.7	38.2	38.6	38.4	38.2	38.1	38.3
ニュージーランド ¹⁰⁾	NZL	35.7	35.1	34.3	33.7	34.4	35.0	33.5	32.7
メキシコ ⁵⁾	MEX	25.6	27.9	27.8	28.8	27.7	28.7	28.4	27.9

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics” 2015年9月現在

(注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 2000年欄は2002年の数値。

3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。通常の労働時間。

5) 主たる仕事の通常の労働時間。

6) 通常の労働時間(所定外労働時間、残業時間を含む)。

7) 主たる仕事の通常の労働時間(通常の残業時間を含む)。

8) 通常の労働時間(所定の、もしくは契約で定められた時間)のみ。所定外労働時間、残業時間は含まず。

9) 通常の労働時間(直前3か月間の労働時間パターンを参照したもの。残業時間が直前3か月間の労働時間パターンに常時含まれていた場合はこれも含む)。

10) 通常の労働時間(労働が発生した全ての時間)。

第3-8表 短時間労働者に占める女性の割合¹⁾

Table 3-8: Women's share in part-time employment

		(%)							
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ²⁾³⁾	JPN	71.3	71.8	69.9	70.3	71.0	70.8	70.3	69.8
アメリカ ⁴⁾	USA	68.1	68.4	66.5	66.9	65.6	66.4	65.5	66.3
カナダ ⁵⁾	CAN	69.1	68.5	67.6	67.6	66.6	67.3	66.7	66.6
イギリス ⁶⁾	GBR	80.2	77.6	76.0	75.0	74.8	73.9	73.8	74.2
ドイツ ⁶⁾	DEU	84.5	81.4	80.4	80.5	79.7	79.2	78.6	78.1
フランス ⁶⁾	FRA	80.1	79.5	79.9	78.1	77.3	77.5	76.9	75.7
イタリア ⁶⁾	ITA	70.9	78.3	77.7	77.1	76.9	75.3	74.1	73.4
オランダ ⁶⁾	NLD	76.7	76.3	75.0	75.0	75.3	74.4	73.2	72.5
デンマーク ⁶⁾	DNK	68.1	64.0	62.0	63.2	62.1	60.9	61.1	61.0
スウェーデン ⁵⁾	SWE	72.9	67.1	64.2	63.0	62.7	62.0	61.2	61.1
フィンランド ⁷⁾	FIN	63.8	63.6	63.6	62.2	61.0	61.7	62.2	61.4
ノルウェー ⁸⁾	NOR	77.0	74.6	70.8	70.3	71.1	69.4	69.4	69.8
ロシア	RUS	66.0	65.3	65.2	64.3	65.4	64.5	65.5	65.1
韓国 ³⁾	KOR	57.7	57.9	59.3	60.3	56.6	61.0	60.5	62.2
オーストラリア ⁹⁾	AUS	—	72.4	70.8	70.4	70.8	71.1	70.3	69.9
ニュージーランド ¹⁰⁾	NZL	73.2	75.1	72.2	72.5	73.4	74.0	73.2	72.0
メキシコ ⁵⁾	MEX	65.1	61.0	58.2	57.7	57.1	56.8	57.6	56.8

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics” 2015年9月現在

(注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 2000年欄は2002年の数値。

3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。通常の労働時間。

5) 主たる仕事の通常の労働時間。

6) 通常の労働時間(所定外労働時間、残業時間を含む)。

7) 主たる仕事の通常の労働時間(通常の残業時間を含む)。

8) 通常の労働時間(所定の、もしくは契約で定められた時間)のみ。所定外労働時間、残業時間は含まず。

9) 通常の労働時間(直前3か月間の労働時間パターンを参照したもの。残業時間が直前3か月間の労働時間パターンに常時含まれていた場合はこれも含む)。

10) 通常の労働時間(労働が発生した全ての時間)。

3 就業構造

第3-9表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-9: Temporary employment as a proportion of total employment

		(%)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN	12.4	14.0	13.6	13.7	13.8	13.7	13.7	8.4	7.6
アメリカ ²⁾	USA	4.0	4.2	—	—	—	—	—	—	—
カナダ ³⁾	CAN	12.5	13.2	12.3	12.5	13.4	13.7	13.6	13.4	13.4
イギリス ⁴⁾	GBR	7.0	5.8	5.4	5.6	6.1	6.2	6.3	6.2	6.4
ドイツ ⁴⁾	DEU	12.7	14.2	14.7	14.5	14.7	14.5	13.7	13.3	13.0
フランス ⁴⁾	FRA	15.4	13.9	14.9	14.3	14.9	15.1	15.1	16.0	15.8
イタリア ⁴⁾	ITA	10.1	12.2	13.3	12.4	12.7	13.3	13.8	13.2	13.6
オランダ ⁴⁾	NLD	13.7	15.5	18.2	18.2	18.5	18.4	19.5	20.6	21.7
デンマーク ⁴⁾	DNK	9.7	9.8	8.5	8.7	8.4	8.8	8.6	8.8	8.5
スウェーデン ⁴⁾	SWE	15.3	15.8	16.0	15.3	16.4	17.0	16.4	16.9	17.5
フィンランド ⁴⁾⁵⁾	FIN	16.5	16.6	15.1	14.6	15.6	15.7	15.7	15.6	15.6
ノルウェー ⁶⁾	NOR	9.3	9.5	9.1	8.1	8.3	7.9	8.4	8.3	7.8
ロシア ⁷⁾	RUS	5.5	12.2	13.9	10.5	9.0	8.3	8.5	8.5	8.9
韓国 ⁸⁾	KOR	—	27.4	23.7	26.1	23.0	23.8	23.1	22.4	21.6
オーストラリア ⁹⁾	AUS	4.8	6.7	5.9	5.6	5.7	6.0	5.9	5.6	—
EU-21		12.9	14.6	14.9	14.3	14.7	14.7	14.4	14.4	14.7

資料出所 日本：総務省統計局(2015.5)「労働力調査(基本集計)」

その他：OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by permanency of the job”
2015年9月現在

(注) テンポラリー労働者の定義は国により異なる。

- 1) 労働力調査。非農林業。一年以内の契約で雇われている者(臨時雇・日雇)を対象。2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。2013年より調査票の変更あり。
- 2) CPS Supplement on Contingent and Alternative Employment Arrangements (2月)による推計値。対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。2000年の欄は2001年の数値。
- 3) Monthly Household Labour Force Survey: 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用、あるいは期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者が対象。
- 4) Eurostat: European Labour Force Survey による4月推計値。労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣事業所を介した雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。
- 5) Labour Force Survey: 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者が対象。
- 6) Quarterly Labour Force Survey: 主たる仕事は次の条件の労働者を対象。有期雇用契約、派遣業者を通じた臨時雇用、養成訓練生、試用期間中の労働者、臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者、特定の請負契約に基づく労働者、12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者が対象。
- 7) Labour Force Survey: 期間の定めのある仕事に従事する労働者が対象。具体的には、季節雇用、試用期間、派遣・請負業者を介した雇用、臨時雇用の労働者、養成訓練生、オンコールワーカーなど。
- 8) Economically Active Population Survey: 契約が1年未満の次の条件を満たす労働者を対象。有期雇用契約、無期雇用契約だが本人の意に反して解雇される可能性のある場合、派遣業者を通じた雇用、オンコールワーカー。
- 9) Supplementary Survey Forms of Employment (2001年11月、2004年及び1998年8月)による推計値。期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、派遣労働者、雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者を対象。2000年の欄は2001年、2005年の欄は2006年の数値。

第3-10表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合(2014年)

Table 3-10: Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group, 2014

		(%)						
		計 All	男 Male	女 Female	歳 Age group			
					15～24	25～54	55～64	65～
日本	JPN	7.6	5.3	10.6	14.2	5.5	9.1	16.1
アメリカ ¹⁾	USA	4.2	4.2	4.2	8.1	3.5	3.3	6.5
カナダ	CAN	13.4	12.9	13.8	30.8	9.8	9.6	19.3
イギリス	GBR	6.4	6.0	6.9	15.2	4.7	5.4	12.3
ドイツ	DEU	13.0	13.0	13.1	53.4	9.3	3.6	7.1
フランス	FRA	15.8	14.9	16.7	57.0	12.3	8.6	28.3
イタリア	ITA	13.6	13.1	14.1	56.1	12.7	5.4	8.3
オランダ	NLD	21.7	21.0	22.4	55.5	16.1	5.9	48.3
デンマーク	DNK	8.5	8.1	8.9	21.4	6.8	3.6	6.3
スウェーデン	SWE	17.5	15.5	19.4	56.4	12.6	6.7	44.8
フィンランド	FIN	15.6	12.6	18.5	42.9	12.9	6.9	26.9
ノルウェー	NOR	7.8	6.1	9.6	23.2	6.1	2.1	8.6
ロシア	RUS	8.9	11.1	6.7	17.4	8.3	7.1	9.2
韓国	KOR	21.6	20.0	23.9	25.7	16.4	33.9	61.4
オーストラリア ²⁾	AUS	5.6	5.1	6.1	5.5	5.6	5.1	8.6
EU-21		14.7	14.3	15.1	44.6	12.4	6.8	18.0

資料出所 日本:総務省統計局(2015.5)「労働力調査(基本集計)」

その他:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>) “Employment by permanency of the job”

2015年9月現在

(注) 各国のテンポラリー労働者の定義及びデータの出所については「第3-9表 テンポラリー労働者の割合」(p.120)を参照。

1) 2005年値。

2) 2013年値。

3 就業構造

第3-11表 労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-11: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

		(%)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	0.8	1.7	2.1	2.2	1.8	1.5	1.5	1.4	2.0
アメリカ	USA	2.3	2.2	2.1	1.9	1.5	1.8	1.9	2.0	2.1
イギリス	GBR	3.7	4.2	4.7	4.1	3.7	3.0	3.6	3.8	3.9
ドイツ	DEU	0.9	1.2	1.9	1.9	1.6	2.0	2.0	2.2	2.1
フランス	FRA	2.5	2.3	2.5	2.3	1.7	2.0	2.2	2.0	2.0
イタリア	ITA	0.3	0.7	0.9	0.9	0.7	0.9	1.0	0.9	1.2
オランダ	NLD	2.3	2.2	2.8	2.9	2.4	2.5	2.6	2.7	2.5
ベルギー	BEL	1.7	1.8	2.2	2.1	1.6	1.9	2.0	1.9	1.8
ルクセンブルク	LUX	2.2	2.1	2.4	1.9	1.8	1.9	—	2.4	2.5
デンマーク	DNK	0.3	0.6	0.7	0.7	0.6	0.8	—	0.5	0.6
スウェーデン	SWE	1.0	0.7	1.3	1.3	1.0	1.3	1.4	1.3	1.5
フィンランド	FIN	0.4	0.7	1.1	1.2	0.8	0.9	1.2	1.2	1.1
ノルウェー	NOR	0.5	0.6	1.0	1.0	0.8	0.9	0.9	1.0	1.2
オーストリア	AUT	0.8	1.2	1.6	1.6	1.4	1.6	1.8	1.9	1.8
韓国	KOR	—	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4
オーストラリア	AUS	—	—	—	—	2.7	2.7	2.8	2.9	3.0
ニュージーランド	NZL	—	0.5	0.4	0.6	0.6	0.3	0.3	0.4	0.4
ブラジル	BRA	—	—	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	0.6	0.6
メキシコ	MEX	—	—	—	—	0.1	0.1	0.3	0.3	0.3

資料出所 CIEET (2015.2) *Annual Economic Report* 各年版

(注) Agency work penetration rate. 常用雇用換算された派遣労働者の従業者総数に占める割合。国によって定義等が異なる場合があるので、比較には注意を要する。

(参考) 日本:「労働力調査」を用いて算出した派遣労働者の場合

		2012年	2013	2014	2015
労働者派遣事業所の派遣社員割合					(%)
役員を除く雇用者に占める割合($c \div b \times 100$)		1.7	2.2	2.3	2.4
就業者に占める割合($c \div a \times 100$)		1.4	1.8	1.9	2.0
就業者数内訳(全産業)		(万人)			
就業者 …(a)		6,270	6,311	6,351	6,376
(従 業 上 の 地 位 別)	自営業主	559	554	556	543
	家族従業者	180	174	168	162
	雇用者	5,504	5,553	5,595	5,640
	常雇	4,744	5,081	5,163	5,215
	役員	363	344	346	348
	一般常雇	4,381	4,737	4,817	4,867
	無期の契約	—	3,752	3,746	3,781
	有期の契約	—	986	1,071	1,086
	臨時雇	653	390	357	352
	日雇	107	82	74	74
役員を除く雇用者 …(b)		5,154	5,210	5,249	5,293
(雇 用 形 態 別)	正規の職員・従業員	3,340	3,302	3,287	3,313
	非正規の職員・従業員	1,813	1,906	1,962	1,980
	パート・アルバイト	1,241	1,320	1,347	1,365
	労働者派遣事業所の派遣社員 …(c)	90	116	119	126
	契約社員	354	273	292	287
	嘱託		115	119	117
	その他	128	82	86	83

資料出所: 総務省統計局(2016.1)「2015年労働力調査(基本集計)」

第3-12表 従業員の勤続年数（2014年）

Table 3-12: Length of service of employees by sex and age group, 2014

勤続年数別雇用者割合 / Composition of employees by length of service		(%)						
		1年未満 ＜ 1	1年以上 3年未満 1 to < 3	3年以上 5年未満 3 to < 5	5年以上 10年未満 5 to < 10	10年以上 15年未満 10 to < 15	15年以上 20年未満 15 to < 20	20年以上 20+ (years)
日本 ¹⁾	JPN	7.9	14.1	10.6	22.5	12.5	9.0	23.3
アメリカ ²⁾	USA	21.3	11.7	16.5	21.5	12.0	6.5	10.6
		1か月 未満 ＜ 1	1年以上 半年未満 1 ～ < 6	半年以上 1年未満 6 ～ < 12 (months)	1年以上 3年未満 1 ～ < 3	3年以上 5年未満 3 ～ < 5	5年以上 10年未満 5 ～ < 10	10年以上 10～ (years)
カナダ	CAN	—	11.2	8.8	20.5	11.9	18.8	28.9
イギリス	GBR	2.7	6.1	7.8	15.8	13.3	21.8	32.0
ドイツ	DEU	2.7	5.1	6.0	14.0	12.3	16.8	41.1
フランス	FRA	3.2	4.5	5.0	11.0	10.6	19.3	45.4
イタリア	ITA	2.5	4.0	3.7	8.8	10.2	20.7	50.1
オランダ	NLD	3.0	5.8	6.4	13.0	12.0	21.0	37.5
ベルギー	BEL	2.8	4.2	5.0	12.4	12.5	20.0	43.1
デンマーク	DNK	4.8	8.6	9.2	17.6	11.9	20.5	27.0
スウェーデン	SWE	7.2	6.5	6.9	14.5	12.6	18.1	33.6
フィンランド	FIN	5.4	7.2	6.7	13.9	12.3	18.5	35.7
ノルウェー	NOR	2.8	5.4	6.7	16.3	14.0	21.2	32.9
オーストリア	AUT	3.4	5.5	6.6	14.9	13.0	19.4	37.3
韓国	KOR	6.8	14.5	10.5	21.8	11.9	14.3	20.1
オーストラリア ³⁾	AUS	3.5	7.3	8.4	20.5	15.6	19.8	24.9

性別・年齢階級別勤続年数 ⁴⁾ /Length of service by sex and age group					(年/Years)			
		男女計 Total	男 Male	女 Female	年齢階級(歳) Age group			
					15～24	25～54	55～64	65～69
日本 ¹⁾	JPN	12.1	13.5	9.3	2.1	11.6	19.6	15.1
アメリカ ²⁾	USA	4.6	4.7	4.5	1.2	5.3	10.4	10.3
イギリス	GBR	8.8	9.3	8.2	1.8	8.2	14.6	17.5
ドイツ	DEU	11.0	11.6	10.3	1.9	9.8	19.6	16.3
フランス	FRA	11.4	11.5	11.3	1.4	10.5	21.2	18.8
イタリア	ITA	12.9	13.7	11.8	1.9	11.1	22.6	26.7
オランダ	NLD	10.3	11.2	9.3	1.9	9.5	20.0	18.4
ベルギー	BEL	11.4	11.7	11.0	1.5	10.2	22.6	23.8
デンマーク	DNK	8.1	8.6	7.6	1.5	7.1	16.1	21.4
スウェーデン	SWE	9.5	9.5	9.4	1.2	8.0	18.8	17.4
フィンランド	FIN	10.1	10.4	9.8	1.2	8.6	19.6	20.3
ノルウェー	NOR	9.4	9.7	9.0	1.8	7.9	18.8	21.1
オーストリア	AUT	10.2	11.0	9.3	2.1	9.8	19.8	19.0
韓国 ⁵⁾	KOR	5.6	6.7	4.3	0.8	6.0	7.4	3.2

資料出所 日本:厚生労働省(2015.2)「2014年賃金構造基本統計調査」

アメリカ:U.S.Department of Labor(2014.9) *Employee Tenure in 2014*その他:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by job tenure intervals”
2015年10月現在

- (注) 1) 常用労働者のうち、短時間労働者を除く。民営事業所を対象。2014年6月末現在。
 2) 2014年1月現在。年齢階級別15～24歳の欄は16～24歳、65～69歳の欄は65歳以上を対象。
 3) 2013年の数値。
 4) アメリカは中位数、その他の国は平均年数。
 5) 65～69歳の欄は65歳以上を対象。

3 就業構造

第3-13表 青少年（18～24歳）の転職に対する考え方

Table 3-13: Youth's views on job changes, 18-24 years old

								(%)
		調査年 Year	つき一つ 生くても 続けるべ き職 場 職 で 働 き た ず	いに で 同 じ 職 場 で 働 き た ず	なれ職 いば場 に職 転強 もい や不 満 が え あ	転職 場 すに る不 満 が あ い ば	すた自 るめ分 方、の が積才 よ極能 いを に生 転か 職す	わ か ら な い ・ 無 回 答
		a)	b)	c)	d)	e)	f)	
日本	JPN	2013	4.8	31.5	28.6	14.2	8.5	12.4
		2008	12.5	—	57.5	17.2	10.7	2.1
		2003	10.3	—	53.0	17.9	14.2	4.6
		1998	9.6	—	45.7	20.8	22.0	2.0
アメリカ	USA	2013	7.2	28.0	28.6	21.5	4.1	10.6
		2008	6.4	—	20.6	54.5	14.3	4.2
		2003	2.5	—	21.9	56.2	15.0	4.4
		1998	3.4	—	20.0	49.3	23.7	3.6
イギリス	GBR	2013	7.1	22.4	28.3	28.2	3.3	10.6
		2008	2.4	—	20.6	55.3	17.0	4.7
		1998	2.5	—	24.8	46.9	25.3	0.5
ドイツ	DEU	2013	3.5	15.3	34.5	35.9	4.6	6.2
		2003	2.1	—	34.4	49.2	11.1	3.1
		1998	3.0	—	32.3	47.0	15.9	1.9
フランス	FRA	2013	3.9	25.2	30.3	18.8	12.0	9.7
		2008	4.8	—	32.3	45.7	15.6	1.5
		1998	10.8	—	19.5	46.7	21.8	1.1
スウェーデン	SWE	2013	1.7	14.7	20.4	47.4	7.2	8.6
		2003	0.8	—	6.1	49.7	42.0	1.5
		1998	0.3	—	6.9	40.2	50.7	1.9
ロシア	RUS	1998	3.9	—	31.4	51.1	7.6	6.0
韓国	KOR	2013	4.5	43.7	18.5	19.2	9.6	4.5
		2008	10.4	—	35.3	22.1	29.4	2.8
		2003	8.4	—	43.0	19.0	27.7	1.9
		1998	11.7	—	42.0	18.9	26.8	0.6
タイ	THA	1998	23.6	—	22.5	15.4	38.3	0.2
フィリピン	PHL	1998	21.9	—	28.6	27.5	21.9	0.1
ブラジル	BRA	1998	14.0	—	50.1	10.2	24.5	1.2

a) One should stay at the same place of work for one's entire career, no matter how hard that might be; b) I would prefer to stay at the same place of work, without changing jobs, if possible; c) Changing jobs is unavoidable if one feels strong dissatisfaction with one's place of work; d) It is better to change jobs if one feels dissatisfaction with one's place of work; e) Even if one does not feel dissatisfaction, it is better to aggressively change jobs for the purpose of applying one's talents; f) Don't know;

資料出所 内閣府(2014.6)「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成25年度)」

(注) 2008年は第8回, 2003年は第7回, 1998年は第6回目の世界青年意識調査結果。

第3-14表 望ましい退職年齢

Table 3-14: The appropriate age for men and women to retire

		(%)					
		日本	アメリカ	ドイツ	フランス	スウェーデン	韓国
調査年/Year		JPN	USA	DEU	FRA	SWE	KOR
性、年齢階級/sex, age group		2010	2010	2010	2005	2010	2010
男性	Male						
40歳代ないしそれ以前	～about 40	—	—	—	0.0	0.2	—
50歳ぐらい	about 50	0.1	0.9	0.1	0.9	0.3	0.1
55歳ぐらい	about 55	0.3	3.6	1.4	13.3	1.6	0.1
60歳ぐらい	about 60	7.4	15.4	29.7	59.4	26.8	6.2
65歳ぐらい	about 65	42.1	45.9	62.4	23.2	50.9	15.7
70歳ぐらい	about 70	33.0	16.5	3.2	2.4	2.3	36.8
75歳ぐらい	about 75	9.0	4.5	0.6	0.1	—	21.3
80歳ぐらい	about 80	3.9	0.9	—	0.0	0.1	14.8
その他	others	3.9	12.3	1.9	0.3	17.9	5.0
女性	Female						
40歳代ないしそれ以前	～about 40	0.7	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1
50歳ぐらい	about 50	2.1	2.4	1.9	8.5	0.3	1.4
55歳ぐらい	about 55	4.5	4.8	10.1	31.4	2.8	5.3
60歳ぐらい	about 60	27.6	21.9	61.7	48.0	33.6	16.5
65歳ぐらい	about 65	34.4	44.5	22.4	10.0	44.9	21.1
70歳ぐらい	about 70	19.4	9.9	1.3	1.1	1.5	27.8
75歳ぐらい	about 75	5.1	2.9	0.2	0.0	—	12.5
80歳ぐらい	about 80	1.4	0.8	—	0.0	0.1	10.8
その他	others	4.4	12.7	1.9	0.3	16.7	4.5
男女平均	M and F Ave.						
40歳代ないしそれ以前	～about 40	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
50歳ぐらい	about 50	1.1	1.7	1.0	5.0	0.3	0.8
55歳ぐらい	about 55	2.4	4.2	5.8	33.0	2.2	2.7
60歳ぐらい	about 60	17.5	18.7	45.7	50.2	30.2	11.4
65歳ぐらい	about 65	38.3	45.2	42.4	9.8	47.9	18.4
70歳ぐらい	about 70	26.2	13.2	2.3	1.2	1.9	32.3
75歳ぐらい	about 75	7.1	3.7	0.4	0.0	—	16.9
80歳ぐらい	about 80	2.7	0.9	—	0.0	0.1	12.8
その他	others	4.2	12.5	1.9	0.3	17.3	4.8

資料出所 内閣府(2011.6)「高齢者の生活と意識 第7回国際比較調査」(フランスは第6回調査)

(注) 1) 各国それぞれ60歳以上の男女約1,000人を調査対象としている。

2) 「現在の就労の有無にかかわらず、収入の伴う仕事を辞める時期は何歳ぐらいが適当か」という設問に対する回答。

3 就業構造

第3-15表 雇用創出率・雇用消失率

Table 3-15: Job creation rates, job destruction rates

		(%)			
	調査期間(年) Reference period (year)	雇用創出率 Job creation rates		雇用消失率 Job destruction rates	
			うち、新設 (Openings)		うち、廃止 (Closings)
日本	JPN				
(産業計/Total)	2013	6.2	(2.1)	6.3	(1.7)
	2012	5.4	(2.3)	6.1	(1.8)
	2011	5.2	(2.3)	5.9	(1.8)
	2010	5.7	(2.5)	6.8	(2.1)
	2009	6.0	(2.4)	8.1	(2.5)
	2005-08	6.4	(2.7)	7.0	(2.3)
(製造業/Manufacturing)	2013	3.6	(1.0)	6.0	(1.3)
	2012	3.6	(1.1)	6.2	(1.4)
	2011	3.8	(1.1)	6.3	(1.4)
	2010	4.2	(1.3)	6.5	(1.6)
	2009	4.2	(1.5)	10.5	(2.1)
	2005-08	4.9	(1.6)	6.4	(1.7)
アメリカ	USA	2001-04	14.6	13.7	
イギリス	GBR	1997-98	16.0	14.1	
ドイツ	DEU	1997-98	8.1	8.5	
スウェーデン	SWE	1997-2003	8.1	7.3	
フィンランド	FIN	1997	14.3	8.8	
ブラジル	BRA	1998-2000	18.1	13.8	
メキシコ	MEX	2000	14.1	14.5	

資料出所 OECD(2009.9) *Employment Outlook 2009—Tackling the Jobs Crisis*

日本：2005-08年は労働政策研究・研修機構(2011.4)「雇用創出・消失指標の試算」，
2009年以降は厚生労働省(2015.8)「雇用動向調査」

(注) 日本以外の国は原則，調査産業計。

雇用創出率…年間で雇用を増やした事業所の雇用増加分及び新設事業所の雇用総数における，年初の全雇用者数に対する割合。うち，新規事業所に係る分は新設雇用創出率。

雇用消失率…年間で雇用を減らした事業所の雇用減分及び廃止事業所の雇用総数における，年初の全雇用者数に対する割合。うち，廃止事業所に係る分は廃止雇用創出率。

第3-16表 公共職業安定業務

Table 3-16: Public employment security services

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練、就職支援等)
日本	公共職業安定所(ハローワーク)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施 公共職業安定所の設置数は全国で544所:本所436所,出張所95所,分室13室(2015年12月現在)	・市場化テスト(人材銀行, キャリア交流プラザ, 求人開拓) ・民間委託(職業訓練:離職者訓練の約7割を民間委託, 失業等給付受給者に対する就職支援等)
アメリカ	公共職業安定所(連邦法に基づき各州が設置・運営)が職業紹介等を直接実施	・低所得者対象雇用支援プログラム(カウンセリング等)の民間委託(ウィスコンシン州) ・地場産業のニーズに応じた職業訓練の民間委託(カリフォルニア州)
イギリス	公共職業安定機関(ジョブセンタープラス)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・長期失業者及び就業困難者向け就業支援プログラム:ワーク・プログラム(2011年6月～) 失業期間が12か月を超える求職者手当受給者(18～24歳は9か月, また場合により3か月)及び就業が困難な雇用・生活補助手当受給者(健康上の問題, 一人親など)の就職及び就職後の定着支援を民間に委託。支援内容は委託先事業者に一任, 実績に応じて委託費を支払う。
ドイツ	公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・職業紹介クーポン 失業後一定期間を経過しても就職できない失業者が希望する場合, 公共職業安定機関は, 民間事業者のサービスを活用できる職業紹介クーポンを発行する。
フランス	雇用局(Pôle emploi)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施 なお, 2009年1月より, ANPEは失業給付機関(UNEDIC)と統合され, 名称が雇用局(Pôle emploi)に変更。	・就職困難者の再就職支援の民間委託(2009年9月～) 雇用局(Pôle emploi)の業務の一部(求職者の職能に関する審査などを), 民間に委託することもある。
オランダ	公共職業安定機関(CWI)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・職業訓練や就職斡旋等の再就職支援を民間に委託 ・公共職業安定機関が「特別な支援なしには早期に就職できない」と判断し選択した求職者を対象に, 失業給付機関(UWV)が再就職支援(職業訓練含む)を民間委託。

3 就業構造

第3-16表 公共職業安定業務（続き）

Table 3-16: Public employment security services (cont.)

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練, 就職支援等)
中国	公共職業紹介機関(職業紹介所)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施している。職業紹介所は「就職促進法」(2007年)に基づき各省, 市, 自治区, 県などが設置・運営している。	・ 地方政府が民間企業等に職業紹介, 職業訓練の一部を委託している。 ・ 技術学校・就職訓練技術指導センターなどが中学校卒業者, 高校卒業者, 社会人再就職者, 就業困難者, レイオフ者, 出稼ぎ労働者, 失業者を対象に職業訓練を実施している。
韓国	公共職業紹介機関である雇用支援センターが, 職業紹介, 就業支援及び職業能力開発などの業務を行っている。また, 雇用労働部の傘下機関の韓国産業人力公団が職業訓練や技能資格検定等を, 韓国雇用情報院が雇用情報ネットワークを担当している。 全国的な組織網を持つ雇用支援センターが職業斡旋, 職業指導, 雇用情報の提供, 民間部門に対する監督・指導, 雇用保険事業, 職業訓練, その他の雇用政策を実施している。	・ 雇用労働部指定民間職業訓練業者, 雇用労働部認可のNPO団体等の民間訓練機関が行う政府委任の訓練コースについては, 民間業者に対して助成金を支給している。また, 全国に約3,000か所ある民間の訓練機関が実施する訓練に関する費用は, ①雇用者及び就業経験のある失業者については雇用保険基金から, ②就業経験のない者, 自営・創業支援, 社会補助受給者の自律支援については一般会計から, 支出している。

資料出所 日本:厚生労働省, イギリス:雇用年金省(DWP), ドイツ:連邦雇用エージェンシー(BA), フランス:雇用局(Pôle emploi)等, オランダ:社会問題・雇用省(Ministerie van Sociale Zaken en Werkgelegenheid), 中国:人力資源・社会保障部等, 韓国:雇用労働部, 各ウェブサイト

(注) 欧米先進国(オーストラリアを除く)において, セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は, 「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や, 公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。なお, オーストラリアには, そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく, したがって, 公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが, 例外的に, 生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して, 公的支払いが行われる。

第3-17表 労働者派遣事業

Table 3-17: Temporary employment agency services

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
日本	- 根拠法:労働者派遣法(1985年制定,直近の改正は2015年) - 労働者派遣事業とは,派遣元事業主が自己の雇用する労働者を,派遣先の指揮命令を受けて,派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。(法第2条) - 派遣元事業主はすべて許可制。 - 業務による区別無く,すべての業務(製造業を含む)の派遣期間は上限3年。 - 港湾運送業務,建設業務,警備業務,病院等における医療関連業務(紹介予定派遣¹⁾の場合等は可能)は原則禁止。 - 派遣先企業は,すべての業務で3年ごとに派遣労働者を入替えなければならない。3年を超えて派遣労働者を使用する場合,過半数労組等の意見を聴取し,異なる派遣労働者に替えて使用する。同じ派遣労働者を使用する場合,別の業務(部署)において使用する必要あり。 - 派遣事業者に「雇用安定措置」を義務付け。3年に達した派遣労働者に対し,(1)派遣先企業へ直接雇用の依頼,(2)新たな派遣先の紹介,(3)自社で無期限に雇用するなどの雇用促進措置を講じる必要あり。 - 日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止(適正な雇用管理に支障を及ぼす恐れがないと認められる業務の場合,雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外)。 - グループ企業内派遣の8割規制。 - 離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止。 - 派遣先企業が違法派遣²⁾を受け入れた場合,その時点で,派遣先から派遣元事業主との労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされる。	- 派遣労働者数:133万人(雇用者全体に占める割合は2.3%)(2015年10月,労働力調査,総務省) - 若年層(34歳以下)の割合:30.1%(2015年10月,労働力調査,総務省) - 男女比:男性42.9%,女性57.1%(2015年10月,労働力調査,総務省) - 主な業種:情報通信業(事業所割合26.9%),金融・保険業(同19.1%),製造業(同18.3%),不動産業・物品賃貸業(同17.6%)(2012年派遣労働者実態調査,厚生労働省) - 主な業務:事務用機器操作19.5%,物の製造18.5%,一般事務16.7%,ソフトウェア開発7.5%(2012年派遣労働者実態調査,厚生労働省) - 派遣契約期間:1か月以下1.9%,1か月超2か月以下6.7%,2か月超3か月以下25.3%,3か月超6か月以下20.0%,6か月超1年以下15.6%,1年超3年以下10.3%,その他20.1%(2012年派遣労働者実態調査,厚生労働省)
アメリカ	- 連邦法レベルでは,判例,内国歳入法,公正労働基準法,雇用機会均等法,社会保険,労使関係,安全衛生等の各種法令・規則・通達等により,包括的に雇用主としての義務を課している。州レベルでは,届出・登録を求める規制もみられる(マサチューセッツ州,ニュージャージー州,ノースカロライナ州等)。 - 派遣業界団体は,アメリカ人材派遣業協会(ASA)。	- 派遣労働者数:122万人(2005年,労働統計局,以下同) - 主な業種:サービス業,製造業,卸小売業 - 主な業務:生産・輸送・運搬職30.1%,事務・管理サポート職24.8%,サービス職15.6%,専門職・関連職12.7%,経営・管理・財務職7.6%,販売職2.1% - 若年層(34歳以下)の割合:49.1% - 男女比:男性47.2%,女性52.8%

(注) 1) 紹介予定派遣とは,労働者派遣のうち,派遣元事業主が派遣労働者・派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているもの。一定の労働者派遣の期間を経て直接雇用に移行することを念頭に行われる。

2) 違法派遣とは,(1)労働者派遣の禁止業務に従事させた場合,(2)無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合,(3)期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合,(4)いわゆる偽装請負の場合をいう。

3 就業構造

第3-17表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
イギリス	- 根拠法: 1973年職業紹介法(許可制ベース)。1994年法により、民間職業紹介と同様、1973年法の許可制を廃止。届出も不要。但し、2002年からは農業や食品加工など一部業種への労働者供給事業が許可制となった。2003年法でさらに規制を緩和(手続きの簡素化)するとともに、派遣労働者の権利拡充(手数料規制強化、派遣元及び派遣先企業の責任の明確化など)。2011年10月施行の派遣労働者規則により、派遣期間が12週間超の派遣労働者について、派遣先における同等の直接雇用労働者との間の労働条件等の均等待遇を規定。 - 規則における派遣労働者とは、派遣事業者との雇用契約または役務の提供に関する契約に基づき、一時的に派遣先に供給され、派遣先の監督・指示を受けて働く者を指す。 - 取扱職種、派遣期間、事由の制限は設けられていない。但し、派遣前6か月以内に派遣先に雇用されていた派遣労働者の派遣の禁止、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある。 - 業界団体の求人・雇用連盟(REC)による自己規制メカニズム(行動規範及び自主監査制度、苦情処理制度)が整備されている。	- 派遣労働者数: 152万人(雇用者全体に占める割合は5.2%)(派遣事業者調査、2007年)³⁾ - 主な業種: 農林水産・エネルギー・建設業5%、製造業20%、流通・宿泊・飲食店7%、運輸・通信11%、銀行・金融・保険27%、公務29%(労働力調査、2007年) - 主な職種: 秘書・事務26%、基礎的(非熟練)25%、加工・工場労務・機械操作15%、専門職9%、準専門職・技術職7%、対人サービス7%、熟練工4%、販売・顧客サービス4%、管理職・上級職2%(労働力調査、2007年) - 若年層(34歳以下)の割合: 61%(労働力調査、2007年) - 男女比: 女性44%(労働力調査、2007年) - 派遣期間: 3か月未満29%、6か月未満52%、12か月未満71%(労働力調査、2007年)
ドイツ	- 根拠法: 1972年労働者派遣法(AÜG)(2002年大幅改正) - 労働者派遣業を行う場合、連邦雇用エージェンシーの許可が必要。適用除外業務は、建設業(但し、一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能)。 - 派遣期間の上限は段階的に延長され、同一派遣先に同一派遣労働者を派遣する場合、当初3か月であったものが2001年までには24か月となっていたが、2002年派遣法改正により、上限規制は撤廃となった。同改正はまた、賃金、労働条件の均等待遇原則を義務化(但し、労働協約に別段の定めがある場合等を除く)。 2012年1月に派遣労働者に対する最低賃金を導入(2014年1月1日より東部7.85ユーロ、西部8.50ユーロに引き上げ。2015年4月1日から、さらに東部で4.3%、西部で3.5%引き上げ予定)。 - 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 2011年4月には派遣業界団体のBZAとBAPが合併して人材サービス業者全国使用者連盟(BAP)を結成した。	- 派遣労働者数: 約91万人(2011年、連邦雇用エージェンシー(BA)統計) - 主な業務: 非熟練、金型・機械、事務、サービス(2011年、BA統計) - 男女比: 男性73%、女性27%(2011年、BA統計) - 派遣期間: 3か月未満49%、3か月以上51%(2011年、BA統計)

- 3) イギリスの労働力調査による公式数値は30万人程度(2012年時点)であるが、実数値を大幅に下回るものである可能性が高い。このため、ビジネス・企業・規制改革省(BERR)が2007年に実施した派遣事業者調査の結果を示した。

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
フランス	- 根拠法：労働者派遣に係る1990年7月12日法(最初の派遣法制定は1972年。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの)。 - 営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また、財務的保証が必要。 - 産業医としての派遣労働は禁止されている。 - 派遣労働の利用禁止事由は、(1)争議参加労働者の代替、(2)危険業務、(3)経済的解雇実施後の6か月間、(4)派遣期間満了後、一定期間経過以前の派遣労働の利用(代替労働、緊急作業の場合を除く)。 - 恒常的業務に関わる派遣労働の利用は禁止されており、利用事由は、(1)代替要員の補充、(2)企業の業務量の一時的変化への対応、(3)本来的に一時的な業務(季節労働等)、(4)雇用政策上の措置(訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働)のいずれかでなければならない。 - 派遣期間の上限は原則18か月、更新は1回まで(更新前の契約期間と合わせて18か月以上は、原則として不可)。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。 - 派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり。 - 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 2005年1月18日可決の社会統合計画法により、派遣業事業を失業者に対する職業紹介にも拡大(職業紹介の解禁)。 - 労使協約に基づき、派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金(FAFTT)及び派遣労働雇用基金(FPETT)が設けられている。派遣業界団体：PRISME。	- フルタイム労働者数換算：約52.5万人 (Volume de travail en équivalents-emplois à temps plein：全派遣労働者の派遣労働者としての就業週数の総計を52週で除したもの、すなわち派遣労働者が、年間を通じ、フルタイムで派遣労働者として就業していたと仮定した場合の労働者数。雇用者全体に占める割合は3.0%) - 主な業種：製造43.7%、サービス34.5%、建設21.3%、農林水産0.5% - 主な業務：非熟練生産労働者35.4%、熟練生産労働者42.2%、事務系労働者12.2%、幹部職・職長・技術者8.3%、上級幹部職1.9% - 若年層(34歳以下)の割合：60.2% - 男女比：男性72.8%、女性27.2% - 平均派遣期間：1.7週 - 上記はいずれも2012年の値
中国	- 根拠法：中国労働契約法(2008年制定、2013年改正)、労働者派遣暫定規定(2014年3月施行) - 派遣労働が可能な業務：臨時的・補助的・代替的業務に限る。「臨時的」は「期間が6か月を超えない業務」、「補助的」は「主要な業務のためにサービスを提供する業務」、「代替的」は「労働者が学習・休暇等により就労不可能なため代替する業務」を指す。 - 派遣労働者数は派遣先が使用する労働者数の10%を超えてはならない。 - 派遣労働者は派遣先の労働者と同じ労働に対して同一の賃金を享受する権利を有する。派遣先企業はこの労働者に対して、同等の職務を行う者と同じの賃金を支給しなければならない。派遣元企業が被派遣労働者と締結する労働契約及び派遣先企業と締結する契約は、この規定に適合するものでなければならない。 - 派遣事業を行うための最低登録資本金は200万元。行政の認可も必要。 - 労働契約法が定める規定に違反した場合、派遣元企業には期限を定めた是正命令が下される。期限を越えても是正されない場合、派遣元企業に対して、派遣労働者一人につき5,000元以上1万元以下の罰金が課される。	- 派遣労働者数：3,700万人。雇用者全体に占める割合は13.1%。 「国民経済産業分類」(2011年公布)の20分類のうち、16分類の産業で派遣労働者が使用されている。 - 出稼ぎ労働者の割合：52.6%、平均年齢：31.4歳、30歳以下の割合：54.2% - 平均賃金：2,508.06元(2011年5月) - 派遣労働者の割合が比較的高い産業：建築業(36.2%)、情報通信業(17.9%)、電力・ガス・水道(15.3%) - 派遣労働者の割合が高い企業：国有企業(16.2%)、外資企業(14.0%) - 上記はいずれも中国総工会「派遣労働者の雇用に関する現状調査」(2012年6月発表)による2011年の推計値

3 就業構造

第3-17表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
韓国	・根拠法: 派遣労働者の保護等に関する法律 (1998年制定) ・許可制: 労働者派遣事業を行う者は、雇用労働部長官の許可を受けなければならない。 ・対象業務: (1) 派遣対象業務: 製造業の直接生産工程を除いて、専門知識・技術・経験または業務の性質などを考慮して適切であると判断される大統領令で定める業務 (現在はコンピュータ専門家の業務等32業務)。 (2) 一時許可業務: 出産・疾病・負傷等で欠員が生じた場合及び一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合の業務。 ・絶対禁止業務: 建設工事現場・荷役・船員等の業務。 ・派遣期間制限: (1) 派遣対象業務: 原則1年まで。但し、1回に限り最長1年まで延長可能。延長期間を含む総派遣期間は2年を超えることができない。なお、高齢者(55歳以上)については、2年を超えて派遣期間を延長できる。 (2) 一時許可業務: 出産・疾病・負傷等の場合は、その事由の解消に必要な期間。一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合は、最長6か月以内の期間。 ・均等待遇: 派遣元と派遣先は、派遣労働者であることを理由に派遣先事業所の同種または類似の業務を行う労働者と比べて差別的処遇をしてはならない。派遣労働者は、差別的処遇を受けた場合、労働委員会にその是正を申請できる。 ・直接雇用業務: 次のような不法派遣の場合は、派遣労働の期間に関わりなく、派遣先が派遣労働者を直接雇用する義務が生じる。 (1) 派遣対象業務以外の業務 (一時許可業務を除く) に派遣労働者を使用した場合。 (2) 絶対禁止業務に派遣労働者を使用した場合。 (3) 派遣対象業務で2年を超えて継続的に派遣労働者を使用した場合。 (4) 雇用労働部長官の許可を得ていない派遣事業者から労働者派遣による役務の提供を受けた場合。 (5) 出産・疾病等による欠員の解消に必要な期間を超えて派遣労働者を使用した場合。 (6) 一時的・断続的事由の派遣で、6か月を超えて派遣労働者を使用した場合。 (7) 不許可または重要事項変更の届出をせずに派遣労働者を使用した場合。	・派遣労働者数: 13万1,816人 (派遣対象業務 9万4,726人、一時的・断続的事由に基づく業務 3万90人) ・主な職種: 事務支援従事者 37.3%, 顧客関連事務従事者 8.8%, 自動車運転従事者 6.8%, 集金及び事務従事者 4.4%, 飲食調理従事者 17.2% ・派遣期間: 1～2年未満 22.3%, 9か月～1年未満 9.1%, 6か月～9か月未満 9.9%, 3か月～6か月 21.5%, 3か月未満 37.3% (2014年上半年)

資料出所 日本: 厚生労働省, 総務省統計局ウェブサイト
 アメリカ: 労働統計局「2005年特別調査」
 イギリス: Gov.ukウェブサイト
 ドイツ: 連邦雇用エージェンシー(BA), 連邦政府 (Bundesregierung) 及びBAPウェブサイト
 フランス: 労働省 (2013) *L'interim en 2012: fort repli du travail temporaire*
 中国: 人力資源・社会保障部, 中華全国総工会等
 韓国: 労働政策研究・研修機構(2012)「諸外国の労働者派遣制度における派遣労働者の受入期間について」, 雇用労働部「2014年上半年労働者派遣事業現況」及びウェブサイト
 その他: European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (2006) *Temporary Agency Work in an Enlarged European Union* 等

第3-18表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法, 雇用対策法	雇用における年齢差別禁止法 (Age Discrimination in Employment Act of 1967: ADEA)	2011年雇用平等(退職年齢規定廃止)規則 (Employment Equality (Repeal of Retirement Age Provisions) Regulations 2011)	一般雇用機会均等法 (AGG)など
施行年月	2013年4月(改正法)(60歳定年制は1995年4月より施行)	1967年	2011年4月	2006年8月
定年制	可(60歳以上) 但し, 65歳までの雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の導入義務有。(定年年齢の引上げ, 継続雇用制度の導入, 定年年齢の廃止のいずれか)。2013年4月から継続雇用の対象者は希望者全員。継続雇用先は, 自社だけでなく, グループ内の他社も可能。	原則不可 例外として, (1)特定の業務(パイロットなど)の正常な遂行のため合理的に必要とされる定年制, (2)高級管理職で一定額以上の退職給付(年金)を受給できる者に対する65歳以上定年制, がある。	原則不可 但し, 正当な理由があれば定年制の維持が認められる場合もある(例えば著しい体力や精神力を要する業務等)	可 AGG10条5項において定年制は差別禁止の例外として列挙されている。 また, 定年制(労働者が年金受給年齢に達した際, 解雇通知なしに雇用関係を終了することを事前に取り決めた合意)は, 社会法典第6編(SGB VI)41条を根拠に合法とみなされている。
高齢者の解雇に対する特別な保護等	事業主は, 離職することとなっている高年齢者が再就職を希望するときは, 当該高年齢者が可能な限り早期に再就職できるよう, 当該高年齢者の在職中の求職活動や職業能力開発について, 主体的な意思に基づき求職活動支援書作成等, 積極的に支援することにより, 再就職の援助に努めるものとする。高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対し, 労働局, ハローワークが指導, 勧告を行い, それでも正されない場合は企業名を公表。	雇用における年齢差別禁止法 上記の例外を除き, 年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	雇用における年齢差別の禁止 上記の例外を除き, 年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	解雇制限法による高齢者の解雇保護 不当解雇された労働者が, 元の条件で職場復帰できない場合, 和解金が支払われる。対象者が, 50歳以上の場合, 和解金が上乗せされる。

3 就業構造

第3-18表 年齢に関する法制度等（定年等関係）（続き）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age (cont.)

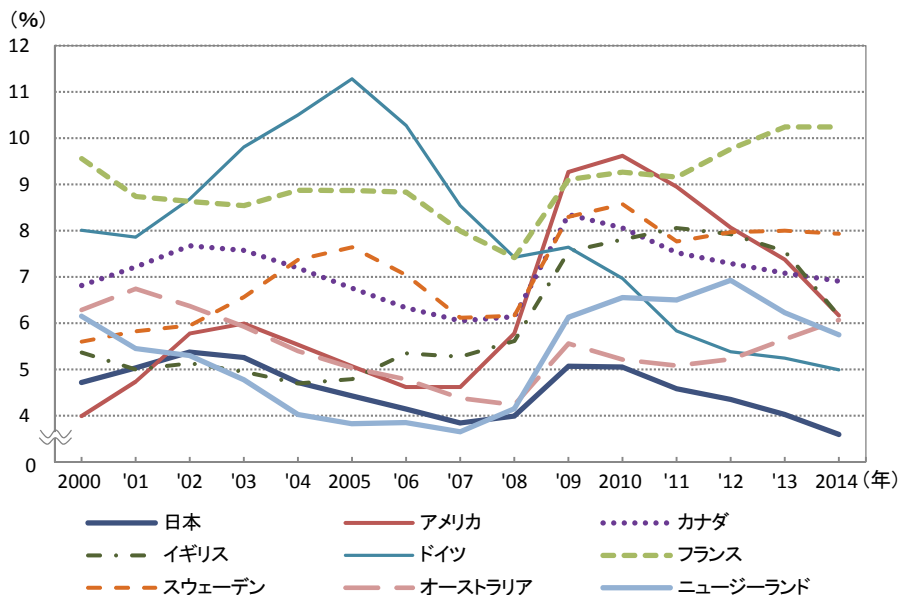
	フランス	中国	韓国
定年年齢等根拠法令	労働法典L1132-1条(差別防止に関する一般規定)など(「差別防止に関する法律」(Loi relative à la lutte contre les discriminations)により改正)	「労働者の定年・退職に関する國務院の暫定規則」 「高齢者・弱者・病人・障害者の幹部の配置に関する暫定規則」	雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律
施行年月	(2010年1月に改正)	1978年6月	2008年3月
定年制	可(原則として、70歳以上)但し、一定の条件の下、67歳以上の定年設定が可能。(1955年以前生まれの従業員に対しては、65歳4か月～66歳8か月以上の定年設定が可能。)公務員の場合は職種により55～65歳(但し、延長が可能な場合もある)。	可 男性60歳、女性50歳、女性幹部55歳以上 但し、1983年に國務院の「高度な専門家の離職・休職・退職の若干の問題に関する暫定規定」(第2条第4項)により、「学術上の造詣が深く、国内・海外で重要な影響力を持つ専門家については、國務院の承認により、離職・休職・退職要件を一時的に緩和し、研究または著述活動を継続して行うことができる。	可(60歳以上の努力義務) 2013年の法改正により、従業員300人以上の事業所及び公共機関は2016年より、300人未満の事業所は2017年より、定年年齢を60歳以上とすることが義務化される。
高齢者の解雇に対する特別な保護等	高齢者の解雇時の追加負担制度(ドラランド拠出金)の廃止 50歳以上の労働者を解雇する場合、企業が失業保険の拠出金を支払う制度は、(中高年の採用を躊躇する原因になると考えられていたため、)2008年1月1日に廃止された。 整理解雇時における高齢者等への配慮義務 企業が経済的な理由による解雇(整理解雇)を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない。		「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」に基づき、解雇をはじめ、募集・採用、賃金及び賃金以外の金品支給、福利厚生、教育・訓練と配置、転勤、昇進、退職、解雇などあらゆる分野で年齢を理由とする差別が禁止されている。

資料出所 厚生労働省、アメリカ連邦労働省、イギリスGov.uk、ドイツ労働社会省、フランス法律データベース(Legifrance)及び労働省等、中国國務院、韓国雇用労働部、各ウェブサイト

4. 失業・失業保険・雇用調整

**Unemployment, Unemployment Insurance
and Employment Adjustment**

4-1 ILO定義失業率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-1表 調整失業率」(p.140)を参照。

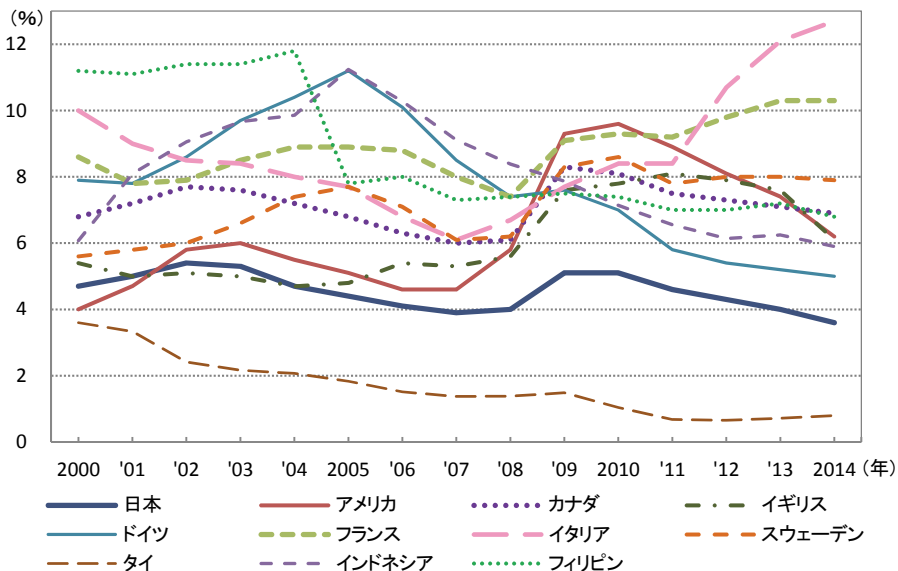
各国で公表されている失業率は、国によって定義が異なるため、そのままでは国際比較ができない。そこでILOでは、ILO指針による失業率を定義している。この定義に基づいて各国の失業率が比較可能となるよう試算しているのが、OECDによる「調整失業率」である。調整失業率 (Harmonised unemployment rates) は、2009年1月以降、それまでの標準化失業率 (Standardised unemployment rates) から名称変更されたものである。

日本の失業率は2002年まで上昇傾向にあったが、2003年から2007年にかけて徐々に低下した。しかし、2008年のリーマンショックの影響で2009年と2010年は5.1%に上昇した。その後、失業率は再び低下し、2013年以降はリーマンショック前を下回る水準へと改善している。

ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、イギリスでは1990年から2008年にかけて失業率の大幅な低下がみられた。一方、ドイツ、フランス、スウェーデンでは1990年から2005年にかけて失業率の上昇傾向が続いたが、その後しばらくは低下していた。しかし、ドイツの例外を除きいずれの国も2008年秋以降、世界的な経済危機の影響で失業率が上昇した。その後、イギリス、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランドの失業率は横ばい、アメリカ、カナダ、ドイツは低下傾向、フランスは上昇傾向を示している。

4 失業・失業保険・雇用調整

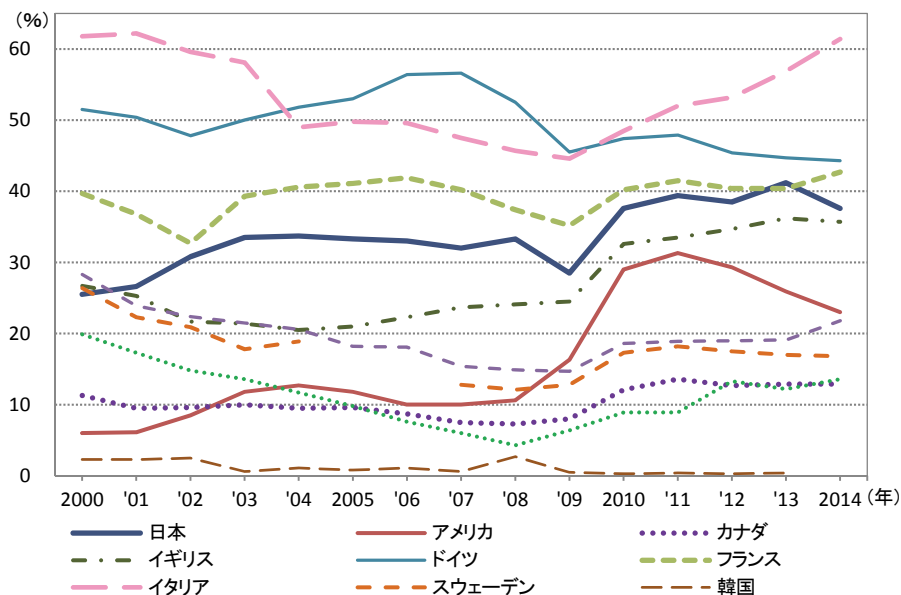
4-2 失業率（各国公表値）



▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第4-2表 失業率(各国公表値)」(p.141)を参照。

各国公表値による失業率の推移をみると、2005年から2010年にかけて、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、イタリア、スウェーデンなど、ドイツを除いて欧米諸国の失業率は軒並み上昇した。これは2008年秋以降の金融危機の影響によるものと考えられる。すでに低成長にシフトしていたこれらの先進諸国で失業率の上昇がみられた一方、タイ、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国では逆に失業率が低下した。成長力が失業リスクを上回って維持されたとの見方もできよう。日本は欧米諸国と同様、失業率がわずかに上昇した。ただし、こうした違いの背景には、成長率の差異等の経済動向のみならず、年齢の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお失業率の定義は各国ごとに異なるため、公表値をそのまま比較することは適当ではない。

4-3 長期失業者の割合



▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第4-5表 長期失業者の割合(1年以上)」(p.146)を参照。

(注)スウェーデンの2005～2006年及び韓国の2014年は、該当値なし。

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、失業者に占める長期失業者の割合は、欧州大陸主要国で高い。2014年の1年以上の長期失業者の割合は、イタリア(61.4%)、ドイツ(44.3%)、フランス(42.7%)で4割を超えている。アメリカでは1年以上の長期失業者の割合は2008年の10.6%から2011年の31.3%へと急速に上昇した後、2014年は23.0%に低下した。他方、韓国では2009年以降、0.5%未満のかなり低い水準が続いている。

こうした動向の背景には、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、雇用慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

第4-1表 調整失業率¹⁾

Table 4-1: Harmonised unemployment rates

		(%)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	4.7	4.4	4.0	5.1	5.1	4.6	4.4	4.0	3.6
アメリカ	USA	4.0	5.1	5.8	9.3	9.6	9.0	8.1	7.4	6.2
カナダ	CAN	6.8	6.8	6.1	8.4	8.1	7.5	7.3	7.1	6.9
イギリス	GBR	5.4	4.8	5.6	7.6	7.8	8.1	7.9	7.6	6.2
ドイツ	DEU	8.0	11.3	7.4	7.6	7.0	5.8	5.4	5.2	5.0
フランス	FRA	9.6	8.9	7.5	9.1	9.3	9.2	9.8	10.3	10.3
イタリア	ITA	10.1	7.7	6.7	7.8	8.4	8.4	10.6	12.1	12.7
オランダ	NLD	3.7	5.9	3.7	4.4	5.0	5.0	5.8	7.2	7.4
ベルギー	BEL	6.9	8.4	7.0	7.9	8.3	7.2	7.6	8.5	8.5
ルクセンブルク	LUX	2.2	4.7	4.9	5.1	4.6	4.8	5.1	5.9	5.9
デンマーク	DNK	4.3	4.8	3.5	6.0	7.5	7.6	7.5	7.0	6.5
スウェーデン	SWE	5.6	7.6	6.2	8.3	8.6	7.8	8.0	8.0	7.9
フィンランド	FIN	9.8	8.4	6.4	8.2	8.4	7.8	7.7	8.2	8.7
ノルウェー	NOR	3.2	4.5	2.6	3.2	3.6	3.3	3.2	3.5	3.5
オーストリア	AUT	3.9	5.6	4.1	5.3	4.8	4.6	4.9	5.4	5.6
スイス	CHE	—	—	—	—	4.5	4.0	4.2	4.4	4.5
アイルランド	IRL	4.2	4.4	6.4	12.0	13.9	14.7	14.7	13.1	11.3
ギリシャ	GRC	11.2	10.0	7.8	9.6	12.8	17.9	24.5	27.5	26.6
スペイン	ESP	11.9	9.2	11.3	17.9	19.9	21.4	24.8	26.1	24.5
ポルトガル	PRT	5.1	8.8	8.8	10.7	12.0	12.9	15.8	16.5	14.1
韓国	KOR	4.4	3.7	3.2	3.7	3.7	3.4	3.2	3.1	3.5
オーストラリア	AUS	6.3	5.0	4.2	5.6	5.2	5.1	5.2	5.7	6.1
ニュージーランド	NZL	6.2	3.8	4.2	6.1	6.6	6.5	6.9	6.2	5.8
メキシコ	MEX	2.5	3.6	4.0	5.5	5.4	5.2	5.0	4.9	4.8

資料出所 OECD(2015.7) *Employment Outlook 2015*

(注) 1) OECDの調整失業率は、ILOガイドラインに基づくもので、失業者は、生産年齢の者で、就業しておらず、就業可能な状態で、かつ求職活動を積極的に行った者と定義される。本表のデータはできるだけ時系列での比較可能性を確保するよう調整されたものである。データはすべて労働力調査に基づく推計を基準にしている。EU加盟国、ノルウェーの失業率は、欧州統計局(Eurostat)が算出している。その他のOECD加盟国については、OECDがデータの収集及び失業率の算出を行っている。

第4-2表 失業率（各国公表値）

Table 4-2: Unemployment rates (officially published national sources)

		(%)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN	4.7	4.4	4.0	5.1	5.1	4.6	4.3	4.0	3.6
アメリカ	USA	4.0	5.1	5.8	9.3	9.6	8.9	8.1	7.4	6.2
カナダ	CAN	6.8	6.8	6.1	8.3	8.1	7.5	7.3	7.1	6.9
イギリス	GBR	5.4	4.8	5.6	7.6	7.8	8.1	7.9	7.6	6.1
ドイツ	DEU	7.9	11.2	7.4	7.6	7.0	5.8	5.4	5.2	5.0
フランス	FRA	8.6	8.9	7.4	9.1	9.3	9.2	9.8	10.3	10.3
イタリア	ITA	10.0	7.7	6.7	7.7	8.4	8.4	10.7	12.1	12.7
オランダ	NLD	3.7	5.9	3.7	4.4	5.0	5.0	5.8	7.3	7.4
ベルギー	BEL	6.9	8.5	7.0	7.9	8.3	7.2	7.6	8.4	8.5
ルクセンブルク	LUX	2.2	4.6	4.9	5.1	4.6	4.8	5.1	5.9	6.0
デンマーク	DNK	4.3	4.8	3.4	6.0	7.5	7.6	7.5	7.0	6.6
スウェーデン	SWE	5.6	7.7	6.2	8.3	8.6	7.8	8.0	8.0	7.9
フィンランド	FIN	9.8	8.4	6.4	8.2	8.4	7.8	7.7	8.2	8.7
ノルウェー	NOR	3.2	4.5	2.5	3.2	3.6	3.3	3.2	3.5	3.5
ロシア	RUS	10.6	7.1	6.2	8.3	7.3	6.5	5.5	5.5	5.2
オーストリア	AUT	3.9	5.6	4.1	5.3	4.8	4.6	4.9	5.4	5.6
アイルランド	IRL	4.3	4.4	6.4	12.0	13.9	14.7	14.7	13.1	11.3
ギリシャ	GRC	11.2	10.0	7.8	9.6	12.7	17.9	24.5	27.5	26.5
スペイン	ESP	11.9	9.2	11.3	17.9	19.9	21.4	24.8	26.1	24.5
ポルトガル ²⁾	PRT	5.1	8.8	8.8	10.7	12.0	12.9	15.8	16.4	14.1
中国	CHN	3.1	4.2	4.2	4.3	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1
香港	HKG	4.9	5.6	3.5	5.3	4.3	3.4	3.3	3.4	3.3
台湾	TWN	3.0	4.1	4.1	5.9	5.2	4.4	4.2	4.2	4.0
韓国	KOR	4.4	3.7	3.2	3.6	3.7	3.4	3.2	3.1	3.5
シンガポール ³⁾	SGP	3.7	4.1	3.2	4.3	3.1	2.9	2.8	2.8	2.7
マレーシア	MYS	3.0	3.5	3.3	3.7	3.3	3.1	3.0	3.1	2.9
タイ	THA	3.6	1.8	1.4	1.5	1.0	0.7	0.7	0.7	0.8
インドネシア ⁴⁾	IDN	6.1	11.2	8.4	7.9	7.1	6.6	6.1	6.3	5.9
フィリピン	PHL	11.2	7.8	7.4	7.5	7.4	7.0	7.0	7.2	6.8
オーストラリア	AUS	6.3	5.0	4.3	5.5	5.2	5.1	5.2	5.7	6.1
ニュージーランド	NZL	6.1	3.8	4.2	6.1	6.5	6.5	6.9	6.2	5.8
ブラジル ⁵⁾	BRA	—	9.8	7.9	8.1	6.7	6.0	5.5	5.4	4.8

資料出所 日本:総務省統計局(2015.1)「労働力調査(長期時系列)」
 アメリカ:労働省(2015.2) *LFS from the Current Population Survey*
 カナダ:Statistics Canada(2015.10) *Table 282-0086, Labour force survey estimates*
 欧州:Eurostat Database“LFS main indicators” 2015年10月現在
 ロシア:連邦国家統計庁(<http://www.gks.ru/>)2015年8月現在
 中国:人力資源社会保障部(2015.5)「2014年度人力資源・社会保障事業発展統計公報」
 香港:統計局(<http://www.censtatd.gov.hk/>)2015年10月現在
 台湾:国家統計資料庁(<http://eng.stat.gov.tw/>)2015年10月現在
 韓国:国家統計庁(2015.10) *Economically Active Population Survey*
 ブラジル:地理・統計院(<http://www.ibge.gov.br/>)2015年10月現在
 その他:各国政府統計「労働力調査」及びILO Database(ILOSTAT)2015年10月現在

(注) 失業者の定義については第4-7表(p.148)を参照。

1) 日本の2011年は東日本大震災の影響による欠損データを補完推計した値。

2) 2010年以前は推計値。

3) 国籍保有者・永住権保有者を対象。

4) 2005年は11月の数値, 2000年及び2008年以降は8月の数値。

5) 6大都市圏の10歳以上を対象。

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比（2014年）

Table 4-3: Unemployment by age group, 2014

(男女計/Total)		(千人/thousands, (%))			
歳/age group		15～19	20～24	25～29	30～34
日本	JPN	60 (2.5)	270 (11.4)	300 (12.7)	250 (10.6)
アメリカ ¹⁾	USA	1,106 (11.5)	1,747 (18.2)	1,223 (12.7)	1,001 (10.4)
カナダ	CAN	191 (14.4)	196 (14.8)	153 (11.5)	124 (9.4)
イギリス ¹⁾	GBR	328 (16.1)	403 (19.9)	280 (13.8)	163 (8.0)
ドイツ	DEU	99 (4.7)	229 (11.0)	252 (12.1)	241 (11.5)
フランス	FRA	169 (6.0)	452 (16.0)	452 (16.0)	352 (12.5)
イタリア	ITA	136 (4.2)	557 (17.2)	521 (16.1)	414 (12.8)
スウェーデン	SWE	65 (15.8)	88 (21.3)	50 (12.2)	35 (8.4)
香港 ²⁾	HKG	5 (4.0)	24 (19.6)	16 (12.9)	8 (6.6)
韓国	KOR	25 (2.6)	154 (16.4)	206 (22.0)	105 (11.2)
シンガポール ³⁾	SGP	2 (2.9)	15 (17.7)	13 (15.5)	8 (9.8)
フィリピン	PHL	422 (15.5)	929 (34.1)	833 (30.5)	
オーストラリア	AUS	146 (19.5)	130 (17.4)	86 (11.5)	68 (9.1)
ニュージーランド	NZL	30 (21.3)	28 (19.8)	15 (10.8)	12 (8.7)
		35～39	40～44	45～49	50～54
日本	JPN	260 (11.0)	270 (11.4)	240 (10.2)	180 (7.6)
アメリカ ¹⁾	USA	787 (8.2)	752 (7.8)	749 (7.8)	758 (7.9)
カナダ	CAN	106 (8.0)	108 (8.2)	106 (8.0)	126 (9.5)
イギリス ¹⁾	GBR	165 (8.1)	155 (7.7)	162 (8.0)	155 (7.6)
ドイツ	DEU	197 (9.4)	203 (9.7)	233 (11.2)	245 (11.7)
フランス	FRA	289 (10.3)	294 (10.4)	273 (9.7)	230 (8.2)
イタリア	ITA	391 (12.1)	394 (12.2)	354 (11.0)	260 (8.0)
スウェーデン	SWE	33 (7.9)	31 (7.5)	29 (7.1)	28 (6.7)
香港 ²⁾	HKG	10 (8.1)	13 (10.4)	12 (10.0)	15 (12.1)
韓国	KOR	78 (8.4)	75 (8.0)	78 (8.4)	69 (7.3)
シンガポール ³⁾	SGP	8 (9.2)	9 (10.6)	7 (8.7)	6 (7.2)
フィリピン	PHL	269 (9.9)		173 (6.3)	
オーストラリア	AUS	63 (8.5)	65 (8.8)	54 (7.3)	54 (7.2)
ニュージーランド	NZL	9 (6.3)	12 (8.3)	11 (7.7)	9 (6.1)
		55～59	60～64	65～	計/Total
日本	JPN	180 (7.6)	200 (8.5)	150 (6.4)	2,360 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	652 (6.8)	455 (4.7)	386 (4.0)	9,616 (100)
カナダ	CAN	111 (8.4)	73 (5.5)	30 (2.2)	1,323 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	128 (6.3)	68 (3.3)	25 (1.2)	2,031 (100)
ドイツ	DEU	215 (10.3)	166 (8.0)	7 (0.3)	2,087 (100)
フランス	FRA	225 (8.0)	69 (2.5)	13 (0.5)	2,819 (100)
イタリア	ITA	151 (4.7)	53 (1.6)	6 (0.2)	3,236 (100)
スウェーデン	SWE	26 (6.3)	23 (5.5)	5 (1.2)	411 (100)
香港 ²⁾	HKG	12 (9.5)	9 (6.9)		123 (100)
韓国	KOR	65 (6.9)	39 (4.2)	42 (4.5)	936 (100)
シンガポール ³⁾	SGP	6 (7.8)	5 (5.6)	4 (4.8)	82 (100)
フィリピン	PHL	84 (3.1)		18 (0.7)	2,728 (100)
オーストラリア	AUS	40 (5.4)	30 (4.1)	9 (1.3)	747 (100)
ニュージーランド	NZL	8 (5.3)	6 (4.1)	2 (1.5)	141 (100)

(注) 労働力調査ベース。()内の数字は構成比(%)。

1) アメリカ、イギリスの15～19歳欄は16～19歳を対象。

2) 香港は第4四半期の結果。

3) シンガポールは6月の数値。

(男性/Male)		(千人/thousands, (%))			
歳/age group		15～19	20～24	25～29	30～34
日本	JPN	30 (2.1)	160 (11.3)	180 (12.8)	150 (10.6)
アメリカ ¹⁾	USA	605 (11.7)	996 (19.2)	681 (13.1)	503 (9.7)
カナダ	CAN	102 (13.8)	116 (15.6)	92 (12.4)	71 (9.6)
イギリス ¹⁾	GBR	172 (15.3)	257 (22.8)	149 (13.2)	77 (6.9)
ドイツ	DEU	57 (4.8)	133 (11.2)	149 (12.5)	139 (11.7)
フランス	FRA	96 (6.4)	258 (17.1)	243 (16.1)	185 (12.3)
イタリア	ITA	80 (4.6)	312 (17.9)	267 (15.3)	218 (12.5)
スウェーデン	SWE	32 (14.4)	50 (22.6)	29 (13.0)	18 (7.9)
香港 ²⁾	HKG	3 (4.6)	13 (20.1)	8 (12.2)	4 (5.6)
韓国	KOR	13 (2.3)	71 (12.9)	133 (24.4)	62 (11.3)
シンガポール ³⁾	SGP	1 (2.2)	6 (13.5)	7 (17.5)	4 (8.9)
フィリピン	PHL	256 (14.8)	533 (30.8)	535 (31.0)	
オーストラリア	AUS	76 (19.1)	74 (18.5)	45 (11.2)	37 (9.4)
ニュージーランド	NZL	15 (23.9)	14 (21.6)	7 (10.5)	4 (6.0)
		35～39	40～44	45～49	50～54
日本	JPN	150 (10.6)	150 (10.6)	130 (9.2)	100 (7.1)
アメリカ ¹⁾	USA	425 (8.2)	388 (7.5)	391 (7.5)	391 (7.5)
カナダ	CAN	55 (7.4)	55 (7.4)	53 (7.2)	69 (9.2)
イギリス ¹⁾	GBR	90 (8.0)	75 (6.7)	81 (7.1)	92 (8.1)
ドイツ	DEU	113 (9.5)	110 (9.3)	126 (10.6)	136 (11.4)
フランス	FRA	149 (9.9)	154 (10.2)	141 (9.4)	113 (7.5)
イタリア	ITA	191 (11.0)	197 (11.3)	185 (10.6)	150 (8.6)
スウェーデン	SWE	16 (7.0)	16 (7.3)	15 (6.9)	15 (6.7)
香港 ²⁾	HKG	5 (7.8)	6 (8.7)	6 (9.4)	7 (10.0)
韓国	KOR	45 (8.1)	44 (8.1)	43 (7.8)	38 (7.0)
シンガポール ³⁾	SGP	4 (8.7)	5 (11.1)	3 (8.2)	3 (7.2)
フィリピン	PHL	186 (10.8)		137 (7.9)	
オーストラリア	AUS	33 (8.2)	30 (7.6)	28 (7.1)	27 (6.9)
ニュージーランド	NZL	3 (5.3)	4 (6.7)	4 (5.7)	5 (7.3)
		55～59	60～64	65～	計/Total
日本	JPN	120 (8.5)	150 (10.6)	110 (7.8)	1,410 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	345 (6.6)	255 (4.9)	210 (4.0)	5,190 (100)
カナダ	CAN	65 (8.7)	44 (5.8)	21 (2.9)	744 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	71 (6.3)	44 (3.9)	18 (1.6)	1,127 (100)
ドイツ	DEU	123 (10.4)	97 (8.2)	5 (0.4)	1,188 (100)
フランス	FRA	124 (8.2)	36 (2.4)	6 (0.4)	1,503 (100)
イタリア	ITA	99 (5.7)	38 (2.2)	5 (0.3)	1,742 (100)
スウェーデン	SWE	15 (6.7)	14 (6.3)	2 (1.1)	222 (100)
香港 ²⁾	HKG	8 (11.7)	7 (10.0)		66 (100)
韓国	KOR	42 (7.7)	32 (5.8)	26 (4.7)	548 (100)
シンガポール ³⁾	SGP	4 (9.6)	3 (6.7)	3 (6.5)	42 (100)
フィリピン	PHL	67 (3.9)		12 (0.7)	1,728 (100)
オーストラリア	AUS	22 (5.6)	19 (4.7)	7 (1.8)	399 (100)
ニュージーランド	NZL	4 (6.2)	3 (4.7)	1 (2.2)	64 (100)

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比(2014年)(続き)

Table 4-3: Unemployment by age group, 2014 (cont.)

(女性/Female)		(千人/thousands, (%))			
歳/age group		15～19	20～24	25～29	30～34
日本	JPN	20 (2.1)	120 (12.6)	120 (12.6)	100 (10.5)
アメリカ ¹⁾	USA	501 (11.3)	751 (17.0)	542 (12.2)	498 (11.3)
カナダ	CAN	89 (15.3)	80 (13.8)	61 (10.5)	53 (9.1)
イギリス ¹⁾	GBR	155 (17.2)	146 (16.2)	131 (14.5)	85 (9.5)
ドイツ	DEU	42 (4.7)	96 (10.7)	103 (11.5)	102 (11.3)
フランス	FRA	73 (5.6)	194 (14.8)	209 (15.9)	168 (12.7)
イタリア	ITA	55 (3.7)	244 (16.4)	255 (17.0)	196 (13.1)
スウェーデン	SWE	33 (17.4)	37 (19.8)	21 (11.2)	17 (9.1)
香港 ²⁾	HKG	2 (3.3)	11 (19.2)	8 (13.7)	5 (7.9)
韓国	KOR	12 (3.1)	83 (21.4)	73 (18.7)	43 (11.1)
シンガポール ³⁾	SGP	2 (3.7)	9 (22.1)	5 (13.2)	4 (10.7)
フィリピン	PHL	166 (16.6)	396 (39.6)	297 (29.7)	
オーストラリア	AUS	70 (20.0)	56 (16.1)	41 (11.9)	31 (8.9)
ニュージーランド	NZL	15 (19.2)	14 (18.4)	8 (11.0)	8 (11.0)
		35～39	40～44	45～49	50～54
日本	JPN	110 (11.6)	120 (12.6)	110 (11.6)	80 (8.4)
アメリカ ¹⁾	USA	362 (8.2)	364 (8.2)	358 (8.1)	367 (8.3)
カナダ	CAN	51 (8.7)	53 (9.1)	52 (9.1)	57 (9.9)
イギリス ¹⁾	GBR	75 (8.3)	80 (8.9)	82 (9.0)	63 (7.0)
ドイツ	DEU	84 (9.3)	93 (10.3)	107 (11.9)	109 (12.1)
フランス	FRA	140 (10.7)	140 (10.7)	131 (10.0)	118 (8.9)
イタリア	ITA	199 (13.3)	197 (13.2)	170 (11.4)	110 (7.4)
スウェーデン	SWE	17 (9.0)	15 (7.7)	14 (7.3)	13 (6.7)
香港 ²⁾	HKG	5 (8.4)	7 (12.5)	6 (10.5)	8 (14.4)
韓国	KOR	34 (8.7)	31 (7.9)	36 (9.2)	30 (7.8)
シンガポール ³⁾	SGP	4 (10.0)	4 (10.2)	4 (9.2)	3 (7.2)
フィリピン	PHL	83 (8.3)		36 (3.6)	
オーストラリア	AUS	31 (8.9)	35 (10.1)	26 (7.5)	26 (7.5)
ニュージーランド	NZL	6 (7.2)	7 (9.7)	7 (9.3)	4 (5.1)
		55～59	60～64	65～	計/Total
日本	JPN	70 (7.4)	50 (5.3)	40 (4.2)	950 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	307 (6.9)	200 (4.5)	176 (4.0)	4,426 (100)
カナダ	CAN	46 (8.0)	30 (5.1)	8 (1.4)	579 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	57 (6.3)	23 (2.6)	6 (0.7)	904 (100)
ドイツ	DEU	92 (10.2)	69 (7.7)	2 (0.2)	899 (100)
フランス	FRA	101 (7.7)	34 (2.6)	7 (0.5)	1,316 (100)
イタリア	ITA	52 (3.4)	15 (1.0)	2 (0.1)	1,494 (100)
スウェーデン	SWE	11 (5.7)	9 (4.7)	3 (1.4)	189 (100)
香港 ²⁾	HKG	4 (6.9)	2 (3.3)		57 (100)
韓国	KOR	23 (5.9)	8 (2.0)	16 (4.1)	389 (100)
シンガポール ³⁾	SGP	2 (6.0)	2 (4.5)	1 (3.0)	40 (100)
フィリピン	PHL	16 (1.6)		5 (0.5)	1,000 (100)
オーストラリア	AUS	18 (5.0)	12 (3.3)	2 (0.7)	348 (100)
ニュージーランド	NZL	4 (4.6)	3 (3.5)	1 (0.9)	76 (100)

資料出所 日本:総務省統計局「労働力調査(長期時系列)」2015年10月現在

日本を除くOECD諸国:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2015年10月現在

フィリピン:労働雇用統計局(2015.10) Gender Statistics on Labor and Employment 2015

その他の国:各国政府統計資料及びILO Database(ILOSTAT)2015年10月現在

第4-4表 年齢階級別失業率

Table 4-4: Unemployment rates by age group

(%)

年齢階級/age group		2005年			2010			2014		
		15～24	25～54	55～64	15～24	25～54	55～64	15～24	25～54	55～64
日本	JPN	8.7	4.2	4.1	9.4	4.8	5.0	6.3	3.6	3.2
アメリカ ¹⁾	USA	11.3	4.1	3.3	18.4	8.6	7.1	13.4	5.2	4.3
カナダ	CAN	12.4	5.8	5.4	14.9	6.9	6.6	13.5	5.8	6.2
イギリス ¹⁾	GBR	12.2	3.4	2.6	19.5	6.1	4.8	16.3	4.8	4.2
ドイツ	DEU	15.2	10.4	12.7	9.7	6.6	7.7	7.8	4.7	5.1
フランス	FRA	20.6	7.8	5.3	22.9	7.9	6.6	23.2	8.7	7.3
イタリア ²⁾	ITA	24.1	6.7	3.5	27.9	7.5	3.6	42.7	11.8	5.5
オランダ	NLD	9.4	4.5	4.5	8.7	3.6	4.0	12.7	6.2	7.7
ベルギー	BEL	21.5	7.4	4.4	22.4	7.3	4.6	23.2	7.6	5.4
ルクセンブルク	LUX	13.7	3.9	2.1	14.2	3.9	2.3	22.6	4.9	4.3
デンマーク	DNK	8.6	4.1	5.2	14.0	6.6	5.5	12.6	5.9	4.8
スウェーデン ¹⁾	SWE	22.0	6.2	4.5	24.8	6.4	5.8	22.9	6.0	5.4
フィンランド	FIN	18.9	6.9	6.9	20.3	6.9	6.5	19.3	7.1	7.3
ノルウェー ¹⁾	NOR	12.0	4.0	1.7	9.3	3.1	1.4	7.8	3.3	1.3
ロシア	RUS	15.5	6.1	4.0	16.9	6.3	4.9	13.7	4.4	3.6
オーストリア	AUT	11.0	4.8	4.0	9.5	4.4	2.5	10.3	5.2	3.8
スイス	CHE	8.8	3.8	3.7	7.8	4.2	3.5	8.6	4.2	3.3
アイルランド	IRL	9.8	4.0	3.0	28.3	12.6	8.3	26.9	10.7	9.6
スペイン ¹⁾	ESP	19.6	8.0	6.3	41.5	18.4	14.2	53.2	22.8	20.0
ポルトガル	PRT	16.2	7.2	6.1	22.8	10.7	8.9	34.8	12.7	13.5
チェコ	CZE	19.3	7.1	5.2	18.3	6.4	6.5	15.9	5.6	4.9
ポーランド	POL	37.8	16.0	11.2	23.7	8.3	7.1	23.9	7.9	6.8
EU-15		16.5	7.2	6.4	20.1	8.6	6.8	21.6	9.8	7.5
EU-21		18.4	8.0	6.6	20.6	8.6	6.9	21.7	9.5	7.4
韓国	KOR	10.2	3.4	2.5	9.8	3.5	2.9	10.0	3.3	2.5
オーストラリア	AUS	10.6	3.9	3.4	11.6	4.0	3.2	13.3	4.8	4.1
ニュージーランド	NZL	9.8	2.8	1.9	17.4	4.9	3.5	15.0	4.4	3.2
ブラジル ³⁾	BRA	19.3	6.6	3.2	17.8	6.3	3.0	15.0	5.0	2.3
メキシコ	MEX	6.6	2.8	2.1	9.3	4.4	3.1	9.6	4.1	2.8

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “LFS by sex and age” 2015年10月現在

日本:総務省統計局「労働力調査(長期時系列)」2015年10月現在

(注) 1) 15～24歳欄は16～24歳の数値(スウェーデン・ノルウェーは2005年のみ)。

2) 15～24歳欄は2005年は15～24歳, 2010年以降は16～24歳の数値。

3) 2010年欄は2009年の数値, 2014年欄は2013年の数値。

第4-5表 長期失業者の割合

Table 4-5: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

(%)

失業期間 duration of unemployment		6か月以上1年未満 6 to 12 months					1年以上 1 year and over				
年		2005	2010	2012	2013	2014	2005	2010	2012	2013	2014
日本	JPN	15.8	18.0	16.2	14.8	14.4	33.3	37.6	38.5	41.2	37.6
アメリカ ¹⁾	USA	7.9	14.3	11.8	11.7	10.5	11.8	29.0	29.3	25.9	23.0
カナダ	CAN	7.5	11.1	8.8	9.4	9.3	9.6	12.1	12.7	12.9	12.9
イギリス ¹⁾	GBR	15.9	20.0	18.8	17.1	16.3	21.0	32.6	34.7	36.2	35.7
ドイツ	DEU	16.3	16.1	14.5	15.6	15.3	53.0	47.4	45.4	44.7	44.3
フランス	FRA	18.7	19.7	19.1	19.1	19.0	41.1	40.2	40.4	40.4	42.7
イタリア ¹⁾	ITA	14.3	16.1	15.6	14.5	12.4	49.8	48.5	53.2	56.9	61.4
オランダ	NLD	19.6	20.9	17.3	18.9	19.1	40.2	27.6	33.7	35.9	40.2
ベルギー	BEL	15.1	17.3	16.2	17.8	16.2	51.7	48.8	44.7	46.0	49.9
デンマーク	DNK	16.6	18.5	16.7	16.4	15.6	23.4	20.2	28.0	25.5	25.2
スウェーデン ^{1) 2)}	SWE	18.4	17.6	15.5	16.0	15.1	18.9	17.3	17.5	17.0	16.8
フィンランド	FIN	16.9	15.9	14.4	14.8	14.6	24.9	23.6	21.7	21.2	23.1
ノルウェー ¹⁾	NOR	15.8	21.9	20.1	19.6	20.2	9.5	9.5	8.7	9.2	11.8
ロシア	RUS	19.3	17.4	17.5	18.8	20.7	39.0	30.0	30.9	31.0	28.1
オーストリア	AUT	18.1	17.9	18.4	19.2	19.3	25.5	25.4	24.9	24.6	27.2
スイス	CHE	20.1	22.7	15.9	20.3	19.6	39.0	33.1	35.3	33.2	37.7
アイルランド	IRL	16.9	21.0	14.0	14.3	14.5	33.4	49.1	61.7	60.6	59.2
ギリシャ	GRC	17.8	17.9	15.5	13.7	10.3	51.9	44.6	59.1	67.1	73.5
スペイン ¹⁾	ESP	15.1	21.1	19.0	17.3	15.0	24.4	36.6	44.4	49.7	52.8
ポルトガル	PRT	18.7	18.2	18.9	16.9	14.2	48.3	52.2	48.8	56.4	59.6
チェコ	CZE	19.1	22.9	20.5	20.6	19.5	53.6	43.3	43.4	44.9	44.5
ポーランド	POL	19.5	21.0	20.1	19.8	19.5	52.2	25.5	34.8	36.5	36.2
EU-15		16.5	18.8	17.5	16.7	15.2	41.8	39.8	43.9	47.1	49.8
EU-21		17.0	19.2	17.8	17.0	15.6	44.5	39.4	43.6	46.6	49.1
韓国	KOR	10.8	6.6	8.2	7.5	7.3	0.8	0.3	0.3	0.4	—
オーストラリア	AUS	12.4	14.7	14.1	15.1	16.2	18.2	18.6	19.0	19.1	21.8
ニュージーランド	NZL	12.6	19.3	19.1	20.0	18.8	9.8	8.9	13.3	12.2	13.6
メキシコ	MEX	2.9	3.8	2.3	3.0	2.1	2.1	2.0	1.8	1.4	1.2

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Incidence of unemployment by duration” 2015年10月現在

(注) 1) 最低年齢は15歳ではなく16歳(イタリアは2010年以降, ノルウェー, スウェーデンは2005年迄)。

2) 2005年の欄は, 2004年の数値。

第4-6表 失業期間別構成比（2014年）

Table 4-6: Incidence of unemployment by duration, 2014

		(%)				
		1か月未満 Less than 1 month	1～3か月 1 to 3 months	3～6か月 3 to 6 months	6～12か月 6 to 12 months	1年以上 1 year and more
日本	JPN	12.2	21.4	14.4	14.4	37.6
アメリカ	USA	25.7	25.3	15.6	10.5	23.0
カナダ	CAN	24.2	37.8	15.8	9.3	12.9
イギリス	GBR	12.7	19.7	15.6	16.3	35.7
ドイツ	DEU	9.9	16.3	14.2	15.3	44.3
フランス	FRA	4.8	16.5	16.9	19.0	42.7
イタリア	ITA	4.4	10.0	11.9	12.4	61.4
オランダ	NLD	6.2	17.5	17.1	19.1	40.2
ベルギー	BEL	3.6	15.0	15.2	16.2	49.9
デンマーク	DNK	18.0	21.9	19.2	15.6	25.2
スウェーデン ¹⁾	SWE	27.3	24.0	16.7	15.1	16.8
フィンランド	FIN	11.7	30.0	20.6	14.6	23.1
ノルウェー	NOR	25.8	24.7	17.7	20.2	11.8
ロシア	RUS	12.3	21.9	17.0	20.7	28.1
オーストリア	AUT	9.5	23.9	20.0	19.3	27.2
スイス	CHE	10.0	17.1	15.5	19.6	37.7
アイルランド	IRL	4.5	10.7	11.1	14.5	59.2
ギリシャ	GRC	2.5	6.1	7.5	10.3	73.5
スペイン	ESP	5.9	13.4	12.8	15.0	52.8
ポルトガル	PRT	3.8	11.7	10.6	14.2	59.6
チェコ	CZE	7.5	13.2	15.3	19.5	44.5
ポーランド	POL	11.7	15.8	16.7	19.5	36.2
EU-15		6.9	14.4	13.7	15.2	49.8
EU-21		7.3	14.3	13.8	15.6	49.1
韓国 ²⁾	KOR	—	63.4	29.3	7.3	—
オーストラリア	AUS	21.7	23.7	16.6	16.2	21.8
ニュージーランド	NZL	25.2	25.9	16.5	18.8	13.6
メキシコ	MEX	46.5	34.7	15.5	2.1	1.2

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Incidence of unemployment by duration” 2015年10月現在

(注) 1) 3か月以内に就業予定の者を含む。また16歳以上のフルタイム学生で求職中の数も含む。
2) 韓国の1～3か月の欄は、1か月未満の失業者を含む。

第4-7表 失業者の定義

Table 4-7: Definitions of unemployed

	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去1週間以内に求職活動を行った者。過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	失業者数/労働力人口×100
アメリカ	人口動態調査(CPS)。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能(一時的な病気の場合は除く)で、過去4週間以内に求職活動を行った者。レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
カナダ	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
イギリス	労働力調査。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。既に就業先が決まり、2週間以内に就業を開始する待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
ドイツ	小規模国勢調査(Mikrozensus)。仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上74歳以下の者。 (登録失業者)職業安定機関の業務統計。公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週15時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った65歳未満の者。	失業者数/労働力人口×100 登録失業者数/労働力人口×100
フランス	労働力調査(Enquête Emploi en continu)。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	失業者数/労働力人口×100
イタリア	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。既に就職が決まっている待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
スウェーデン	労働力調査。調査週において就業しておらず、求職の意思があり、かつ求職活動を行っていた16歳以上65歳未満の者。一時的な理由によって求職活動を行えなかった者、過去4週間以内に行った求職活動の結果を待っている者、及び調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
ロシア	調査期間において、働く意思及び能力を有するにもかかわらず、職業についておらず、職業安定所において求職登録を行っており、現に求職中である者。但し、一時的に就労していない無給/有給家族従業者は、求職の有無を問わず失業者とみなされる。また、フルタイム及びパートタイムの学生、年金受給者、及び禁治産者等無能力者は、求職中で就業意思があっても失業者とみなされる。6か月以上の無給の休暇期間にある者も失業者の範疇に属する。	登録失業者数/労働力人口×100
中国	都市部登録失業者。農村戸籍を持たず、16歳から定年退職時(男性60歳、女性50歳(幹部は55歳))までの年齢に属し、働くことが可能で、仕事はないが就労意欲があり、当該地域の労働保障部門に失業登録している者。	都市部登録失業者数/労働力人口(都市部のみ。 農民工、定年後再雇用者などは除く)×100
香港	調査時点において仕事がなく、調査時点から遡ること7日以内に就業可能であり、30日以内に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100

	失業者の定義	失業率の算出方法
台湾	労働力調査。調査週において週1時間以上の有給雇用又は週15時間以上の無給家事労働に従事しておらず、就業可能であって求職活動を行っているか待機中の者。レイオフされている者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
韓国	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において収入のある仕事がなく、過去4週間に求職活動を行った者で、仕事を得られたらすぐに就業が可能となる者。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
シンガポール	調査期間中に就業していない15歳以上の者で、就業が可能であり、調査期間中に求職活動をした者。自営業を始める準備のために就業しなかった者、調査期間後に新たな職に就く予定だが調査期間中には就業していない者を含む。(調査期間とは、面接調査日の前1週間を意味する)	失業者数/労働力人口×100
マレーシア	労働力調査。15歳以上64歳以下で、「求職活動をしている者」「求職活動をしていない者」の双方を含む。求職活動をしている者とは、調査週に就業しておらず、もっぱら求職活動をしていた者を意味する。求職活動をしていない者とは、①適当な仕事がないか、あるいは資格がないと考えると求職活動をしていない者、②一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、③求職活動の結果を待っている者、④調査週以前に求職活動をしていた者、を意味する。	失業者数/労働力人口×100
タイ	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において就労が週1時間未満で、仕事がなく、1週間以内に就業が可能であり、過去30日間に求職活動を行った者。応募中の者、レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
インドネシア	労働力調査。15歳以上であって、未就労で就職活動中の者。但し、①未就労で事業を始める準備中の者、②職を見つけることが期待できないために求職活動をしていない者、③職を得ているが働き始めている者を含む。	失業者数/労働力人口×100
フィリピン	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業可能な状態であり、求職活動を行った者(但し次の理由により求職活動を行っていない者を含める;仕事がないと諦めている、求職先の応募結果を待っている、悪天候、直前の就業先への再就職待機)。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
オーストラリア	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者。過去4週間以内に仕事が決まり、新しい仕事を始めるために待機中の者、仮に仕事が決まっていたら就業できた者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
ニュージーランド	労働力調査。働く意欲も能力もあるが職がなく、かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100
ブラジル	調査の年に仕事がなく、かつ過去2か月間に求職活動を行った者。求職活動を行っている学生を含む(年ベース)。	失業者数/労働力人口×100
ILO	一定年齢以上の者であって、特定の期間(調査期間)において仕事がなく、調査期間中に就業が可能で、直近の特定期間に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100
EU	EU労働力調査。15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100

資料出所 厚生労働省(2010.3)「2008-2009年海外情勢報告」等
 アメリカ:労働統計局, EU:欧州統計局, イギリス:統計局, フランス:国立統計経済研究所,
 中国:国家統計局, 韓国:統計庁, シンガポール:シンガポール統計局(DOS), マレーシア:
 首相府統計局, タイ:国家統計局(NSO), インドネシア:中央統計局(BPS), フィリピン:国家
 統計局(NSO)

第4-8表 失業保険制度

Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	拠出制求職者手当 (JSA)
根拠法	雇用保険法(1974年)	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	求職者法(1995年)
被保険者	全雇用者。65歳以上の者及び公務員は適用除外(被保険者数4,090万人、2015年10月末) ¹⁾	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性62歳)未満のイギリス居住者(但し、16歳及び17歳の者については例外がある)
受給要件	(基本手当) ・ 離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。 但し、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者(特定受給資格者)、期間の定めのある労働契約が更新されなかった者やその他やむを得ない理由により離職した者(特定理由離職者)については、離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること。 ・ 公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人や公共職業安定所の努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること。 ・ 自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 (1)離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること (2)求職、再就職の能力、意思があること (3)解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3)過去2年度の間に、①いずれか1年について国民保険加入下限額以上の収入を得る仕事に26週以上従事し、②前年度について被用者として国民保険 ²⁾ 料を50週分納付した(または免除を受けた)こと (4)ワーク・コーチ ³⁾ との間で受給者誓約を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (5)フルタイムの教育を受けていないこと
給付水準	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%)。	州毎に異なるが、概ね課税前所得(平均週給)の50%。	16～24歳:週57.90ポンド 25歳以上:週73.10ポンド (2015年12月現在)

- (注) 1) 2015年12月現在、65歳以上の者への適用を検討中。
2) 国民保険(National Insurance)は、失業者や就労困難者向けの拠出制手当、公的年金等を含む単一の社会保険制度である。
3) 求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの職員(個別相談員)。

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	労働法典L.5422-1条及び2011年5月6日の労使協定
被保険者	原則として65歳未満の者	民間の賃金労働者
受給要件	(1)職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること(後者はいわゆる「短時間勤務給付」) (2)求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること (3)離職前2年間において通算12か月以上保険料を納付していること (4)公共職業安定所に失業登録をしていること	(1)失業保険制度に一定期間加入 ・ 50歳未満: 離職直前28か月間で122日(610時間)以上 ・ 50歳以上: 離職直前36か月間で122日(610時間)以上 (2)正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと (3)就労活動に必要な身体能力があること (4)雇用局(Pôle emploi)に求職者として登録されていること (5)求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること(再就職活動の指針となる「個別就職計画(PPAE:Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi)」に従って行う) (6)原則として、60歳未満であること
給付水準	従前の手取賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる。 ・ 1,147ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の75% ・ 1,147～1,256ユーロ未満: 支給額(日額)は、28,67ユーロの定額 ・ 1,256～2,125ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の40.4%+11.76ユーロ ・ 2,125～12,872ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の57% (2015年1月現在)

第4-8表 失業保険制度（続き）

Table 4-8: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決められる。 倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある。	最短期間は州毎に異なり1週間から。最長期間は26週間。 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長182日(26週)
財源	給付総額の13.75%を国庫負担（2007年度からの暫定措置。本則は25%）、残りが保険料。 一般事業の場合、保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の13.5(2012年4月から)。 労働者負担分：1000分の5 事業主負担分：1000分の8.5 (このうち失業給付分は1000分の5、雇用安定・能力開発事業分が1000分の3.5)	＜保険料＞ 連邦失業税と州失業税の二つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3つの州を除き、被用者負担はない。 連邦失業税率は2011年6月30日以降、年間支払賃金額の6.2%から6.0%へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日まで一括で支払えば、連邦失業率は5.4ポイント減額され、0.6%となる。	＜保険料(2015年)＞ 賃金の25.8% 被用者：12.0% 事業主：13.8% ＜国庫負担＞ 原則なし
管理運営機構	中央…厚生労働省 地方…都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する。	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う。

	ドイツ	フランス
給付期間	失業前5年間に、被保険期間が 12か月：給付6か月、 16か月：給付8か月、 20か月：給付10か月、 24か月：給付12か月 又は、被保険期間が 30か月で50歳以上：給付15か月、 36か月で55歳以上：給付18か月、 48か月で58歳以上：給付24か月	50歳未満： 4か月(122日)～24か月(730日) 50歳以上： 4か月(122日)～36か月(1,095日) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を 拠出期間不足で受給できない者は、最 長65歳4か月まで受給可能。
財源	<保険料(2015年)> 賃金の3.0%(労使折半)	<保険料(2016年)> 保険料率は総賃金の6.4% 被用者:2.4% 事業主:4.0% <国庫負担> 財源の98.9%は、被用者及び雇用主 の拠出金である。(2007年)
管理運営 機構	連邦労働社会省が監督し、連邦雇用エージェン シーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施。	雇用局(Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している 生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する 失業給付II制度がある(参考表参照)。 なお、特定の条件を満たした短期有期労働者 は、失業手当へのアクセスが緩和される(2015年 12月31日までの時限措置)。 <受給要件> ・主に社会保険加入義務があり、10週間以下の 有期雇用である。 ・過去12か月の報酬が社会法典第4編18条1項 に基づく基準支給額未満であること。 <給付期間> ・その他すべての条件を満たす場合、6か月に 短縮された以下の受給資格期間が適用され る(2015年12月31日までの時限措置)。 被保険期間が 6か月以上：給付3か月 8か月以上：給付4か月 10か月以上：給付5か月	失業給付の受給期間を満了した長期失 業者などを対象とした連帯特別手当制 度がある(参考表参照)。

資料出所 日本：厚生労働省及びハローワークウェブサイト

アメリカ：連邦労働省ウェブサイト(<http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/>)

イギリス：Gov.ukウェブサイト

ドイツ：連邦労働社会省(BMAS)及び連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト、労働政
策研究・研修機構(2014.7)「資料シリーズNo.143、失業保険制度の国際比較」

フランス：雇用局(Pôle emploi)、政府公共サービス、全国商工業雇用協会(UNEDIC)等
ウェブサイト

第4-8表（参考表） 補足的な失業扶助制度

Reference table 4-8: Supplemental unemployment assistance schemes

	日本	イギリス
制度名	求職者支援制度	所得調査制求職者手当 (Income-based JSA)
根拠法令	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(2011年10月1日施行)	求職者法 (Jobseekers Act 1995)
管理運営主体	厚生労働省、ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。
財源	政府の一般財源及び雇用保険特別会計	一般財源(全額国庫負担)
受給対象者	雇用保険に加入できなかった者、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者、雇用保険の加入期間不足で雇用保険を受けられない者、自営廃業者、学卒未就職者など	原則として18歳以上年金受給年齢(男性65歳、女性62歳)未満の失業者であるイギリス居住者(但し、16歳及び17歳のものについては例外があり)。
受給要件	以下の全てに該当する者が対象となる。 (1) 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない者 (2) 本人収入が月8万円以下の者 (3) 世帯全体の収入が月25万円以下(年300万円以下)の者 (4) 世帯全体の金融資産が300万円以下の者 (5) 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者 (6) 全ての訓練実施日に出席する者(やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席) (7) 訓練期間中から訓練終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者 (8) 同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者 (9) 既にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過している者 (10) 過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと	(1) 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2) 就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3) ワーク・コーチとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (4) 現在フルタイムの教育を受けていないこと (5) 抛出制求職者給付の受給資格がないこと又は抛出制求職者給付を超える生活費を必要とすること (6) 資産が16,000ポンド以下であること (7) 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと
給付水準	職業訓練受講手当:月額10万円 通所手当:通所経路に応じた所定の額	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情(障害者、年金受給者がいる等)を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また、資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当(単位:ポンド、週当たり) 単身者:18~24歳 57.90、25歳以上 73.10 両者とも18歳以上のカップル:114.85 一人親:18歳未満 57.90、18歳以上 73.10 (2015年12月現在)
給付期間	原則として最長1年(ハローワーク所長が特に必要と認めた場合は2年まで)	条件を満たす限り、年金支給開始年齢まで無制限
給付実績等	求職者支援訓練受講者数累計(2011年10月~2015年10月)30万794人(2014年度の訓練修了者等の就職状況:基礎コース 52.4%、実践コース 57.2%)	59万300人(グレートブリテン、2015年5月) (抛出制求職者給付の併給者7,100人を含む)

〔備考〕

日本 : 一度でも訓練を欠席したり(やむを得ない理由を除く)、ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は、労働金庫の貸付制度を利用できる(要返済)。訓練の受講料は無料、テキスト代等は自己負担。

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(平成23年10月)、イギリス:雇用年金省(DWP)、Gov.ukウェブサイト

(注) アメリカには補足的失業扶助制度はない。

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付II (Arbeitslosengeld II)	連帯特別手当 (ASS: Allocation de solidarité spécifique)
根拠法令	社会法典第2編 (SGB II) 「求職者のための基礎保障」	労働法典第L5423条など
管理運営主体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は雇用局 (Pôle emploi)
財源	連邦政府の一般財源 (全額国庫負担。但し、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)	政府の一般財源 (全額国庫負担)
受給対象者	働くことが可能で生活に困窮している者 (大半は失業給付の受給期間が終了した者)	原則失業給付 (雇用復帰支援手当 (ARE)) の受給期間を満了した長期失業者。自発的に ASS の受給を選択した 50 歳以上の ARE 対象者
受給要件	(1) 15 歳以上 65 歳未満 (2012 年から上限は 67 歳未満に段階的に引き上げ) (2) 1 日 3 時間以上は就労できる者 (3) 適当な仕事に就き、資産や収入を利用しても自身の生計を十分に確保できない状態にあること。 (4) 資産の保有に関しては、現金は対象者及び対象者の配偶者/内縁も含む (以下「対象者等」という) それぞれが、年齢 1 歳ごとに 150 ユーロ (最低 3,100 ユーロ ~ 最高 9,750 ユーロ) 認められる。 また、年金目的の貯蓄については、別途、対象者等の年齢 1 歳ごとに 250 ユーロ (最高 16,250 ユーロ) 認められる。	(1) 離職前 10 年間に 5 年以上就業していたこと (但し、子どもを育てるために休業していた場合は、3 年を上限として子ども一人につき 1 年、就業年数の条件を軽減できる)。 なお、離職前 10 年間に就業していた期間が 5 年未満の者については、積極的連帯所得手当 (RSA: Revenu de solidarité active) を受給できる。 (2) 実際に求職活動を行っていること (但し、55 歳以上の者については免除される)。 (3) 手当を申請した時点で、家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が、一定額 (2015 年 11 月 12 日現在、単身者 1,137.5 ユーロ、夫婦 1,787.5 ユーロ) に満たないこと。
給付水準	給付基準月額 (2015 年 1 月 1 日以降) ・ 単身者: 月額 399 ユーロ ・ 成人同士 (満 18 歳以上) のカップル: 1 人につき 360 ユーロ (基準月額の 90%) ・ 就労可能な要扶助者と同一世帯に所属する者: 320 ユーロ (基準月額の 80%) ・ 14 ~ 17 歳: 302 ユーロ ・ 6 ~ 13 歳: 267 ユーロ ・ 0 ~ 5 歳: 234 ユーロ	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合 (月額)、 月収 650 ユーロ未満: 487.5 ユーロ 月収 650 ~ 1,137.5 ユーロ未満: 1,137.5 ユーロと収入の差額 月収 1,137.5 ユーロ以上: 給付ゼロ 夫婦・カップルの場合 (月額 1 人当たり)、 月収 1,300 ユーロ未満: 487.5 ユーロ 月収 1,300 ~ 1,787.5 ユーロ未満: 1,787.5 ユーロと収入の差額 月収 1,787.5 ユーロ以上: 給付ゼロ (2015 年 11 月 12 日現在)
給付期間	上限は、老齢年金受給開始年齢に対応	原則 6 か月 (更新可能)
給付実績等	受給者 (Alg II) 442 万人 (2013 年) 支給総額 (宿泊・暖房費除く) 46.9 億ユーロ (2013 年)	受給者 51 万 2100 人 (2014 年 9 月 30 日、首都圏) 支給総額 18.32 億ユーロ (2009 年実績)

ドイツ: 58 歳以上の受給者は、求職活動義務を免除されている。

なお、適当な仕事の紹介を拒否するなどの義務違反者は、給付の 3 割が減額される。2 度目の義務違反者は、給付の 6 割が減額され、1 年に 3 回の義務違反で請求権がなくなる。

フランス: 60 歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、公的年金の満額支給開始年齢 (65 歳から 67 歳に段階的に引き上げ中) まで受給可能。

月に 78 時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから 3 か月間は仕事による収入と ASS の全額を得られる。4 か月目から 12 か月目までは、ASS の給付額から仕事による収入分が天引きされるが、雇用局から毎月 150 ユーロの特別手当が支給。4 か月連続で月 78 時間を超えるひとつまたは複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として 1000 ユーロが支給。

資料出所

ドイツ: 連邦労働社会省 (BMAS)、連邦雇用エージェンシー (BA) ウェブサイト、厚生労働省「2014 年海外情勢報告」、フランス: 政府公共サービスウェブサイト、労働省発表報告書 *Les allocataires du régime de solidarité nationale en 2009* 等

第4-9表 失業給付受給者数

Table 4-9: Number of persons receiving unemployment benefit

		(千人/thousands)								
	年	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN	1,029	628	607	855	654	625	576	527	467
アメリカ ²⁾	USA	2,143	2,709	3,898	9,122	9,723	7,626	6,048	4,605	2,658
UI (州)		2,110	2,661	3,306	5,724	4,487	3,681	3,297	2,947	2,574
初回申請者数 (州)		301	328	424	568	454	406	374	342	305
イギリス ³⁾	GBR	1,037	801	788	1,443	1,355	1,446	1,529	1,433	1,035
拋出制JSA(a)		144	140	128	342	205	188	164	142	97
所得調査制JSA(b)		783	575	577	940	1,011	1,129	1,237	1,156	842
(a)(b)とも受給		18	14	13	35	21	21	17	15	11
不支給		92	72	70	127	117	109	110	119	85
ドイツ ⁴⁾	DEU	3,152	6,710	5,929	6,050	5,918	5,445	5,292	5,339	5,275
失業給付I		1,695	1,728	917	1,141	1,024	829	849	915	888
失業扶助／失業給付II		1,457	4,982	5,012	4,909	4,894	4,616	4,443	4,424	4,387
フランス ⁵⁾	FRA	2,144	2,574	2,088	2,397	2,461	2,464	2,579	2,711	—
雇用復帰支援手当等		1,667	2,130	1,688	1,993	2,042	2,043	2,142	2,236	—
連帯特別手当等		477	444	400	404	420	421	437	475	—

資料出所 日本:厚生労働省(2015.11)「平成26年度雇用保険事業年報」

アメリカ:連邦政府印刷局ウェブサイト, 同(2013.3) *Economic Report of the President 2013*イギリス:国家統計局(2011.4) *Annual Abstract of Statistics, 2011 Q1*, 労働・年金省ウェブサイトドイツ:連邦統計局(2015.10) *Statistisches Jahrbuch 2015*フランス:Polé emploiウェブサイト(<http://www.pole-emploi.org/>) 2015年12月現在

(注) 国により, 失業保険給付の支給要件, 支給機関等が異なるため, 失業保険給付受給者数を国際比較する場合は, 十分な注意を要する。

- 1) 年度平均。受給者実人員。延長給付を除く一般求職者給付基本手当(短時間労働被保険者分を含む)。
- 2) 各週受給者数の年平均。2014年は暫定値。受給者計には, 州失業保険制度, 連邦職員失業保険制度(UCFE), 退役軍人失業補償(UCX), 連邦・州延長給付(失業が高水準である場合に, 最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給), 緊急失業補償(EUC), 連邦追加給付(FAC)が含まれる。失業期間1週間以上の労働者のみ対象。中段は州失業保険受給者計, 下段は州失業保険の初回申請者数計。
- 3) 各年5月。求職者手当(JSA)の受給者と不支給者の合計。JSAには, 拋出制JSAと所得調査制JSAとがある。不支給者は国民保険控除(National Insurance credits)のみ資格を有する。
- 4) 年平均。失業給付(失業給付I)受給者と失業扶助(失業給付II)受給者の合計。2005年以降の内訳は上段:失業給付I, 下段:失業給付II(但し, 2005年数値は推計値)。
- 5) 各月末計の年平均。2013年は1~10月の平均。労使の中央協約によって設置・運営されている失業保険制度の雇用復帰支援手当受給者(訓練手当を除く)と, 失業保険の受給資格のない失業者等を対象に国が行う連帯制度(ASS:特定連帯特別手当等)の受給者計。

第4-10表 雇用調整速度

Table 4-10: Employment adjustment speed

		1976-1990年平均 Annual average	1991-2010年平均 Annual average
日本	JPN	0.15	0.31
アメリカ	USA	0.71	0.57
カナダ	CAN	0.22	0.38
イギリス	GBR	0.25	0.38
ドイツ	DEU	0.15	0.12
フランス	FRA	0.45	0.36
ベルギー	BEL	0.36	0.34
デンマーク	DNK	0.63	0.40
フィンランド	FIN	0.26	0.34
ノルウェー	NOR	0.26	0.24

資料出所 内閣府(2013.7)「平成25年版経済財政白書」

(注) 1) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」, OECD.Stat databaseにより内閣府が作成。

2) 雇用調整速度は, 部分調整モデルに基づき, 下式により推計した前期労働投入(E_{-1})の計数(γ)を1から引いた値($1-\gamma$)として推計。

$$\ln E = C + \alpha \ln Y + \beta \ln(W/P) + \gamma \ln E_{-1} + \delta T$$

E:雇用者数, Y:鉱工業生産, W:名目賃金, P:消費者物価, T:タイムトレンド

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-11表 雇用調整助成金・再就職支援制度

Table 4-11: Reemployment support programs, employment adjustment subsidies

	日本	
制度名	雇用調整助成金	再就職支援
設立年	1975年創設の雇用調整給付金制度を原型として、81年に現在の雇用調整助成金となった。	雇用調整給付金は、失業を未然に防ぎ雇用を維持するための制度であるが、一旦失業した労働者の「再就職支援」としては各種の制度がある。
運営主体	厚生労働省(実施は各都道府県労働局または公共職業安定所)	失業した労働者の「再就職支援」としては各種の制度がある。
目的	雇用調整助成金制度は、景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を対象に休業等または出向を実施する事業主に対して、休業手当、賃金または出向労働者に係る賃金負担額相当の一部を助成することにより、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的とする。	最も基本的な制度は「雇用保険制度」で、これにより失業者は失業保険給付を受けながら求職(再就職)活動を行うことができる。 また失業給付を受けながら職種転換を図るための「教育訓練を受ける制度」、さらに事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた中小企業事業主に助成金が給付される「労働移動支援助成金(再就職支援給付金)」がある。
支給対象	事業主:雇用保険適用事業所 労働者:雇用保険被保険者	このほか子育て中の者、高齢者、東日本大震災被害者向けなどの「各種就職支援サービス」を制度化している。
支給要件	1. 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。 2. 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。(大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上) 3. 実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること。 4. 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。	このほか子育て中の者、高齢者、東日本大震災被害者向けなどの「各種就職支援サービス」を制度化している。
支給額	1. 休業等の場合 休業を実施した際に支給対象者に対して支払われた休業手当相当額に、大企業1/2、中小企業2/3の助成率を乗じて得た額。 2. 教育訓練を実施した時の加算 1人1日当たり1,200円を加算した額	
支給限度	1. 休業等を実施した場合の1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額(2015年8月現在7,810円)を上限額とする。 2. 教育訓練の場合の加算額は上限額に含まない。 3. 支給限度日数はいずれも1年間で100日、3年間で150日。	
備考	中小企業事業主向けの「中小企業緊急雇用安定助成金」は2013年4月に雇用調整助成金に統合。	

資料出所 日本:厚生労働省「雇用調整助成金ガイドブック」(2015年8月1日), 厚生労働省ウェブサイト

ドイツ		
制度名	雇用調整助成金	再就職支援
	操業短縮労働者助成金 (Kurzarbeitergeld:KUG)	職業紹介支援 (Vermittlungsbudget:VB)
設立年	1969年	1997年(社会法典第3編44条)
運営主体	連邦雇用エージェンシー(BA)	連邦雇用エージェンシー(BA)
対象者	支払った賃金及び社会保険料については事業主。職業継続訓練については労働者(従業員)。	失業者、失業の恐れのある者、または職業教育訓練ポストを探している者
適用要件	企業が経済的要因等により「操業短縮」を行って労働者の雇用を維持する場合、一時的に操業短縮を行ったことにより、賃金の支払いが減少した場合に、賃金の補てんのための費用を事業主に支給する。適用要件は、(1)事業所内で操業短縮について合意があること、(2)経済的理由等やむを得ない事由による操業短縮であり、それを回避するあらゆる措置を講じたこと、(3)従業員の3分の1の労働者が10%以上の給与の減少があること、(4)事前に操業短縮を行う旨を連邦雇用エージェンシーに申請すること、である。	連邦雇用エージェンシー(BA)が、失業者、失業の恐れのある者、または職業教育訓練ポストを探している者に対して、社会保険加入義務のある仕事に就くための職業相談や助成金の支給を行う。任意給付で、公共職業安定所の担当者が、失業者個人の需要や状態に応じて、柔軟に支援を行う。
給付期間	基本的に最大で6か月間(2008年の世界金融危機の際には最大24か月まで拡張適用した)	失業者個人の需要や状態による。
財源	基本的に社会保険料(労使折半)。一部欧州社会基金(ESF)が拠出。	社会保険料(労使折半)。
支援内容	まず、事業主は操業短縮による減額された従業員の手取賃金額の60%(子供がいる場合は67%)を従業員に支払う。その後、事業主が公共職業安定所(AA)にこの額を申請し、支給(支援)を受ける。	職業紹介支援(VB)として支給される助成金の例としては、仕事に応募する際の諸費用、交通費、IT関連機器費などがある。

資料出所 ドイツ:連邦雇用エージェンシー、厚生労働省「2014年海外情勢報告」

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-11表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-11: Reemployment support programs, employment adjustment subsidies (cont.)

	韓国		アメリカ
制度名	雇用維持支援制度	再就職支援	再就職支援
根拠法	雇用保険法（2010年6月改正）	雇用保険被保険者であった失業者を対象に、就業及び起業の目的に適合する訓練課程を受講する際、訓練費及び各種訓練手当を支給する。	労働力革新・機会法(2014)により連邦政府から職業訓練、斡旋、職業相談、カウンセリングのための助成金が各州に提供されている。この助成金は工場閉鎖時の再就職支援のためのカウンセリングや職業紹介、職業訓練等にも活用される。
適用要件	景気の変動や産業構造の変化により雇用調整が避けられなくなった事業主が、労働者に対し、休業、求職、訓練、配置転換などを実施し、雇用維持のための措置を講ずる場合。	訓練期間は1か月以上1年以内で、就業前に3回まで受講できる。訓練実施機関は、公共訓練機関、職業能力開発訓練施設・法人、一般専門学校などである。	労働力革新・機会法(2014)は、労働力投資法(1998)が改正されたもので、2015年7月から施行されている。労働力投資法下で実施されていたプログラムの再承認が基本であり、地方におかれた労働力投資委員会にプログラム実施の委任が行われることが継承されている。委員会は、州、市、郡、もしくはその連合を単位として、雇用主、コミュニティ組織、教育訓練機関、労働組合等の代表者を委員としている。委員総数の51%は雇用主でなければならない。
支給額	・ 休業：事業主が支給した休業手当の2/3(大企業の場合1/2)を支給 ・ 休職：事業主が支給した休職手当の2/3(大企業の場合1/2)を支給 ・ 訓練：事業主が支給した賃金の3/4(大企業の場合2/3)を支給		連邦労働省からの予算配分は各州の人口構成や失業率等を勘案して行われる。その予算の使い道は労働力投資委員会によって検討され、職業訓練を実施する非営利組織もしくは民間企業に委託される。
支援期間	休業、休職、訓練については合わせて年間180日以内。		
適用除外	主な適用除外は以下のとおり。 ・ 労働基準法第26条の規定により、解雇が予告された場合及び経営上の理由により事業主の勧告により退職が予定される者 ・ 雇用維持措置の期間中、新規採用するなど、3年以上連続して雇用維持措置を実施する場合 ・ 季節的な要因等経営上の構造的問題の結果生じた売上高、生産量等の減少を理由とする雇用維持措置は景気変動による経営事情の悪化によるものとは言えず、支援対象とはしない		

資料出所 韓国:脇田滋(2011)「韓国における雇用安全網関連の法令・資料(1) 雇用保険法・雇用保険制度」,「龍谷法学(44巻1号)」,労働政策研究・研修機構(2005)「労働政策研究報告書 No.29 アジア諸国における職業訓練政策」,雇用労働部ウェブサイト
アメリカ:連邦労働社会省

フランス	
制度名	部分的就業 ¹⁾ (雇用調整助成金)
根拠法	労働法典(L5122-1 a L5122-3, R5122-1 a D5122-51, D6321-5)
適用要件	・ 不景気(受注の減少など) ・ 原材料またはエネルギー調達での問題 ・ 災害(または悪天候)またはその他、例外的な状況(主要顧客を失った場合など)で、業務の一時停止または縮小に陥った場合 ・ 企業の業態変化、再編または近代化
支給額	従業員規模 250人以下＝7.74ユーロ/時間, 251人以上＝7.23ユーロ/時間。 各従業員が受け取る給与総額の少なくとも70% 手当支払い期間:6週間を超えてはならない ※ 部分的な失業給付は、社会保障負担を免除されるが、CSG(一般社会拠出金)とCRDS(社会保障債務返済拠出金)の対象となる。
給付期間	最大6週間 ・ 業務が縮小した場合: 年間1,000時間に制限。2か月以上継続した場合、雇用者は、長期的な部分的な活動の状態で契約締結することができる(APLD)。 ・ 業務が一時停止した場合: 最大6週連続(42日)。42日を超える場合、雇用局に申請した上で3か月間失業手当を受給できる。
補償時間	支給対象の時間は、法定労働時間(又は法定労働時間よりも短い場合、労働協約によって定められた時間)と、実際に働いた時間数の差。 ・ 非就業時間が適用可能な共通の労働時間以下及び法定労働時間以内の場合にのみ、非就業時間に対する補償が行われ得る。 ・ 部分的就業の場合、法定の週35時間を超える就業(残業)がある場合、その分については原則として補償対象にならないが、報酬を維持することを目的とする労働協約によって雇用主が明示的に約束している場合は対象となる。 ・ 年間割当量は、従業員一人当たり1,000時間に制限される。週35時間に基づき計画した場合、最大28時間の補償となる。 ・ 会社の建物や施設の改造の場合は、国によって払い戻される補償時間は100時間に制限される。
適用除外	以下の場合、支払い対象の従業員から除外される。 ・ 部分的失業が、集団的労働紛争によるものの場合 ・ 経済上の事由による解雇が行われている最中の場合 ・ 合意による労働契約の破棄の認可手続き中の場合 ・ 労働期間が年間の時間数または日数で一括して定められている場合(企業が完全に閉鎖する場合を除く) ・ 事業所の一時的な閉鎖の場合、一時的な就業停止期間が6週間を超える場合。

資料出所 フランス:政府公共サービスウェブサイト

(注) 1) 制度を直訳すると、完全な失業者の増加を防ぐために「部分的失業(Chômage partiel)を促進させる制度だが、政府が失業を促進させる訳にはいかないため、「部分的就業(activité professionnelle)」の促進と表現する。

第4-12表 高齢者の就業促進施策

Table 4-12: Measures to promote the employment for older persons

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策 (相談、援助等)	需要側(事業主)に対する施策 (助成措置等)
日本	〔地域高齢者支援(高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大)〕 高齢者が社会の支え手として活躍する生涯現役社会の実現に向けて、シルバー人材センターの活用により、会員の拡大や就業機会の拡大を図り、高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。 ・シルバー人材センター事業の推進、拡充(育児支援、家事支援など現役世代の支援となるような分野や人材不足分野を中心にシルバー人材センターの活動範囲を拡充) ・生涯現役社会実現事業(生涯現役社会実現環境整備事業)の実施(高齢者を対象とした職業生活設計セミナーの開催) 〔高齢者(65歳以上の者を含む)の再就職支援の充実・強化〕 高齢者が年齢にかかわらず安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に関する支援や就労支援チームによる就労支援を行うとともに、身近な地域において技能講習を実施するなど、再就職支援を充実・強化する。 ・高齢者就労総合支援事業の実施(全国の主要なハローワークに高齢者雇用相談窓口を設置し、職業生活の再設計に向けた支援や就労支援チームによる就労支援等を実施) ・シニアワークプログラム事業の実施(事業主団体や公共職業安定機関等と連携して、技能講習、面接会等を一体的に実施) ・特定求職者雇用開発助成金等の各種助成金の支給(高齢者等の雇い入れを行う事業主に対する助成。65歳以上の高齢者にも活用可)	〔高齢者雇用確保措置の実施義務(65歳までの雇用機会の確保)〕 高齢者雇用安定法に基づき、希望者全員の65歳までの雇用確保措置についてハローワーク等で啓発指導等を実施 〔企業支援(年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進)〕 年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた支援を充実し、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る。 ・生涯現役社会実現事業(業界別生涯現役システム構築事業)の実施、拡充(業界団体における生涯現役雇用制度導入マニュアルの作成等を通じた地域の機運醸成を図る) ・高齢者雇用安定助成金の支給、拡充(高齢者の雇用環境の整備を行う事業主に対する助成。建設業等人手不足分野の事業主について、1人当たりの支給額を拡充) ・年齢にかかわらず働ける職場づくりの実現のための事業主に対する相談、援助(高齢・障害・求職者雇用支援機構の高齢者雇用アドバイザーが生涯現役社会の実現に向けた事業主支援を重点的に実施) ・専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行(定年後引き続き雇用される高齢者について、労働契約法の無期転換ルールの特例を創設)

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策 (相談, 援助等)	需要側(事業主)に対する施策 (助成措置等)
アメリカ	高齢者地域社会サービス雇用事業 ・ 根拠法・開始年: 1965年高齢者アメリカ人法(the Older American Act)を根拠に, 2002年高齢者コミュニティ雇用プログラム (Senior Community Employment Program; SCEPA)を開始 ・ 適用範囲: 失業中で就業見込みの低い55歳以上, 世帯収入が連邦政府の定める貧困ラインの125%以下 ・ 具体的内容: 全額政府出資の助成金により, 非営利公共施設で訓練をかねて就業する。プログラム期間終了後, 30%の参加者が助成金なしで継続雇用されることを目標とする。 ・ 利用実績等: 登録参加者 3万9,895人(2013年)	なし
イギリス	ワーク・プログラム ・ 開始年月: 2011年6月 ・ 適用範囲: 失業期間が12か月を超える25歳以上の求職者手当受給者, 健康上の問題等により就業が困難な雇用・生活補助手当受給者(高齢者向けの特別な条件はない)。 ・ 具体的内容: 対象者の就職及び就職後の定着支援。支援内容は委託先事業者に一任, 実績に応じて委託費を支払う。	エイジ・ポジティブ(Age Positive) ・ 開始年月: 1999年12月 ・ 具体的内容: 年齢差別是正キャンペーンであり, ウェブサイト上で政府の年齢差別是正政策や好事例についての情報提供等を実施。事務局は雇用年金省に置かれている。

資料出所 アメリカ:労働省SCSEPウェブサイト
イギリス:Gov.ukウェブサイト

第4-12表 高齢者の就業促進施策（続き）

Table 4-12: Measures to promote the employment for older persons (cont.)

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策 (相談, 援助等)	需要側(事業主)に対する施策 (助成措置等)
ドイツ	中小企業における低資格労働者・中高年労働者のための職業継続訓練(WeGebAU) - 根拠法: 社会法典第3編(SGBIII) 81条, 82条, 131a条 - 開始年月: 2006年 - 具体的内容: 中小企業(従業員250人未満)の低資格労働者, または中高年労働者(45歳以上, 45歳未満の労働者は2019年12月31日まで)は, 職業訓練の受講料の一部または全額について助成を受けることができる。	統合助成金(EGZ) - 根拠法: 社会法典第3編(SGBIII) 88~92条 - 開始年月: 2012年4月から統一的制度として新たに運用開始 - 管理主体: 連邦雇用エージェンシー(BA) - 財源: 社会保険料(労使折半) - 具体的内容: 賃金及び事業主が負担する総合社会保険料の50%を上限に, 最長12 か月(50歳以上の者については, 2019年12月31日までに措置を開始した場合に限り, 最長36 か月) 支給。このほか, 障害の程度, 種類により特に職業に就くことが困難である者については, 賃金の70%を上限に最大60か月支給される。加えて55歳以上の者については最大96か月支給される。
フランス	「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約 - 開始年月: 2004年5月 - 適用範囲: 全ての企業の全被用者が対象 - 具体的内容 フランスの企業は, 被用者への訓練機会の付与が法律で義務づけられており, 労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し, 被用者の訓練への参加を促進。 例) 45歳以上か20年以上の職務経験がある被用者で勤続1年以上の者は, 優先的に技能検定を受講できる他, 時間外の職業訓練を受講する場合は, 給与の50%相当の教育訓練手当が企業から支給される。	統一参入契約CUI (Contrat Unique d'Insertion) (2010年1月1日に, それまでの雇用主導契約CIEなどが統合された。) - 開始年月: 2008年12月 - 具体的内容 雇用局(Pôle emploi)とCIU協定を結び, 高齢者や障害者等就職に困難を抱える者をCIUに基づいて雇用した事業主に対し, 最低賃金(SMIC)の47%を上限に, 最長2年間の賃金補助を実施。 求職者を採用する使用者に対する減価支援(ADE) - 開始年月: 2006年1月 (2009年1月1日廃止)

資料出所 ドイツ:連邦労働社会省, 連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト, 厚生労働省「2014年海外情勢報告」
フランス:政府公共サービスサイト等

第4-13表 解雇法制

Table 4-13: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal

	個別的解雇	集団的解雇
日本	・ 民法上、期間の定めのない契約の解除は原則として自由。 ・ 労働基準法により、以下のとおり定められている。 (1)使用者は労働者を解雇しようとする場合、少なくとも30日前に予告しなければならない。(2)業務上の負傷・疾病による休業期間とその後の30日間、女性の産前産後の休業期間とその後の30日間の解雇は禁止。(3)国籍、信条、社会的身分を理由とした解雇、女性であることを理由とした解雇、組合員であることや正当な組合活動などを理由とする解雇は禁止。(4)労働契約法(2008年施行)は「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は、権利を乱用したものとして無効とする」と定めている(労働基準法から移行)。(5)合理的理由に基づく解雇は労務提供不可能、能力・適格性の欠如、義務違反・規律違反(懲戒解雇)、やむを得ない経営上の理由(整理解雇)、ユニオン・ショップ協定に基づくものなど。 ・ 2012年の労働契約法改正により、最高裁で確立した「雇止め法理」の内容が法律(第19条)に規定された(「雇止め」とは使用者が有期契約更新を拒否したとき、契約期間満了により雇用が終了すること。これにより(1)過去に反復更新された有期契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できるもの、(2)労働者が契約期間満了時に契約が更新されると期待する合理的な理由があるもの、のいずれかに該当する場合に、使用者が当該雇止めが「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないとき」は、雇止めが認められなくなった。従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されることになる。	整理解雇の合理性の判断基準について、次の「整理解雇4要件」がある。 (1)人員削減の必要性 (2)人員削減の手段として整理解雇を選択することの必要性(解雇回避措置の余地のないこと) (3)解雇対象の選定の妥当性(選定基準が客観的・合理的であること) (4)解雇手続の妥当性(労使協議等を実施していること) 裁判所は、かつては4要件の1つでも欠ければ解雇は無効となるとの立場をとっていたが、最近では事件ごとに、「4要件説」をとったり、「解雇権濫用」を判断する4つの重要な要素とする立場「4要素説」をとったりして柔軟な対応を図っている。(「4要素説」とは、4要件を総合的に考慮した結果、相当と認められれば解雇を有効とする、すなわち4つの「要件」ではなく、「要素」と捉えることをいう)
アメリカ	連邦法が規制している解雇は以下の5つ。 (1)人種・皮膚の色、宗教、性、出身国を理由とする解雇(公民権法第7条)、(2)年齢を理由とする解雇(年齢差別禁止法)、(3)障害を理由とする解雇(障害を持つアメリカ人法)、(4)組合活動や組合加入を理由とする解雇、(5)その他法律上の権利行使や手続の利用に対する報復としての解雇。 州法が連邦法と別個に規制する解雇の事例 (1)性的志向(ホモセクシュアルやレズビアン等)を理由とする解雇、(2)既婚・未婚といった婚姻上の地位を理由とする解雇、(3)過去の逮捕歴を理由とする解雇。 州によっては、以下のような何らかの明確な法規範に示された公的政策に反する解雇に制限を加えている(「パブリック・ポリシー法理」)。 (1)使用者からの違法行為の指示に反した労働者の解雇、(2)適法な内部告発を理由とする解雇、など。また、契約上正当事由がなければ解雇しないと定めている場合の解雇に対しては、契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「契約法理」)。契約当事者間の「誠実・公正義務」として、相手方の期待を破壊するような行為はしてはならず、これに反するような解雇は契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「誠実・公正義務法理」)。なお、モンタナ州においては、唯一、違法解雇を規制する州制定法が定められている。 労働組合に組織されている事業所で、解雇に対する「正当事由」を求める内容が労働協約に織り込まれていれば、不当な解雇に対して労働者は労働協約上の苦情処理手続を通じて救済を求めることができることがある。	労使交渉でセニオリティ・ルール(先任権制度)を定めている場合、もしくは使用者が認めている場合は、勤続年数の長さが基準となることがある。 労働者調整・再訓練予告法により、大量解雇の実施について手続的規制が定められている。 ・ 事業所閉鎖又は大量レイオフを予定する一定の要件に該当する使用者(100人以上のフルタイム労働者を使用するか週20時間未満就労するパートタイム労働者を含めて100人以上の労働者を時間外労働を除き週当たり合計4千時間以上使用する)は、交渉代表労働組合がそれがない場合には各労働者、ならびに州及び地方政府の関係機関に、60日以上前にその旨を通知しなければならない。但し、自然災害等により合理的に見てできない場合は予告義務を課されない。 ・ 使用者が予告義務に違反した場合、労働者は予告不足日数分の賃金及び諸給付のバックペイを請求できる。

第4-13表 解雇法制（続き）

Table 4-13: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal (cont.)

	個別的解雇	集团的解雇
イギリス	1996年雇用権利法は、次のような解雇規制を定めている。 - 雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間 - 解雇事由の開示（勤続年数2年以上（2012年4月6日以前に雇用関係が開始された場合は1年）の労働者が要求した場合及び妊娠中又は出産休暇中の女性を解雇する場合） また、被用者は使用者に不公正に解雇されない権利を有する。特に、以下の事由による解雇は当然に不公正解雇とされる。 (1)妊娠・出産、(2)産前産後休業・育児休業・家族休業の取得、(3)短時間または有期労働者であること、(4)商店等における日曜労働の拒否、労働時間規則の制限を超えて働くことの拒絶、年次有給休暇の取得等、フレキシブル労働時間の適用の請求、(5)最低賃金の適用、(6)教育訓練プログラムへの参加を求めること、(7)労働組合への加入の有無、労働組合の活動、(8)従業員代表の活動、(9)安全衛生活動、職域年金基金の活動等、(10)内部通報、(11)制定法上の権利に関する主張、(12)人員整理の際、他の労働者と異なる基準を適用された場合 不公正解雇について雇用審判所へ救済申立を行うことができる。雇用審判所は、不公正解雇と認められる場合、職場復帰、再雇用、補償金の支払といった救済を与える。但し、上記(1)～(12)や差別を理由とする場合を除き、不公正解雇申立の権利は原則として勤続年数2年未満の者には適用されない。	1992年労働組合・労働関係（統合）法及び1996年雇用権利法により、一定規模以上の経済的解雇については、労働組合や従業員代表との協議、国務大臣への届出といった一定の要件が課されている。 - 被用者に対しては、雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間が必要。また、勤続2年以上の被用者は、予告期間中に求職又は職業訓練の受講のための休暇を取得することができる（通常の週給額の5分の2が支払われる）。 - 被用者には使用者から、年齢、勤続年数、週給額に応じた剰員整理手当が支払われる。
ドイツ	民法典(BGB)により、解雇予告期間、法の一般原則による解雇無効の可能性を規定するほか、社会的弱者に対する解雇無効の可能性が個別法により規定されている。BGBでは、労使のいずれも暦日の15日又は末日の4週間前までに告知することにより労働契約を終了させることが可能であるが、使用者が2年以上勤務する労働者を解雇する場合には、さらに勤続年数ごとに解雇予告期間が定められている。 解雇制限法(KSchG)は、以下の解雇を、社会的に正当な事由のない解雇として無効としている。適用は、従業員10名以上の事業所（パートタイムは比率で考慮される）。 (1)労働者の一身に基づく理由がない場合、(2)労働者の行動に基づく理由がない場合、(3)緊急の経営上の必要性に基づかない場合、(4)事業所委員会の合意なしに労働者を解雇した場合、(5)労働者を同一の事業所又は同一企業の別の事業所で雇用を継続することが可能な場合等。 また、個別の労働法令により次のような特別解雇制限がある。 (1)事業所委員会委員及び職員委員会委員の解雇（在職中及び終了後1年間）（事業所組織法、職員代表法）、(2)妊娠中及び出産後4週間以内の女性労働者の解雇（母性保護法）、(3)法定の育児休暇を取得中の労働者（連邦育児手当法）、(4)兵役についている労働者の解雇及びその前後に兵役を利用としたその労働者の解雇（職場保護法）、(5)6か月以上雇用が継続されている重度障害者の解雇（中央福祉事務所の同意が必要）（重度障害者法）、(6)訓練期間中の労働者の解雇（職業訓練法）、(7)操業短縮中の解雇については別途規定があり、制限されている。	左記の民法典(BGB)のほか、解雇制限法(KSchG)による規制がある。 一定以上の規模の事業所が一定以上の人数の解雇を行おうとする場合（労働者数が21～59人の事業所で6人以上の解雇を行う場合等）、使用者は公共職業安定所に届け出なければならない。 労働者が経済的不利益を被る場合、それを緩和するために、従業員代表委員会と使用者との間で、被解雇者選出基準、退職金、解雇保障金等について定める社会計画を策定しなければならない。

	個別的解雇	集団的解雇
フランス	1973年法等により解雇が規制されている。次の事由による解雇は無効である。 ・ 出自、性別、習俗、家族状況、民族帰属、国籍、人種、政治的意見、組合活動、共済活動、宗教的信条等を理由とした差別的解雇 ・ 争議権の通常の行使を理由とする解雇 ・ 職業上の男女平等に関する提訴後になされた解雇 ・ セクシュアル・ハラスメントあるいはモラル・ハラスメントを受けたもしくは拒否した労働者の解雇 ・ 妊娠中あるいは出産直後の女性労働者の解雇 ・ 労働災害・職業病の被災者に対して労働契約停止期間中になされる解雇 また、解雇には真実かつ重大な事由が必要であり、これが存在しないときは、労働裁判所によって不当解雇とされ、補償金の支払いが必要となる。真実かつ重大な理由とは、(1)労働契約の履行、労働者自身、その能力、企業組織に関連したものであり、(2)事実に基づいて証明でき、(3)契約の継続を不可能ならしめるほど重大な理由をいう。 個別的解雇には、(1)事前面談への召還、(2)事前面談、(3)解雇通知の送付、(4)解雇予告期間の遵守、(5)解雇手当の支払いといった手続が必要。	経済的理由による解雇については、「真実かつ重大な事由」が必要であり、次のような特別な手続が必要。 <個人(1人)解雇の場合> (2人以上の解雇の場合も共通) ・ 解雇される予定の労働者に対する呼出と面談 ・ 労働者に対する書面による解雇予告(一定の待機期間がある。) ・ 労働者に対する一定期間の再雇用優先権の付与 ・ 行政官庁への解雇実施計画の届出・通知 <2人以上10人未満の解雇> ・ 企業委員会(ない場合には従業員代表委員)に対する情報提供と協議 <10人以上の解雇> ・ 企業委員会(ない場合には従業員代表委員)への情報提供と少なくとも2回以上の協議。企業委員会は企業の費用負担により会計鑑定人の補佐を受けることができる。 ・ 50人以上の労働者を雇用する企業が、30日以内に10人以上の労働者を解雇する場合には、使用者による再配置計画等を盛り込んだ「雇用保護計画」の作成が義務づけられる。行政官庁は、計画を審査し、補充・変更の提案等を行うことができる。 ・ 企業、国、商工業雇用協会の三者による職業転換協定(職業訓練の提供、手当の支給を内容とするもの)を締結しなければならない。 このほか、1,000人以上の労働者を雇用する企業等は、解雇対象者に、最大9か月間、労働契約を維持しながら職業訓練や休職活動をするための「再配置休暇」を付与しなければならない。この対象とならない企業は、解雇対象者に、職業能力評価票の作成と再就職支援の諸措置を提案しなければならない。

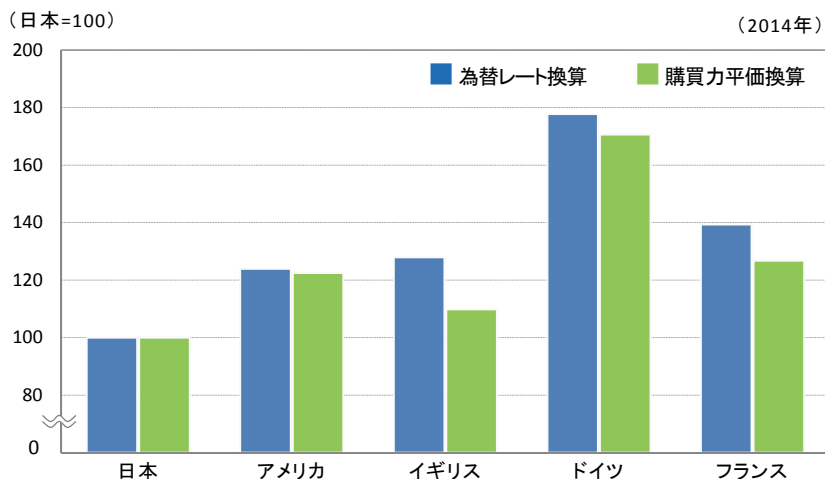
資料出所 厚生労働省海外情報室作成資料、日本労働研究機構(2002.3)「労働政策レポートVol.2 解雇法制 ―日本における議論と諸外国の法制―」、同(2003.3)「資料シリーズNo.129 諸外国における解雇のルールと紛争解決の実態」、荒木尚志/山川隆一/労働政策研究・研修機構[編](2006.7)「諸外国の労働契約法制」、JILPT(2015.6.a)「解雇及び個別労働関係の紛争処理についての国際比較」

日本:厚生労働省「改正労働基準法の概要」「改正労働契約法のポイント」及び厚生労働省ウェブサイト、荒木尚志/菅野和夫/山川隆一[著](2014.5)「詳説 労働契約法<第2版>」、イギリス:前掲JILPT(2015.6.a)、Gov.ukウェブサイト、ドイツ:連邦労働社会省、厚生労働省(2015.3)「2014年海外情勢報告」等、フランス:前掲JILPT(2015.6.a)、JILPT(2015.6.b)「労働政策研究報告書No.173 フランスにおける解雇にかかる法システムの現状」等により労働政策研究・研修機構作成

5. 賃金・労働費用

Wages and Labour Costs

5-1 時間当たり賃金（製造業、2014年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-1表 時間当たり賃金(製造業)」(p.175)を参照。

賃金の国際比較を行う場合にいくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違うことや、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために為替レートで換算することにより、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態(物価水準)を考慮していないことなどの問題がある。

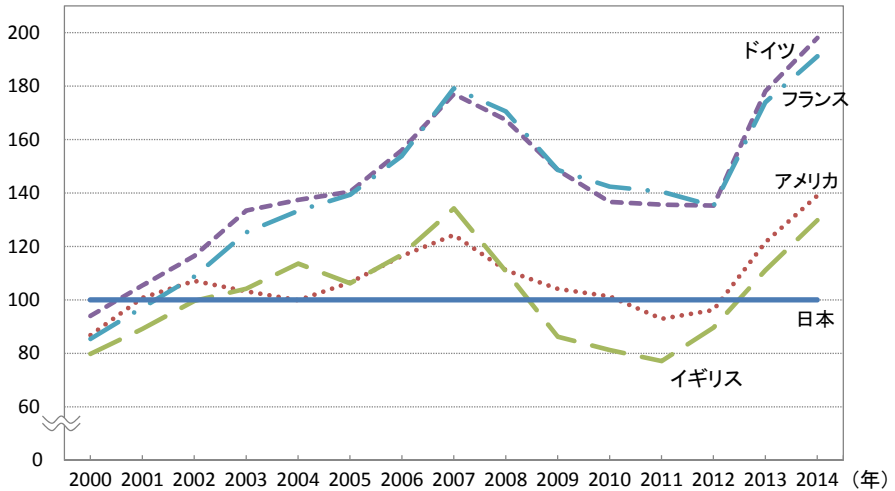
ここでは製造業の全労働者(日本はパートを含む常用労働者)について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価で比較した(資料出所及び推計方法については第5-1表参照)。なお、事業所規模については、日本は5人以上、アメリカは全事業所、欧州は10人以上という違いがある。

2014年の時間当たり賃金(購買力平価換算)は、日本を100とすると、アメリカが122、イギリスが110、ドイツが171、フランスが127となっており、日本は各国の水準を下回っている。

5 賃金・労働費用

5-2 労働費用（製造業、為替レート換算）

（日本＝100）



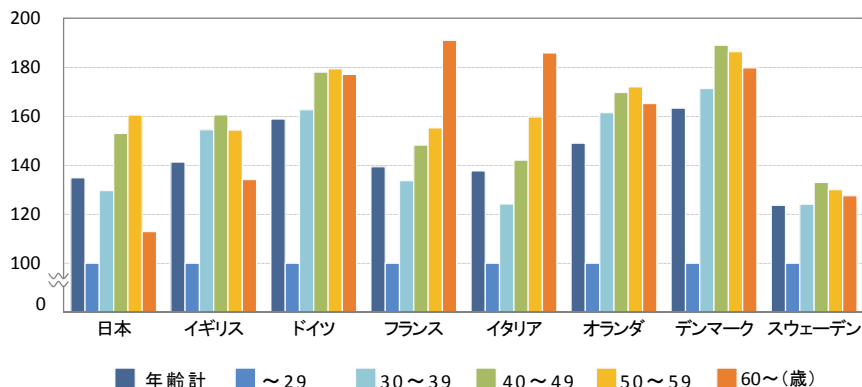
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-6表 労働費用(製造業)」(p.180)を参照。

労働費用についても賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に、製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用の比較を行った。我が国の労働費用は、1985年以降増加傾向を示し、2000年は5か国中で最も高い水準であった。2002年以降は円高の影響もあり、欧米主要国に比較して低い水準で推移した。2009～2012年はイギリス、2011～2012年はアメリカよりも高い水準となったが、近年は再び低い水準で推移している。

5-3 年齢階級別賃金格差

(29歳以下=100)

産業計, 男女計



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-12表 年齢階級別賃金格差」(p.184)を参照。
(注) 日本は2014年、欧州は2010年の数値。

上のグラフは、29歳以下の賃金を100としたときの年齢階級別賃金指数（格差）を示したものである。

日本では29歳以下との賃金の格差は、30～39歳層で1.3倍、40～49歳層で1.5倍、50～59歳層で1.6倍へと拡大していき、60歳以上層になると1.1倍に縮小する。欧州諸国を見ると、デンマーク、イギリスでは40～49歳層（それぞれ1.9倍、1.6倍）、ドイツ、オランダでは50～59歳層（同1.8倍、1.7倍）で格差が最も開いている。

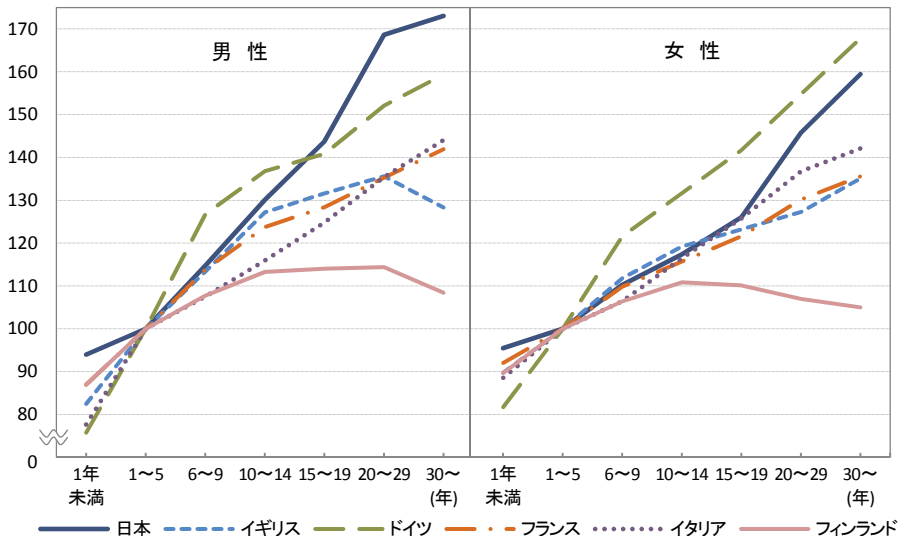
年齢階層間の賃金格差は、職種別に見ると「管理・事務・技術労働者」で大きい。例えば上のグラフでは、フランス、イタリアは60歳以上層でも格差拡大が続き、29歳以下の1.9倍に達しているが、両国の同年齢階層間の賃金格差を職種別に見ると、「生産労働者」の格差は1.2倍程度だが、「管理・事務・技術労働者」では2倍を越えている。

なお、これらの数値を理解するためには、年齢階級別の労働力率「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p. 67) もあわせてみる必要がある。

5 賃金・労働費用

5-4 勤続年数別賃金格差（産業計）

（勤続年数1～5年＝100）



▶ グラフの具体的数値及び資料出所については、「第5-13表 勤続年数別賃金格差」(p.186)を参照。
 (注) 日本は2014年，欧州は2010年。日本の勤続年数は，1～5年が1～4年，6～9年が5～9年に相当する。

上のグラフは日本，イギリス，ドイツ，フランス，イタリア，フィンランドについて，勤続年数1～5年（日本については1～4年）の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数（格差）を示したものである。

まず男性についてみると，日本は勤続年数が長くなるにつれ，勤続年数別賃金指数が上昇し，勤続年数20～29年までその上昇スピードも速い。特に勤続年数30年以上では勤続年数1～4年の約1.7倍に達する。その他の国々については，勤続年数30年以上でドイツが約1.6倍，イタリア，フランスが約1.4倍，イギリスが約1.3倍，フィンランドが約1.1倍となっている。

他方，女性の場合は，男性に比べて勤続年数別の賃金格差は概して小さい。ドイツ，イギリスの勤続年数1～5年と30年以上などの賃金格差は，女性の方が男性より大きい。女性の勤続年数1～5年と30年以上の賃金格差は，ドイツが約1.7倍，日本が約1.6倍，イタリア，フランス，イギリスが約1.4倍，フィンランドが約1.1倍となっている。

第5-1表 時間当たり賃金（製造業）
Table 5-1: Hourly wages, manufacturing

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
賃金/Wages	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000年	2,266	18.79	11.47	21.09	16.66
2005	2,303	21.58	12.85	23.28	19.92
2008	2,288	24.39	14.44	25.23	22.02
2009	2,269	24.85	14.37	25.63	22.02
2010	2,244	24.91	14.18	25.62	22.79
2011	2,288	25.18	14.40	26.72	23.59
2012	2,276	25.60	16.60	28.20	23.81
2013	2,293	26.19	16.78	28.88	23.26
2014	2,342	27.39	17.18	29.61	23.21
為替レート換算/Exchange rate conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	89	83	92	73
2005	100	103	112	139	119
2008	100	110	120	167	146
2009	100	102	92	147	126
2010	100	97	86	133	118
2011	100	88	80	130	114
2012	100	90	92	127	107
2013	100	111	112	163	131
2014	100	124	128	178	139
購買力平価換算/PPP Conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	128	123	149	121
2005	100	121	114	151	121
2008	100	125	113	159	127
2009	100	127	112	161	130
2010	100	124	102	160	132
2011	100	118	97	160	131
2012	100	117	109	164	129
2013	100	117	109	166	127
2014	100	122	110	171	127
換算用為替レート/Exchange rates for conversion	(各国通貨/円)(National currency per Yen)				
2013	1	97.60	152.57	129.58	129.58
2014	1	105.94	174.33	140.56	140.56
換算用購買力平価/PPPs for conversion					
2013	1	102.74	148.53	132.18	125.48
2014	1	104.72	149.74	134.94	127.88

資料出所 厚生労働省(2015.2)「平成26年毎月勤労統計調査」

U.S.Bureau of Labour Statistics (2015.6) *Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database “Labour cost surveys”, “Labour costs annual data” 2016年1月現在

OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPP and exchange rates” 2016年1月現在

(注) 各国の推計方法は以下のとおり。

日本：厚生労働省「毎月勤労統計調査」における事業所規模5人以上の常用労働者について、月間の現金給与総額を実労働時間で除した。

米国： *Employer Costs for Employee Compensation* の製造業全労働者について、wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計した。各年第1四半期のデータ。

欧州：製造業全労働者の実労働時間当たり賃金。“labour costs annual data”の時間当たり労働費用(hourly labour costs)と賃金(total wages and salaries)の対労働費用比率から算出。イギリスの2008年以降及びフランスの2009年以降は産業分類の変更により、それより前の数値と接続しない。ドイツは新分類で適及改訂されている。

※経年の為替レートは「第1-13表 為替レート(p.38)」を参照。

5 賃金・労働費用

第5-2表 賃金（製造業）

Table 5-2: Wages, manufacturing

(男女計/Total)

			2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	¹⁾
日本 ²⁾	(円/月) Yen/month	JPN	371,452	380,885	349,603	362,340	368,340	372,072	372,459	382,193	E
	(円/日) Yen/day		18,573	19,140	18,400	18,487	18,889	18,887	19,100	19,600	
	(円/時間) Yen/hour		2,266	2,303	2,269	2,244	2,288	2,276	2,293	2,342	
アメリカ ³⁾	US\$/h	USA	14.32	16.56	18.24	18.61	18.93	19.08	19.30	19.56	E
カナダ	CA\$/h	CAN	17.55	19.87	22.61	23.01	22.95	23.59	24.10	24.66	R
イギリス ⁴⁾	Pound/h	GBR	8.79	11.01	12.32	12.64	13.16	13.36	13.56	13.49	E
ドイツ ⁵⁾	Euro/h	DEU	27.78	15.60	19.59	20.11	20.43	21.03	21.71	22.33	E
フランス ⁶⁾	Euro/h	FRA	14.1	16.4	—	16.63	—	—	—	—	E
イタリア ⁷⁾	Euro/h	ITA	9.93	11.36	—	12.96	—	—	—	—	E
スウェーデン ⁸⁾	Krona/h	SWE	111.3	129.9	145.6	149.8	154.7	157.5	160.2	—	E
ロシア	Ruble/m	RUS	2,365	8,421	16,583	19,078	21,781	24,512	27,045	29,511	E
中国 ⁹⁾	Yuan/year	CHN	8,750	15,934	26,810	30,916	36,665	41,650	46,431	51,369	E
香港 ¹⁰⁾	HK\$/m	HKG	11,739	9,885	11,000	12,000	13,000	12,000	13,000	13,900	E
韓国 ¹¹⁾	1,000 Won/m	KOR	1,228	1,825	2,163	2,274	2,352	2,503	2,635	2,819	E
シンガポール ¹²⁾	SG\$/m	SGP	3,036	3,495	3,966	4,263	4,484	3,300	3,638	3,727	E
タイ ¹³⁾	Baht/m	THA	6,015	6,420	7,519	7,495	8,066	9,392	10,962	11,660	E
フィリピン ¹⁴⁾	Peso/d	PHL	226	248	300	311	316	330	344	347	B
インド ¹⁵⁾	Rupee/m, d	IND	1,281	159	318	—	376	—	—	—	E
オーストラリア ¹⁶⁾	AU\$/w	AUS	803	1,030	1,174	1,211	1,269	1,283	1,351	1,399	E
ニュージーランド ¹⁷⁾	NZ\$/h	NZL	16.97	19.58	23.52	22.88	24.06	25.04	25.27	25.39	E
ブラジル ¹⁸⁾	Real/m	BRA	763	—	—	—	1,268	1,406	1,537	1,662	E

(男性/Male)

			2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	¹⁾
日本 ²⁾	(円/月) Yen/month	JPN	462,407	456,775	415,086	429,156	435,641	435,357	437,240	448,487	E
	(円/日) Yen/day		22,891	22,725	21,619	21,675	22,114	21,877	22,195	22,651	
	(円/時間) Yen/hour		2,679	2,637	2,583	2,541	2,590	2,555	2,578	2,624	
アメリカ ³⁾	US\$/h	USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E
カナダ	CA\$/h	CAN	18.93	21.27	24.06	24.42	24.28	24.96	25.37	26.16	R
イギリス ⁴⁾	Pound/h	GBR	9.45	11.43	12.86	13.07	13.66	13.84	14.02	13.95	E
ドイツ ⁵⁾	Euro/h	DEU	29.10	16.24	20.54	21.08	21.41	21.95	22.64	23.31	E
フランス ⁶⁾	Euro/h	FRA	15.0	17.3	—	17.45	—	—	—	—	E
イタリア ⁷⁾	Euro/h	ITA	10.57	12.02	—	13.56	—	—	—	—	E
スウェーデン ⁸⁾	Krona/h	SWE	113.3	132.2	—	—	—	—	—	—	E
ロシア	Ruble/m	RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E
中国 ⁹⁾	Yuan/year	CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E
香港 ¹⁰⁾	HK\$/m	HKG	12,523	11,279	12,000	13,000	15,000	14,500	15,000	15,000	E
韓国 ¹¹⁾	1,000 Won/m	KOR	1,388	2,044	2,380	2,492	2,575	2,734	2,877	3,060	E
シンガポール ¹²⁾	SG\$/m	SGP	3,653	4,111	4,510	4,869	5,117	3,683	4,117	4,038	E
タイ ¹³⁾	Baht/m	THA	8,488	7,496	8,588	8,563	9,252	10,520	11,995	12,748	E
フィリピン ¹⁴⁾	Peso/d	PHL	237	254	310	320	327	339	358	363	B
インド ¹⁵⁾	Rupee/d	IND	—	164	321	—	387	—	—	—	E
オーストラリア ¹⁶⁾	AU\$/w	AUS	843	1,081	1,223	1,260	1,330	1,338	1,399	1,459	E
ニュージーランド ¹⁷⁾	NZ\$/h	NZL	17.87	20.54	24.63	24.09	24.91	26.25	25.88	26.49	E
ブラジル ¹⁸⁾	Real/m	BRA	854	—	—	—	1,398	1,551	1,696	1,830	E

(女性/Female)

		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	¹⁾
日本 ²⁾	(円/月) Yen/month JPN	194,279	201,799	196,264	203,132	206,130	211,881	211,574	216,898	E
	(円/日) Yen/day	9,912	10,402	10,552	10,635	10,849	11,035	11,135	11,476	
	(円/時間) Yen/hour	1,323	1,373	1,416	1,414	1,437	1,451	1,467	1,506	
アメリカ ³⁾	US\$/h USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E
カナダ	CA\$/h CAN	14.00	16.35	18.96	19.35	19.69	20.10	20.83	20.66	R
イギリス ⁴⁾	Pound/h GBR	6.91	9.72	10.63	11.27	11.71	11.89	11.93	12.04	E
ドイツ ⁵⁾	Euro/h DEU	21.39	12.02	15.61	16.55	16.26	16.89	17.58	18.08	E
フランス ⁶⁾	Euro/h FRA	11.8	14.0	—	14.62	—	—	—	—	E
イタリア ⁷⁾	Euro/h ITA	8.46	9.81	—	11.39	—	—	—	—	E
スウェーデン ⁸⁾	Krona/h SWE	103.4	119.9	—	—	—	—	—	—	E
ロシア	Ruble/m RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E
中国 ⁹⁾	Yuan/year CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E
香港 ¹⁰⁾	HK\$/m HKG	11,048	8,694	8,000	9,000	9,000	8,300	9,000	10,000	E
韓国 ¹¹⁾	1,000 Won/m KOR	831	1,253	1,505	1,615	1,678	1,802	1,902	2,109	E
シンガポール ¹²⁾	SG\$/m SGP	2,181	2,563	3,048	3,253	3,433	2,708	2,925	3,000	E
タイ ¹³⁾	Baht/m THA	6,233	5,420	6,532	6,466	6,917	8,236	9,922	10,488	E
フィリピン ¹⁴⁾	Peso/d PHL	211	236	285	296	302	317	324	323	B
インド ¹⁵⁾	Rupee/d IND	—	72	270	—	225	—	—	—	E
オーストラリア ¹⁶⁾	AU\$/w AUS	662	825	988	1,022	1,039	1,048	1,125	1,146	E
ニュージーランド ¹⁷⁾	NZ\$/h NZL	14.44	16.84	20.87	19.92	21.84	22.10	23.77	22.76	E
ブラジル ¹⁸⁾	Real/m BRA	524	—	—	—	981	1,097	1,188	1,306	E

資料出所 日本：厚生労働省(2015.2)「平成26年毎月勤労統計調査」

フランス(2010年)・イタリア：Eurostat Database“Structure of earnings survey”2016年2月現在

中国：国家統計局(2015.9)「中国統計年鑑2015」

韓国：雇用労働省ウェブサイト(<http://www.moel.go.kr/>)2016年2月現在

タイ：国家統計局(2015) *Labour Force Survey Whole Kingdom Quarter 1*

インド(2005年以降)：統計計画履行省(各年版) *NSS Report, Employment and Unemployment in India*
その他：ILO Database(<http://www.ilo.org/ilostat/>)及び各国政府ウェブサイト

- (注) 1) 原則、雇用者が対象。E＝実際に支払われた賃金(諸手当・ボーナス含む)、R＝労働契約等により予め定められている賃金(諸手当・ボーナス含む)、B＝通常の労働時間に対して支払われる基本賃金(諸手当・ボーナス・時間外労働手当を除く)。
2) 毎月勤労統計調査の5人以上雇用事業所の常用労働者(一般労働者及びパートタイム労働者)。賞与等の特別に支払われた賃金を含む。労働時間は総実労働時間。
3) 民間部門の生産労働者(管理職を除く)。
4) 16歳以上の全雇用者を対象。時給100ポンド以上の者は除外。各年4-6月期の数値。
5) 2000年の通貨単位はマルク(1ユーロ＝1.95583マルク)。フルタイム雇用者が対象。2009年以降は2月の数値。
6) 2005年欄は2004年の数値。
7) 2000年欄は2002年、2005年欄は2006年の数値。
8) 各年9月の値。民間部門の生産労働者を対象。
9) 都市部のみ対象。
10) 第2四半期の数値。
11) 正規従業員5人以上の事業所。
12) 2011年以前はフルタイム及びパートタイム雇用者の平均月収。2012年以降はフルタイム雇用者(国籍保有者及び永住権保有者を対象)の中位総月収(6月の数値)。
13) 2000年欄は2001年の数値。各年第1四半期の数値。
14) 2000年欄は2001年の数値。
15) 各年度の数値。2000年は生産労働者の月収。2005年以降は常用労働者の1日当たり収入。
16) 成人のフルタイム非管理職、各年5月の数値。
17) 2005年以前は2月の数値。
18) 2000年は12月の数値。2011年以降は9月の数値で主に就いている仕事を対象。

第5-3表 産業別賃金（2014年）

Table 5-3: Wages by economic activity, 2014

			非農林漁業 部門 All sectors excl. agriculture, forestry and fishing	製造業 Manufactur- ing	鉱業及び 採石業 Mining and quarrying	建設業 Construc- tion	情報 通信業 Information and communica- tion	1)
日本 ²⁾	Yen/month	JPN	316,567	382,193	363,534	376,179	491,335	E
アメリカ ³⁾	US\$/hour	USA	20.61	19.56	26.85	24.67	28.66	E
カナダ ⁴⁾	CA\$/h	CAN	24.51	24.66	34.99	26.84	23.27	R
イギリス ^{5) 6)}	Pound/h	GBR	13.07	13.49	15.96	13.13	20.82	E
ドイツ ⁷⁾	Euro/h	DEU	22.82	25.43	24.92	18.34	31.10	E
フランス ⁸⁾	Euro/h	FRA	16.27	16.63	16.11	14.28	21.49	E
イタリア ⁸⁾	Euro/h	ITA	14.48	12.96	17.45	12.65	16.82	E
スウェーデン ⁹⁾	Krona/m	SWE	37,120	41,060	41,150	37,820	39,700	E
ロシア ⁶⁾	Ruble/m	RUS	32,495	29,511	58,959	29,354	33,705	E
中国 ^{6) 10)}	Yuan/year	CHN	56,360	51,369	61,677	45,804	100,845	E
香港 ¹¹⁾	HK\$/m	HKG	13,500	13,900	—	15,000	15,000	R
韓国 ¹²⁾	1,000 Won/m	KOR	2,754	2,819	3,046	2,909	3,325	E
シンガポール ¹³⁾	SG\$/m	SGP	3,276	3,727	—	3,128	4,443	E
タイ ^{6) 14)}	Baht/m	THA	12,773	11,660	28,571	8,820	26,520	E
フィリピン ⁶⁾	Peso/d	PHL	367.35	346.74	319.45	329.80	618.22	B
インド ¹⁵⁾	Rupee/d	IND	396	376	815	353	—	E
オーストラリア ¹⁶⁾	AU\$/week	AUS	1,516	1,399	2,551	1,659	1,682	E
ニュージーランド ⁶⁾	NZ\$/h	NZL	26.88	25.39	58.17	25.16	32.40	E
ブラジル ¹⁷⁾	Real/m	BRA	1,600	1,662	2,961	1,408	1,711	E

資料出所 日本:厚生労働省(2015.2)「平成26年毎月勤労統計調査」

その他:ILO ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 及び各国政府ウェブサイト等

- (注) 1) 原則、雇用者が対象。E＝実際に支払われた賃金(諸手当・ボーナス含む)、R＝労働契約等により予め定められている賃金(諸手当・ボーナス含む)、B＝通常の労働時間に対して支払われる基本賃金(諸手当・ボーナス・時間外労働手当を除く)。
- 2) 事業所規模5人以上の常用労働者。一人平均月間現金給与総額。
- 3) 民間部門の生産労働者(管理職を除く)。鉱業及び採石業は林業の一部を含む。
- 4) 鉱業及び採石業は林業、漁業、石油、ガスを含む。情報通信業は娯楽業を含む。
- 5) フルタイム労働者。時間外手当を含む。時給100ポンド以上の者は除外。4-6月期の数値。
- 6) 非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。
- 7) フルタイム労働者。
- 8) 2010年値。
- 9) 非生産労働者。諸手当を含む。2014年9月の数値。
- 10) 都市部のみを対象。
- 11) 中央値。第2四半期の値。情報通信業は運輸・倉庫業を含む。
- 12) 5人以上規模企業の常用雇用者。
- 13) フルタイム労働者。国籍保有者及び永住権保有者を対象。2014年6月の中央値。
- 14) 2013年第1四半期の数値。
- 15) 常用労働者(15～59歳)が対象。2011年度の数値。
- 16) 成人のフルタイム非管理職。2014年5月の数値。
- 17) 情報通信業は運輸・倉庫業を含む。2014年9月の数値。

第5-4表 時間当たり実収賃金指数（製造業）

Table 5-4: Annual hourly earnings indices, manufacturing

(2010年=100)

		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	99.3	103.0	103.9	104.0	95.9	100.0	102.1	101.4	101.3	103.1
アメリカ	USA	77.0	89.0	92.8	95.4	98.0	100.0	101.7	102.5	103.7	105.1
カナダ	CAN	83.5	93.8	98.7	100.4	95.3	100.0	103.2	106.1	106.1	107.0
イギリス	GBR	70.4	85.2	92.1	94.8	95.9	100.0	101.4	103.2	105.7	107.8
ドイツ	DEU	84.0	91.6	93.6	96.2	97.9	100.0	102.5	105.5	108.1	111.1
フランス	FRA	75.4	88.2	93.2	96.2	98.2	100.0	102.4	105.0	107.1	108.8
イタリア	ITA	75.6	85.8	91.2	94.3	97.3	100.0	102.4	104.9	107.1	109.7
オランダ	NLD	78.9	89.4	92.5	96.0	98.7	100.0	101.3	103.2	104.9	106.6
デンマーク	DNK	70.2	84.8	91.0	94.8	97.5	100.0	102.3	104.1	105.8	107.2
スウェーデン	SWE	73.9	85.6	91.5	95.1	96.9	100.0	102.8	106.5	108.7	111.2
ノルウェー	NOR	63.4	79.1	87.6	92.5	96.5	100.0	104.5	109.1	113.1	116.1
スペイン	ESP	66.7	82.5	89.7	94.0	98.6	100.0	102.7	104.6	106.1	106.8
台湾	TWN	87.5	99.1	102.9	104.3	97.6	100.0	104.6	106.1	106.5	109.3
韓国	KOR	52.5	80.6	90.9	89.7	91.6	100.0	101.7	108.0	113.3	118.0
オーストラリア	AUS	65.5	84.8	90.8	96.0	96.9	100.0	103.9	—	—	—
ニュージーランド	NZL	70.4	82.5	89.9	94.0	96.7	100.0	103.8	107.4	110.2	113.4

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Hourly Earnings” 2015年10月現在

台湾: 国家統計資料庁 (<http://www.stat.gov.tw/>) 2015年10月現在

(注) 国により賃金の定義及び対象者の範囲, 事業所の規模・基準年等が異なるため, 比較の際は注意を要する。

5 賃金・
労働費用

第5-5表 フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers

		Full time=100	備考
日本	JPN	56.6 (2014年)	非農林漁業計, 企業規模10人以上, 時間当たり賃金(所定内給与)
アメリカ	USA	30.3 (2014)	産業計, 16歳以上フルタイム労働者の週当たり賃金の中央値
イギリス	GBR	71.4 (2014)	産業計・全職種(自営業を除く)の1%を対象とするサンプル調査, 時間当たり賃金(残業代を除く)
ドイツ	DEU	79.3 (2010)	産業計(行政, 防衛, 義務的社会保障分野は選択制), 企業規模10人以上, 時間当たり賃金(残業代を含む)
フランス	FRA	89.1 (2010)	
イタリア	ITA	70.8 (2010)	
オランダ	NLD	78.8 (2010)	
デンマーク	DNK	70.0 (2010)	
スウェーデン	SWE	83.1 (2010)	

資料出所 日本: 厚生労働省 (2015.2) 「平成26年賃金構造基本統計調査」

アメリカ: BLS (2015.2) *Labor Force Statistics from the Current Population Survey*

イギリス: Office for National Statistics (2014.11) *2014 Annual Survey of Hours and Earnings—Provisional Results*

その他: Eurostat Database “Structure of earnings survey 2010” 2015年10月現在

(注) フルタイム労働者の時間当たり賃金(所定内給与)に対する, パートタイム労働者の時間当たり賃金の割合。

5 賃金・労働費用

第5-6表 労働費用（製造業）

Table 5-6: Labour costs, manufacturing

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
労働費用/Labour costs	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000年	2,905	23.41	14.22	27.50	24.98
2005	2,946	28.48	15.62	30.20	29.96
2008	2,922	31.42	17.03	32.30	32.92
2009	2,878	32.03	17.03	32.90	32.92
2010	2,790	32.20	16.72	32.80	34.17
2011	2,805	32.67	16.92	34.30	35.52
2012	2,738	33.02	19.48	36.13	36.10
2013	2,712	33.79	19.75	37.29	36.42
2014	2,712	35.60	20.20	38.23	36.89
為替レート換算/Exchange rate conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	87	80	94	85
2005	100	107	106	140	139
2008	100	111	111	167	171
2009	100	104	86	149	149
2010	100	101	81	137	142
2011	100	93	77	136	140
2012	100	96	90	135	135
2013	100	122	111	178	174
2014	100	139	130	198	191
購買力平価換算/PPP Conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	125	119	152	142
2005	100	125	108	153	143
2008	100	126	105	159	149
2009	100	129	104	163	153
2010	100	129	97	165	160
2011	100	125	93	168	161
2012	100	126	107	175	162
2013	100	128	108	182	169
2014	100	137	112	190	174

資料出所 厚生労働省(2015.2)「平成26年毎月勤労統計調査」、厚生労働省(2012.1)「平成23年就労条件総合調査」、内閣府(2015.12)「2014年国民経済計算確報」

U.S.Bureau of Labour Statistics(2015.6) *Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database “Labour cost surveys”, “Labour costs annual data” 2016年1月現在

OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates” 2016年1月現在

(注) 対象となる事業所規模はアメリカは全規模、欧州諸国は10人以上規模、日本は5人以上規模。各国の推計方法は以下のとおり。

日本：製造業の実労働時間当たり労働費用をもとに、実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。

米国： *Employer Costs for Employee Compensation* の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用。各年第1四半期のデータを使用。

欧州：製造業全労働者の時間当たり労働費用。イギリスの2008年以降及びフランスの2009年以降は産業分類の変更により、それより前の数値と接続しない。ドイツは新分類で遡及改訂されている。

※ 換算用為替レート、購買力平価については第5-1表(p.175)を参照。

第5-7表 労働費用でみた国際競争力

Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs

		(2010年=100) (base Year 2010=100)								
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	125.4	100.5	100.5	100.0	101.2	99.9	80.2	76.0	71.5
アメリカ	USA	117.5	110.0	104.8	100.0	95.3	97.7	97.8	100.1	110.9
カナダ	CAN	76.1	90.8	92.0	100.0	101.5	101.1	97.6	92.0	84.8
イギリス	GBR	130.5	123.9	99.5	100.0	100.6	105.0	103.6	111.3	117.5
ドイツ	DEU	99.2	104.5	105.7	100.0	99.0	95.7	97.8	99.0	94.7
フランス	FRA	96.1	103.4	104.0	100.0	99.3	96.3	97.4	97.8	93.8
イタリア	ITA	93.1	102.8	104.9	100.0	99.9	97.9	99.5	100.1	96.2
オランダ	NLD	92.9	103.5	104.8	100.0	99.4	96.9	99.8	101.0	98.0
デンマーク	DNK	91.7	99.8	104.4	100.0	99.4	96.8	97.7	98.9	96.3
スウェーデン	SWE	110.7	106.4	94.4	100.0	105.8	105.3	106.4	101.3	95.4
韓国	KOR	108.4	122.7	93.1	100.0	100.0	99.7	103.7	109.9	110.9
オーストラリア	AUS	68.2	87.6	88.2	100.0	106.9	108.4	103.7	99.0	89.6

資料出所 OECD (2015.11) *Economic Outlook, volume 2015 issue 2(preliminary version)*

第5-8表 労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-8: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

		(%)							
	(年)	日本 JPN (2011)	アメリカ USA (2015)	イギリス GBR (2012)	ドイツ DEU (2012)	フランス FRA (2012)	オランダ NLD (2012)	スウェー デン SWE (2012)	韓国 KOR (2014)
労働費用計 ^{a)}		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与 ^{b)}		79.7	77.0	82.3	76.9	62.8	75.1	66.6	76.2
現金給与以外 ^{c)}		20.3	23.0	17.7	23.1	37.2	24.9	33.4	23.8
法定福利費 ^{d)}		(11.1)	(7.8)	(8.1)	(14.1)	(26.3)	(10.3)	(20.8)	(6.5)
法定外福利費 ^{e) 1)}		(2.4)	(10.2)	(6.2)	(7.2)	(4.7)	(12.1)	(8.0)	(5.2)
現物給付 ^{f)}		(0.1)	—	(1.2)	(1.0)	(0.2)	(1.0)	(1.2)	—
退職金等の費用 ^{g)}		(6.2)	(5.0)	(0.7)	(0.2)	(3.1)	(0.0)	(0.0)	(11.5)
教育訓練費 ^{h)}		(0.2)	—	(1.5)	(0.5)	(1.9)	(0.7)	(0.6)	(0.5)
その他 ^{i) 2)}		(0.2)	—	—	(0.2)	(1.0)	(0.8)	(2.8)	(0.1)

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs; d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits.

資料出所 日本:厚生労働省(2012.1)「平成23年就労条件総合調査」

アメリカ:Bureau of Labor Statistics (2015.9) *Employer Costs for Employee Compensation — June 2015*

欧州:Eurostat (2015.10) *Labour Costs Survey 2012 —NACE Rev.2*

韓国:雇用労働部 (<http://www.moel.go.kr/>) 2015年11月現在

(注) 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。()内は現金給与以外の内数。日本及びアメリカは企業規模計, EUは10人以上の企業又は事業所(国によって異なる)を対象。

1) アメリカの法定外福利費は各種(生命, 健康, 短期・長期障害)保険料(Insurance)。欧州は見習の福利費を含む。

2) 「その他」には以下を含む。日本は募集費, 転勤に要する費用, 社内報, 作業服等。欧州は募集費用, 税, 補助金等, 韓国は募集費。

5 賃金・労働費用

第5-9表 生産労働者の時間当たり労働費用¹⁾（製造業）

Table 5-9: Indices of hourly compensation costs in manufacturing

		(Index, U.S. = 100)								
		2000年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	100	84	79	74	84	88	91	101	99
アメリカ	USA	100	100	100	100	100	100	100	100	100
カナダ	CAN	73	87	94	97	98	86	99	102	103
イギリス	GBR	83	99	102	110	104	86	84	87	88
ドイツ	DEU	102	126	129	136	145	134	126	134	128
フランス	FRA	86	108	111	118	127	118	112	119	112
イタリア	ITA	67	92	94	99	107	100	96	102	96
オランダ	NLD	84	110	113	119	131	121	114	119	111
ベルギー	BEL	105	136	139	148	164	153	146	154	146
デンマーク	DNK	89	123	125	139	152	142	138	145	136
スウェーデン	SWE	94	117	120	133	136	120	125	139	140
フィンランド	FIN	80	112	115	122	134	129	119	127	119
ノルウェー	NOR	98	140	146	163	175	156	166	182	178
オーストリア	AUT	88	107	110	119	131	125	115	122	116
スイス	CHE	108	133	134	136	150	148	147	170	162
アイルランド	IRL	63	95	100	110	124	121	111	112	107
スペイン	ESP	50	69	72	77	85	81	77	80	75
台湾	TWN	29	26	26	26	26	23	24	26	27
韓国	KOR	39	49	57	61	51	44	51	54	58
シンガポール	SGP	47	44	45	49	58	51	56	65	68
フィリピン	PHL	4	4	4	5	5	5	5	6	6
オーストラリア	AUS	66	95	96	104	110	98	114	131	134
ニュージーランド	NZL	36	54	52	59	58	51	59	66	69
ブラジル	BRA	17	17	20	22	26	24	29	33	31
メキシコ	MEX	19	19	19	19	20	17	18	18	18

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics (2013.8) *International Labor Comparisons*

(注) 1) 労働費用の金額を各年の為替レートで米ドルに換算し、アメリカを100とするように基準化したもの。

第5-10表 男女間賃金・勤続年数格差（2014年）

Table 5-10: Gender wage and job tenure gap in 2014

		賃金格差 ¹⁾ Wage Gap	勤続年数 Job Tenure		
			男 Male	女 Female	格差 Gap
		(男/male = 100)	(年/Year)	(年/Year)	(男/male = 100)
日本	JPN	72.2	13.5	9.3	68.9
アメリカ	USA	82.5	4.7	4.5	95.7
イギリス	GBR	82.4	8.4	7.9	94.0
ドイツ	DEU	81.1	11.2	10.2	91.1
フランス	FRA	84.9	11.4	11.4	100.0
スウェーデン	SWE	88.0	8.9	9.3	104.5
韓国	KOR	68.3	6.9	4.5	65.2

資料出所 日本:厚生労働省(2015.2)「平成26年賃金構造基本統計調査」
 アメリカ:U.S.Department of Labor(2015.2) *Labor Force Statistics from the CPS*,
 同(2014.9) *Employee Tenure in 2014*
 イギリス(賃金):ONS(2014.11) *Annual Survey of Hours and Earnings 2014*
 ドイツ(賃金):連邦統計局(2015.10) *Statistisches Jahrbuch 2015*
 フランス(賃金):Eurostat(2016.1) *Gender pay gap in unadjusted form*
 スウェーデン(賃金):統計局(2015.6) *Salary structures, whole economy*
 欧州(勤続年数):OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2016年2月現在
 韓国:雇用労働部(<http://www.moel.go.kr/>)2016年2月現在

(注) 1) 原則、産業計の賃金額より算出。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は一般労働者の1か月当たり所定内給与額。

第5-11表 フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差

Table 5-11: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

		(%)									
		2000年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN	33.9	32.8	33.0	31.7	30.7	28.3	28.7	27.4	26.5	26.6
アメリカ	USA	23.1	19.0	19.2	19.8	20.1	19.8	18.8	17.8	19.1	17.9
カナダ	CAN	23.9	21.3	21.2	20.8	20.5	19.8	18.8	19.2	18.8	19.0
イギリス	GBR	26.3	22.1	21.7	21.6	21.9	20.7	19.2	18.2	17.8	17.5
ドイツ	DEU	20.1	17.1	19.5	17.3	17.9	17.6	16.9	16.6	—	—
フランス ²⁾	FRA	14.6	14.4	14.0	14.0	14.3	14.0	14.1	—	—	—
ベルギー	BEL	13.6	11.5	10.3	9.9	8.9	7.5	7.0	5.8	6.4	—
デンマーク ³⁾	DNK	12.6	10.7	10.7	9.6	10.7	10.7	9.5	8.8	7.8	—
スウェーデン ⁴⁾	SWE	15.5	14.4	14.6	16.4	15.4	14.9	14.3	15.9	15.1	—
フィンランド	FIN	20.4	18.9	19.4	21.4	21.2	19.7	18.9	18.6	18.7	—
韓国 ⁵⁾	KOR	41.8	39.6	39.8	38.2	39.0	38.6	39.6	36.6	36.3	36.6
オーストラリア	AUS	17.2	15.8	16.7	15.4	11.9	16.4	14.0	16.0	13.8	18.0
ニュージーランド	NZL	7.1	9.6	9.3	7.0	7.8	7.8	6.8	4.2	6.2	5.6

資料出所 OECD Employment database(<http://www.oecd.org/employment/database>)2015年10月現在

(注) 男女の中位所得の差を男性中位所得で除した数値。

- 1) 正規従業員が10人以下の組織の雇用者及び公共部門、農業、林業、漁業、家庭サービス、海外大使館に従事する全ての雇用者を除く。
- 2) 見習い、インターン、訓練生、農業従事者、一般公務員を除く。
- 3) 最低賃金の80%に満たない賃金労働者を除く。
- 4) 24～64歳の所得の無い自営業者を除く。
- 5) 正規従業員が5人以下の組織の雇用者及び行政、公的教育、軍、警察に従事する全ての雇用者を除く。

5 賃金・労働費用

第5-12表 年齢階級別賃金格差

Table 5-12: Wage gap by age group

年齢階級/Age group				(29歳以下=100)					
				計/Total	～29	30～39	40～49	50～59	60～
(2014年)									
日本	JPN	計	Total	135	100	130	153	160	113
		男	Male	141	100	132	160	171	114
		女	Female	114	100	116	124	121	100
(2010年)									
日本	JPN	計	T	135	100	132	158	158	113
		男	M	142	100	134	166	169	115
		女	F	111	100	116	121	115	97
イギリス	GBR	計	T	141	100	154	161	154	134
		男	M	154	100	163	183	177	147
		女	F	127	100	142	136	133	116
ドイツ	DEU	計	T	159	100	163	178	179	177
		男	M	172	100	171	197	200	192
		女	F	141	100	150	153	154	153
フランス	FRA	計	T	139	100	134	148	155	191
		男	M	151	100	143	163	173	217
		女	F	126	100	123	132	134	159
イタリア	ITA	計	T	138	100	124	142	160	186
		男	M	143	100	127	148	169	200
		女	F	130	100	121	134	148	159
オランダ	NLD	計	T	149	100	161	170	172	165
		男	M	161	100	165	190	194	177
		女	F	135	100	157	147	146	141
ベルギー	BEL	計	T	132	100	126	141	152	163
		男	M	136	100	128	146	159	173
		女	F	125	100	122	133	140	140
デンマーク	DNK	計	T	163	100	171	189	186	180
		男	M	171	100	179	202	199	185
		女	F	155	100	163	176	175	168
スウェーデン	SWE	計	T	124	100	124	133	130	128
		男	M	129	100	128	141	138	135
		女	F	118	100	119	125	123	121
フィンランド	FIN	計	T	126	100	127	135	131	131
		男	M	133	100	132	144	143	146
		女	F	120	100	121	127	123	120
ノルウェー	NOR	計	T	132	100	134	145	144	139
		男	M	137	100	137	152	154	147
		女	F	125	100	130	137	133	129

資料出所 日本:厚生労働省(2015.2)「賃金構造基本統計調査」

その他:Eurostat(2015.3) *Structure of Earnings Survey 2010*

(注) 民営事業所の産業計(公務, 防衛, 義務的社会保障を除く非農林漁業計)。

職種/Occupation		生産労働者/Production workers						(29歳以下＝100) 管理・事務・技術労働者/Supervisory, clerical and technical workers							
		計 /Total	～29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～	計 /Total	～29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～		
年齢階級/Age group		製造業/Manufacturing													
日本(2014年)	計	T	122	100	124	138	136	90	148	100	132	161	182	119	
	JPN	男	M	127	100	125	144	150	95	151	100	133	164	184	118
		女	F	100	100	104	105	100	84	117	100	116	126	129	98
日本(2010年)	計	T	123	100	127	138	137	91	151	100	134	171	188	123	
		男	M	128	100	128	147	154	98	155	100	135	174	189	123
		女	F	99	100	106	103	97	83	114	100	116	123	122	96
(以下、2010年)		産業計 ¹⁾ /All industries excl. public administration and defence; compulsory social security													
イギリス	計	T	118	100	124	128	124	111	146	100	158	167	162	145	
	GBR	男	M	120	100	123	132	130	112	166	100	171	200	198	168
		女	F	108	100	115	110	109	105	128	100	142	138	135	120
ドイツ	計	T	135	100	141	147	146	134	171	100	171	193	197	201	
	DEU	男	M	141	100	146	157	157	142	194	100	184	224	231	222
		女	F	121	100	121	126	127	123	147	100	155	161	165	168
フランス	計	T	118	100	121	122	122	124	145	100	134	156	167	206	
	FRA	男	M	123	100	125	130	131	130	159	100	143	172	185	231
		女	F	105	100	105	105	106	111	130	100	125	138	145	171
イタリア	計	T	116	100	113	119	124	117	148	100	129	153	174	209	
	ITA	男	M	119	100	115	122	131	120	160	100	133	168	190	234
		女	F	107	100	108	109	108	107	135	100	124	140	156	168
オランダ	計	T	134	100	147	153	154	141	152	100	161	172	175	174	
	NLD	男	M	136	100	148	159	160	140	169	100	164	195	201	191
		女	F	127	100	137	138	140	140	136	100	156	148	147	143
ベルギー	計	T	111	100	109	114	117	111	142	100	133	156	169	184	
	BEL	男	M	113	100	112	118	120	113	154	100	140	169	184	198
		女	F	107	100	105	109	111	110	131	100	127	143	150	152
デンマーク	計	T	145	100	159	164	162	148	168	100	173	195	193	189	
	DNK	男	M	140	100	152	158	157	140	189	100	191	226	223	210
		女	F	155	100	173	182	179	168	153	100	159	174	173	166
スウェーデン	計	T	108	100	111	113	111	108	129	100	128	139	136	133	
	SWE	男	M	108	100	110	112	110	108	142	100	137	158	156	152
		女	F	107	100	110	112	109	108	119	100	119	126	123	122
フィンランド	計	T	109	100	112	113	110	104	132	100	132	142	140	140	
	FIN	男	M	112	100	113	116	116	112	147	100	141	161	163	165
		女	F	106	100	110	109	107	105	122	100	121	129	127	125
ノルウェー	計	T	112	100	115	118	116	110	138	100	140	154	152	146	
	NOR	男	M	112	100	115	118	118	112	151	100	149	170	172	161
		女	F	112	100	113	117	117	114	127	100	131	138	135	130

資料出所 日本:厚生労働省(2015.2)「賃金構造基本統計調査」

その他:Eurostat(2015.3) *Structure of Earnings Survey 2010*

(注) 労働者の種類別でみると、欧州の製造業データがないため、比較の際には注意を要する。

1) 公務, 防衛, 義務的社会保障を除く非農林漁業計。

第5-13表 勤続年数別賃金格差

Table 5-13: Wage gap by length of service

産業計/All industries			(勤続1～4年=100)						
勤続年/years of service		計/Total	1年未満	1～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
日本(2014年)	計 T	127.2	94.2	100	114.4	127.9	142.8	170.0	179.5
	男 M	130.4	94.0	100	114.7	130.1	143.7	168.6	173.0
	女 F	113.0	95.5	100	110.2	117.4	126.0	145.8	159.4
JPN									
日本(2010年)	計 T	125.3	91.5	100	113.2	124.9	143.8	169.6	177.1
	男 M	128.1	91.7	100	114.6	125.2	143.4	167.5	168.5
	女 F	110.3	92.7	100	106.5	114.8	127.0	140.9	159.7
(以下、2010年)									
			(勤続1～5年=100)						
		計/Total	1年未満	1～5	6～9	10～14	15～19	20～29	30～
イギリス	計 T	107.5	85.9	100	112.4	123.6	127.1	134.4	137.9
	男 M	107.8	82.5	100	113.4	127.2	131.6	135.6	128.3
	女 F	106.3	89.8	100	111.8	119.2	123.2	127.3	135.1
GBR									
ドイツ	計 T	119.3	78.3	100	124.9	135.5	141.4	154.8	164.0
	男 M	119.2	75.7	100	126.8	136.8	140.8	152.1	159.4
	女 F	118.4	81.7	100	121.6	131.6	141.7	154.8	167.8
DEU									
フランス	計 T	112.7	88.9	100	111.7	120.7	124.8	133.7	139.2
	男 M	114.2	87.0	100	113.8	123.8	128.4	135.3	141.9
	女 F	111.0	92.0	100	109.8	115.7	121.6	130.2	135.6
FRA									
イタリア	計 T	111.8	82.0	100	107.4	116.1	125.2	135.9	142.4
	男 M	111.3	77.7	100	107.6	116.0	124.8	135.4	144.0
	女 F	112.7	88.6	100	106.4	116.5	125.8	136.8	142.1
ITA									
オランダ	計 T	130.5	28.6	100	150.5	148.9	149.8	—	—
	男 M	138.5	27.6	100	155.9	164.1	162.7	—	—
	女 F	120.7	29.5	100	143.2	130.0	128.4	—	—
NLD									
ベルギー	計 T	110.3	88.0	100	111.2	118.8	124.0	133.4	131.0
	男 M	110.1	88.0	100	110.9	117.7	121.8	131.3	130.2
	女 F	110.5	89.1	100	112.0	120.0	126.9	135.5	130.6
BEL									
デンマーク	計 T	98.1	74.7	100	118.2	124.3	94.1	125.3	125.0
	男 M	99.6	74.4	100	117.9	125.2	99.4	130.0	126.7
	女 F	99.8	76.0	100	117.8	122.8	100.9	124.0	123.6
DNK									
スウェーデン	計 T	99.7	87.0	100	104.5	106.2	103.0	99.8	—
	男 M	101.1	86.5	100	106.1	109.3	108.7	106.1	—
	女 F	99.8	88.9	100	103.7	105.1	101.9	101.1	—
SWE									
フィンランド	計 T	103.8	87.7	100	107.6	113.1	113.9	111.2	108.6
	男 M	104.6	87.0	100	107.7	113.2	114.0	114.4	108.4
	女 F	102.3	89.6	100	106.4	110.8	110.1	107.0	105.0
FIN									
ノルウェー	計 T	102.3	90.3	100	97.7	111.2	112.6	114.3	108.9
	男 M	102.5	85.6	100	96.4	111.2	113.5	117.2	107.8
	女 F	101.4	98.2	100	97.9	108.0	109.2	108.5	105.3
NOR									

資料出所 日本:厚生労働省(2015.2)「賃金構造基本統計調査」

その他:Eurostat(2015.3) *Structure of Earnings Survey 2010*

(注) 企業規模10人以上を対象。日本の賃金は民営事業所における所定内給与額、欧州は月間平均収入額(=monthly earnings)をもとに算出。また、欧州の産業計は行政・防衛・義務的社会保障を除く。

製造業/Manufacturing			(勤続1～4年＝100)							
勤続年/years of service			計/Total	1年未満	1～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
日本(2014年)	計	T	134.9	92.6	100	117.1	126.6	142.7	173.3	186.0
	男	M	137.2	91.8	100	117.2	130.1	145.8	173.7	181.5
	女	F	115.2	95.6	100	110.6	112.1	120.0	141.7	151.3
日本(2010年)	計	T	132.1	89.7	100	112.2	124.4	145.3	171.1	183.3
	男	M	134.8	89.7	100	114.7	127.0	147.0	172.3	177.7
	女	F	110.3	91.0	100	103.3	108.6	122.0	133.2	145.0
(以下、2010年)			(勤続1～5年＝100)							
			計/Total	1年未満	1～5	6～9	10～14	15～19	20～29	30～
イギリス	計	T	109.5	86.1	100	107.7	115.7	120.0	135.0	131.0
	男	M	109.9	83.6	100	107.9	116.1	120.7	136.5	127.3
	女	F	103.6	96.9	100	104.2	109.4	109.0	110.1	118.4
ドイツ	計	T	122.0	77.9	100	122.7	129.5	132.8	148.9	155.8
	男	M	122.0	78.3	100	122.7	129.7	131.9	145.0	150.1
	女	F	116.5	79.9	100	120.1	123.7	129.1	147.2	157.8
フランス	計	T	113.3	88.4	100	110.0	117.2	126.6	129.2	121.0
	男	M	115.5	86.9	100	111.8	119.5	129.9	133.7	125.2
	女	F	106.9	93.1	100	105.7	110.1	118.0	114.9	107.1
イタリア	計	T	105.9	79.0	100	102.1	108.2	111.0	120.7	121.8
	男	M	106.5	75.6	100	102.5	109.2	111.7	121.6	125.0
	女	F	104.5	89.6	100	100.5	105.3	107.9	115.6	118.2
オランダ	計	T	135.4	—	100	162.0	140.4	130.8	—	—
	男	M	129.0	—	100	132.6	143.8	132.4	—	—
	女	F	158.6	—	100	273.6	114.5	106.4	—	—
ベルギー	計	T	107.5	92.8	100	107.6	108.9	113.7	117.3	117.9
	男	M	108.5	92.9	100	108.8	109.3	115.7	118.4	120.6
	女	F	103.0	92.9	100	103.0	106.7	105.4	108.9	106.0
デンマーク	計	T	100.4	80.8	100	107.7	109.9	109.9	114.2	112.7
	男	M	100.2	81.0	100	106.8	110.0	109.7	114.6	113.8
	女	F	100.6	79.3	100	110.8	110.4	110.9	112.5	108.1
スウェーデン	計	T	101.0	90.2	100	104.3	104.6	103.3	99.9	—
	男	M	101.1	91.5	100	103.8	104.3	103.6	100.2	—
	女	F	100.4	86.3	100	105.7	105.5	99.9	96.9	—
フィンランド	計	T	104.6	85.9	100	105.2	108.7	112.0	110.5	104.8
	男	M	105.8	86.1	100	106.1	109.8	114.1	113.3	106.4
	女	F	100.2	85.3	100	101.9	105.2	103.2	101.0	95.9
ノルウェー	計	T	100.5	56.2	100	96.4	104.8	103.7	103.9	97.5
	男	M	100.8	61.1	100	96.2	105.9	104.1	104.3	97.0
	女	F	99.1	55.6	100	97.2	100.8	100.1	98.4	92.7

第5-14表 規模間賃金格差（産業計）

Table 5-14: Wage gap by establishment size in all industries

		(1,000人以上=100)					
事業所・企業規模		計(5~)	5~29	30~99	100~499	500~999	1,000人以上
日本 ¹⁾	JPN	68.4	57.2	67.0	78.0	87.0	100
(製造業/manufacturing)		(75.1)	(59.9)	(66.8)	(78.3)	(86.8)	(100)
establishment size(employees)		Total	10~49	50~249	250~499	500~999	1,000 or more
アメリカ ²⁾	USA	61.1	48.5	58.6	69.7	84.8	100
(製造業/manufacturing)		(63.9)	(46.2)	(55.6)	(66.6)	(71.0)	(100)
イギリス ³⁾	GBR	85.2	78.5	82.1	91.1	127.9	100
ドイツ ³⁾	DEU	85.3	83.3	—	—	—	100
オランダ ³⁾	NLD	96.8	148.7	103.3	101.3	—	100
スペイン ³⁾	ESP	88.3	75.6	104.4	90.1	—	100

資料出所 日本:厚生労働省(2015.2)「平成26年毎月勤労統計調査確報」

アメリカ:BLS(2015.11) *Quarterly Census of Employment and Wages*欧州:Eurostat(2016.2) *Structure of Earnings Survey 2010*

- (注) 1) 2014年値。事業所規模別。規模計は5人以上、産業計は非農林漁業の常用労働者を対象。月間のきまって支給する給与(contractual cash earnings)より算出。
 2) 2015年第1四半期速報値。事業所規模別。規模計は1人以上、産業計は民営の非農林産業を対象。週当たり平均賃金(average weekly wage)より算出。
 3) 2010年値。企業規模別。規模計は10人以上、産業計は行政・防衛・義務的社会保障を除く非農林水産業を対象。月間平均賃金総額(mean monthly earnings)より算出。

第5-15表 所得のジニ係数

Table 5-15: Gini coefficients of income inequality

		1985年頃 around 1985	1990年頃 around 1990	1995年頃 around 1995	2000年頃 around 2000	2005年頃 around 2005	最新値(年) latest (year)
日本	JPN	0.304	—	0.323	0.337	0.329	0.336 ('09)
アメリカ	USA	0.340	0.349	0.361	0.357	0.380	0.401 ('13)
イギリス ¹⁾	GBR	0.309	0.355	0.337	0.352	0.335	0.351 ('12)
ドイツ	DEU	0.251	0.256	0.266	0.264	0.297	0.289 ('12)
フランス	FRA	—	—	0.277	0.287	0.288	0.306 ('12)
イタリア	ITA	0.291	0.279	0.327	0.323	0.331	0.327 ('12)
スウェーデン	SWE	0.198	0.209	0.211	0.243	0.234	0.274 ('12)
韓国	KOR	—	—	—	—	0.306	0.302 ('13)
オーストラリア	AUS	—	—	0.309	0.317	0.315	0.326 ('12)

資料出所 OECD Database "Income Distribution and Poverty" 2015年10月現在

(注) 1) イギリスの2011年は暫定値。

(参考)

		2000	2005	2009	2010	2011	2012年
日本	JPN	0.3997	0.3948	0.3950	0.3958	0.4029	0.3921

資料出所 厚生労働省(2014.7)「平成25年国民生活基礎調査」

(注) ジニ係数とは、所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の度合が増す。ここでは再配分後の年間所得を対象としている。日本の2011年値は岩手・宮城・福島を2012年値は福島県を除く。

第5-16表 五分位階級所得割合¹⁾

Table 5-16: Income share by quintiles

(年)		第1 十分位 Lowest 10%	第1 五分位 Lowest 20%	第2 五分位 Second 20%	第3 五分位 Third 20%	第4 五分位 Fourth 20%	第5 五分位 Highest 20%	第10 十分位 Highest 10%	ジニ係数 Gini index
		(%)							
日本 ²⁾	JPN (2011)	1.9	5.3	10.8	16.1	23.8	43.9	27.4	0.379
	(2008a)	1.9	5.3	10.9	16.5	23.6	43.7	27.5	0.376
日本	(2008b)	2.7	7.4	12.9	17.3	22.7	39.7	24.8	0.321
アメリカ	USA (2013)	1.7	5.1	10.3	15.4	22.7	46.4	30.2	0.411
カナダ	CAN (2010)	2.7	7.1	12.4	16.8	22.8	41.0	25.7	0.337
イギリス	GBR (2012)	2.9	7.5	12.3	17.0	23.1	40.1	24.7	0.326
ドイツ	DEU (2011)	3.4	8.4	13.1	17.2	22.7	38.6	23.7	0.301
フランス	FRA (2012)	3.1	7.8	12.6	16.5	21.8	41.2	26.8	0.331
イタリア	ITA (2012)	1.9	6.2	12.3	17.0	22.8	41.7	26.3	0.352
スウェーデン	SWE (2012)	3.2	8.7	14.3	17.8	23.0	36.2	21.5	0.273
ロシア	RUS (2012)	2.3	5.9	10.1	14.5	21.2	48.3	32.2	0.416
中国	CHN (2010)	1.7	4.7	9.7	15.3	23.2	47.1	30.0	0.421
オーストラリア	AUS (2010)	2.6	7.1	11.8	16.1	22.8	42.2	26.5	0.349

資料出所 日本(2008a, 2011年):厚生労働省(2013.10)「平成23年所得再分配調査」

日本(2008b), その他の国:World dataBank (<http://databank.worldbank.org/>) “Poverty and Inequality Database” 2015年10月現在

- (注) 1) 五分位階級所得割合とは、各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの、それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお、本表では、五分位階級に加えて、第1十分位、第10十分位の階級割合も掲載している。
- 2) 2011年は岩手、宮城及び福島県を除く。3県を除いた場合のジニ係数2008年値は0.377。

5 賃金・労働費用

第5-17表 相対的貧困率¹⁾

Table 5-17: Percentage of people with an income below 50% of median income

		(%)									
		1990年	1995	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ²⁾	JPN	—	13.7	15.3	15.7	—	16.0	—	—	—	—
アメリカ	USA	17.5	16.7	16.9	17.0	17.3	16.5	17.4	17.1	17.9	17.6
カナダ	CAN	11.1	10.7	11.4	11.7	11.9	12.3	11.9	11.7	—	—
イギリス ³⁾	GBR	13.7	10.5	11.0	10.5	10.9	9.9	10.0	9.5	10.5	—
ドイツ	DEU	5.5	7.2	7.6	9.1	8.5	9.5	8.8	8.7	8.4	—
フランス ⁴⁾	FRA	—	7.6	7.2	7.2	7.2	7.5	7.9	8.0	8.1	—
イタリア ^{5) 6)}	ITA	11.0	14.6	12.2	11.8	11.7	12.0	13.0	12.6	12.7	—
オランダ	NLD	5.7	6.9	6.6	7.8	6.9	7.4	7.2	—	7.7	7.9
ベルギー	BEL	—	—	—	9.3	9.3	9.4	9.6	9.2	10.2	—
デンマーク	DNK	6.2	4.7	5.1	5.3	6.6	6.4	6.0	6.0	5.4	—
スウェーデン ^{5) 6)}	SWE	3.6	3.7	5.3	5.3	8.4	8.7	9.1	9.7	9.0	—
フィンランド	FIN	5.6	4.1	5.5	6.6	8.0	7.4	7.4	7.5	6.5	7.1
韓国 ²⁾	KOR	—	—	—	14.3	15.2	15.3	14.9	15.2	14.6	14.6
オーストラリア ⁶⁾	AUS	—	11.4	12.2	13.2	14.6	—	14.4	—	14.0	—
ニュージーランド	NZL	9.0	8.4	9.8	—	11.0	11.9	—	9.8	9.9	—
メキシコ ^{3) 6)}	MEX	—	21.7	21.5	18.4	20.9	—	20.4	—	18.9	—

資料出所 OECD Database “Income distribution—Poverty” 2015年10月現在

- (注) 1) 相対的貧困率とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない世帯員の割合である。2012年以降(イギリスは2011年以降)、算出方法の変更あり。
- 2) 2005年の欄は2006年の値。
- 3) 1995年の欄は1994年の値。
- 4) 1995年の欄は1996年の値。
- 5) 1990年の欄は1991年の値。
- 6) 2005年の欄は2004年の値。

参考表 日本の相対的貧困率

Reference table: Japan's relative poverty rates*

		(%)									
		1985年	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012
相対的貧困率	Total	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの相対的貧困率	Children	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3

* Percentage of people with an income below 50% of median income

資料出所 厚生労働省(2014.7)「平成25年国民生活基礎調査の概況」

- (注) OECDと同様の計算方法で、「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出したもの。
- 「相対的貧困率」とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない世帯員の割合。
- 子どもの相対的貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない17歳以下の子どもの割合。

第5-18表 最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠規定	最低賃金法(1959年)	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会(労・使・公益で構成)方式 - 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。 - 地域別最低賃金と特定最低賃金がある。地域別最低賃金は47都道府県別に設定。特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定(全国で232件設定、適用使用者11万人、適用労働者323万人。2015年3月31日現在)。	議会決定方式	議会決定方式、審議会方式の併用等
設定方式	- 地域別(都道府県別) - 特定(産業別)最低賃金(全国または都道府県別かつ産業別)	全国一律	州内一律
最低賃金額	<地域別> 798円/時間 (全国加重平均, 2015年10月発効, 都道府県により発効日は異なる)	5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) 6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) 7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	5.15ドル/時間 (最低額ワイオミング) ～10.50ドル/時間 (最高額コロンビア特別区) (2016年1月現在)
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC(Salaire minimum interprofessionnel de croissance)	労働協約 拡張方式
根拠規定	最低賃金法(1998)	最低賃金法(MiLoG)(2015)	労働法典(1950及び1970改正)	労働法典
決定方式	審議会方式 最低賃金額は使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる。	審議会方式 ・定期的に見直しを行う(2017年以降、2年毎に改訂) ・最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表(アドバイザーとして学識代表も参加)で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて決定される。	審議会方式(最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う) 〈定時改定方式〉 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。 〈物価スライド方式〉 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定。	労働協約 拡張方式 協約当事者の交渉による。
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般(21歳以上): 6.70ポンド/時間 (2015年10月～)	8.5ユーロ/時間 (2015年1月1日～) 経過措置は3年。「業種レベルにおける代表的な協約当事者の労働協約による逸脱を認める」という例外規定を経過措置的に設け、2016年12月31日までに最低賃金基準を達成していない労働協約は、2017年1月1日以降、8.5ユーロ/時間が適用される。2018年1月1日からは最低賃金委員会が決定した法定最低賃金が全ての産業、労働者に適用される。	9.67ユーロ/時間 (2016年1月1日～) 2008年12年の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土の Saint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 (1) 精神または身体の障害により著しく労働能力が低い者 (2) 試用期間中の者 (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 (4) 軽易な業務に従事する者 (5) 断続的労働に従事する者	[適用除外] ・ 管理職、専門職等 ・ 小規模従業者等 [減額措置] ・ 20歳未満の労働者(雇い始めから90日間) ・ 障害者 ・ チップを得る従業員 ・ 学生 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル(時間)。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル(但しチップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない)	州により異なる。
影響率等	影響率7.3%(2014年度厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」より)('影響率'とは地域別最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと)	時間給で就業する被用者の3.0%(2008年)	—
罰則等	(1) 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、50万円以下の罰金(最低賃金法) (2) 特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、30万円以下の罰金(労働基準法)	故意の違反については1件当たり10,000ドル以下の罰金。違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1,100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる。
ILO条約 批准状況	第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准)	第26号条約、第131号条約ともに批准せず。	
労働協約 拡張適用 制度	あり	なし	

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

アメリカ:連邦労働省・労働統計局各ウェブサイト

(注) 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、不払いに係わる罰金の引上げ(上限50万円)が定められた。

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約 拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	[適用除外] ・ 自営業者 ・ 徒弟労働者・学生の一部 ・ 軍人、漁師の一部等 [減額措置] 16～20歳 18～20歳： 5.30ポンド／時， 16～17歳： 3.87ポンド／時， アプレンティスシップ （養成訓練）参加者 で，19歳未満，または 19歳以上で参加から1 年未満の者は3.30ポ ンド／時	[適用除外] ・ 未成年者（18歳未満）， 職業訓練実習生の一 部，長期失業者の就職 時（開始から6か月）等	[適用除外] 労働時間を把握することが できない労働者（訪問販売 員などの一部） [減額措置] ・ 18歳未満 ・ 見習訓練生，研修生等 17歳：10%減， 17歳未満：20%減， （但し，6か月以上勤務で 減額措置なし） 職業訓練生，若年の各種 雇用援助措置を受けてい る者：22～75%減	—
影響率等	約143万人 （2015年）	約370万人 （2014年時予想）	全被用者の11.1%（169万 人） （2015年1月）	—
罰則等	未払い分の賃金の50～ 100%（2万ポンド以下） の罰金，違反雇用主名 の公表	最高50万ユーロの罰金，公 共調達からの除外があり得 る。	労働者一人につき1,500 ユーロ以下の罰金 （再犯は3,000ユーロ以下）	労働者一 人につ き，罰金 750ユーロ 以下
ILO条約 批准状況	第26号条約，第131号条 約ともに批准せず。	第26号条約（1929批准） 第131号条約は批准せず。	第26号条約（1930批准） 第131号条約（1972批准）	
労働協約 拡張適用 制度			あり	

資料出所 イギリス：Gov.ukウェブサイト
ドイツ：連邦政府広報，連邦労働社会省ウェブサイト
フランス：労働省ウェブサイト等

	オランダ	ベルギー	ギリシャ	スペイン	ポルトガル	韓国
最低賃金額	1,507.80/月 347.95/週 69.59/日 (通貨:ユーロ) (2015年7月～, 上記金額は23歳 ～公的年金受 給年齢の者)	1,501.82 ユーロ/月 (2013年1月 ～,上記金額 は21歳以上の フルタイム労 働者)	683.76 ユーロ/月 (2012年7月 以降据え置き)	756.70 ユーロ/月 (2015年1月 ～)	589.17 ユーロ/月 (2015年1月 ～)	6,030ウォン/ 時間 (2016年1月 ～)
改定	年2回(1月1日 及び7月1日)改 定。最賃額改定 は原則、協約賃 金の平均上昇率 を反映させてい る。	通常2年に1度 の中央協定に より改定(法的 拘束力のある 中央協定)。 その間も消費 者物価の上昇 により改定。	通常2年に1度 中央協定によ り改定(法的 拘束力のある 中央協定)。 だが経済情勢 の悪化によっ て2012年7月 にそれまでの 876.62ユーロ から683.76 ユーロに引き 下げられ、以 降据え置かれ ている。	基本的に毎年 労使との協議 を経て物価動 向、経済状況 を勘案し政令 によって改定 。なお、一般 的にはにより 高い水準の職 種ごとの最低 賃金が労働協 約により定め られている。	政労使による 経済社会 委員会の意 見を聴いた 後、物価動 向、経済状 況に応じて 政府が法令 により改定。	毎年政労使か らなる最低賃 金委員会の審 議・議決を経 て労働部長官 が決定(毎年8 月5日までに 労働部長官が 審議会の答申 を受けて決定) 。適用時期は 毎年1月1日。
影響率等	全雇用者の4% (2005年)			全雇用者の1 ～3% (2005年末)	フルタイム雇 用者の4.0% (2005年末)	全体の18.2% (342万人)
適用除外・減額措置	雇用契約の下で 働く全雇用者に 適用。1992年か ら週13時間未満 労働のパートタ 임労働者にも 適用。 若年者の減額率 20歳:6%減 19歳:12%減 18歳:18%減 22歳:15%減 21歳:27.5%減 20歳:38.5%減 19歳:47.5%減 18歳:54.5%減 17歳:60.5%減 16歳:65.5%減 15歳:70%減	公共部門の雇 用者、見習労働 者、訓練生は 適用除外。 若年者の減額 率 20歳:6%減 19歳:12%減 18歳:18%減 17歳:24%減 16歳以下: 30%減	民間企業雇 用者のみに適 用。 公共部門は政 府によって別 途賃金水準が 決められる。 減額措置はな し。	訓練生は10～ 30%減。 若年者に対す る減額措置は なし。	軍人は適用 除外。 18歳以下は 25%減。 このほか家事 労働者、障 害者、見習 労働者も減 額される。	同居する親族 のみを使用す る事業及び家 事使用人、精 神又は身体の 障害により労 働能力が著し く低い者、そ の他最賃適用 が適当でないと 認められる 者は適用外。 修習使用期 間中は最賃額 の90%適用の 減額措置あり (1年未満の契 約労働者除 く)。
労働協約 拡張適用 制度	あり	あり	あり	あり	あり	—

資料出所 オランダ:社会問題雇用省, ベルギー:社会対話省, ギリシャ:労働社会保障省, スペイン:労働移民省, ポルトガル:労働社会連帯省, 韓国:雇用労働部, 最低賃金委員会, 各ウェブサイト

第5-18表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	中国	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン
最低賃金額	1,720元/月 (北京市・2015年4月～)	1,000リンギ/月 (半島部11州), 920リンギ/月 (サバ, サラワク州) (2016年7月～) ¹⁾	300バーツ/日 (全国一律, 2013年1月～) ²⁾	3,100,000ルピア/月 (ジャカルタ特別州・2016年1月～)	非農業: 481ペソ/日, 農業: 444ペソ/日 (マニラ首都圏・2015年4月～) ³⁾
改定	全国統一のものではなく具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府人力資源・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は少なくとも2年に1回は最低賃金を改定する必要がある。	制度発足が2012年、適用が2013年1月からで、政府は2年ごとの改定を方針としていたが、経済情勢等を勘案し、初めての改定は1年半遅れの2016年7月となる。	2012年までは各県ごとの最低賃金制度であったが、2013年から全国一律の最低賃金制度となった。政労使からなる全国賃金委員会(委員長:労働次官)が日額最低賃金額を審議して政府に答申、閣議の承認を経て決定。	原則として毎年1月1日に改定。決定権限は州知事。州ごとに設置された政労使三者構成の賃金委で審議、結果を州知事に勧告し、州知事令で決定。必要に応じ県、市単位の最賃額を決めることもできる。この場合も決定権限は州知事。各地域ごとに業種別最賃の併用もできる。	17の地域ごとに設置された政労使からなる地域三者賃金生産性委員会(PTWPB)がそれぞれ当該地域の最賃を改定。不服のある関係団体は、政労使からなる国家賃金生産性委員会に不服申立が可能。
適用除外・減額措置	学生アルバイトは適用除外。	家事労働者は適用除外。(公務員, 法定機関職員は制度の対象としていない)	中央・地方の行政機関, 農業, 国営企業等は適用除外。	企業規模10人未満, 土地と建物を除外した純資産額2億ルピア未満等の企業については, 25%を限度として減額。経営不振で最賃支給が不可能な企業は, 最賃が発効する10日前までに当該地域の労働移住局を通じて知事に免除を申請することが可能。	家事労働者, 個人用運転手, 共和国法9178号に基づく資格を有する村落零細企業に正式に登録された労働者は適用除外。ベッド数100以下の民間病院, 従業員15人以下の小売・サービス業の事業所, 常用従業員10人未満の製造業事業所は, 農業と同じ444ペソ/日。最低賃金労働者の所得税は免除。

(注) 上記5か国における労働協約拡張適用制度はなし。

1) 2016年6月までは, 半島部11州900リンギ, サバ, サラワク州800リンギ。

2) この最賃額は2016年6月まで据え置くことを決めたと全国賃金委員会が2015年11月に発表している。

3) 最賃には緊急生活手当(COLA)30ペソが含まれている。同COLAは2014年1月から半額15ペソが基本賃金に組み込まれた。

	インド	ベトナム	ミャンマー	ラオス	カンボジア
最低賃金額	353.00 ルピー／日（デリー・未熟練労働者、2015年10月～） 292.31 ルピー／日（ハリヤナ州／未熟練労働者、2015年11月～）	3,500,000 ドン／月（第1地域：ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域、2016年1月～）	3,600 チャット／日（全国一律、2015年9月～）	90 万キープ／月（全国一律、2015年4月～）	140ドル／月（全国一律、衣料・はき物製造業の工場労働者が対象、2016年1月～）
改定	全国一律（中央政府：52職種）と地域別（28州・7中央直轄領等：1,754職種）の最賃あり（2013年）。審議会方式と公示方式のいずれかにより決定。審議会方式では中央政府又は州政府に政労使三者構成の公正賃金委員会が設置され、審問が行われた後に答申、この答申に基づき政府が決定する。5年を超えない期間ごとに見直し。	民間企業に適用される地域別最低賃金は、政労使3者構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出、政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて4地域に分けている。改定は原則年1回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている。	政府（閣僚級）や産業別労働者・使用者などで構成される最低賃金策定に関わる国家委員会により決定。2013年に最低賃金法が制定され、15年6月に初めて最賃額が決定した。	労働社会福祉省、ラオス労働組合連合、ラオス商工会議所の三者で構成される諮問委員会により決定。改定時期は不定期だが従来は3～4年に1度。	政府、使用者、労働者の代表28名から成る労働・職業訓練省労働諮問委員会により決定。
適用除外・減額措置	全ての施設に適用されるものではなく、最低賃金法別紙において特定された産業施設およびその後に通達によって追加された産業施設における労働者が対象となる。	規定なし	15人未満の零細企業。本採用以前の技術研修期間の労働者、技術研修期間終了後の試用期間の労働者。経済特区（SEZ）内について特例条項あり。	国際機関や大使館で就労する労働者。	衣料・はき物製造業の工場労働者が対象。試用期間の労働者は適用除外。

（注）上記5か国における労働協約拡張適用制度はなし。

資料出所 中国：人力資源・社会保障部、マレーシア：首相府、人的資源省、タイ：労働省、インドネシア：労働省、フィリピン：労働雇用省、インド：労働・雇用省、デリー政府直轄地、ハリヤナ州政府、ミャンマー：労働・雇用・社会保障省、ラオス：労働社会福祉省、カンボジア：労働職業訓練省、ベトナム：労働傷病社会省、各ウェブサイト

第5-19表 最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

		2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016 ¹⁾
日本 ²⁾	JPN	668	730	749	764	780	(円/時間)(Yen/hour) 798	798
アメリカ	USA	5.15	7.25 ³⁾	7.25	7.25	7.25	(ドル/時間)(US\$/hour) 7.25	7.25
イギリス ⁴⁾	GBR	5.05	5.93	6.19	6.31	6.50	(ポンド/時間)(£/hour) 6.70	6.70
一般(21歳/age)		4.25	4.92	4.98	5.03	5.13	5.30	5.30
若年者(18~20)		3.00	3.64	3.68	3.72	3.79	3.87	3.87
若年者(16~17)								
ドイツ	DEU	—	—	—	—	—	(ユーロ/時間)(Euro/hour) 8.5	8.5
フランス ⁵⁾	FRA	8.03	8.86	9.40	9.43	9.53	(ユーロ/時間)(Euro/hour) 9.61	9.67
中国 ⁶⁾	CHN	690	1,100	1,500	1,600	1,808	(元/月)(Yuan/month) 2,030	2,030
深圳市/Shenzhen		690	1,120	1,450	1,620	1,820	2,020	2,020
上海市/Shanghai		580	960	1,260	1,400	1,560	1,720	1,720
北京市/Peking								
韓国	KOR	3,100	4,110	4,580	4,860	5,210	(ウォン/時間)(Won/hour) 5,580	6,030
タイ	THA	(バンコク/Bangkok) —	206	300 ⁷⁾	300	300	(バーツ/日)(Baht/day) 300	300
インドネシア ⁸⁾	IDN	(ジャカルタ特別州/Jakarta) 711,843	1,118,900	1,529,150	2,200,000	2,441,000	(ルピア/月)(Rupiah/month) 2,700,000	3,100,000
フィリピン ⁹⁾	PHL	(マニラ首都圏/Metro Manila) 325	404	456	466	466	(ペソ/日)(Peso/day) 481	481
非農業/Non-agriculture		288	367	419	429	429	444	444
農業/Agriculture								
インド	IND	(デリー政府直轄地/Delhi) ¹⁰⁾ 121.75	203	279	297	329	(ルピー/日)(Rupee/day) 348	353
ベトナム ¹¹⁾	VNM	(第1地域: ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域) (千ドン/月)(1,000Dong/month) 626	1,340	2,000	2,350	2,750	3,100	3,500
ラオス	LAO	290,000	569,000	626,000	626,000	626,000	(キープ/月)(KIP/Month) 900,000	900,000
カンボジア ¹²⁾	KHM	45	61	61	80	100	(米ドル/月)(US\$/Month) 128	140

資料出所 各国労働省及び統計局資料

(注) 1) 2016年は1月時点の最低賃金額。

2) 日本は地域別最低賃金額の全国加重平均値。2015年10月の改定額が次回改定(2016年10月頃)まで適用される。

3) 2009年7月24日から。

4) 毎年10月に改定。なお、2010年に一般額の適用対象年齢の下限を22歳から21歳に引き下げ。

5) 2010年より原則として毎年1月1日に改定。

6) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。

7) 2012年4月よりバンコクなど7県。各県ごとの地域最賃から全国一律最賃へと制度が変わり、他の70県は2013年1月から月額300バーツに改定(バンコクほか7県は据え置き)。この金額は2016年6月末まで適用予定。

8) 2016年の金額は1月から適用。

9) 2001年から緊急生活手当(COLA)を含む。2015年の改定は4月から適用。2016年の改定は未定。

10) 未熟練労働者対象。

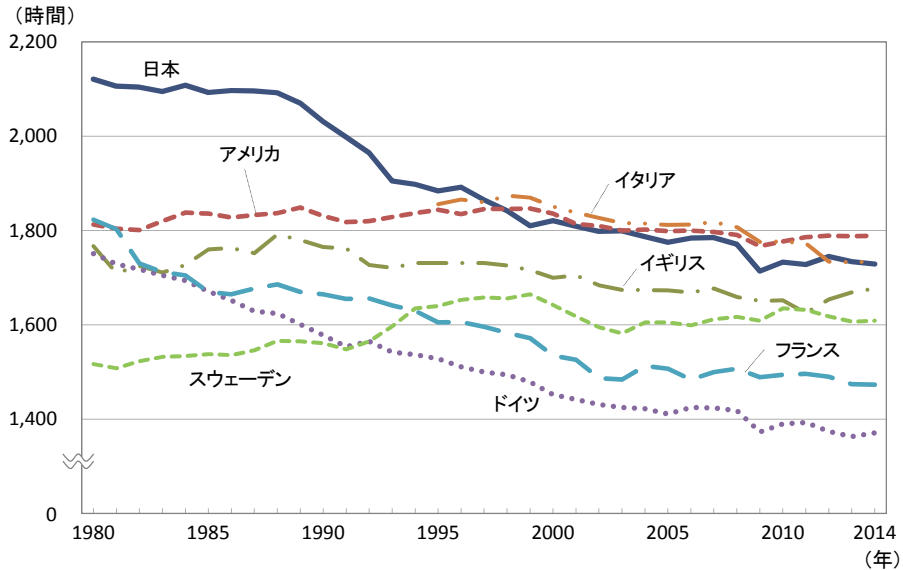
11) 2009年までは「外資系企業」と「地場企業」の最賃額は別立てであり、ここに掲載したのは外資系企業の最賃額。2010年から両者を統一した制度となった。2016年の金額は1月から適用。

12) 衣料・はき物製造業の最低賃金。表示は通常米ドルが用いられる。1米ドルは現地通貨に換算すると4,002リエル(2016年2月現在)。

6. 労働時間・労働時間制度

Hours of Work and Working-time Arrangements

6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



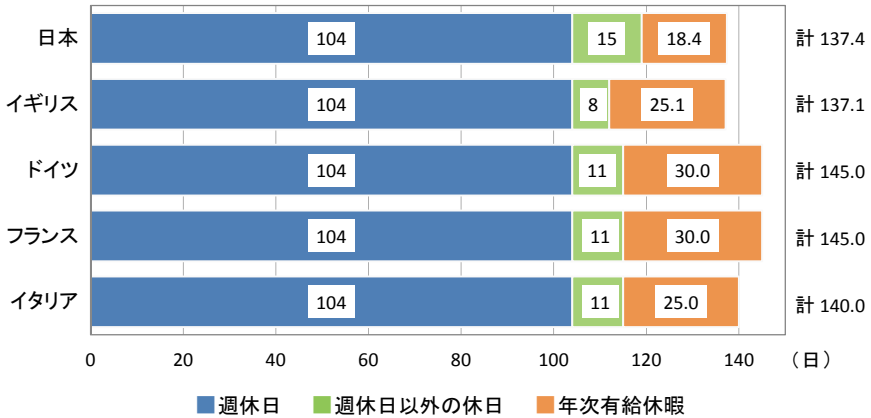
▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間」（p.203）を参照。

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続け、2009年には1,714時間を記録した。その後、若干増加し、2014年は1,729時間であった。主要諸外国についても減少、横ばい傾向を示しており、2014年はイタリア1,734時間、アメリカ1,789時間、イギリス1,677時間、スウェーデン1,609時間、フランス1,473時間、ドイツ1,371時間などとなっている。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。

6 労働時間・労働時間制度

6-2 年間休日数（2014年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第6-4表 年間休日数」(p.207)を参照。

2014年の日本の年間休日数は137.4日で、イギリスの137.1日とほぼ同水準となっている。年間休日数が最も多いのは、ドイツ、フランスの145.0日で、イタリアも140.0日でこれに続きほぼ同水準となっている。

年間休日数のうち年次有給休暇についてみると、労使協約で合意した平均付与日数は、ドイツ、フランスが30.0日、イギリスが25.1日、イタリアが25.0日となっており、日本は平均付与日数でみて18.4日となっている。

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment

<就業者/Total employment>								(時間/Hours)
年	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ ¹⁾ CAN	イギリス GBR	ドイツ ²⁾ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	オランダ NLD
1990	2,031	1,831	1,797	1,765	1,578	1,665	—	1,451
1995	1,884	1,844	1,775	1,731	1,528	1,605	1,856	1,479
2000	1,821	1,836	1,779	1,700	1,452	1,535	1,851	1,462
2001	1,809	1,814	1,771	1,705	1,442	1,526	1,838	1,452
2002	1,798	1,810	1,754	1,684	1,431	1,487	1,827	1,435
2003	1,799	1,800	1,740	1,674	1,425	1,484	1,816	1,427
2004	1,787	1,802	1,760	1,674	1,422	1,513	1,815	1,448
2005	1,775	1,799	1,747	1,673	1,411	1,507	1,812	1,434
2006	1,784	1,800	1,745	1,669	1,425	1,484	1,813	1,430
2007	1,785	1,797	1,741	1,677	1,424	1,500	1,818	1,430
2008	1,771	1,791	1,734	1,659	1,418	1,507	1,807	1,430
2009	1,714	1,767	1,702	1,651	1,373	1,489	1,776	1,422
2010	1,733	1,777	1,703	1,652	1,390	1,494	1,777	1,421
2011	1,728	1,786	1,700	1,625	1,393	1,496	1,773	1,422
2012	1,745	1,789	1,713	1,654	1,374	1,490	1,734	1,426
2013	1,734	1,788	1,708	1,669	1,363	1,474	1,733	1,421
2014	1,729	1,789	1,704	1,677	1,371	1,473	1,734	1,425
年	ベルギー BEL	デン マーク DNK	スウェー デン SWE	フィンラ ンド FIN	ノル ウェー NOR	韓国 KOR	オースト リア AUS	ニュージー ランド NZL
1990	1,663	1,457	1,561	1,769	1,503	2,677	1,780	1,809
1995	1,585	1,440	1,640	1,776	1,488	2,648	1,793	1,841
2000	1,594	1,490	1,642	1,742	1,455	2,512	1,779	1,836
2001	1,588	1,493	1,618	1,723	1,429	2,499	1,736	1,825
2002	1,582	1,487	1,595	1,714	1,414	2,464	1,731	1,826
2003	1,578	1,482	1,582	1,705	1,401	2,424	1,736	1,823
2004	1,572	1,481	1,605	1,707	1,421	2,392	1,736	1,830
2005	1,565	1,474	1,605	1,697	1,423	2,351	1,730	1,815
2006	1,575	1,479	1,599	1,693	1,420	2,346	1,720	1,795
2007	1,579	1,456	1,612	1,691	1,426	2,306	1,711	1,774
2008	1,572	1,450	1,617	1,685	1,430	2,246	1,717	1,761
2009	1,554	1,446	1,609	1,661	1,407	2,232	1,690	1,740
2010	1,560	1,436	1,635	1,668	1,415	2,187	1,692	1,755
2011	1,572	1,455	1,632	1,662	1,421	2,090	1,699	1,746
2012	1,573	1,443	1,618	1,650	1,420	2,163	1,678	1,734
2013	1,576	1,438	1,607	1,643	1,408	2,079	1,663	1,752
2014	—	1,436	1,609	1,645	1,427	2,124	1,664	1,762

資料出所 OECD Database(<http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=ANHRS>) “Average annual hours actually worked per worker” 2015年11月現在

(注) データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源及び計算方法の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。

1) 集計方法が変更されたため、1995年以前と2000年以降の数値は接続しない。

2) 1990年は旧西ドイツ地域が対象。また、集計方法が変更されたため、1990年と1995年以降の数値は接続しない。

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間（続き）

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment (cont.)

＜雇⽤者 ³⁾ /Dependent employment＞						(時間/Hours)		
年	日本 ⁴⁾ JPN	アメリカ USA	カナダ ¹⁾ CAN	イギリス GBR	ドイツ ²⁾ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	オランダ NLD
1990	—	1,833	1,782	1,700	1,490	1,536	1,603	1,434
1995	1,910	1,849	1,768	1,695	1,442	1,489	1,570	1,424
2000	1,853	1,836	1,772	1,680	1,360	1,428	1,570	1,394
2001	1,836	1,814	1,764	1,683	1,353	1,423	1,556	1,390
2002	1,825	1,810	1,752	1,668	1,345	1,389	1,555	1,378
2003	1,828	1,800	1,737	1,648	1,339	1,388	1,545	1,372
2004	1,816	1,804	1,754	1,642	1,335	1,415	1,559	1,390
2005	1,802	1,800	1,746	1,649	1,324	1,411	1,546	1,371
2006	1,811	1,801	1,743	1,639	1,344	1,390	1,560	1,363
2007	1,808	1,798	1,740	1,654	1,346	1,407	1,552	1,359
2008	1,792	1,797	1,735	1,637	1,340	1,416	1,553	1,363
2009	1,733	1,775	1,704	1,633	1,289	1,399	1,503	1,354
2010	1,754	1,786	1,707	1,629	1,310	1,404	1,518	1,350
2011	1,747	1,796	1,707	1,607	1,315	1,407	1,515	1,351
2012	1,765	1,797	1,720	1,634	1,300	1,403	1,483	1,353
2013	1,746	1,795	1,715	1,655	1,291	1,389	1,478	1,346
2014	1,741	1,796	1,713	1,663	1,302	1,387	1,481	1,347
年	ベルギー BEL	デン マーク DNK	フィンラ ンド FIN	韓国 ⁴⁾ KOR	ニュージ ーランド NZL			
1990	—	1,381	1,666	—	1,734			
1995	1,447	1,366	1,672	—	1,766			
2000	1,459	1,407	1,638	—	1,777			
2001	1,454	1,414	1,616	—	1,770			
2002	1,447	1,403	1,609	—	1,769			
2003	1,447	1,400	1,596	—	1,771			
2004	1,448	1,402	1,622	—	1,796			
2005	1,444	1,402	1,605	—	1,785			
2006	1,445	1,410	1,600	—	1,767			
2007	1,448	1,390	1,594	—	1,754			
2008	1,444	1,389	1,610	2,120	1,739			
2009	1,421	1,392	1,555	2,113	1,721			
2010	1,425	1,375	1,584	2,120	1,741			
2011	1,432	1,388	1,578	2,116	1,735			
2012	1,431	1,387	1,575	2,092	1,723			
2013	1,431	1,370	1,568	2,071	1,747			
2014	1,430	—	1,572	2,057	1,760			

3) 自営業者を除く。

4) 常用労働者5人以上の事業所が対象。

第6-2表 週労働時間（製造業）

Table 6-2: Hours of work per week, manufacturing

		(週当たり時間) (Hours per week)									備考 ¹⁾
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	
日本 ²⁾ (労調)	JPN	43.7	43.5	42.4	40.9	42.0	42.1	42.2	41.7	41.4	a, t
(毎勤)	JPN	37.8	38.2	37.8	35.6	37.3	37.2	37.7	37.5	37.7	a, e
アメリカ ³⁾	USA	41.3	40.7	40.8	39.8	41.1	41.4	41.7	41.8	42.0	a, e
カナダ ⁴⁾	CAN	38.9	38.1	37.4	36.7	36.7	37.2	37.5	37.1	37.1	b, e
イギリス ⁵⁾	GBR	41.3	41.4	41.2	40.8	41.3	41.3	41.3	41.5	41.4	a, e
ドイツ ⁵⁾	DEU	40.8	41.2	40.6	39.1	40.1	40.4	40.2	40.1	40.0	a, e
フランス ⁵⁾	FRA	39.9	38.4	38.4	37.9	38.5	38.7	38.5	38.1	37.8	a, e
スウェーデン ⁵⁾	SWE	39.4	38.9	38.7	37.9	39.0	38.9	38.7	38.6	38.4	a, e
中国 ⁶⁾	CHN	44.7	51.1	47.9	48.5	49.0	48.1	48.2	48.9	—	a, e
香港 ⁷⁾	HKG	48.0	48.0	47.0	45.0	48.0	45.0	45.0	45.0	44.0	a, t
韓国 ⁸⁾	KOR	49.5	47.0	44.0	43.6	44.5	44.2	43.3	43.0	43.1	a, e
シンガポール ⁹⁾	SGP	50.0	50.2	50.1	49.3	50.5	50.2	50.2	50.1	49.7	b, e
タイ ¹⁰⁾	THA	50.1	—	—	—	—	51.0	50.0	49.0	49.7	a, e
フィリピン ¹¹⁾	PHL	44.7	44.5	44.4	43.4	44.4	43.9	43.6	44.4	43.8	a, e
インド ¹²⁾	IND	47.2	47.2	—	—	—	—	—	—	—	a, e
オーストラリア ¹³⁾	AUS	38.7	38.4	37.9	37.0	37.6	37.8	38.2	37.4	36.5	a, e
ニュージーランド ¹⁴⁾	NZL	38.8	39.7	39.5	38.5	37.9	38.5	38.4	39.3	39.5	b, e

資料出所 日本: 総務省(2015.1)「労働力調査」, 厚生労働省(2015.2)「平成26年毎月勤労統計調査」

欧州: Eurostat Database (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>) 2016年2月現在

中国: 国家统计局(2015.1)「労働統計年鑑」

タイ, インド: ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2016年1月現在

その他: 各国統計局及び労働省ウェブサイト等

- (注) 1) 最新年次における調査対象区分。a: 実労働時間, b: 支払労働時間, e: 雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), t: 就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- 2) 上段の2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。下段は事業所規模5人以上。
- 3) 民間部門の生産労働者及び非管理職従事者を対象。
- 4) 時間外勤務を含む。
- 5) 主にする仕事において、フルタイム労働者を対象。時間外勤務を含む。
- 6) 都市部のみ。主にする仕事のほか、副業を含む時間。各年11月の数値(2013年は9月の数値)。2000年の欄は2001年10月値。
- 7) 中位数。
- 8) 時間外勤務を含む。従業員10人以上の事業所を対象。
- 9) 時間外勤務を含む。従業員25人以上の民間事業所を対象。
- 10) 2000年の欄は2001年の数値。2013, 2014年は第3四半期の数値。
- 11) 時間外勤務を含む。
- 12) 各年12月の数値。
- 13) 各年5月の数値。
- 14) 各年第1四半期の数値。時間外勤務を含む。

【実労働時間】

労働者が使用者の指揮命令下にあつて実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

【支払労働時間】

賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。

※有給休日: 休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、会社の創立記念日、メーデー、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。

第6-3表 長時間労働者の割合

Table 6-3: Proportion of workers working long hours by gender

				(%)						
				2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN	計	Total	28.3	28.1	23.1	23.0	22.7	21.6	21.3
		男	Male	37.9	38.1	32.0	31.9	31.6	30.5	30.0
		女	Female	14.5	13.8	11.1	10.9	10.6	9.8	9.7
アメリカ	USA	計	T	—	—	15.4	16.3	16.4	16.4	16.6
		男	M	—	—	20.7	21.6	21.8	—	—
		女	F	—	—	9.4	10.1	10.2	—	—
カナダ	CAN	計	T	—	—	12.4	12.5	12.8	12.4	11.8
		男	M	—	—	17.6	17.6	18.0	17.5	16.6
		女	F	—	—	6.8	6.9	7.1	6.9	6.5
イギリス	GBR	計	T	14.5	12.5	11.6	11.7	11.9	12.3	12.5
		男	M	22.0	18.6	16.9	17.2	17.3	17.7	18.1
		女	F	5.6	5.4	5.4	5.3	5.7	6.1	6.1
ドイツ	DEU	計	T	14.0	13.9	11.7	11.5	11.2	10.5	10.1
		男	M	20.0	20.2	17.1	17.0	16.5	15.6	15.0
		女	F	6.3	6.3	5.2	5.1	5.0	4.8	4.6
フランス	FRA	計	T	13.7	11.6	11.8	11.9	11.6	10.8	10.4
		男	M	19.0	16.4	16.5	16.6	16.2	15.2	14.6
		女	F	7.2	6.1	6.5	6.6	6.5	6.0	5.9
イタリア	ITA	計	T	12.1	12.1	11.1	10.2	9.3	9.6	9.7
		男	M	15.8	16.4	15.1	14.0	12.7	13.0	13.1
		女	F	5.7	5.6	5.2	4.8	4.6	4.9	5.0
オランダ	NLD	計	T	8.9	7.9	8.4	8.5	8.2	8.6	8.9
		男	M	13.9	12.5	13.4	13.5	12.9	13.3	13.8
		女	F	2.4	2.2	2.6	2.7	2.8	3.1	3.2
デンマーク	DNK	計	T	8.8	9.0	8.5	8.9	8.6	8.7	8.3
		男	M	13.2	13.7	12.9	13.2	12.8	12.7	12.3
		女	F	3.8	3.5	3.6	4.1	4.0	4.3	3.9
スウェーデン	SWE	計	T	10.4	8.3	8.0	7.7	7.6	7.6	7.3
		男	M	14.6	12.3	11.4	10.9	10.7	10.5	10.1
		女	F	5.8	3.9	4.2	4.1	4.2	4.3	4.2
フィンランド	FIN	計	T	11.1	9.6	8.7	8.6	8.6	8.1	7.9
		男	M	15.4	13.7	12.4	12.5	12.7	12.2	11.5
		女	F	6.2	5.3	4.7	4.5	4.2	3.8	4.1
香港	HKG	計	T	—	—	37.7	35.7	33.9	32.2	30.8
		男	M	—	—	37.9	35.6	33.2	31.6	30.5
		女	F	—	—	37.5	35.8	34.6	32.7	31.1
韓国	KOR	計	T	—	—	37.9	35.0	35.4	30.7	32.4
		男	M	—	—	43.4	40.5	41.0	35.6	38.0
		女	F	—	—	30.1	27.3	27.6	24.0	24.7
オーストラリア	AUS	計	T	18.6	17.2	15.2	15.5	14.3	14.5	14.6
		男	M	26.4	24.6	21.8	22.2	20.6	20.7	21.1
		女	F	8.6	8.1	7.4	7.5	6.9	7.1	7.0
ニュージーランド	NZL	計	T	—	—	15.5	15.2	14.5	15.3	15.1
		男	M	—	—	22.6	22.0	21.0	22.0	21.9
		女	F	—	—	7.5	7.4	7.1	7.8	7.5

資料出所 日本:総務省(2015.1)「労働力調査(基本集計)」

アメリカ(2014年):BLS(2015.2) *Labor Force Statistics from the CPS*その他:ILOSTAT Database(<http://www.ilo.org/ilostat/>)2015年11月現在

(注) ここでの長時間とは、週49時間以上を指す。原則、全産業、就業者を対象。

1) 日本の2011年は、岩手・宮城・福島県を除く全国。

第6-4表 年間休日数（2014年）

Table 6-4: Number of annual holidays, 2014

		(日/Days)			
		週休日 ¹⁾ Holidays	週休日以外の休日 Public holidays	年次有給休暇 ²⁾ Annual paid leave	年間休日数(計) Total
日本	JPN	104	15	18.4	137.4
イギリス	GBR	104	8	25.1	137.1
ドイツ	DEU	104	11	30.0	145.0
フランス	FRA	104	11	30.0	145.0
イタリア	ITA	104	11	25.0	140.0

資料出所 厚生労働省(2015.10)「平成27年就労条件総合調査」, Eurofound(2015.7) *Developments in collectively agreed working time 2014*

- (注) 1) 週休日とは「日曜日」, 「土曜日」などの「会社指定休日」を指し, ここでは完全週休2日制と仮定した。
- 2) 繰越日数を含まない。日本は, 年次有給休暇の平均付与日数(平均取得日数は8.8日, 取得率は47.6%)。常用労働者が30人以上の民営法人を対象。欧州は, 労使協約で合意した年次有給休暇の平均付与日数。

※ なお, アメリカについては年次有給休暇が連邦法上規定されていない。2014年における民間部門の平均付与日数は8日間(出所: Bureau of Labor Statistics(2015.3) *Employee Benefits in the United States, March 2015*)。

6 労働時間・労働時間制度

第6-5表 法定祝日¹⁾

Table 6-5: Legal holidays

日本 ²⁾		アメリカ		カナダ ³⁾	
1.1	元旦	1.1	新年	1.1	新年
1.11	成人の日(1月第2月曜)	1.18	キング牧師誕生日	3.25	聖金曜日
2.11	建国記念の日	2.15	大統領記念日	3.28	復活祭翌日の月曜 (イースターマンデー, 以降略)
3.20	春分の日	5.30	戦没者追悼日	5.23	ビクトリア女王誕生日
4.29	昭和の日	7.4	独立記念日	7.1	建国記念日
5.3	憲法記念日	9.5	労働感謝の日	8.1	市民の日
5.4	みどりの日	10.10	コロンブス記念日	9.5	勤労感謝の日
5.5	こどもの日	11.11	退役軍人の日	10.10	感謝祭
7.18	海の日(7月第3月曜)	11.24	感謝祭	11.11	戦没者追悼日
8.11	山の日	12.25	クリスマス	12.25	クリスマス
9.19	敬老の日(9月第3月曜)	12.26	クリスマス(振替休日)	12.26	クリスマス(振替休日)
9.22	秋分の日			12.27	ボクシングデー(振替休日)
10.10	体育の日(10月第2月曜)				
11.3	文化の日				
11.23	勤労感謝の日				
12.23	天皇誕生日				

イギリス ³⁾⁴⁾		ドイツ ⁵⁾		フランス ⁶⁾		イタリア ⁷⁾	
1.1	新年	1.1	新年	1.1	新年	1.1	新年
3.25	聖金曜日	3.25	聖金曜日	3.28	復活祭翌日の月曜	1.6	主顯節
3.28	復活祭翌日の月曜	3.28	復活祭翌日の月曜	5.1	メーデー	3.27	復活祭
5.2	アーリー・メイ・バンク・ホリデー	5.1	メーデー	5.5	キリスト昇天祭	3.28	復活祭翌日の月曜
5.30	スプリング・バンク・ホリデー	5.5	キリスト昇天祭	5.8	第二次大戦戦勝記念日	4.25	解放記念日
8.29	サマー・バンク・ホリデー	5.16	聖霊降臨祭(翌日の月曜)	5.16	聖霊降臨祭(翌日の月曜)	5.1	メーデー
12.25	クリスマス	10.3	ドイツ統一記念日	7.14	革命記念日	6.2	共和国記念日
12.26	ボクシングデー	12.25	クリスマス	8.15	聖母昇天祭	6.25	聖ペテロとパウロの日
12.27	クリスマス(振替休日)	~26		11.1	万聖節	8.15	聖母昇天祭
				11.11	第一次大戦休戦記念日	11.1	万聖節
				12.25	クリスマス	12.8	聖母受胎祭
						12.25	クリスマス
						12.26	クリスマス(聖ステファノの日)

資料出所 日本:内閣府ウェブサイト「国民の祝日について」

その他:日本貿易振興機構(2016.1)「世界のビジネスニュース(通商弘報)―世界の祝祭日」

(注) 1) 日付は2016年におけるものである。原則, 全国一律の祝祭日を記載。

2) 上記祝日のほか, 2016年の3/21は国民の休日となる。

3) ボクシングデー:クリスマスの翌日。教会が貧しい人のために寄付を募ったクリスマスプレゼントの箱を開ける日であったことが起源。

4) 3/28はスコットランドを除く。ほかにスコットランド, 北アイルランドでは独自の祝祭日がある。

5) ベルリンにおける祝祭日。州・地域・事業所によって休みが異なる。

6) 聖霊降臨祭(LUNDI DE PENTECÔTE)は法定休日ではあるが, 複数の企業が就業。

7) 聖ペテロとパウロの日はローマのみに適用される休日だが, 国の法律に定められているため記載。そのほかロンバルディア祭(8/16), 聖アンブロージョの日(12/7)など, 地域や事業所によって独自の祝祭日がある。

第6-6表 労働時間・有給休暇制度

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法(1947年制定)	公正労働基準法(1938年制定)	労働時間規則(1998年制定)
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間(残業時間を含む1週平均)※17週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金。	故意に違反した場合(40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合)、1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方。	法定労働時間、深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する。 規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる。
適用関係	[適用除外] ・農業、伐採業、畜産業、水産業(林業を除く) ・管理監督または機密の事務を取扱う者 ・監視または断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者 (他の法律の適用) ・船員 ・公務員	[適用除外] ・管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤営業職(ホワイトカラーエグゼンプション) ・季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者 ・水産業の被用者 ・一定の条件の下で雇用された農業労働者 ・小規模地方新聞社の被用者 ・小規模な独立公共電話会社の交換手 ・アメリカ船以外の船員 ・臨時の子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者 ・犯罪捜査官 ・コンピュータ関連職	[適用除外] ・軍隊・警察その他市民保護サービスの特定の活動に従事する者等 ・幹部管理職、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者 ・家事使用人 ・労働者により署名された書面による個別のオプト・アウトの合意により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法、 連邦労働者最低休暇法	労働法典L3121-10 (2008年5月1日より)	労働時間の設定に関する指令(1993年)
法定労働時間	平日1日8時間を越えてはならない(休憩を除いた時間)。	1週35時間又は年1,607時間	7日につき、時間外労働を含め、平均して、48時間を超えないこと(算定期間は最長4か月)
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、15,000ユーロ以下の過料。 さらに、当該行為を(1)故意によって行い、それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合、又は(2)執拗に繰り返すことにより行った場合は、1年以下の自由刑又は罰金刑。過失で健康を脅かした場合、6か月の自由刑又は罰金。	最長労働時間(例えば、1日当たり10時間)を超えて労働させた場合、第4種違警罪としての罰金が適用される。(違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる。)	
適用関係	[適用除外] ・ 事業所組織法5条3項の管理職従業員及び主任医師 ・ 公務機関の長、その代理者、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・ 家政共同体において、その保護の下にある者と共同生活をし、この者を独自の責任で教育、介護又は看護する労働者 ・ 聖職者(他の法律の適用) ・ その他別の法律の適用がある者として、(1)18才未満の者(年少者労働保護法による)、(2)船員(船員法による)等 ※ 事業所組織法5条3項の管理職従業員とは、(1)労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、(2)包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、(3)その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者	[法定労働時間の適用除外] ・ 国有企業(ガス、電気、国鉄等) ・ 商業代理人(判例、学説) ・ 家事使用人(判例、学説) ・ 住込み不動産管理人 ・ 守衛(判例、学説) ・ 取締役 ・ 上級幹部職員(幹部職カードル) ・ 家内労働者	[適用除外] ・ 空路、鉄道、道路、海上、内水及び湖沼における輸送、漁業、その他の海上労働及び訓練中の医師の業務 [加盟国による適用除外が可能なもの(年次休暇のみ適用)] ・ 役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・ 家族労働者 ・ 教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者 [労働協約等による適用除外が可能なもの(法律等で代償休息を与えることが条件)(週労働時間、年次休暇は適用)] ・ 保安、監視の業務等

	日本	アメリカ	イギリス
法定労働時間の特例	・商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で10人未満の特別措置対象事業場週44時間制	特定の業種、企業に関して特例あり ・石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業(年間売上100万ドル未満等)。 ・小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合、割増賃金の支払いを要しない。 ・タバコの葉の製造について、1日10時間、1週48時間(年間14週を限度)等。	・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合。 ・警備産業の場合。 ・役務又は生産の継続が必要な場合等には、基準期間を26週まで延長することができる。 ・労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を52週まで延長することができる。
弾力的労働時間制度	労使協定又は就業規則等で定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる。この「変形労働時間制」には次のものがある。 [1か月単位] 1か月内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。 [1年単位] 1年以内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。 1週について52時間、1日について10時間、連続して労働させる日数は6日以内。 [1週間単位] 1週を40時間以内として、1日10時間まで労働させることが可能。但し、小売業、旅館、料理店、飲食店であって、かつ、規模30人未満のもの。 上記の変形労働時間制とは別に「フレックスタイム制」がある。この場合、使用者が始業・終業時刻を当該労働者の決定に委ねることを就業規則等で定め、かつ一定事項を労使協定で定めれば、フレックスタイム制をとる労働者を清算期間(1か月以内で労使協定で定めた期間)を平均し、1週間当たりの法定労働時間を超えない範囲で1週または1日の法定時間を超えて労働させることができる。	[26週単位の変形制] 労働協約により26週当たり1,040時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。どの26週をとっても1,040時間以内であることが必要。 但し、1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。 これを怠った場合又は1,040時間を超えて労働させた場合は、26週の各々について1週40時間の規定が適用される。 [52週単位の変形制] 労働協約により52週について1,840時間以上2,080時間以下の時間が保障され(労働がなくとも時間分の賃金の支払いは保障される)、かつ、2,240時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。 1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。 これを怠った場合又は2,240時間を超えて労働させた場合は52週の各々について1週40時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合、超えた時間について1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。	基準期間とは17週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては26週まで延長することが可能。延長できる場合とは、労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、警備産業の場合、役務又は生産の継続が必要な場合(例えば、保険、報道、通信、公益施設)、予見可能な活動時間の波がある場合、活動が不測である例外的な事件、事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合。 週の最高労働時間については17週間で、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可(52時間まで労使協定により延長可)。

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
法定労働時間の特例	・ 定期的に長時間の手待時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に10時間を超えて労働時間を延長可能。 ※ 定期的に長時間の手待時間がある場合とは、10時間を超える労働時間延長が労働保護法上有害でないと認められる程度で、具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。	・ [法定労働時間の適用除外]の項目参照 一部の産業では、超過勤務手当の支払い対象となる労働時間が異なっている(例えば、青果小売業などでは、週39時間目以降)。 (労働法典L3121-9条)	使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合にのみ、4か月平均週48時間を超えて労働させることができる。
弾力的労働時間制度	[6か月又は24週間単位の変形制] 6か月又は24週以内(労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可)の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合、1日10時間まで労働時間を延長できる(但し、夜間労働者については、変形期間は1か月又は4週以内)。	[1年変形労働時間制] 使用者は、(1)拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は意義申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、(2)労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず、かつ年間1,607時間を超えないこと、(3)1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること。 「労働時間が1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下であること」を要件として、1年単位の変形労働時間制を導入することができる。 (労働法典L3121-34条～L3121-36条) [サイクル労働] 労働時間の配分がサイクル(数週単位の期間)ごとに同様の形で繰り返される労働について、 (1)継続的に操業される企業において、 (2)デクレで定められている場合、又は拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定若しくは異義申立権の対象とならない企業・事業場別協定の締結がなされた場合、サイクル労働を実施することができる。この場合、労働サイクル期間を平均して週35時間を超える労働時間のみが超過労働時間とされる。但し、1日及び1週単位の最長労働時間の規制(1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下)の適用は除外されない。	週の最高労働時間については、4か月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。

	日本	アメリカ	イギリス
時間外労働 (上限規制, 割増賃金率)	[上限規制] 36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度基準(告示) 1週間15時間 2週間27時間 4週間43時間 1か月45時間 2か月81時間 3か月120時間 1年間360時間 [割増賃金率] 法定8時間以上時間外労働:25%以上 (1) 36協定の告示の限度時間を超え1か月60時間までの時間外労働に対する割増賃金率については, 25%を上回る労使協定を締結するよう努力義務。 (2) 1か月60時間を超える時間外労働について, 割増賃金率を25%から50%以上に引上げ(中小企業は当分の間, 適用猶予)(2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月) (3) 労使協定によって改正法による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて, 有給の休暇を付与できる((1)(2)(3)は2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月) 深夜(午後10時から午前5時)労働:25%以上 (例:時間外労働との重複は50%以上) 休日労働(法定4週4日の休日の労働):35%以上 (例:深夜労働との重複は60%以上)	[上限規制] 連邦法上の規定なし [割増賃金率] 50%	[上限規制] 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(17週平均)。 ※ 最大52週まで労使協定により延長可。 1日の休息期間を最低連続11時間とする(若年労働者(18歳未満)については12時間以上)。 [割増賃金率] 法令上の規定なし
休日労働 (割増賃金率)	1週1日又は4週4日以上の日を与えなければならない。 [割増賃金率] 35%以上	連邦法上の規定なし [割増賃金率] 法令上の規定なし	1週1日の休日(若年労働者について2日) [割増賃金率] 法令上の規定なし

6 労働時間・労働時間制度

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
時間外労働 (上限規制、割増賃金率)	[上限規制] 労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより、定期的な長時間の手待時間がある場合(労働協約又は事業所協定の定めが必要)、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。但し、12か月平均の週労働時間が48時間を越えてはならない(7条)。 緊急事態又は非常事態が発生した場合は、同法の労働/休養時間規定から外れてよい(14条)。さらに、特別な前提条件下で、管轄官庁が、同法労働時間からの逸脱を認可することもできる(15条)。 [割増賃金率] 法令上の規定なし 一般に身体障害者は時間外労働に拒否権を持つ。妊婦、授乳者に対する時間外労働は禁止。	[上限規制] 業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限)、又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に引上げられた。上限を超えた残業時間に対する手当の支給金額は労使協定で定められており、増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることはいできない。また、週単位の法定最長労働時間(同じ週で、48時間、12週平均で週44時間)を超えることはできない。但し、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない。(労働法典D3121-14-1) [割増賃金率] 25%(労働法典L3121-22) 従業員数20人未満の小規模企業については、2008年12月末まで割増賃金率を10%に設定する例外措置がとられていたが、「労働・雇用・購買力のための法案」可決(2007年8月1日)により、同措置の廃止及び2007年10月1日から企業の規模にかかわらず割増賃金率を25%とすることが決定した(企業規模による所得税・社会保険料の免除措置あり)。(労働法典L3121-22)	[上限規制] 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(算定基準期間は4か月以内)。 24時間につき最低連続11時間の休憩時間(裏返せば1日につき労働時間の上限は原則として13時間)。
休日労働 (割増賃金率)	原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。但し、マスメディア及び輸送業務等については例外が認められている。 [割増賃金率] 法令上の規定なし	原則として、 (1) 1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止。 (2) 週休は少なくとも継続する24時間。 (3) 日曜日に与えなければならない。ただし、一定の場合に適用除外あり。 [割増賃金率] 例えば、日曜日が定休日の商店が、例外的に日曜日に営業する場合、日曜日に就業する従業員に対して、少なくとも2倍の賃金を支払わなくてはならない。但し、観光地などの日曜営業の場合は、その限りではない。(2009年の法改正以降) (労働法典 L3132-27条)	

	日本	アメリカ	イギリス
年次有給休暇制度における継続勤務要件	初年度においては6か月間、その後は1年間の継続勤務	法令上の規定なし	13週間
年次有給休暇の付与日数	6か月で10日、2年6か月までは1年ごとに1日追加、以後1年ごとに2日追加(最高20日)	連邦法上の規定なし	5.6労働週(最高28日)
年次有給休暇の連続付与	法令上の規定なし ・年次有給休暇取得日数は9.0日、取得率は48.8% (厚生労働省2014年就労条件総合調査結果)	法令上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法	使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならない。但し、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。5日を超える年次有給休暇については労使協定による計画的付与制度あり。 労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能(2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月)。	法令上の規定なし	・年次有給休暇は、分割して取得することができる。 ・年次有給休暇は、原則としてそれが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能。 ・雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない。 ・使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることができる。
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている。	法令上の規定なし	法令上の規定なし

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

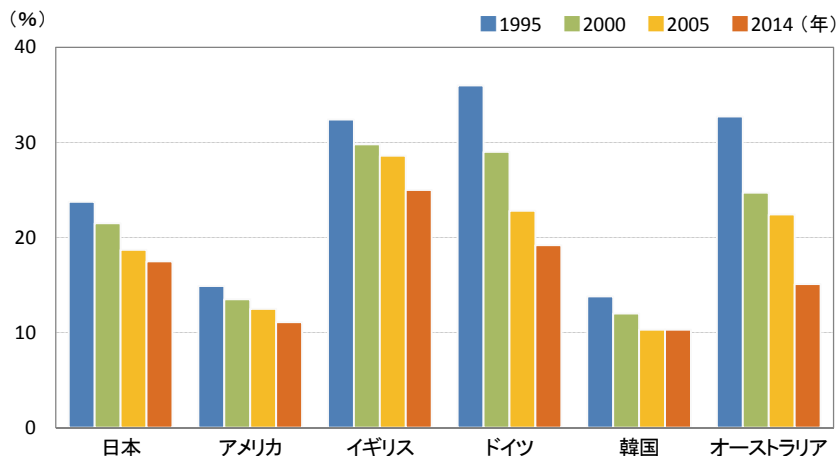
	ドイツ	フランス	EU指令
年次有給休暇制度における継続勤務要件	労働契約が成立してから6か月以上	同一の使用者の下で最低でも(実働で)10日間勤務すること。	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による。
年次有給休暇の付与日数	1暦年につき24週日(週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日)、週5日制の場合は20週日	1年30労働日(1月につき2.5労働日)(労働法典L3141-3)	最低4週間の年次有給休暇を付与(代償手当は禁止)。
年次有給休暇の連続付与	連続12週日の付与を要するが、労働協約等で異なる定めも可能。	連続12労働日を超える有給休暇を、1年に1度以上与えなければならない。但し、連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は24労働日。(労働法典L3141-4)	—
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定(使用者に決定権)。但し、従業員代表がある場合には、代表と同意の上で定める。	休暇取得可能時期(労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間)に労働協約、団体協定の規定又は慣習により付与。これらが無い場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与。(労働法典L3141-13)	—
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与、取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。事業所の都合、又は個人的な都合で繰り越された場合にも翌年3月末までに取得しなければならない。	一部の企業では、日数を限定して持ち越しを認めているが、原則として未消化の有給休暇は消滅する。但し、退職時に未消化の有給休暇は有給休暇手当として支給される。また、「労働時間貯金制度」を業界、グループ企業、企業、事業所レベルでの労使合意に基づき制定できる。これまで1年間に貯蓄できる有給休暇の上限を22日とし、消化の有効期限を5年間とする規定があったが、「時短緩和法」により撤廃。条項を労使合意のもとに自由に決定できるようになると同時に、労働時間貯金の現金化(企業による休暇の買取)も可能となった。	—

資料出所 労働政策研究・研修機構(2012.3)「労働時間規制に係る諸外国の制度についての調査(資料シリーズNo.104)」報告書、中窪裕也(1995)「アメリカ労働法」,「労働時間の設定に関する指令」(1993年11月23日の労働社会相理事会指令)、山口浩一郎他(1988)「変容する労働時間制度」、日本労働研究機構(1994)「労働時間制度の運用実態」、日本:労務行政研究所「平成26年労働法全書」、厚生労働省ウェブサイト、イギリス:Gov.uk、ドイツ:連邦労働社会省及び法務省、フランス:労働省及び政府公共サービスサイト、EU:欧州委員会及び各国ウェブサイト等

7. 労働組合・労使関係・労働災害

**Trade Union, Industrial Relations
and Occupational Accidents**

7-1 労働組合組織率の推移



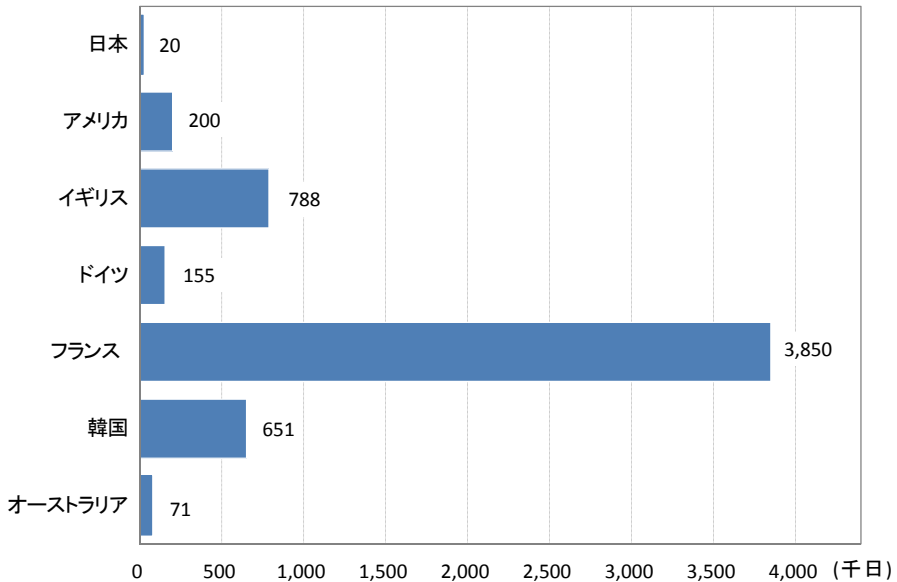
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第7-1表 労働組員数・組織率(各国公式統計)」(p.221)を参照。

2014年の主要国の労働組合組織率は、イギリスが25.0%で最も高く、次いでドイツ19.2%、日本17.5%、オーストラリア15.1%、アメリカ11.1%、韓国10.3%となっている。

1995年から2014年までの時系列変化をみると、ほとんどの国で組織率は低下傾向にある。同期間に、ドイツは16.8ポイント、オーストラリアは17.6ポイント、組織率が低下した。

7 労働組合・労使関係・労働災害

7-2 労働争議による労働損失日数



▶ グラフの資料出所については、「第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」(p.223)を参照。

(注) フランスは2010年、その他の国は2014年の数値。

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な国際比較ができないことに留意が必要である。2014年の労働損失日数はアメリカが20万日、韓国65万日、イギリス79万日、ドイツ15.5万日、オーストラリア7万日となっている。なお、フランスは2010年の統計で385万日であった。一方、日本は労働損失日数が2万日と少ない。

長期的にみると、多くの国で労働損失日数は減少傾向にある。しかし、ひとたび大規模な労働争議が発生すると、それに伴って労働損失日数が跳ね上がるため、各国の値は年によってバラツキが大きい。

第7-1表 労働組合員数・組織率（各国公式統計）

Table 7-1: Trade union membership and density rates (national official statistics)

		(千人/thousands, %)							
		1995年	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN								
組合員数/Membership		12,614	11,539	10,138	10,054	9,961	9,892	9,875	9,849
組織率/Density rates		23.8	21.5	18.7	18.5	18.1	17.9	17.7	17.5
アメリカ	USA								
組合員数/Membership		16,360	16,258	15,685	14,715	14,764	14,366	14,528	14,576
組織率/Density rates		14.9	13.5	12.5	11.9	11.8	11.3	11.3	11.1
イギリス	GBR								
組合員数/Membership		7,113	7,119	7,083	6,589	6,447	6,506	6,486	6,446
組織率/Density rates		32.4	29.8	28.6	26.6	26.0	26.1	25.6	25.0
ドイツ ²⁾	DEU								
組合員数/Membership		11,242	9,740	8,344	7,737	7,702	7,697	7,693	7,665
組織率/Density rates		36.0	29.0	22.8	19.9	19.3	19.2	19.4	19.2
フランス	FRA								
組合員数/Membership		1,780	1,781	1,779	1,823	1,830	1,835	—	—
組織率/Density rates		8.7	8.0	7.7	7.7	7.7	7.7	—	—
韓国	KOR								
組合員数/Membership		1,615	1,527	1,506	1,643	1,720	1,781	1,848	1,905
組織率/Density rates		13.8	12.0	10.3	9.8	10.1	10.3	10.3	10.3
シンガポール ³⁾	SGP								
組合員数/Membership		235	314	450	550	588	613	655	687
組織率/Density rates		13.8	14.5	19.4	17.7	18.2	18.3	18.8	18.9
マレーシア ³⁾	MYS								
組合員数/Membership		707	734	761	803	800	890	915	931
組織率/Density rates		9.2	7.9	7.6	6.8	6.5	7.0	6.9	6.9
フィリピン	PHL								
組合員数/Membership		3,587	3,788	1,910	1,714	1,779	1,833	1,884	1,945
組織率/Density rates		30.2	27.2	11.7	8.7	8.7	8.5	8.5	8.7
オーストラリア	AUS								
組合員数/Membership		2,252	1,902	1,912	1,788	1,835	1,840	1,748	1,570
組織率/Density rates		32.7	24.7	22.4	18.3	18.4	18.2	17.0	15.1

資料出所 日本:厚生労働省(2015.12)「労働組合基礎調査(平成27年, 時系列表)」

アメリカ:U.S.Bureau of Labor Statistics(2015.1) *Union Members in 2014*イギリス:ビジネス・イノベーション・技術省(2015.6) *Trade Union Membership 2014*ドイツ:ハンス・ベックラー財団(<http://www.boeckler.de/>)2015年1月現在フランス:OECD Database(<http://www.oecd-ilibrary.org/>)2016年1月現在韓国:労働財団(<http://www.inosa.or.kr/>)2016年1月現在シンガポール:労働省(2015.6) *Singapore Yearbook of Manpower Statistics 2015*

マレーシア:統計局, 人的資源省2016年1月現在

フィリピン:統計機構(2015.10) *Yearbook of Labor Statistics 2015*オーストラリア:統計局(<http://www.beta.abs.gov.au/>)2015年10月現在

(注) 1) 2011年の組織率は, 総務省統計局「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」による2011年6月分の推計値及びその数値を用いて計算した値。時系列比較の際は注意を要する。なお, 2015年の組合員数は約988万人, 組織率は17.4%。

2) 組合員数はDGB(独労働総同盟), DBB(独官吏連盟), CGB(独キリスト教労組連盟)の合計。

3) 組織率は政府公表の組合員数, 政府公表の雇用者数で除した値。

第7-2表 労働組合組織率（ILOデータベース）

Table 7-2: Union density rates according to the ILO Union Database

		(%)							
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	21.5	18.8	18.2	18.5	18.4	19.0	18.0	17.8
アメリカ	USA	12.8	12.0	11.9	11.8	11.9	11.3	10.8	10.8
カナダ	CAN	28.2	27.7	27.1	27.3	27.4	27.1	27.5	27.2
イギリス	GBR	30.2	28.4	27.1	27.1	26.4	25.6	25.8	25.4
ドイツ	DEU	24.6	21.7	19.1	18.9	18.6	18.0	17.9	17.7
フランス	FRA	8.0	7.7	7.6	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
イタリア	ITA	34.8	33.6	33.4	34.7	35.5	35.7	36.3	36.9
オランダ	NLD	22.9	20.6	18.8	19.1	18.6	18.2	17.7	17.6
ベルギー	BEL	56.2	53.7	54.4	54.9	53.8	55.1	55.0	55.1
デンマーク	DNK	73.9	70.7	66.3	67.7	67.0	66.4	67.2	66.8
スウェーデン	SWE	79.1	76.5	68.3	68.4	68.2	67.5	67.5	67.7
フィンランド	FIN	75.0	70.6	69.6	69.2	68.6	68.4	68.6	69.0
ノルウェー	NOR	54.4	54.9	52.6	53.6	53.7	53.5	53.3	53.5
ロシア ¹⁾	RUS	52.3	—	31.9	32.1	30.7	28.9	28.4	27.8
オーストリア	AUT	36.6	33.3	29.1	28.7	28.4	27.9	27.4	27.4
スイス	CHE	20.2	19.3	17.5	17.3	17.1	16.7	16.2	16.2
アイルランド	IRL	38.0	34.0	31.9	33.1	32.7	32.6	31.2	29.6
ギリシャ	GRC	26.5	24.6	24.0	23.2	22.5	22.6	21.3	20.8
スペイン	ESP	16.6	14.8	17.4	17.8	17.6	17.2	17.5	17.2
ポルトガル	PRT	21.6	21.2	20.5	20.1	19.3	18.3	18.5	18.1
香港	HKG	—	—	—	—	—	23.6	23.7	23.9
韓国	KOR	11.4	9.9	10.3	10.0	9.7	9.9	10.1	—
シンガポール	SGP	16.1	19.4	17.5	17.6	18.0	18.9	19.4	—
マレーシア	MYS	10.7	10.0	10.1	9.9	9.1	8.5	9.3	9.4
フィリピン	PHL	27.1	11.7	10.9	10.6	8.7	8.7	8.5	8.5
インド ²⁾	IND	—	13.8	—	12.9	—	12.8	—	—
オーストラリア	AUS	25.7	22.3	18.6	19.3	18.4	18.5	18.2	17.0
ニュージーランド	NZL	22.3	20.9	20.6	21.4	20.8	20.8	20.5	19.4
ブラジル ³⁾	BRA	—	20.6	22.2	19.1	—	17.8	17.5	16.6
メキシコ	MEX	15.6	16.9	15.7	15.3	14.4	14.5	13.6	13.6

資料出所 ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2015年12月現在

(注) 原則、雇用者を対象。国によってデータ収集手法、定義、計算手法が異なるため、時系列・各国間の厳密な比較はできない。

1) 2000年の欄は2001年の数値。

2) 2005年の欄は2004年の数値。

3) 2005年の欄は2003年の数値。

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked

労働争議件数/Number of labour disputes		(件/cases)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN	118	50	52	48	38	28	38	31	27
アメリカ ²⁾	USA	39	22	15	5	11	19	19	15	11
カナダ ³⁾	CAN	378	260	188	157	174	149	282	165	154
イギリス ⁴⁾	GBR	226	116	144	98	92	149	131	114	155
ドイツ ⁵⁾	DEU	67	270	881	454	131	158	367	1,384	637
フランス ⁶⁾	FRA	1,427	699	—	—	—	—	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	966	654	621	889	—	—	—	—	—
スウェーデン ⁸⁾	SWE	2	14	5	3	5	2	8	11	—
ロシア ⁹⁾	RUS	817	2,575	4	1	—	2	6	3	2
香港 ¹⁰⁾	HKG	5	1	4	7	3	2	1	7	3
韓国 ¹¹⁾	KOR	250	287	108	121	86	65	105	72	111
マレーシア ¹²⁾	MYS	11	3	2	4	2	0	0	0	—
タイ	THA	13	9	7	5	3	14	12	11	8
インドネシア	IDN	273	96	146	149	82	196	51	239	—
フィリピン ¹³⁾	PHL	60	26	5	4	8	2	3	1	2
インド ¹⁴⁾	IND	771	456	421	345	371	370	447	194	143
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	700	472	173	89	55	134	143	132	56
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	21	60	23	31	18	12	10	6	13
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	525	299	411	518	446	554	877	2,050	—

労働争議参加人員/Number of workers involved		(千人/thousand people)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN	15	4	8	4	2	2	1	2	15
アメリカ ²⁾	USA	394	100	83	13	45	113	148	55	34
カナダ ³⁾	CAN	143	199	41	67	58	91	137	206	80
イギリス ⁴⁾	GBR	183	93	511	209	133	1,530	237	395	733
ドイツ ⁵⁾	DEU	7	17	154	28	12	11	22	67	58
フランス ⁶⁾	FRA	211	60	—	—	—	—	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	687	961	669	267	—	—	—	—	—
スウェーデン ⁸⁾	SWE	0	1	13	1	3	7	6	3	—
ロシア ⁹⁾	RUS	31	85	2	0	—	1	1	0	1
香港 ¹⁰⁾	HKG	0	0	1	1	0	0	0	1	182
韓国 ¹¹⁾	KOR	178	118	114	81	40	33	134	113	133
マレーシア ¹²⁾	MYS	3	1	0	0	0	0	0	—	—
タイ	THA	6	3	2	1	2	7	4	8	4
インドネシア	IDN	126	57	212	94	2	55	14	32	—
フィリピン ¹³⁾	PHL	21	8	1	2	3	4	0	0	0
インド ¹⁴⁾	IND	1,418	2,914	1,579	1,867	1,074	735	1,225	—	1,015
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	325	241	173	89	55	134	143	132	56
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	3	18	—	9	—	2	5	0	2
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	3,834	2,023	2,043	1,568	1,583	2,050	1,772	2,017	—

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数（続き）

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked (cont.)

労働損失日数/Number of days not worked		(千日/thousand days)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN	35	6	11	7	23	4	4	7	20
アメリカ ²⁾	USA	20,419	1,736	1,954	124	302	1,020	1,131	290	200
カナダ ³⁾	CAN	1,644	4,148	875	2,163	1,202	1,351	904	1,499	1,713
イギリス ⁴⁾	GBR	499	224	759	455	365	1,390	249	444	788
ドイツ ⁵⁾	DEU	11	19	132	64	25	70	86	150	155
フランス ⁶⁾	FRA	581	1,997	1,419	1,662	3,850	—	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	884	907	723	—	—	—	—	—	—
スウェーデン ⁸⁾	SWE	0	1	107	2	29	0	37	7	—
ロシア ⁹⁾	RUS	236	86	29	0	—	0	2	0	5
香港 ¹⁰⁾	HKG	1	0	1	1	0	1	0	13	0
韓国 ¹¹⁾	KOR	1,894	848	809	627	511	429	933	638	651
マレーシア ¹²⁾	MYS	6	5	0	1	0	0	0	—	—
タイ	THA	226	46	51	6	50	212	39	93	175
インドネシア	IDN	1,281	766	1,546	844	11	234	29	131	—
フィリピン ¹³⁾	PHL	319	123	39	7	34	4	1	1	1
インド ¹⁴⁾	IND	28,763	29,665	17,434	17,622	23,131	14,332	3,390	—	3,602
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	469	228	197	133	127	242	273	131	71
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	11	30	—	14	—	5	79	0	1
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	28,558	28,911	17,927	15,879	33,116	42,720	47,707	26,746	—

資料出所 日本：厚生労働省(2015.11)「労働争議統計調査(時系列表)」

その他：ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat>) 2015年12月現在，厚生労働省「海外情勢報告」，各国統計局及び労働省ウェブサイト

- (注) 1) 件数は半日以上以上のスト(同盟罷業)及び作業所閉鎖件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 2) 1,000人未満の争議，1日に満たない争議を除き，件数及び参加人員は当該年に開始された争議。
- 3) 半日以上継続し，かつ，労働損失日数が10労働日以上以上の争議。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 4) 1日に満たない争議，10人未満の争議を除く(但し，労働損失日数が100労働日を超える場合は含まれる)。件数は政治的ストを除く。
- 5) 参加人員10人以上，全日以上の争議。
- 6) 争議件数は事業所単位。労働争議件数及び参加人員の2005年は2004年の値。2008年以降は従業員10人以上の全ての事業所が対象。
- 7) 2009年はストライキのみ。労働損失日数は1日7時間労働を基準として計算。
- 8) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 9) 半日に満たない争議を除く。
- 10) 民間部門を対象。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 11) 2011年以降は8時間に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 12) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 13) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 14) 政治的なスト及び10人未満の争議を除く。
- 15) 10日に満たない争議を除く。各年12月の公表値。
- 16) 件数は，労働損失日数が5日に満たない争議を除く。部分スト及びロックアウトを含む。労働損失日数は1日8時間を基準として計算。
- 17) DIEESE *Balanco das Greves*(各年版)による。ストライキのみ。件数は，参加人員が不明のものを含む。損失日数は，1日8時間を基準として計算。

第7-4表 労災被災者数・労働損失日数

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

		(千人/thousand people)(千日/thousand days)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN									
負傷者数 ^{a)}		132.1	118.8	118.0	104.6	106.6	116.9	118.5	117.1	118.5
死亡者数 ^{b)}		1.9	1.5	1.3	1.1	1.2	1.0	1.1	1.0	1.1
アメリカ ²⁾	USA									
負傷者数		1,664	1,235	1,356	1,239	1,191	1,181	1,154	1,162	1,157
死亡者数		5.9	5.7	5.2	4.6	4.7	4.7	4.6	4.6	4.7
カナダ	CAN									
傷病者数		392.5	337.9	307.8	260.3	249.9	249.5	245.4	241.9	—
死亡者数		0.9	1.1	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	0.9	—
イギリス ³⁾	GBR									
負傷者数		161.6	148.0	133.2	122.7	116.7	111.3	80.4	78.7	76.1
死亡者数		0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
労働損失日数 ^{c)}		8,285	6,411	4,848	4,928	4,503	4,533	5,184	4,447	4,075
ドイツ ⁴⁾	DEU									
負傷者数		1,513	1,030	1,063	974	1,045	1,007	—	959	—
死亡者数		1.2	0.9	0.8	0.6	0.7	0.7	—	0.6	—
フランス ⁵⁾	FRA									
負傷者数		743.4	699.2	704.0	651.5	658.8	—	—	618.3	—
死亡者数		0.7	0.5	0.6	0.5	0.5	—	—	0.5	—
労働損失日数		30,684	33,252	48,821	36,697	37,195	—	—	37,497	—
イタリア ⁶⁾	ITA									
負傷者数		651.8	555.5	499.2	—	—	402.9	—	—	305.2
死亡者数		1.2	0.9	0.8	—	—	0.6	—	—	0.4
労働損失日数		15,595	13,109	11,802	—	—	9,748	—	—	9,234
スウェーデン	SWE									
負傷者数		39.3	31.7	28.3	25.8	28.3	28.7	29.9	30.5	—
死亡者数		0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	—
労働損失日数		1,355	—	—	—	—	—	—	—	—
ロシア	RUS									
負傷者数		147.4	74.7	55.8	44.1	45.7	41.8	38.6	33.9	29.9
死亡者数		4.4	3.1	2.6	2.0	2.0	1.8	1.8	1.7	1.5
労働損失日数		4,295	2,499	2,721	2,179	2,188	2,111	1,841	1,687	1,525
中国 ⁷⁾	CHN									
負傷者数		4	—	947	948	1,135	1,195	1,167	1,176	—
死亡者数		11.7	—	4.3	4.5	5.2	5.8	6.3	7.2	—
香港	HKG									
負傷者数		57.9	44.1	41.7	39.4	41.7	40.4	39.7	37.8	37.3
死亡者数		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
労働損失日数		530	408	358	331	333	311	306	299	301
韓国	KOR									
負傷者数		69.0	85.4	95.8	97.8	98.6	93.3	92.3	91.8	90.9
死亡者数		2.5	2.5	2.1	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
シンガポール	SGP									
負傷者数		3.4	3.4	11.0	10.8	10.3	10.1	11.1	12.4	13.5
死亡者数		0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
労働損失日数		49	51	643	664	533	565	583	725	679

a) number of workers non-fatally injured as a result of occupational accidents; b) number of workers fatally injured, where death occurred; c) number of days lost by cases of occupational injury.

第7-4表 労災被災者数・労働損失日数（続き）

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (cont.)

		(千人/thousand people)(千日/thousand days)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
マレーシア ⁸⁾	MYS									
負傷者数		94.0	61.2	54.1	55.2	57.6	43.1	41.3	41.5	—
死亡者数		1.0	—	—	1.0	1.1	0.5	0.3	0.3	—
労働損失日数		2,038	—	—	—	—	2,756	2,922	3,141	—
タイ	THA									
負傷者数		50.1	212.8	175.9	148.8	145.9	129.1	131.1	111.3	99.8
死亡者数		0.6	1.4	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6
インドネシア ⁹⁾	IDN									
負傷者数		—	—	94.7	96.3	98.7	99.5	103.1	103.3	—
死亡者数		—	—	2.1	2.1	2.2	2.2	2.4	2.4	—
フィリピン ¹⁰⁾	PHL									
負傷者数		26.3	—	—	17.6	—	20.5	—	—	—
死亡者数		0.2	—	—	0.1	—	0.2	—	—	—
労働損失日数		203	—	—	122	—	169	—	—	—
インド ¹¹⁾	IND									
負傷者数		6.3	4.3	32.6	31.6	30.0	28.4	28.4	—	—
死亡者数		1.4	1.8	1.4	1.5	1.5	1.4	1.4	—	—
労働損失日数		4.8	2.8	—	—	—	—	—	—	—
オーストラリア ¹²⁾	AUS									
負傷者数		127.3	105.4	98.7	97.5	92.3	94.7	105.5	107.2	99.0
死亡者数		0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
労働損失日数		4,268	—	—	—	—	—	—	—	—
ニュージーランド ¹³⁾	NZL									
負傷者数		20.8	26.6	26.5	22.5	20.2	—	15.4	—	—
死亡者数		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	—	0.0	—	—
労働損失日数		1,391	1,935	1,974	1,653	1,385	—	1,054	—	—
ブラジル ¹⁴⁾	BRA									
負傷者数		323.6	—	—	—	—	636.1	—	—	—
死亡者数		2.5	—	—	—	—	2.9	—	—	—

資料出所 日本:厚生労働省(2015.4)「平成26年労働災害発生状況」

その他:各国政府資料, 厚生労働省「海外情勢報告」, ILOSTAT Database(2016年1月現在)

- (注) 1) 負傷者数は4日以上休業を伴うもの。2011年の数値は、東日本大震災を直接の原因とするものを除く。
- 2) 死傷者数は2005年までは民間企業のみ。2008年より民間企業及び政府機関の合計。11人未満の農場を除く。
- 3) 4月から翌年3月までの年度の数値。雇用者を対象。3日以上休業を伴うもの。
- 4) 2008年以前は4日以上、2011年以降は2日以上休業を伴うもの。2008年以前の死亡者数は、労災後1か月以内の死亡者数。
- 5) 2009年以降は1日以上休業を伴うもの。
- 6) 2008年以前は4日以上、2011年以降は2日以上休業を伴うもの。
- 7) 2000年はILO統計による件数(公的機関のみを対象)。2008年以降は「中国労働統計年鑑」による件数。
- 8) 2005～2010年は社会保障機構(SOCSO)による報告件数。外国人労働者を除く。
- 9) 負傷者数の2008年以降は給付件数。
- 10) 20人以上の事業所を対象。2009年以降は民間企業を対象とし、1日以上休業を伴うもの。
- 11) 2008年以降は工場における負傷者・死亡者数。
- 12) 年度の数値。2008年以前は6日以上、2009年以降は1週間以上の休業を伴うもの。
- 13) 年度の数値。負傷者数は2008年以前は6日以上、2009年以降は1週間以上の休業を伴うもの。死亡者数は被災後1年以内に死亡したもの。
- 14) 2011年の負傷者数は1日以上休業を伴うもの、死亡者数は当該年に発生した件数。

第7-5表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

日本 JPN

度数率 ¹⁾ Incidence rates	2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
調査産業計 ²⁾	Total industries surveyed							
事業所規模(常用雇用者数)	Establishment size=number of regular employees (persons)							
100+	1.82	1.95	1.62	1.61	1.62	1.59	1.58	1.66
30-99	3.52	3.34	2.88	2.57	2.59	2.74	2.87	3.01
総合工事業 ³⁾	Contractors							
	1.10	0.97	1.09	1.56	0.85	0.83	1.25	0.91

資料出所 厚生労働省(2015.11)「平成26年労働災害動向調査」

(注) 1) 「度数率」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

度数率=(労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数)×1,000,000

「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、休業1日以上を負傷または疾病(但し、疾病は、いわゆる災害性疾病に限り、業務上の疾病であっても、食中毒、伝染病及び疾病の発生が遅発性のものは除く)及び死亡をいう。なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

2) 調査産業計は建設業(総合工事業)を除く。2008年より医療・福祉(一部の業種に限る)を含み、複合サービス事業(郵便局に限る)を除く。2011年より農業を含む。

3) 総合工事業とは、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の工事現場である。事業所規模100人以上。

アメリカ USA

度数率 ¹⁾ Incidence rates	2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
産業計 ²⁾								
Total private industries surveyed	6.1	4.6	3.6	3.5	3.5	3.4	3.3	3.2

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics(2015.10) *Workplace Injuries and Illness 2014*

(注) 1) フルタイム労働者100人の年間延労働時間(20万労働時間=100人×40h×50週)当たりの傷病者数(死亡者数は含まない)の比率。

度数率=(負傷者数/延べ労働時間数)×200,000

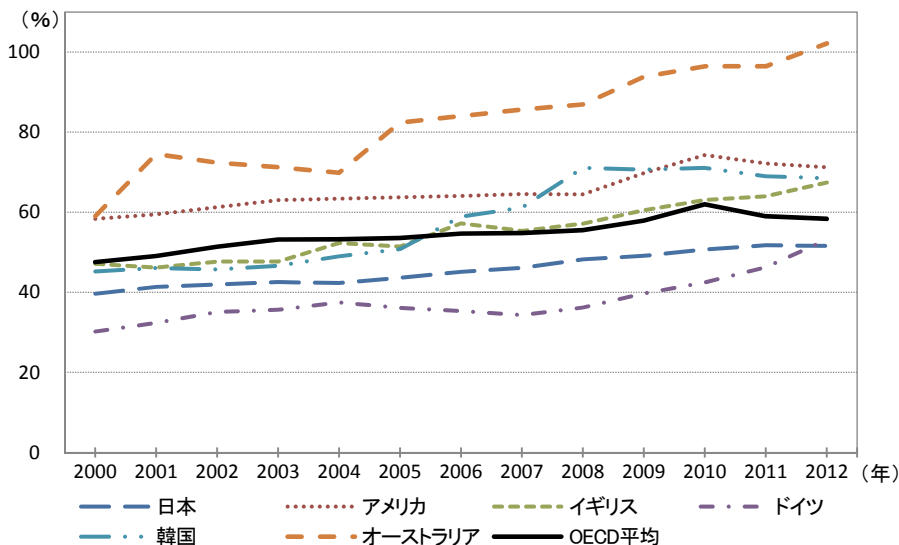
2) 調査対象は1人以上の労働者を雇用している事業所が対象である。

(但し、農生産のみ11人以上の労働者を雇用している事業所が対象)

8. 教育・職業能力開発

Education and Human Resources Development

8-1 高等教育への進学率（大学型高等教育機関）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1表 高等教育への進学率」(p.232)参照。

高等教育機関への進学率の国際比較は、各国の教育制度が異なっているため容易ではない（「第8-2表 各国の学校系統図」参照）。

OECDは、毎年発行する『Education at a Glance』において、各国の高等教育機関への進学率を掲載している。

上のグラフは、各国の大学型高等教育機関（日本では大学学部に対応）への進学率を示している。OECD平均の大学型高等教育機関への進学率は、2000年の47.6%から2010年には62.0%まで上昇したが、その後は経済危機の影響により低下傾向にある。2012年は58.3%となり、2000年の47.6%から10.7ポイント、1995年の38.6%から約19.7ポイント上昇している。

非大学型教育機関（日本では短期大学及び高等専門学校、専修学校専門課程に対応）への進学率は比較的低く、OECD平均で2000年が15.6%、2012年が18.1%である。2012年の各国の進学率は、日本が28.4%、韓国が36.0%、ドイツが21.8%、イギリスが19.7%などとなっている。

なお、国際標準教育分類の改訂により、「大学型」と「非大学型」という高等教育の区分は見直され、「学士課程相当」「修士課程相当」「短期高等教育」に再編された。このため、2012年以前と接続しないが、日本では大学学部に対応する「学士課程相当」への2013年の進学率は、日本48.4%、イギリス57.7%、ドイツ48.1%、OECD平均57.0%などとなっている。

第8-1表 高等教育への進学率¹⁾²⁾

Table 8-1: Entry rates into tertiary education

									(%)	
		大学型高等教育 ³⁾⁴⁾ / Tertiary-type A education (ISCED 5A)							高等教育	
		1995年	2000	2008	2009	2010	2011	2012	学士相当	
									2013	
日本 ⁵⁾	JPN	31.4	39.6	48.2	49.1	50.7	51.8	51.6	48.4	78.1
アメリカ	USA	57.1	58.4	64.5	69.8	74.3	72.2	71.2	—	52.4
イギリス	GBR	—	47.1	57.2	60.5	63.1	64.0	67.4	57.7	58.2
ドイツ	DEU	25.8	30.2	36.2	39.7	42.5	46.3	53.2	48.1	58.8
フランス	FRA	—	—	—	—	—	39.4	40.8	—	—
イタリア	ITA	—	39.2	51.4	49.7	49.1	48.3	47.2	36.8	41.6
オランダ	NLD	43.6	53.3	61.8	62.8	65.5	64.9	65.3	60.5	64.8
ベルギー	BEL	—	—	30.5	31.0	32.7	33.5	33.6	69.4	66.7
デンマーク	DNK	40.3	52.2	59.5	55.4	65.4	70.7	74.2	71.4	87.4
スウェーデン	SWE	57.1	67.2	65.2	68.2	75.9	71.9	60.3	46.9	56.5
フィンランド	FIN	39.0	71.2	69.7	68.6	68.1	68.4	66.0	54.8	54.9
ノルウェー	NOR	59.2	67.4	71.3	77.0	76.2	75.6	76.7	—	—
ロシア	RUS	—	—	81.1	80.1	76.8	71.8	69.3	71.8	—
オーストリア	AUT	27.2	33.6	47.0	45.3	53.5	52.2	52.7	44.7	73.6
スイス	CHE	17.0	29.2	38.0	41.3	43.7	43.8	44.4	59.7	76.0
アイルランド	IRL	—	32.0	46.0	51.2	55.9	51.0	53.9	59.0	—
アイスランド	ISL	—	65.6	73.2	77.0	93.2	80.8	79.7	79.7	85.8
ギリシャ	GRC	14.8	29.8	42.4	—	—	40.0	39.9	66.1	—
スペイン	ESP	—	46.9	42.6	46.1	51.5	53.1	52.0	46.3	69.6
チェコ	CZE	—	24.7	56.9	59.2	60.3	60.5	59.8	64.0	67.3
スロバキア	SVK	28.2	36.7	72.2	68.8	65.2	61.3	61.5	56.2	59.7
ポーランド	POL	35.9	64.6	82.7	85.4	84.2	80.5	79.4	72.6	79.4
ハンガリー	HUN	—	54.7	57.0	52.5	53.8	52.0	53.6	40.8	—
トルコ	TUR	17.6	21.1	30.0	39.9	40.1	39.3	40.7	33.6	70.4
中国	CHN	—	—	—	16.8	17.2	19.0	18.3	25.4	—
韓国	KOR	40.7	45.2	71.1	70.7	71.1	69.0	68.5	55.2	—
インドネシア	IDN	—	—	—	22.0	22.3	24.3	27.0	28.7	—
オーストラリア	AUS	—	59.0	87.0	93.9	96.5	96.5	102.2	90.6	—
ニュージーランド	NZL	83.4	95.1	74.1	79.8	79.3	76.0	78.4	74.0	92.2
メキシコ	MEX	—	24.3	30.1	30.8	32.6	33.9	34.1	35.0	38.4
EU-21平均(Ave.)		34.7	45.5	54.1	55.9	60.8	57.2	55.7	56.0	63.3
OECD平均(Ave.)		38.6	47.6	55.5	57.9	62.0	59.0	58.3	57.0	66.6

*ISCED: International Standard Classification of Education

資料出所 OECD (2014.9) *Education at a Glance 2014*, OECD (2015.11) *Education at a Glance, 2015*

- (注) 1) 本表における進学率は、各年齢人口のうち高等教育機関に進学する者の割合(年齢別の純進学率)をすべての年齢にわたって合計した値をあらわす。「年齢別の純進学率」とは、各年齢人口のうち、当該年齢で高等教育機関に初めて進学した者の割合を指す。
- 2) 「大学型高等教育(First stage of tertiary education 5A)」「非大学型高等教育(同5B)」の区分は旧ISCED(国際標準教育分類)1997に基づく。ISCED2011への改訂により両者は「修士課程相当(Master's or equivalent level) = Level 7」「学士課程相当

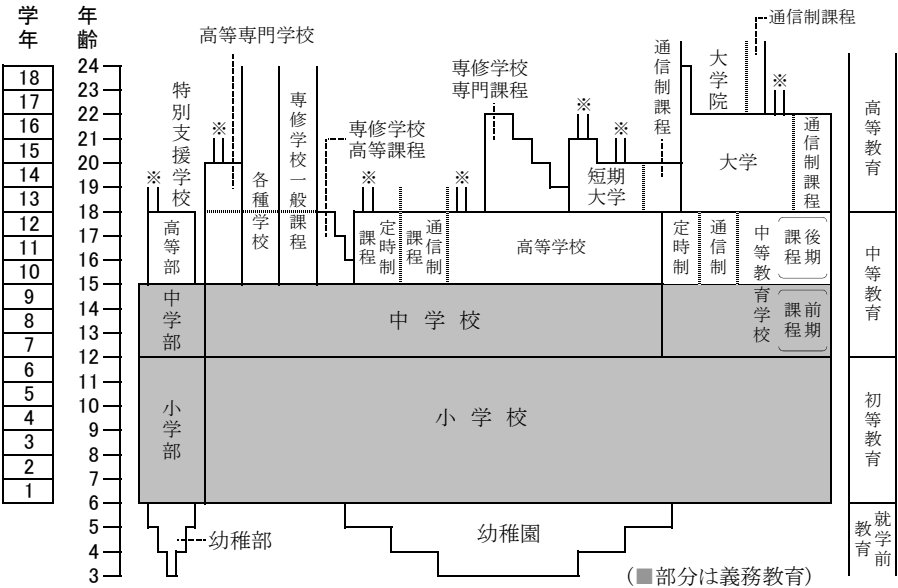
		非大学型高等教育 ⁶⁾ / Tertiary-type B education (ISCED 5B)								高等教育 (短期)
		1995年	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ⁷⁾	JPN	32.9	31.6	31.3	29.1	27.2	27.0	28.6	28.4	27.8
イギリス	GBR	—	28.8	27.8	30.3	30.7	26.2	23.3	19.7	8.5
ドイツ	DEU	15.2	14.6	13.7	13.7	19.0	20.6	21.4	21.8	0.0
ベルギー	BEL	—	—	33.7	37.0	39.1	38.4	38.4	39.4	—
デンマーク	DNK	33.4	28.1	22.6	21.2	24.6	25.5	26.1	27.6	31.9
スウェーデン	SWE	—	6.5	7.2	9.9	11.2	11.7	10.8	10.4	9.3
フィンランド	FIN	32.0	—	—	—	—	—	—	—	—
ノルウェー	NOR	4.8	4.9	—	—	—	—	—	—	—
ロシア	RUS	—	—	32.7	29.7	26.5	28.8	24.8	34.0	37.8
オーストリア	AUT	—	—	8.6	12.5	13.6	15.6	15.7	16.6	35.1
スイス	CHE	28.6	13.8	16.2	19.2	20.8	23.3	22.0	23.1	4.7
アイルランド	IRL	—	26.1	13.7	19.9	25.3	28.3	23.9	19.9	20.4
アイスランド	ISL	—	9.8	7.4	5.8	3.5	3.7	4.3	2.8	6.2
ギリシャ	GRC	4.8	21.5	12.6	26.4	—	—	31.3	22.8	—
スペイン	ESP	3.2	14.9	21.9	21.7	23.4	25.7	27.8	31.5	25.7
チェコ	CZE	—	8.9	8.5	9.0	8.1	8.7	9.3	8.9	0.4
スロバキア	SVK	0.7	2.9	—	0.9	1.0	1.0	1.2	1.4	1.3
ポーランド	POL	1.0	1.0	1.3	1.3	1.1	1.1	0.9	0.8	0.6
ハンガリー	HUN	—	1.5	10.5	11.9	13.9	15.9	17.2	16.4	13.0
トルコ	TUR	9.3	9.0	18.8	22.6	29.8	27.5	27.5	30.3	35.2
中国	CHN	—	—	—	—	19.4	18.7	19.4	19.1	25.2
韓国	KOR	26.6	51.1	47.6	37.8	36.1	36.3	37.1	36.0	33.5
インドネシア	IDN	—	—	—	—	4.6	4.7	3.7	3.6	—
ニュージーランド	NZL	43.9	52.0	49.9	43.9	46.8	46.8	44.4	40.1	37.6
メキシコ	MEX	—	0.9	2.0	2.2	2.4	2.7	2.9	3.1	3.5
EU-21平均 (Ave.)		11.3	11.1	15.5	13.9	14.5	14.8	15.2	14.4	12.0
OECD平均 (Ave.)		16.9	15.6	18.4	17.1	18.2	18.6	18.6	18.1	17.6

(Bachelor's or equivalent level) = Level 6]「短期高等教育(Short tertiary(2-3 year))=Level 5」に再編されたため、2013年の数値はそれ以前と接続しない。2013年の「高等教育」の数値はISCED2011のLevel 5～7に相当する“First-time tertiary”の進学率を示したものである。

- 3) 大学型高等教育プログラムは、主として理論中心・研究準備型プログラムで、上級研究学位プログラムへ進学したり、医学や歯学、建築学といった高い技能を要求される専門的職業に従事するのに十分な資格・技能を習得できるようになっている。大学型高等教育プログラムの通算教育年数は、高等教育段階の理論上の期間では、フルタイム換算で3年間となっているが一般的には4年以上であることが多い。これらのプログラムを提供しているのは大学だけではない。逆に 各国で大学教育と認められているプログラムがすべて大学型教育というカテゴリーに分類されるための基準を満たしているとは限らない。
- 4) 大学型高等教育の1995年及び2000年の数値は、上級研究プログラムを含む(ベルギー及びドイツを除く)。
- 5) 日本の大学型高等教育は、大学学部が相当する。
- 6) 非大学型高等教育プログラムは、通常、大学型高等教育プログラムよりも修業年限が短く、就業に直接結びつく、実践的、技術的及び職業技能に焦点を絞ったプログラムである。それぞれのプログラムの中で、基礎理論を教える場合もある。プログラムの通算教育年数は、高等教育段階のフルタイム換算で最低2年間である。
- 7) 日本の非大学型高等教育は、短期大学及び高等専門学校(4～5年)、専修学校専門課程が相当する。

第8-2-1表 日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan



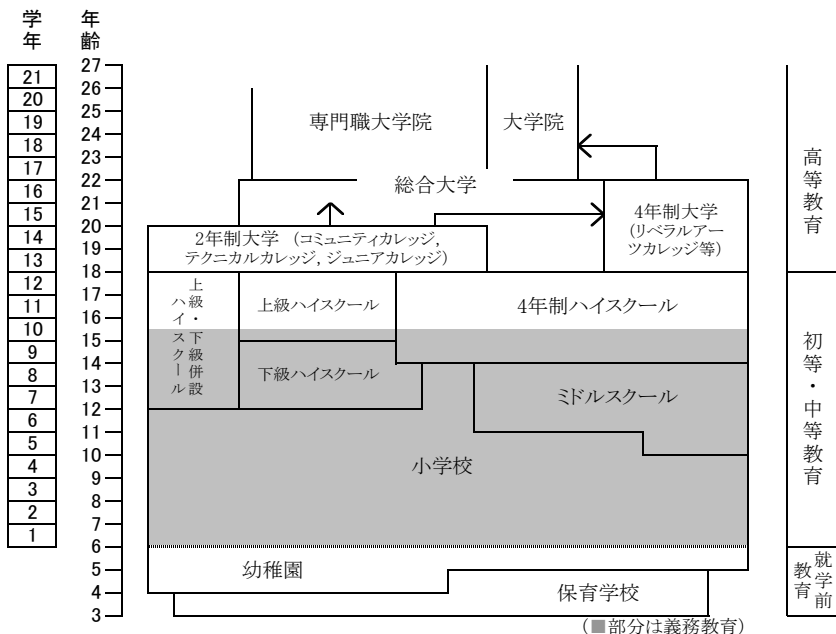
資料出所 文部科学省(2016.1)「平成27年版諸外国の教育統計」

(注) 1) ※印は専攻科を示す。

2) 高等学校, 中等教育学校後期課程, 大学, 短期大学, 特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

第8-2-2表 アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA



資料出所 文部科学省 (2016.1)「平成27年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

義務教育: 就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州もあるが、実際には6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが、10年とする州が最も多い。

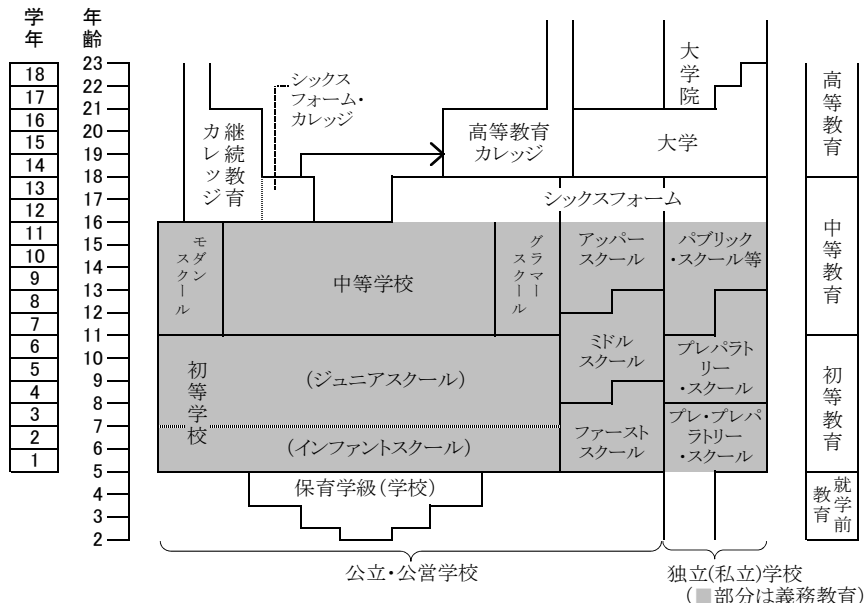
初等・中等教育: 合計12年であるが、その形態は6-3(2)-3(4)年制、8-4年制及び6-6年制、5-3-4年制、4-4-4年制など多様である。沿革的には、今世紀初めには8-4年制が殆どであったが、その後6-6年制、次いで6-3(2)-3(4)年制が増加し、最近ではミドルスクールの増加にともない、5-3-4年制が一般的である。このほか、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。2011年の公立初等学校における形態別割合をみると、3年制又は4年制小学校6.8%、5年制小学校34.4%、6年制小学校14.8%、8年制小学校8.8%、ミドルスクール17.8%、初等・中等双方の段階にまたがる学校8.6%、その他8.8%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年又は2年制)9.3%、上級ハイスクール(3年制)2.3%、4年制ハイスクール51.8%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)10.2%、初等・中等双方の段階にまたがる学校20.6%、その他5.8%となっている。なお、初等・中等双方の段階にまたがる学校は初等学校、中等学校それぞれに含め、比率を算出している。

高等教育: 総合大学、リベラルアーツカレッジをはじめとする総合大学以外の4年制大学、2年制大学に大別される。総合大学は、教養学部、専門職大学院(学部レベルのプログラムを提供している場合もある)及び大学院により構成される。専門職大学院(学部)は、医学・工学・法学などの職業専門教育を行うもので独立の機関として存在する場合(専門大学、専門職大学院大学)もある。

専門大学(学部)へ進学するためには、通常、総合大学又はリベラルアーツカレッジにおいて一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験・面接を受ける必要がある。2年制大学には、ジュニアカレッジ、コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジがある。州立の2年制大学は主としてコミュニティカレッジあるいはテクニカルカレッジである。

第8-2-3表 イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK



資料出所 文部科学省(2016.1)「平成27年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 保育学校及び初等学校付設の保育学級で行われる。

義務教育: 5～16歳までの11年間。

初等教育: 通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5～7歳を対象とする前期2年(インファント)と7～11歳のための後期4年(ジュニア)とに区分される。両者は1つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部にはインファントスクールとジュニアスクールとして別々に設置しているところもある。また一部において、インファント(スクール)・ジュニア(スクール)に代えてファーストスクール(5～8歳, 5～9歳など)及びミドルスクール(8～12歳, 9～13歳など)が設けられている。

中等教育: 通常11歳から始まり、7年間続く。最後の2年間は義務教育後となるが、就職者もパートタイムの教育・訓練が義務づけられている(2014年～)。公立・公営の中等学校は原則無選抜だが、選抜制の学校(グラマール・スクール)とモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。

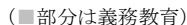
初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方(教育)当局が設置・維持する公立・公営学校及び公費補助を受けない独立学校の2つに大別される。近年、公費により維持されるが設置・運営面で独立校に近いアカデミー(公営独立学校)が増えている。独立学校には、いわゆるパブリック・スクール(11, 13～18歳)やブレバトリー・スクール(8～11歳, 13歳)などが含まれる。

高等教育: 大学及び高等教育カレッジがある。これらの機関には、第一学位(学士)取得課程(通常修業年限3年間)のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。1993年以前は、このほか、ポリテクニク(34校)があったが、すべて大学となった。また、継続教育カレッジにおいても、高等教育レベルの高等課程が提供されている。

継続教育: 義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

Table 8-2-4: School system, Germany

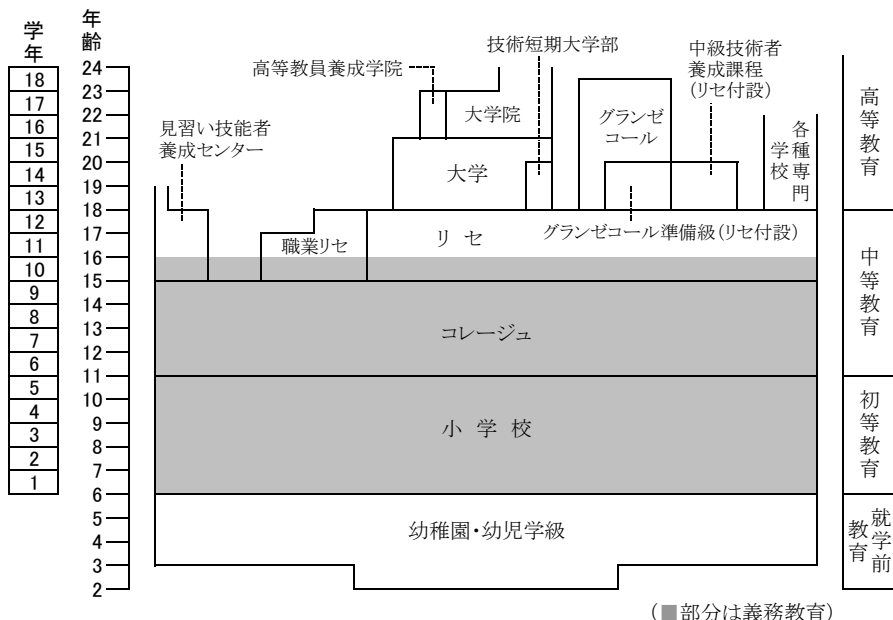
Table 8-2-4: School system, Germany



高等教育：大学（総合大学，教育大学，神学大学，芸術大学など）と専門大学がある。修了に当たって標準とされる修業年限は，通常は大学で4年半，専門大学で4年以下とされている。また近年，国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程（修業年限はそれぞれ3年と2年）も，大学や専門大学に設置されている。

第8-2-5表 フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France



資料出所 文部科学省(2016.1)「平成27年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で行われ、2～5歳児を対象とする。

義務教育: 6～16歳までの10年間である。義務教育は年齢で規程されている。留年等により、義務教育終了時点の教育段階は一定ではない。

初等教育: 小学校で5年間行われる。

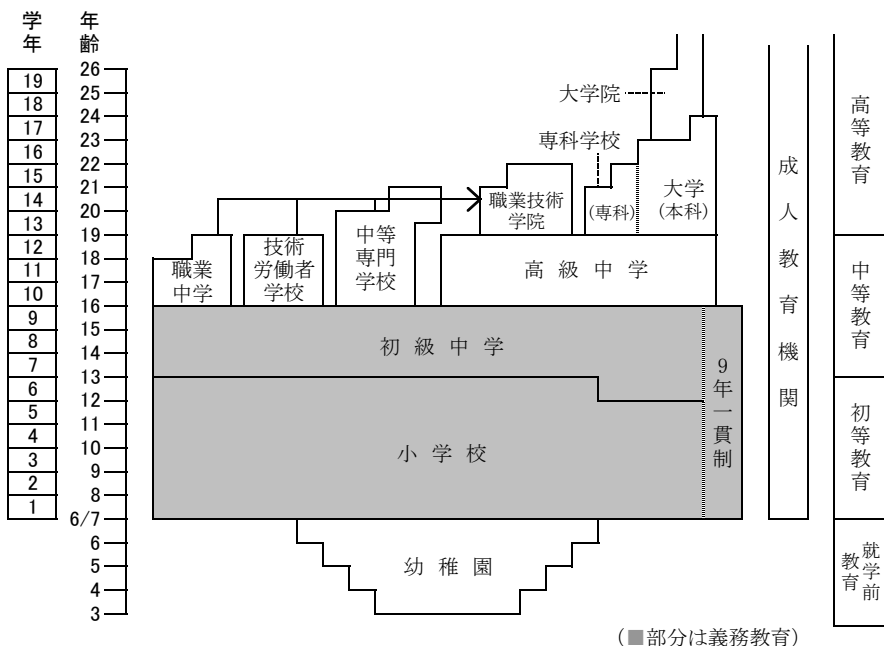
中等教育: 前期中等教育は、コレージュ(4年制)で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる(いわゆる高校入試はない)。後期中等教育は、リセ(3年制)及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2～4年であったが、2009年度より2～3年に改められた。

高等教育: 国立大学(学士課程3年、2年制の技術短期大学部等を付置)、私立大学(学位授与権がない)、3～5年制の各種のグランゼコール、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程(いずれも標準2年)等で行われる。

これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」(中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格)を取得しなければならない。グランゼコールへの入学にあたっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学選抜試験に合格しなければならない(バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある)。教員養成機関として高等教員養成学院がある(2013年までは教員教育大学センター)。

第8-2-6表 中国の学校系統図

Table 8-2-6: School system, China



資料出所 文部科学省(2016.1)「平成27年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 幼稚園(幼児園)又は小学校付設の幼児学級で、通常3～6歳の幼児を対象として行われる。

義務教育: 9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立(2006年改正)し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2010年までに全国の約100%の地域で9年制義務教育が実施されている。

初等教育: 小学校(小学)は、一般に6年制である。5年制、9年一貫制も少数存在する。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されているが、地域によっては7歳までの入学の遅延が許されている。6歳入学の場合、各学校段階の在学年齢は7歳入学の場合よりも1歳ずつ下がる。

中等教育: 初級中学(3～4年)卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学(3年)と職業教育を行う中等専門学校(中等专业学校, 3～5年)、技術労働者学校(技工学校, 一般に3年)、職業中学(2～3年)などがある。なお、職業中学は、前期中等段階(3年)と後期中等段階(2～3年)に分かれており、一方の段階の課程しか持たない学校が存在する。図中では前期中等段階の規模が非常に小さいため記述していない。

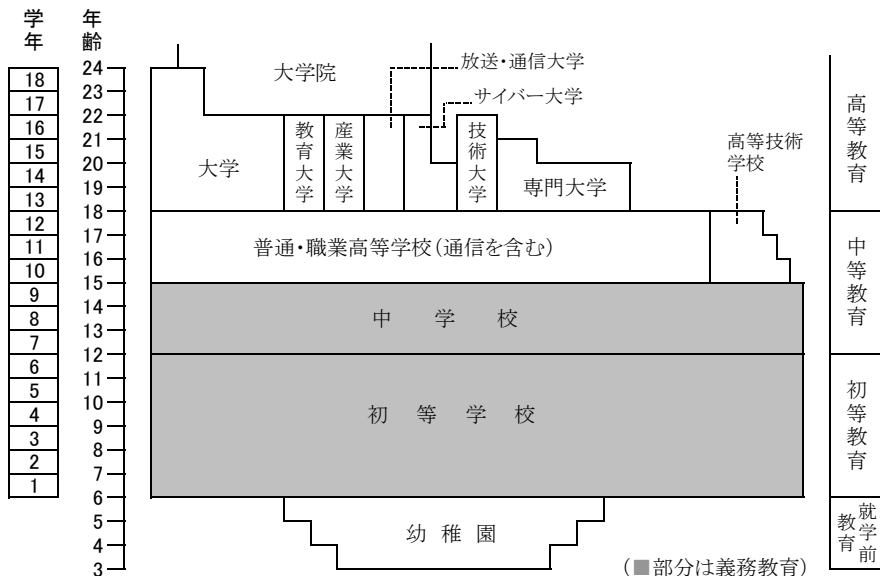
高等教育: 大学(大学・学院)には、学部レベル(4～5年)の本科と短期(2～3年)の専科とがあり、専科には専科学校と職業技術学院が存在する。大学院レベルの学生(研究生)を養成する課程・機関(研究生院)が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。

成人教育: 上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関(业余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等)が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

8 教育・職業能力開発

第8-2-7表 韓国の学校系統図

Table 8-2-7: School system, Republic of Korea



資料出所 文部科学省(2016.1)「平成27年版諸外国の教育統計」

就学前教育:3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

義務教育:6～15歳の9年間。

初等教育:6歳入学で6年間, 初等学校で行われる。

中等教育: 前期中等教育は, 3年間, 中学校で行われる。後期中等教育は, 3年間, 普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は, 普通教育を中心とする教育課程を提供するもので, 各分野の英才を対象とした高等学校(芸術高等学校, 体育高等学校, 科学高等学校, 外国語高等学校, 国際高等学校)も含まれる。職業高等学校は, 職業教育を提供するもので, 農業高等学校, 工業高等学校, 商業高等学校, 水産・海洋高等学校などがある。

高等教育: 4年制大学(医学部など一部専攻は6年), 4年制教育大学(初等教育担当教員の養成), 及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には, 大学, 教育大学及び成人教育機関である放送・通信大学, サイバー大学, 産業大学の卒業者を対象に, 2～2.5年の修士課程や3年の博士課程が置かれている。

成人教育: 成人や在職者のための継続・成人教育機関として, 放送・通信大学, サイバー大学, 産業大学, 技術大学(夜間大学), 高等技術学校, 放送・通信高等学校が設けられている。

第8-3表 仕事に関連した非公式教育訓練¹⁾の受講率

Table 8-3: Participation rates in non-formal job-related education and training

			(%)		
		(調査年/Year)	受講率 Participation rates		
			計 Total	男 Male	女 Female
アメリカ	USA	(2005)	33.3	30.4	36.0
カナダ	CAN	(2008)	30.6	31.2	30.1
イギリス	GBR	(2006)	30.6	31.4	29.9
ドイツ	DEU	(2007)	38.0	42.4	33.4
フランス	FRA	(2006)	29.0	—	—
イタリア	ITA	(2006)	14.3	15.9	12.8
オランダ	NLD	(2008)	35.7	40.7	30.7
ベルギー	BEL	(2008)	28.5	30.8	26.3
デンマーク	DNK	(2008)	35.0	35.5	34.4
スウェーデン	SWE	(2005)	61.0	62.1	60.0
フィンランド	FIN	(2006)	43.8	39.3	48.4
韓国	KOR	(2007)	10.5	14.6	6.5
オーストラリア	AUS	(2007)	22.5	25.1	19.9
ニュージーランド ⁽²⁾	NZL	(2006)	25.9	27.0	25.2

(参考)

日本 ³⁾	JPN	(正社員/regular employees) (2013)	45.4	48.7	38.2
		(正社員以外 ⁴⁾ /non-regular)	20.8	26.0	18.9

資料出所 日本:厚生労働省(2015.3)「平成26年度能力開発基本調査報告書」
 その他:OECD(2011.9) *Education at a Glance 2011*

- (注) 1) OFF-JTとOJTの数値(学校教育機関での教育等を除く)。日本を除く。
 OECDの定義によると、「仕事に関連した非公式教育訓練」とは、現在あるいは将来の仕事、所得の拡大、キャリア機会の向上、昇進機会の向上等のための知識及び(あるいは)新たな技能の修得、所得の向上、キャリア機会の拡大、及び昇進機会の向上などを目的とするもので、正規の教育ではなくかつ、それに対応した公認の学位取得に結びつかない教育訓練を指す。非公式の教育訓練は、必ずしも教育訓練施設で行われるものに限らない。具体的には、仕事に関連した教育訓練コース、会議、セミナー、公的労働市場プログラムへの参加、遠隔地教育、OJT等。
- 2) 短時間のセミナー、講義、ワークショップ及び特別講演を除く。
- 3) 日本の数値は、2013年度におけるOFF-JT受講率。OFF-JTとは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいい、例えば、社内で実施(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)がこれに含まれる。
- 4) 常用労働者のうち、「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている人などをいう。なお、派遣労働者及び請負労働者は含まない。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth

日本	若年者雇用対策の法的整備
	2015年9月、若者の適職の選択及び職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に推進することを目的に、勤労青少年福祉法を改正して「若者雇用促進法」と法律名を改めるとともに、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部を改正した。改正法は一部を除き同年10月から施行された。
	改正法の主な内容(注記のない項目は2015年10月施行)
	1. 円滑な就職実現等に向けた取り組みの促進(勤労青少年福祉法等の一部改正)
	(1) 関係者の責務の明確化等 政府、地方公共団体、事業主等の関係者の責務を明確化するとともに、関係者相互に連携を図る。 (2) 適職選択のための取組促進 ・ 職場情報については、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、①幅広い情報提供を努力義務化、②応募者等から求めがあった場合は、3類型ごとに1つ以上の情報提供を義務化。(提供する情報: [a] 募集・採用に関する状況、[b] 労働時間等に関する状況、[c] 職業能力の開発・向上に関する状況) (2016年3月施行) ・ ハローワークは、一定の労働関係法令違反の求人者について、新卒者の求人申込みを受理しないことができることにする。(ハローワークは求人申込みをすべて受理しなければならないとする職業安定法に特例を設けた) (2016年3月施行) ・ 青少年に係る雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな認定制度を設ける。 (3) 職業能力の開発・向上及び自立の支援 ・ 政府は、地方公共団体等と連携し、青少年に対し、ジョブ・カード(職務経歴等記録書)の活用や職業訓練等の措置を講ずる。 ・ 政府は、いわゆるニート等の青少年に対し、特性に応じた相談機会の提供、職業生活における自立支援のための施設(地域若者サポートステーション)の整備等の必要な措置を講ずる。(2016年4月施行) (4) その他 ・ 勤労青少年福祉法の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。 ・ ハローワークが学校と連携して職業指導等を行う対象として、「中退者」を位置づける。(職業安定法改正)
	2. 職業能力の開発・向上の支援(職業能力開発促進法の一部改正)
	(1) ジョブ・カード(職務経歴等記録書)の普及・促進 政府は、職務の経歴、職業能力等を明らかにする書面の様式を定め、その普及に努める。 (2) キャリアコンサルタントの登録制の創設(2016年4月施行) キャリアコンサルタントを登録制とし、名称独占・守秘義務を規定する。 (3) 対人サービス分野等を対象にした技能検定制度の整備(2016年4月施行) 技能検定の実技試験について、厚生労働省令で定めるところにより検定職種ごと、実践的な能力評価の実施方法を規定する。
	若年者の就職支援
	1. 新規学卒者、既卒者の就職支援(第8-5表(p.249)を参照)
	2. 若者等の就労促進(第8-5表(p.249)を参照)
	3. ジョブ・カード制度 ・ 管理運営主体: 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク ・ 対象者: 正社員経験が少ないフリーター、母子家庭の母などで正社員となることを目指している者 ・ 具体的内容: ① ジョブ・カードを活用した、きめ細かいキャリアコンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行う。

日本	若年者の就職支援(続き) ② 企業実習と座学などを組み合わせた実践的な職業訓練(職業能力形成プログラム)を提供する。 ③ 職業訓練での企業からの評価結果や職務経歴をジョブ・カードとしてとりまとめ、就職活動やキャリアアップに活用する。 4. 非正規労働者のキャリアアップ支援(キャリアアップ助成金制度) - 管理運営主体: 厚生労働省, 都道府県労働局, ハローワーク - 対象者: - 雇用保険適用事業所の事業主(キャリアアップ管理者を置き, キャリアアップ計画を作成して管轄労働局長の認定を受け, キャリアアップに取り組んだ事業主であること) - 具体的内容: ① 企業内での非正規労働者のキャリアアップ等を促進するため, 正規雇用への転換, 人材育成, 処遇改善などの取り組みを実施した事業主に対して助成する。 ② 正規雇用等転換, 人材育成, 処遇改善, 短時間正社員, 短時間労働者の週所定労働時間延長, などのコースがあり, [a] 有期労働者を正規労働者に転換した場合は中小企業に1人当たり50万円, 大企業に1人当たり40万円, [b] 有期から無期に転換した場合は中小企業に1人当たり20万円, 大企業に1人当たり15万円, 無期から正規に転換した場合は中小企業に1人当たり30万円, 大企業に1人当たり25万円などの助成金が支給される(転換の内容等によって加算される場合がある)。 5. 情報提供の促進 パソコンや携帯電話からインターネットを利用して容易に求人情報を入手することができる官民連携した雇用情報システム「しごと情報ネット」を運営。ハローワークを利用したことがない者も含めて, 新規大学卒業者等に対して, 就職活動に役立つ様々なイベントの情報や新規大学卒者等を募集する企業の求人情報等をインターネットにより提供する「大卒等就職情報WEB提供サービス」も行っている。 養成訓練制度その他の訓練制度 1. 実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム) - 管理運営主体: - 厚生労働省, 文部科学省, (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構, 都道府県の職業能力開発施設, 専門学校等の民間の教育訓練機関, 認定訓練施設等が企業と連携 - 対象者: - 概ね35歳未満であり, 就職活動をしているが安定した就業につながらず, 日本版デュアルシステムを通じ, 就職に向けて職業訓練を受ける意欲のある者(卒卒未就職者, 無業者, フリーター等) - 具体的内容: - 企業における実習訓練と教育訓練機関における座学(企業における実習訓練に関連した内容)を並行的に実施し, 修了時に能力評価を行う。委託訓練活用型と専門課程(職業能力開発大学校等)活用型がある。 2. 専門学校等における実践的教育の導入の促進 - 管理運営主体: 経済産業省, 学校, 産業界 - 対象者: 高専, 工業高校等の学生 - 具体的内容: - 中小企業のニーズに応じた実践的な技術教育プログラムの実施, 地域産業界との連携によるものづくり人材育成, 目指せスペシャリスト「スーパー専門学校」の拡大 3. 実践型人材養成システム(実習併用職業訓練) - 管理運営主体: 厚生労働省, 各企業 - 対象者: - 新規学校卒業者が主たる対象(中途採用も含む15歳以上35歳未満)
----	--

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

日本	養成訓練制度その他の訓練制度（続き）
	・ 具体的内容： 「教育訓練機関における企業のニーズに即した学習（OFF-JT）」と「企業自らにおける雇用関係の下での実習（OJT）」とを組み合わせる行う研修システム（厚生労働省が認定する6か月以上2年以下の職業訓練）。 4. 新規学卒者を対象とした職業訓練 ・ 管理運営主体： 厚生労働省（高齢・障害・求職者雇用支援機構含む）、都道府県、市町村 ・ 具体的内容： ① 普通職業訓練・普通課程（都道府県、市町村設置の職業能力開発校で実施）：中卒者又は高卒者等に対し、基礎的な技能・知識を取得させるための長期間（1～2年）の課程 ② 高度職業訓練・専門課程（高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県設置の職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校で実施）：高卒者等に対し、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間（2年間）の課程 ③ 応用課程（高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発大学校等で実施）：専門課程修了者等を対象に、高度な技能・技術や企画・開発能力等を習得し、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる人材の育成を目的とした2年間の訓練
アメリカ	学校における職業教育・職業体験
	1. テックプレップ（Tech-Prep） ・ 開始年月：1990年代 ・ 管理運営主体：テックプレップ推進組織（Tech-Prep consortium） ・ 対象者及び適用要件： 高校生。11学年（日本における高校2年生）から開始し、14学年（日本における大学2年生）まで。 ・ 具体的内容： 中等教育の最後の2年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で、専門的職業教育科目と、数学、自然科学、コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる。 2. コーポラティブ教育（Cooperative Education） ・ 開始年月：20世紀初頭 ・ 管理運営主体：各学校及び対象となる事業主 ・ 対象者及び適用要件：主に12年生（日本における高校3年生） ・ 具体的内容： 主に12年生（日本における高校3年生）を対象とした、有給の職業実習型の教育であり、学校での職業教育と並行して行われる。コーポラティブ教育の経験が単位となったり、学位授与の要件になったりする。 ※ このほか、「キャリア・アカデミー（Career Academy）」がある。
	養成訓練制度その他の訓練制度
	登録養成訓練制度（Registered Apprenticeship） ・ 開始年月：1937年 ・ 管理運営主体： 事業主団体・労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事業主団体との共同など。 ・ 対象者及び適用要件： 16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。但し、危険な業務については18歳以上。

アメリカ	養成訓練制度その他の訓練制度(続き) 具体的内容: 実習プログラム(Apprenticeship program)の基準は連邦政府が定める。 政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には、登録養成訓練制度修了者として、公的にその知識と技術の水準が認証される。 参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け、その他の時間は、職種に関する教育を教育機関等で受講する。 プログラムの期間は平均すると3～4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる。
	情報提供をはじめとする就職支援 O'NET (Occupational Information Network/Online) - 開始年月: 1998年10月 - 管理運営主体: 国立O'NET協会 (O'NET Consortium) - 具体的内容: インターネット上で公表されている(http://online.onetcenter.org)職業に関する総合的なデータベース。求職者が自分の経験や能力を活かせる職業がどのようなものか検索することができる。 ※ このほか、就職困難な若者を対象とした「WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)」がある。第8-5表(p.250)を参照。

イギリス	学校における職業教育・職業体験 - 仕事関連学習・就業体験など - イングランドの中等教育機関による、キャリア教育、就業体験や学習支援などの提供。従来は、カリキュラムに組み込まれていたが、2012年以降、実施の有無や方法は各教育機関に委ねられている。 - 継続教育 16歳以上向けに、職業訓練や高等教育機関への進学のための教育を提供。主に公的な継続教育カレッジが提供を担う。 - UTC (University Technical College)による技術教育 - 中央政府が所管し、非営利団体が運営するアカデミー(フリースクール)で、14～19歳層を対象に、大学との連携による高度な技術教育の提供が目指されている。
	養成訓練制度その他の訓練制度 - アプレンティスシップ(Apprenticeship) - 開始年月: 2004年から新制度開始 - 管理運営主体: ビジネス・イノベーション・技能省及び教育省 - 対象者及び適用要件: 16歳以上 - 具体的内容: 事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを旨とする。 ① アプレンティスシップ (Apprenticeship) 職務能力・技術的知識に関するレベル2(非熟練に相当)の資格取得及び基礎技能等の習得 ② 上級アプレンティスシップ (Advances Apprenticeship) 職務能力・技術的知識に関するレベル3(技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当)の資格取得及び基礎技能等の習得及び就業に要する基礎技能等の習得 ③ 高度アプレンティスシップ (Higher Apprenticeship) 職務能力・技術的知識に関するレベル4-7(準学士レベル以上)の資格取得 ④ 学位レベルのアプレンティスシップ (Degree Level Apprenticeship) 職務能力・技術的知識に関するレベル6-7(学士、修士相当)の資格取得

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

イ ギ リ ス	養成訓練制度その他の訓練制度（続き）
	2. トレーニングシップ 16～24歳を対象に、6週～6か月間にわたり訓練プロバイダーによる就業準備訓練、就業体験、また必要に応じて英語・数学の学習や追加の訓練などを実施。
	情報提供をはじめとする就職支援
	1. 全国キャリア・サービス 2012年4月より、19歳以上を中心に全ての年齢層に対する情報提供やガイダンス窓口として設置された。面談によるアドバイスが提供されるのは19歳以上からで、19歳未満の者は電話・メールによる問い合わせのみ。なお、就学中の児童(13～18歳)に対しては教育機関が同種のサービス提供の責任を担う。また、無業者(NEET)に対しては地方自治体が支援の責任を負う。 2. コネクションズ・サービス ・ 開始年月： 2001年4月 ・ 管理運営主体： 従来は中央省庁が所管していたが、2008年より地方自治体に移管。学校や企業、NPO法人などの連携により運営。 ・ 対象者及び適用要件：13～19歳までの若者 ・ 具体的内容： アドバイザーによる教育訓練や職業選択などの支援。従来は、健康や家族関係など生活面の問題の支援も行っていたが、歳出削減に伴い、多くの自治体がサービスを廃止あるいは縮小している。
ド イ ツ	学校における職業教育・職業体験
	1. 普通教育における職業指導 ・ 管理運営主体：各学校 ・ 具体的内容： 職業活動体験は、ハウプトシューレ（基幹学校）では生徒の義務。レアールシューレ（実科学校）、ギムナジウムでは希望者による任意。職業体験の分野は、レストラン、郡役所、旅行代理店、運送会社、動物保護施設など多岐にわたっている。 ※ ハウプトシューレ、レアールシューレ及びギムナジウムは、いずれもグルントシューレ（日本の小学校に相当）修了後に入学する中等教育期間 2. フレッシュマン支援 ・ 開始年月：2008年8月30日 ・ 管理運営主体：連邦労働社会省、学校 ・ 対象者及び適用要件： 若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主 ・ 具体的内容： 普通教育課程から職業訓練への移行過程における若年者に対する個別支援の強化を目的として、全国1,000校において、卒業後の準備指導や職業適性判断、職業オリエンテーリング、職業訓練への移行などに関する学生支援を行う。 3. 各種職業学校 上級学校非進学者の多数が、職業学校（Berufsschule）、全日制の職業専門学校（Berufsfachschule）、専門学校（Fachschule）に進んでいる。

ドイツ	養成訓練制度その他の訓練制度 1. 職業養成訓練生制度(養成訓練制度(Ausbildung))=「デュアルシステム」(Deualenssystem) ・ 開始年月: 19世紀初頭 ・ 管理運営主体: 企業及び職業学校(Berufsschulen) ・ 対象者及び適用要件: - 年齢制限はなく、基幹学校(ハウプトシューレ)を修了した者が多く参加するが、ギムナジウムから参加する者もある。社会人や高等教育を終了した者も参加できる。義務教育(9～10年間)を修了していなくとも、門戸は開かれている。 ・ 具体的内容: - 若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成する。事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって主柱を担っている。 2. 裁量給付(連邦雇用エージェンシー(BA)の裁量により給付が認められるもの) ・ 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了し、[a] 2007年もしくはそれ以前から連邦雇用エージェンシーに登録して職業訓練機会を探し続けていた実科学校(レアルシューレ)修了者、[b] 2年以上職業訓練機会を探し続けていた後期中等課程修了者、[c] 職業訓練を提供する事業主の倒産・廃業・閉鎖により職業訓練の中断を余儀なくされた訓練生で、本人に問題があって訓練機会のあつせんが困難な者——に対し、職業訓練法に定める職種において新たに職業訓練機会を提供した事業主を対象として、連邦雇用エージェンシーの裁量により支給。
	情報提供をはじめとする就職支援 職業情報センター(BIZ) ・ 各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている。
フランス	学校における職業教育・職業体験 1. 交互教育 ・ 開始年月: 1989年 ・ 管理運営主体: 学校と企業の産学連携 ・ 対象者及び適用要件: 中・高等教育の学生 ・ 具体的内容: - 若者の能力向上と就職促進のため、学校での教育と職場での訓練を交互に行う。 2. 大学付設職業教育センター(IUP) ・ 開始年月: 1991年 ・ 管理運営主体: 大学 ・ 対象者及び適用要件: 大学生 ・ 具体的内容: - 企業の要求に即した人材育成のため、工学、商学、一般行政、財務管理、情報・コミュニケーションの5専攻が設置され、全教育機関の1/3を企業実習にあてる。修了者には「高度技術者マスター」の免状が授与される。
	養成訓練制度その他の訓練制度 1. 養成訓練契約(Contrat d'apprentissage) ・ 開始年月: 1986年法律改正 ・ 契約締結可能な雇用主: - 公的部門も含む全ての事業主。社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり。 ・ 対象者及び適用要件: - 義務教育を終了した16～25歳の若年者、26歳以上の若年障害者等(2006年の法律改正で、14歳以上16歳未満でも、養成訓練を受けることが可能となった)

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

フランス	養成訓練制度その他の訓練制度（続き）
	・ 具体的内容: CAP(職業適格証)に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間400時間以上受講しつつ、企業で賃金の支払いを受けながら、実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となつてからの年数に応じて、SMIC（最低賃金）の25～78%以上の賃金を支払う。
	2. 熟練契約(Contrat de professionnalisation) ・ 開始年月：2004年10月 ・ 契約締結可能な雇用主： 全ての企業(国, 地方自治体, 行政機関を除く)。国からの手当支給あり。 ・ 対象者及び適用年齢： 16～25歳, 26歳以上の求職者, 積極的連帯所得手当(RSA: revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者 ・ 具体的内容: 期間の定めのない契約又は6か月から12か月, 最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は, 就業しながら, 職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け, 社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。
	情報提供をはじめとする就職支援
	1. しごと館(Cité des métiers) 職業選択の参考となる情報, (職業)訓練の検索, 職業生活の転換(転職)・求職に関する情報, 体験機会の提供等の機能を有し, 常時, 予約なしで個別相談を受けられ, 無料の就職フォーラム等に参加することができる。 2. 地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター(PAIO) ・ 開始年月：1989年 ・ 管理運営主体：国, 地方公共団体 ・ 対象者及び適用要件：16～25歳の若年者 ・ 具体的内容: 社会的生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため, 専門のカウンセラーを配置し, 適職発見支援, 求人情報の提供, 求人企業との個別面接の機会提供, 求職活動指導等さまざまな支援を行う。 ※ このほか, 「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」, 「青少年情報・資料センター(CIDJ)」, 「青年情報センター(CIJ)」, 「進路情報・指導センター(CIO)」及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。

資料出所 日本:厚生労働省, 文部科学省, 経済産業省, 内閣府ウェブサイト
 その他:労働政策研究・研修機構(2009.7)「資料シリーズNo.57 欧米諸国における公共職業訓練制度と実態」, 厚生労働省「海外情勢報告」, 各国労働省ウェブサイト等

第8-5表 困難な状況にある者に対する施策

Table 8-5: Measures to tackle the employment challenges

日本	1. 若者等の就労促進 ・管理運営主体：厚生労働省，都道府県労働局，ハローワーク ・対象者：フリーター，無業者等 ・主な施策： (1) フリーター等の正規雇用化の推進 ① わかものハローワーク等におけるフリーター等の支援 正社員を希望する若者，新規大学等卒業予定者，新規学卒予定者（中学生・高校生）を対象としたわかものハローワークを全国25か所（他にわかもの支援コーナー37か所，わかもの支援窓口173か所，2015年12月）を設け，通常の職業相談・職業紹介，求人開拓等に加え，担当者制によるきめ細かな個別支援，模擬面接，履歴書・職務経歴書の作成指導，継続的な求人情報の提供，来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施。 ② ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施 若年者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ，2015年12月現在46の都道府県が設置）で，各地域の特色を活かして就職セミナーや職場体験，カウンセリングや職業相談，職業紹介などさまざまなサービスを実施。また，保護者向けのセミナーも実施。 ③ トライアル雇用制度の活用による就職支援 ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により，企業における3か月の試用雇用を行う「トライアル雇用」（1人当たり月額最大5万円，最長3か月，2015年10月から）の活用により，常用雇用への移行を促進する。 (2) ニート等の若者の職業的自立支援の強化 「地域若者サポートステーション事業」（サポステ）の設置拠点を拡充（2015年3月：全国で160か所）するとともに，アウトリーチ（訪問支援）による支援窓口への誘導体制を整備し，ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。サポステでは，キャリア・コンサルタントなどによる職業的自立に向けた専門的相談，各種就職支援プログラム（職場体験など），各種セミナーを通じた啓発，他の若者支援機関への誘導，などの支援事業を多くは無料で実施。 2. 新卒者・既卒者の就職支援 ・管理運営主体：厚生労働省，文部科学省，経済産業省，都道府県労働局，ハローワーク (1) 大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や卒業後未就職の者の就職を専門に支援する「新卒応援ハローワーク」を全国61か所（2015年12月）に設け，無料でサービスを提供。 (2) 新卒応援ハローワーク等において，既卒3年以内の者を新卒扱いとすることの促進や，卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援，就職後の定着支援等を強化する。 (3) 卒業までに就職が決まらなかった既卒者に対し「未就職卒業生への集中支援」に取り組み，卒業後もジョブサポーターによる個別支援を実施する。 (4) 一定の労務管理の体制が整備されており，若者のための求人を提出し，若者（35歳未満）の採用・育成に積極的であり，通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小企業を「若者応援宣言企業」として，積極的にPR等を行う「若者応援宣言」事業を実施する。 (5) 新卒応援ハローワークのジョブサポーターと大学のキャリアカウンセラーの連携を一層密にする等，学校の協力により，未内定の学生・生徒の情報を学校と新卒応援ハローワーク等で共有し，ジョブサポーターが電話等により新卒応援ハローワーク等への利用を呼びかけるなどにより，未内定の学生・生徒に対し，一貫した就職支援を行う。 (6) 未内定の学生・生徒のために，中堅・中小企業を中心とした就職面接会を開催。また，若年者のためのワンストップセンター（ジョブカフェ）において，未内定者等向けにカウンセリング等を実施するとともに，就職面接会等を開催。 (7) 卒業予定の大学等の学生及び既卒3年以内の未就業者を対象に，書類選考等なしで，面談が設定されるマッチングサービスを実施。また，ホームページ上で，直接応募を受け付けている企業についても掲載。 (8) 大学等のニーズに応じ，未内定の学生の多い大学に対して，ジョブサポーターによる出張相談・セミナーを重点的に行うなど，大学等と連携した支援を実施。 (9) 学校と連携し，未内定の学生・生徒をもつ保護者に就職の現状に対する理解を求めるとともに，学生・生徒に対して新卒応援ハローワークや最寄りのハローワークでの就職支援について，啓発文書の送付により周知し，支援を受けることを勧めてもらう。 (10) 主要な民間就職情報サイトに対し，ジョブサポーターや新卒応援ハローワーク等の周知のためのバナー掲載について協力を要請し，協力を得て，未内定の学生への周知を徹底する。 (11) 全国の中でも，特に大学が集積している東京都で，東京新卒応援ハローワークを拡充するとともに，新たに支援拠点を増設し，ラストスパートを支援する。
----	---

第8-5表 困難な状況にある者に対する施策（続き）

Table 8-5: Measures to tackle the employment challenges (cont.)

アメリカ	1. ジョブ・コア(Job Corps: 宿泊型若年者集団教育訓練) - 開始年月: 1964年 - 管理運営主体: 連邦労働省のジョブ・コアの本部(National Job Corps Office), 6か所の地区管轄支部(Region Office)及び全米122か所のジョブ・コアセンター - 対象者及び適用要件: 16～24歳までの経済的に不利な立場にある青少年 - 具体的内容: - 参加者は、原則として寮に宿泊し、社会生活を営む上での基本的なしつけから、読み書き、算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。 - 参加費は基本的に無料。さらに、毎月小遣いが支給される。 - 参加期間は、原則として最長2年間。 - 研修中に高校卒業あるいはGED(高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書)の資格を取得可能。 2. WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program) - 開始年月: 1998年 - 管理運営主体: 連邦労働省が資金提供し、各州政府が実施 - 対象者及び適用要件: 14～21歳の就職困難者 - 具体的内容: - 公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop Career Center)と提携した地方公共団体で実施される、14～21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラム
イギリス	[長期失業者・就労困難者等] 1. ワーク・プログラム - 開始年月: 2011年6月 - 管理運営主体: ジョブセンタープラス - 対象者及び適用要件: 25歳以上で失業期間が12か月超、または18～24歳の若年者で9か月以上失業状態にあり、求職者手当を受給している者。非常に不利な条件から早期の参加が必要な者(大きな困難を抱える若者、ニート、犯罪歴のある者)、就労不能給付から最近移行した者については3か月。また、健康上の問題を抱え、就労にはリハビリ等を要する者。 - 具体的内容: - 対象者の就職及び就職後の定着支援を民間に委託、支援内容は委託先事業者に一任、実績に応じて委託費を支払う。2015年6月までに参加した176万人のうち、継続的な就労(6か月、困難を抱える若者は3か月)に結びついた参加者数は46万人。 - ワーク・プログラムにより職を得られなかった失業者は、ジョブセンタープラスで再び集中的に支援。 [障害者] 1. ワーク・チョイス - 任意参加のプログラムで、仕事探しの支援や就職・仕事の継続に関する支援のほか、参加者の必要に応じて職業訓練等も実施。 2. 成人向け宿泊型訓練 18歳以上の失業者に対して、居住地域で適切な職業訓練コースが利用できない場合に提供される。全国9か所のプロバイダーが資格取得に向けた訓練などを実施。 3. アクセス・トゥ・ワーク - 就業に必要な装備や交通手段などの費用を補助。 ※ このほか、ジョブセンターに障害者雇用アドバイザーを設置、求職や職業訓練を支援。

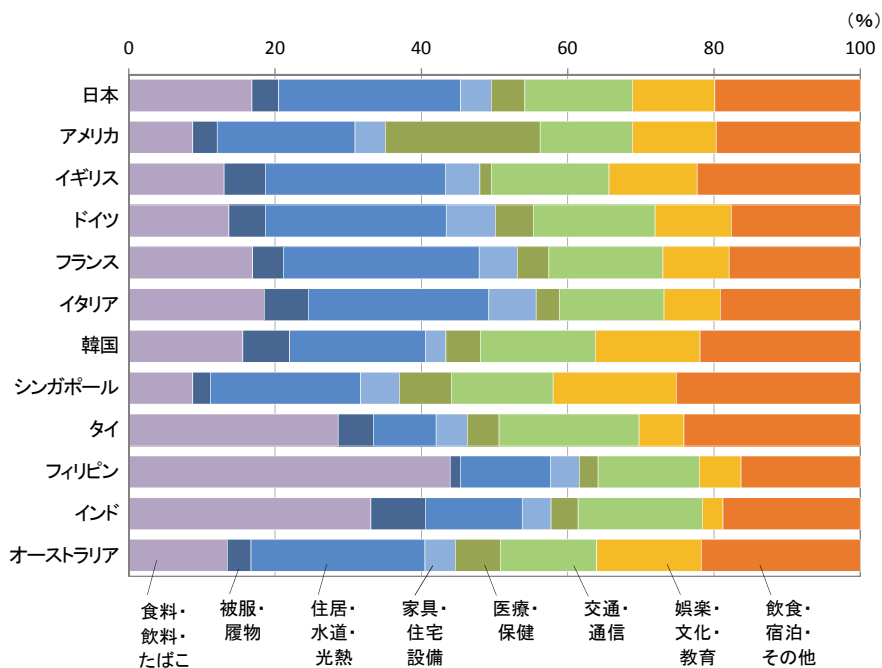
ドイツ	1. 初期職業資格付与 (Einstiegsqualifizierung: EQ) 企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム。プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される。使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う。 職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。 2. 特別な支援を要する対象グループ向け職業資格認定プログラム (BQF) 不利な境遇にある若年者及び移民の教育訓練状況を改善するために導入されたプログラム。2006年末で第1フェーズが終了したが、引き続きBIBB (連邦職業訓練研究機構) 職業訓練における不利な境遇の若者支援のための優良規範センター (GPC) においてフォローアップされている。 3. 労働機会提供 (1ユーロジョブ) 各種給付を受領しつつ、就職しない者を早期に労働市場に参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなった長期失業者に対して、僅少ながら手当を与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却させることが目的。主に市町村での福祉の作業などに従事。なお、失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。これまで年間10億ユーロの予算が投入されてきたが、早期再就職という本来の政策目的と異なり、いつまでも1ユーロジョブにとどまり正規労働への移行が進まないとの批判があった。そのため、1ユーロジョブの対象となる失業者への措置として、今までは利用制限はなかったが、2012年より、5年間で24か月間までの利用制限が課されることとなった。また、1ユーロジョブ対象者を提供する福祉団体等には、今までは措置費用として対象者一人当たり最大500ユーロが一括金として支給されていたが、150ユーロに削減される。
フランス	1. 雇用同伴契約 (Contrat d'accompagnement dans l'emploi, CAE) ※雇用支援 (諸) 契約 (Les contrats d'aide à l'emploi) とは異なる。 ・開始年月: 2005年5月1日 ・管理運営主体: 雇用局 (Pôle emploi) ・対象者及び適用要件: 長期的な失業で就職が困難な者 ・具体的内容: 長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門 (地方自治体の組織、公的サービス提供法人等非営利団体) で雇用することを通じて社会の参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には、職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。 2. 熟練契約 (Contrat de professionnalisation) ・開始年月: 2004年10月 ・契約締結可能な雇用主: 全企業 (国、地方自治体、行政機関を除く)。国からの手当支給あり。 ・対象者及び適用年齢: 16～25歳、26歳以上の求職者、生活保護制度 RSA (revenu de solidarité active) などの各種福祉手当の受給者 ・具体的内容: 期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被用者となつた者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。 3. 社会生活参入契約 (CIVIS) ・開始年月: 2005年4月 ・管理運営主体: 国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う。 ・対象者及び適用年齢: 16～25歳で低水準の資格・学業修了証 (「バカロレア+2年、すなわち一般教養課程修了」の学位以下のもの) しか持たない若年者 ・具体的内容: 対象となる若年者と国の間で契約を交わし、就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し、個人指導も含めた就業支援を行う。

資料出所 日本:厚生労働省、文部科学省、経済産業省、東京新卒応援ハローワーク、日本経団連ウェブサイ、イギリス:Gov.ukウェブサイト、その他:労働政策研究・研修機構 (2009.7) 「資料シリーズNo.57 欧米諸国における公共職業訓練制度と実態」等

9. 勤勞者生活・福祉

Worklife and Welfare

9-1 家計消費支出の構成（2014年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比」(p.258)を参照。

(注) フランスは2013年，タイ・フィリピンは2012年，インド・オーストラリアは2013年度。

家計消費支出は、国内総支出の6割近くを占めているため、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するための参考となる指標である。特に消費支出に占める食料費の割合は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産(支出)額(USドル換算値)が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本の消費支出に占める食料費の割合は、1970年代は30%ほどであったが、2014年には16.7%に低下した。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は、いずれの先進諸国でも強く現れている。

先進諸国は、「食料・飲料・たばこ」の占める割合が、10～20%前後と低いですが、フィリピン(43.9%)、インド(33.1%)、タイ(28.6%)等の国では高い。これに対して、先進諸国は「住居・水道・光熱」費の占める割合が高くなっている。

第9-1表 家計・対家計民間非営利団体(NPISH)の受取と支払の構成(2014年)
 Table 9-1: Composition of households and NPISH*, resources side/uses side, 2014

		(%)							
		受取側 計 Resour- ces side	雇用者 報酬 ^{a)}	営業 余剰 ^{b)}	混合 所得 ^{c)}	財産 所得 ^{d)}	社会負 担及び 社会保 障 ^{e)}	その他 の経常 移転 ^{f)}	年金基 準準備 金の変 動 ^{g)}
日本	JPN	100.0	57.1	9.2	3.9	6.2	18.9	5.2	-0.5
アメリカ	USA	100.0	53.7	8.4	10.2	13.1	14.4	0.2	—
カナダ	CAN	100.0	61.9	0.1	14.0	11.2	11.3	1.4	—
イギリス	GBR	100.0	49.6	7.6	6.4	10.1	18.3	3.6	4.2
ドイツ	DEU	100.0	51.4	4.1	8.6	13.6	17.5	3.1	1.7
フランス	FRA	100.0	53.2	8.2	5.6	6.0	21.8	5.2	0.0
イタリア	ITA	100.0	39.9	8.1	15.9	11.0	22.2	2.7	0.3
オランダ	NLD	100.0	53.5	0.6	9.1	8.5	20.5	3.9	3.9
ベルギー	BEL	100.0	54.6	6.1	6.6	8.4	20.9	2.5	0.9
デンマーク	DNK	100.0	56.0	3.9	4.8	5.7	23.3	4.8	1.5
スウェーデン	SWE	100.0	56.7	2.8	3.5	7.7	19.5	4.6	5.2
ロシア ¹⁾	RUS	100.0	68.3	0.0	9.9	5.1	14.9	1.6	0.2
中国 ^{2) 3)}	CHN	100.0	72.6	10.3	—	6.7	8.9	1.5	—
韓国 ^{1) 3)}	KOR	100.0	55.6	14.7	—	12.0	8.2	8.6	0.9
オーストラリア ¹⁾	AUS	100.0	54.8	8.9	9.5	11.6	10.0	5.2	—
メキシコ ¹⁾	MEX	100.0	32.4	10.3	23.0	21.7	3.7	7.2	1.7
		支払側 計 Uses side	最終消 費支出 ^{h)}	財産 所得 ^{d)}	社会 負担及 び社会 保障 ^{e)}	所得・富 等に課さ れる経常 税 ⁱ⁾	その他 の経常 移転 ^{f)}	貯蓄 (総) ^{j)}	年金基 準準備 金の変 動 ^{g)}
日本	JPN	100.0	67.1	0.6	17.3	6.4	4.2	4.4	—
アメリカ	USA	100.0	68.8	4.9	6.7	10.3	1.2	8.0	—
カナダ	CAN	100.0	68.7	3.6	5.7	14.0	1.7	6.2	—
イギリス	GBR	100.0	65.4	1.6	16.1	11.1	2.5	3.3	—
ドイツ	DEU	100.0	55.1	1.2	20.8	9.2	2.5	11.2	0.0
フランス	FRA	100.0	55.1	0.8	21.3	9.8	3.4	9.6	0.0
イタリア	ITA	100.0	60.8	1.0	15.3	12.3	3.2	7.4	0.0
オランダ	NLD	100.0	48.9	0.9	28.5	8.8	4.4	8.5	0.0
ベルギー	BEL	100.0	53.8	0.9	21.6	13.8	2.2	7.7	0.0
デンマーク	DNK	100.0	51.5	2.8	6.8	33.0	3.6	2.4	0.0
スウェーデン	SWE	100.0	54.0	1.3	12.3	17.9	2.8	11.6	0.0
ロシア ¹⁾	RUS	100.0	70.5	1.1	11.2	5.8	2.3	9.1	—
中国 ²⁾	CHN	100.0	54.4	2.4	6.9	1.6	1.3	33.5	—
韓国 ¹⁾	KOR	100.0	64.4	3.9	12.9	5.4	5.3	8.1	0.0
オーストラリア ¹⁾	AUS	100.0	64.1	5.5	0.7	13.3	3.4	13.0	—
メキシコ ¹⁾	MEX	100.0	80.8	0.2	4.8	4.1	1.5	8.6	0.0

* Non-profit institutions saving households

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves; h) Final consumption expenditure; i) Current taxes on income, wealth, etc.; j) Saving, gross.

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “National Accounts Statistics” 2016年2月現在

日本:内閣府(2015.12)「2014年度国民経済計算確報」

(注) 各項目の数値は、受取計又は支払計に対する割合。

1) 2013年の数値。

2) 2012年の数値。

3) (受取側の)営業余剰は混合所得を含む。

第9-2-1表 国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出（2014年）
Table 9-2-1: Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose, 2014

		(実額/at current prices)				
		家計最終消費支出 Final consumption expenditure	食料・飲料 ・たばこ ^{a)}	被服・履物 ^{b)}	住居・水道・ 光熱 ^{c)}	
日本(千円)	JPN	2,269	378	84	562	
アメリカ(USドル)	USA	35,888	3,071	1,196	6,730	
カナダ(カナダドル)	CAN	29,669	3,741	1,228	7,343	
イギリス(ポンド)	GBR	17,482	2,204	994	4,250	
ドイツ(ユーロ)	DEU	18,175	2,447	889	4,423	
フランス(ユーロ) ¹⁾	FRA	17,681	2,995	745	4,729	
イタリア(ユーロ)	ITA	16,284	3,004	995	3,966	
オランダ(ユーロ)	NLD	17,178	2,596	864	4,097	
ベルギー(ユーロ)	BEL	17,675	2,997	817	4,347	
デンマーク(DKKクローネ)	DNK	160,134	24,174	6,709	47,258	
スウェーデン(SEKクローナ)	SWE	181,776	29,345	8,625	47,534	
ロシア(100ルーブル) ¹⁾	RUS	2,334	876	207	223	
香港(HKドル)	HKG	219,723	33,835	38,446	35,865	
韓国(千ウォン)	KOR	14,219	2,190	892	2,640	
シンガポール(SGPDル)	SGP	26,111	2,363	646	4,909	
マレーシア(リンギ) ¹⁾	MYS	17,955	4,062	515	2,684	
タイ(バーツ) ²⁾	THA	108,185	30,984	5,192	9,278	
フィリピン(ペソ) ²⁾	PHL	81,048	35,617	1,122	9,986	
インド(ルピー) ³⁾	IND	54,406	18,015	3,645	7,991	
オーストラリア(AUDル) ³⁾	AUS	37,630	5,092	1,216	8,994	
ニュージーランド(NZドル) ³⁾	NZL	28,259	5,664	1,133	6,903	
メキシコ(ペソ) ¹⁾	MEX	90,834	23,587	2,817	18,052	
		家具・ 住宅設備 ^{d)}	医療・保健 ^{e)}	交通・通信 ^{f)}	娯楽・文化・ 教育 ^{g)}	飲食・宿泊・ その他 ^{h)}
日本(千円)	JPN	99	104	340	254	449
アメリカ(USドル)	USA	1,493	7,585	4,510	4,085	7,219
カナダ(カナダドル)	CAN	1,601	1,265	5,451	2,927	6,114
イギリス(ポンド)	GBR	826	317	2,823	2,065	4,004
ドイツ(ユーロ)	DEU	1,213	978	3,073	1,870	3,285
フランス(ユーロ) ¹⁾	FRA	931	753	2,757	1,602	3,168
イタリア(ユーロ)	ITA	996	535	2,329	1,250	3,209
オランダ(ユーロ)	NLD	903	634	2,717	2,013	3,355
ベルギー(ユーロ)	BEL	1,093	1,099	2,425	1,609	3,289
デンマーク(DKKクローネ)	DNK	7,885	4,660	21,588	18,529	29,331
スウェーデン(SEKクローナ)	SWE	9,338	6,394	28,660	20,491	31,388
ロシア(100ルーブル) ¹⁾	RUS	117	93	411	155	250
香港(HKドル)	HKG	18,591	9,934	17,725	19,876	45,451
韓国(千ウォン)	KOR	404	715	2,257	2,006	3,115
シンガポール(SGPDル)	SGP	1,357	1,908	3,594	4,463	6,870
マレーシア(リンギ) ¹⁾	MYS	1,020	472	3,557	1,450	4,194
タイ(バーツ) ²⁾	THA	4,625	4,682	20,710	6,619	26,094
フィリピン(ペソ) ²⁾	PHL	3,208	2,066	11,225	4,608	13,216
インド(ルピー) ³⁾	IND	2,125	2,086	8,861	2,030	9,653
オーストラリア(AUDル) ³⁾	AUS	1,555	2,342	4,815	5,365	8,252
ニュージーランド(NZドル) ³⁾	NZL	1,443	675	4,513	3,157	4,529
メキシコ(ペソ) ¹⁾	MEX	4,930	3,600	20,594	5,657	11,597

資料出所及び注釈は第9-2-2表(p.258)参照。

第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比（2014年）

Table 9-2-2: Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose, 2014

		(%)								
		家計最終消費支出	食料・飲料・たばこ ^{a)}	被服・履物 ^{b)}	住居・水道・光熱 ^{c)}	家具・住宅設備 ^{d)}	医療・保健 ^{e)}	交通・通信 ^{f)}	娯楽・文化・教育 ^{g)}	飲食・宿泊・その他 ^{h)}
日本	JPN	100	16.7	3.7	24.8	4.3	4.6	15.0	11.2	19.8
アメリカ	USA	100	8.6	3.3	18.8	4.2	21.1	12.6	11.4	20.1
カナダ	CAN	100	12.6	4.1	24.7	5.4	4.3	18.4	9.9	20.6
イギリス	GBR	100	12.6	5.7	24.3	4.7	1.8	16.1	11.8	22.9
ドイツ	DEU	100	13.5	4.9	24.3	6.7	5.4	16.9	10.3	18.1
フランス ¹⁾	FRA	100	16.9	4.2	26.7	5.3	4.3	15.6	9.1	17.9
イタリア	ITA	100	18.4	6.1	24.4	6.1	3.3	14.3	7.7	19.7
オランダ	NLD	100	15.1	5.0	23.9	5.3	3.7	15.8	11.7	19.5
ベルギー	BEL	100	17.0	4.6	24.6	6.2	6.2	13.7	9.1	18.6
デンマーク	DNK	100	15.1	4.2	29.5	4.9	2.9	13.5	11.6	18.3
スウェーデン	SWE	100	16.1	4.7	26.1	5.1	3.5	15.8	11.3	17.3
ロシア ¹⁾	RUS	100	37.5	8.9	9.5	5.0	4.0	17.6	6.7	10.7
香港	HKG	100	15.4	17.5	16.3	8.5	4.5	8.1	9.0	20.7
韓国	KOR	100	15.4	6.3	18.6	2.8	5.0	15.9	14.1	21.9
シンガポール	SGP	100	9.0	2.5	18.8	5.2	7.3	13.8	17.1	26.3
マレーシア ¹⁾	MYS	100	22.6	2.9	14.9	5.7	2.6	19.8	8.1	23.4
タイ ²⁾	THA	100	28.6	4.8	8.6	4.3	4.3	19.1	6.1	24.1
フィリピン ²⁾	PHL	100	43.9	1.4	12.3	4.0	2.5	13.8	5.7	16.3
インド ³⁾	IND	100	33.1	6.7	14.7	3.9	3.8	16.3	3.7	17.7
オーストラリア ³⁾	AUS	100	13.5	3.2	23.9	4.1	6.2	12.8	14.3	21.9
ニュージーランド ³⁾	NZL	100	20.0	4.0	24.4	5.1	2.4	16.0	11.2	16.0
メキシコ ¹⁾	MEX	100	26.0	3.1	19.9	5.4	4.0	22.7	6.2	12.8

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

資料出所 日本:内閣府(2015.12)「2014年国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2016年1月現在

その他の国:UN Database(<http://data.un.org/>)2016年1月現在

人口(第9-2-1表で使用):IMF Database(<http://elibrary-data.imf.org/>)“IFS”2015年8月現在

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。(第9-2-1表, 第9-2-2表)

各項目の数値は、家計最終消費支出に対する割合。(第9-2-2表)

1) 2013年の数値。

2) 2012年の数値。

3) 2013年度の数値。

第9-3-1表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本、2014年）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age of household reference person (Japan, 2014)

年齢階級 age group	計 age total	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
総世帯 / All households							
1.世帯人員(人/persons)	2.41	1.55	2.98	3.16	2.69	2.27	1.89
2.有業人員	1.07	1.10	1.32	1.45	1.63	1.08	0.44
3.消費支出(円/Yen)	251,481	177,972	250,479	294,528	303,311	261,307	205,678
3a.食料	60,272	42,421	57,691	68,444	67,234	64,662	52,669
3b.住居	19,069	31,800	29,558	20,386	18,578	16,027	14,954
3c.光熱・水道	20,129	9,377	17,337	20,931	22,445	21,876	19,976
3d.家具・家事用品	8,823	4,416	8,309	8,731	9,868	10,367	8,069
3e.被服・履物	10,269	8,791	12,103	13,145	13,826	9,684	6,845
3f.保健医療	11,031	4,609	8,141	9,230	11,328	13,327	12,294
3g.交通・通信	35,080	29,645	43,118	47,599	45,501	35,696	20,214
3h.教育	7,576	1,094	10,152	22,845	15,128	1,222	211
3i.教養娯楽	25,928	20,019	25,916	31,596	28,239	27,845	21,202
3j.その他の消費支出	53,305	25,801	38,154	51,620	71,166	60,602	49,245
勤労者世帯 / Households with earners							
1.世帯人員(人/persons)	2.74	1.53	3.00	3.17	2.77	2.44	2.00
2.有業人員	1.49	1.12	1.35	1.47	1.70	1.66	1.32
4.経常収入(円/Yen)	461,082	297,658	435,384	535,184	532,644	361,697	307,347
5a.勤め先収入	437,437	293,201	419,858	521,362	521,308	288,470	165,709
5b.事業・内職収入	2,146	211	634	2,099	2,823	4,196	4,029
5c.他の経常収入	21,496	4,245	14,893	11,723	8,508	69,032	137,565
3.消費支出	280,809	179,050	253,660	301,028	317,253	293,783	238,664
3a.食料	63,874	42,771	58,123	69,040	69,142	68,409	54,921
3b.住居	23,085	31,791	29,528	21,248	18,142	20,325	20,325
3c.光熱・水道	19,651	9,271	17,333	20,925	22,743	22,594	18,558
3d.家具・家事用品	8,878	4,427	8,121	8,627	10,271	11,359	7,883
3e.被服・履物	12,198	8,836	11,996	13,043	14,118	10,410	9,177
3f.保健医療	9,745	4,411	8,167	9,202	11,506	13,544	13,026
3g.交通・通信	46,126	30,069	44,029	51,080	50,186	46,000	26,093
3h.教育	13,156	968	10,306	23,298	16,215	2,026	541
3i.教養娯楽	28,044	20,248	26,430	32,168	28,771	27,171	22,254
3j.その他の消費支出	56,051	26,258	39,626	52,395	76,159	71,945	65,885
6.非消費支出	86,439	44,883	74,793	104,261	110,618	62,137	31,973
6a.直接税	36,918	15,013	29,855	44,883	49,414	27,622	16,439
6b.社会保険料	49,456	29,856	44,865	59,279	61,150	34,466	15,516
6c.他の非消費支出	65	15	73	99	54	49	18

1.Number of persons per household (persons); 2.Number of earners per household (persons); 3.Consumption expenditures (3a: Food; 3b: Housing; 3c: Fuel, light and water charges; 3d: Furniture and household utensils; 3e: Clothing and footwear; 3f: Medical care; 3g: Transportation and communication; 3h: Education; 3i: Culture and recreation; 3j: Other consumption expenditures); 4.Current income (5a: Wages and salaries; 5b: Income from self-employment and piecework; 5c: Other current income); 6.Non-consumption expenditures (6a: Direct taxes; 6b: Social insurance premiums; 6c: Other non-consumption expenditures items).

資料出所 総務省(2015.2)「平成26年家計調査(家計収支編)詳細結果」

(注) 1世帯当たり平均1か月間の収入及び支出。総世帯は二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

9 勤労者生活・福祉

第9-3-2表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯、2014年）
 Table 9-3-2: Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households, 2014)

	計 age total	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～
	(人/persons)							
世帯人員 Average number of persons per household	2.5	2.1	2.8	3.3	2.8	2.2	1.9	1.6
18歳未満の子供の数 Children under 18 years old	0.6	0.4	1.0	1.4	0.6	0.2	0.1	1) ¹⁾
有業人員 Earners	1.3	1.3	1.5	1.6	1.7	1.3	0.7	0.3
	(ドル/dollars)							
税引き前所得 Income before taxes	66,877	30,081	61,042	84,094	87,859	75,241	52,366	35,467
税引き後所得 Income after taxes	58,364	28,518	54,622	72,495	74,344	63,703	47,779	34,056
消費支出 Average annual expenditures	53,495	32,179	49,547	62,512	65,651	56,267	48,885	36,673
食料 Food	6,759	4,423	6,632	8,063	8,038	6,800	6,303	4,349
アルコール飲料 Alcoholic beverages	463	303	529	505	559	457	455	219
住居 Housing	17,798	11,459	17,404	21,222	20,781	18,006	15,838	13,375
被服 Apparel and services	1,786	1,285	1,914	2,250	2,247	1,789	1,417	683
交通 Transportation	9,073	6,167	8,908	10,617	11,230	9,321	8,338	5,091
保健医療 Healthcare	4,290	1,103	2,659	4,033	4,497	4,958	5,956	5,708
娯楽 Entertainment	2,728	1,319	2,418	3,372	3,184	2,852	2,988	1,626
個人ケア製品・サービス Personal care products and services	645	307	533	741	793	674	692	499
読書 Reading	103	44	75	86	93	123	152	135
教育 Education	1,236	2,721	1,087	1,233	2,283	1,044	318	102
煙草 Tobacco products and smoking supplies	319	250	281	324	408	401	307	116
雑費 Miscellaneous	782	204	571	858	1,086	802	807	745
寄付 Cash contributions	1,788	325	1,066	1,591	2,074	1,941	2,155	2,985
個人年金・保険 Personal insurance and pensions	5,726	2,269	5,472	7,617	8,378	7,098	3,160	1,040

資料出所 U.S.Department of Labor(2015.9) *Consumer Expenditures in 2014*

(注) 1年当たりの収入及び支出。

1) 値が小さすぎるため非表示。

第9-3-3表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯、2013年）
Table 9-3-3: Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households, 2013)

	計 age total	～29歳	30～49	50～64	65～74	75～
平均世帯人員 Weighted average number of persons per household	2.4	2.5	3.0	2.3	1.8	1.4
					(人/persons)	
粗所得 Gross weekly household income	739.0	590.0	921.0	811.0	565.0	407.0
賃金・俸給 Wages and salaries	480.4	460.2	755.2	559.6	96.1	16.3
事業所得 Self-employment	51.7	23.6	64.5	73.0	39.6	(8.1)
財産所得 Investments	22.2	5.9	18.4	32.4	33.9	36.6
年金 Annuities and pensions	66.5	(0.0)	0.0	73.0	186.5	146.5
社会保障給付 Social security benefits	103.5	64.9	64.5	64.9	209.1	199.4
その他 Other sources	7.4	41.3	9.2	8.1	0.0	(0.0)
消費支出 Total expenditure	517.3	462.0	609.8	565.1	452.5	287.6
食料・飲料 Food and non-alcoholic drinks	58.8	44.3	65.0	65.1	56.8	42.5
酒類・たばこ・麻酔薬 Alcoholic drinks, tobacco and narcotics	12.0	8.9	12.5	15.5	11.6	6.6
被服・履物 Clothing and footwear	22.6	21.4	28.1	25.4	18.5	7.9
住居 ¹⁾ ・燃料・動力 Housing, fuel and power	74.4	120.5	85.0	63.6	60.3	49.2
家財・家事サービス Household goods and services	33.1	25.0	34.8	39.6	33.4	21.8
健康 Health	6.2	3.2	5.1	8.0	8.2	5.8
交通 Transportation	70.4	50.9	86.2	82.9	62.5	26.9
通信 Communication	14.5	14.9	17.3	15.5	11.3	8.0
娯楽・文化 Recreation and culture	63.9	36.4	72.1	74.3	71.3	34.1
教育 Education	8.8	23.2	13.1	4.9	(2.0)	(2.0)
外食・外泊 Restaurants and hotels	40.4	38.6	48.4	45.1	35.6	16.3
雑費 Miscellaneous goods and services	39.1	30.7	48.3	40.0	32.4	26.3
その他 Other expenditure items	73.0	44.0	93.9	85.4	48.7	40.2
一人当たり週平均支出 Average weekly expenditure per person	219.4	187.5	205.7	247.9	251.0	203.0

資料出所 National Statistics of UK (2014.12) *Family Spending, 2014 edition*

(注) 週平均世帯収入及び支出。括弧内の数値は20世帯未満の報告であるため、注意を要する。

1) 住宅ローンの利子支払、地方税及び北アイルランド地方税を除く。

第9-3-4表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出(ドイツ、全世帯、2013年)
 Table 9-3-4: Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, all households, 2013)

(ユーロ/Euro)									
	計 age total	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～
総収入 Gross income	4,086	2,115	3,900	5,138	5,156	4,412	3,056	2,913	2,736
勤め先収入 Wages and salaries	2,316	1,451	3,095	3,694	3,585	2,690	380	63	27
事業所得 Self-employment	264	(17)	129	361	454	435	197	50	(16)
財産所得 Investments	415	42	149	422	488	526	501	502	412
公的移転収入 Public transfer income	893	308	346	493	465	600	1,723	2,045	2,030
その他 Other sources	196	291	181	168	163	160	253	251	249
消費支出 Total expenditure	2,448	1,513	2,148	2,780	2,793	2,572	2,285	2,263	2,036
食料・飲料・たばこ Food, drinks, tobacco	337	207	283	389	401	359	312	300	263
被服・履物 Clothing and footwear	119	93	123	157	149	120	90	79	61
住居・光熱 Housing, fuel and power	845	511	700	906	923	900	848	852	818
家庭用品 Interiors, goods and items	124	55	111	149	142	138	116	100	105
保健 Health	102	26	50	84	90	108	123	164	179
交通 Transportation	342	246	342	421	424	364	279	246	152
通信 Posts and Communications	66	66	76	79	76	65	53	48	41
教養・娯楽 Recreation and culture	261	140	211	293	302	275	251	260	209
教育 Education	22	37	36	41	25	13	6	3	(2)
宿泊・飲食店 Restaurants and hotels	130	76	126	145	154	133	118	114	93
その他 Others	100	57	90	116	108	98	89	96	113

資料出所 Der Statistisches Bundesamt (2015.9) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2013 Heft 4, Heft 5*

(注) 括弧内は調査サンプルが少ないため、統計データとしては不詳である。

第9-4表 家計・対家計非営利団体 (NPISH) の金融資産総額

Table 9-4: Financial assets of households and NPISHs*

	2005年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本 (1兆円) JPN (billion yen)	1,638	1,521	1,548	1,561	1,547	1,602	1,709	1,749
アメリカ (10億ドル) USA (billion dollars)	45,419	45,590	48,379	52,626	53,530	58,059	65,454	69,146
イギリス (10億ポンド) GBR (billion pounds)	4,049	4,161	4,396	4,681	5,040	5,216	5,213	5,883
ドイツ (10億ユーロ) DEU (billion euros)	4,198	4,252	4,371	4,548	4,591	4,818	5,019	5,232
フランス (10億ユーロ) FRA (billion euros)	3,286	3,603	3,873	4,112	4,144	4,307	4,489	4,625

* Non-profit institutions saving households

資料出所 日本:内閣府(2016.1)「2014年度国民経済計算確報」

アメリカ: The Federal Reserve Board (2015.12) *Financial Accounts of the United States*

イギリス: The Office for National Statistics (2015.10) *National Accounts - The Blue Book 2015-*

ドイツ: Deutsche Bundesbank (2015.6) *Financial Accounts for Germany*

フランス: Banque de France (2015.10) *Annual National Financial Accounts*

第9-5表 国民負担率 (対国民所得比)

Table 9-5: Tax and social security burden as a percentage of national income

		年	租税負担 Tax burden	社会保障負担 Social security burden	計(国民負担率) Total (national burden rates)
日本	JPN	2015	25.6	17.8	43.4
		2012	23.2	17.4	40.5
アメリカ	USA	2012	23.7	7.4	31.1
イギリス	GBR	2012	36.0	10.7	46.7
ドイツ	DEU	2012	30.1	22.1	52.2
フランス	FRA	2012	39.4	26.3	65.7
スウェーデン	SWE	2012	49.0	7.1	56.1

資料出所 財務省(2015.3)「財政関係基礎データ」

(注) 日本:2012年度は実績, 2015年度は見通し。

その他の国:2012年実績。

第9-6表 公的社会支出（対GDP比）及びその内訳

Table 9-6: Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE
	2011年	2012	2011	2011	2011	2011
分野別社会支出額 (括弧内は対GDP比)	各国通貨(10億単位)/At current prices in national currency, in billions in percentage of GDP (%)					
老齢給付 Old-age	49,155 (10.4)	975 (6.1)	93 (6.1)	223 (8.6)	249 (12.5)	327 (9.4)
遺族 Survivors	6,810 (1.4)	113 (0.7)	1 (0.1)	53 (2.0)	35 (1.7)	16 (0.4)
障害・業務災害・傷病等 Incapacity-related	4,799 (1.0)	228 (1.4)	38 (2.5)	53 (2.0)	34 (1.7)	149 (4.3)
保健 Health	36,287 (7.7)	1,279 (8.0)	118 (7.7)	209 (8.0)	172 (8.6)	232 (6.7)
家族 Family	6,389 (1.4)	111 (0.7)	61 (4.0)	57 (2.2)	59 (2.9)	127 (3.6)
積極的労働市場政策 Active labour market programmes	914 (0.2)	18 (0.1)	6 (0.4)	21 (0.8)	19 (0.9)	43 (1.2)
失業 Unemployment	1,405 (0.3)	95 (0.6)	6 (0.4)	31 (1.2)	31 (1.6)	15 (0.4)
住宅 Housing	547 (0.1)	40 (0.2)	23 (1.5)	16 (0.6)	17 (0.8)	16 (0.4)
その他の社会政策分野 Other social policy areas	2,551 (0.5)	139 (0.9)	3 (0.2)	4 (0.2)	13 (0.6)	24 (0.7)
合計 Total	108,857 (23.1)	2,998 (18.7)	350 (22.7)	667 (25.5)	628 (31.4)	947 (27.2)
分野別構成比						(%)
老齢現金給付	45.2	32.5	26.6	33.5	39.7	34.6
遺族	6.3	3.8	0.4	7.9	5.5	1.6
障害・業務災害・疾病等	4.4	7.6	10.8	7.9	5.4	15.7
保健	33.3	42.7	33.8	31.3	27.4	24.5
家族	5.9	3.7	17.5	8.5	9.3	13.4
積極的労働市場政策	0.8	0.6	1.7	3.1	3.0	4.5
失業	1.3	3.2	1.7	4.6	5.0	1.6
住宅	0.5	1.3	6.7	2.5	2.6	1.6
その他の社会政策分野	2.3	4.6	0.7	0.6	2.0	2.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Social Expenditure”2016年2月現在

(注) OECDにおける各社会支出項目の定義は以下のとおり。

老齢: (1)現金給付(年金, 早期退職年金等), (2)現物給付(高齢者に対するホームヘルプ・在宅介護サービス等)

遺族: 遺族年金及び葬祭諸費

障害・業務災害・疾病等:

(1)現金給付(障害年金, 業務災害・疾病年金, 業務災害・疾病休業手当その他の手当金),

(2)現物給付(ホームヘルプ・在宅サービス, リハビリサービスその他の現物給付)

保健: 患者治療・ケア, 医薬品, 予防医療等現物給付

家族: (1)現金給付(扶養家族手当, 出産休暇, 両親育児休暇その他の現金給付), (2)現物給付(デイケア・在宅サービスその他の現物給付)

積極的労働市場政策:

雇用職業サービス・行政, 職業能力開発, 若年施策, 雇用助成, 障害者雇用対策等

失業: (1)現金給付(失業補償給付又は解雇手当, 労働市場に関連する事由による早期退職給付), (2)現物給付

住宅: (1)現物給付(住宅支援その他の給付)

その他の社会政策分野(生活保護等):

(1)現金給付(低所得世帯への所得支援その他の現金給付), (2)現物給付(社会的支援サービス: 食事補助等, その他の現物給付)

第9-7表 GDPに占める労働市場政策への支出(2013年)

Table 9-7: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP, 2013

(%)												
		合計 Total	積極的措置 Active measures							消極的措置 Passive measures		
			公共 職業サ ービス a)	職 業 訓 練 b)	雇 用 イ ン セ ン テ イ ブ c)	リハビ リテー ション d)	保 護 及 び 援 助 雇 用 と e)	創 業 イ ン セ ン テ イ ブ f)		所得補 助・無 失業・ 支援 g)	早 期 退 職 h)	
日本	JPN	0.47	0.16	0.05	0.04	0.05	0.00	0.02	0.00	0.31	0.31	0.00
アメリカ ¹⁾	USA	0.35	0.11	0.03	0.04	0.01	0.03	0.00	0.00	0.24	0.24	0.00
カナダ ¹⁾	CAN	0.80	0.23	0.10	0.08	0.00	0.01	0.01	0.01	0.57	0.56	0.00
イギリス ²⁾	GBR	0.54	0.23	0.20	0.01	0.01	0.00	0.01	0.00	0.32	0.32	0.00
ドイツ	DEU	1.67	0.67	0.35	0.24	0.02	0.03	0.02	0.01	1.01	0.96	0.05
フランス ³⁾	FRA	2.28	0.87	0.25	0.33	0.03	0.09	0.13	0.04	1.41	1.41	0.01
イタリア	ITA	1.99	0.41	0.09	0.15	0.16	0.00	0.00	0.01	1.58	1.51	0.07
オランダ ⁴⁾	NLD	2.82	0.85	0.26	0.09	0.03	0.42	0.04	0.00	1.97	1.97	0.00
ベルギー	BEL	2.76	0.72	0.21	0.15	0.15	0.14	0.07	0.00	2.04	1.41	0.63
ルクセンブルク	LUX	1.51	0.64	0.05	0.04	0.40	0.01	0.15	0.00	0.87	0.72	0.15
デンマーク ⁵⁾	DNK	3.49	1.82	0.32	0.53	0.40	0.57	0.00	0.00	1.66	1.41	0.25
スウェーデン	SWE	2.03	1.35	0.29	0.13	0.64	0.28	0.00	0.01	0.68	0.68	0.00
フィンランド	FIN	2.63	1.01	0.15	0.49	0.16	0.10	0.10	0.01	1.62	1.61	0.01
ノルウェー	NOR	0.83	0.50	0.13	0.11	0.09	0.17	0.00	0.00	0.33	0.33	0.00
韓国 ⁶⁾	KOR	0.57	0.29	0.02	0.07	0.04	0.04	0.11	0.02	0.27	0.27	0.00
オーストラリア ⁷⁾	AUS	0.87	0.23	0.15	0.01	0.01	0.06	0.00	0.01	0.64	0.64	0.00
ニュージーランド ⁸⁾	NZL	0.64	0.28	0.09	0.12	0.01	0.05	0.00	0.00	0.36	0.36	0.00

a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Sheltered and supported employment and rehabilitation;

e) Direct job creation; f) Start-up incentives; g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Public expenditure and participant stocks on LMP” 2015年11月現在

- (注) 1) 2013年度の数値。
 2) 2011年度の数値。北アイルランドのデータは不完全である。
 3) 2012年の数値。職業訓練は、カテゴリに当てはまらない費用を含む。
 4) 職業訓練は、訓練参加者への失業手当を含む。直接的雇用創出は失業者や非労働力化した個人に対する社会扶助手当を含む。
 5) 早期退職における早期退職手当は、受給者が失業状態から制度を利用した場合のみが対象。
 6) 2012年の数値。公共職業サービスは、雇用支援センターにおける公務員の人件費を含まない。
 7) 2013年度の数値。公共職業サービス以外の積極的措置は所得支援給付を含まない。
 8) 2012年度の数値。職業訓練は、訓練参加者への失業手当は含まれない。

第9-8表 公的年金等制度

Table 9-8: Public pension schemes

制度体系	日本 2階建て	アメリカ 1階建て
対象者	全居住者(日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、すべて公的年金制度への加入が義務づけられている) 公的年金加入者数:6,721万人(2015年3月末)	一般被用者(連邦政府職員等一部職種を除く)及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外。
保険料率	厚生年金の一般被用者:17.828% (2015.9～:労使折半) ※第1号被保険者(国民年金)は定額 (2015.4～:月当たり1万5,590円)	被用者:4.2% 事業主:6.2% 自営業者:10.4% (2011年)
支給開始年齢	国民年金(老齢基礎年金):原則65歳。60歳からの受給もできるが年金額は減額。70歳まで受給を遅らせると年金額は増額。 厚生年金の報酬比例部分:60歳(2013年から段階的に引上げ、男性は2025年までに、女性には2030年までに65歳)。	66歳(2011年) ※ 2003～2027年にかけ65歳から67歳に引上げ中。62歳から年金を受給することは可能だが、誕生日に応じて減額される。1967年生まれから満額支給が67歳になり、62歳で受給する場合は年間支給額が30%減額される。
加入期間	原則として25年以上	10年以上
国庫負担	基礎年金給付費の1/2(9.9兆円:2015年度予算ベース)	なし
繰り上げ(早期)支給制度	あり。 国民年金(老齢基礎年金)は本人が希望すれば60～64歳で受給可能。但し、繰上げ年齢に応じて基礎年金額が一定の率で減額。	あり。追加要件はない(年金の受給要件である最低加入期間を満たせばよい)。 繰上げ期間が36か月までは約0.56%/月、36か月以降は約0.42%/月減額(62歳まで繰上げた場合は約23.3%減額)。
年金受給中の就労	60歳以上65歳未満の者: 年金額と賃金が28万円以下の場合は、年金の支給停止はない。28万円を超えると、金額に応じて一部または全額支給停止。 65歳以上の者: 年金額と賃金が47万円以下の場合は、年金の支給停止はない。47万円を超えると、金額に応じて一部または全額支給停止。	- 満額支給開始年齢後: 在職していても年金額の減額はなし。 - 満額支給開始年齢前(繰上げ支給時): 在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合、賃金額に応じて減額。

(注) 1) 被用者年金制度の一元化に伴い、2015年10月から共済年金に入っていた公務員、私学教職員も厚生年金に加入。
2) 最低限必要となる被保険者期間。日本は2017年4月から10年に短縮される予定。

	イギリス	ドイツ
制度体系	2階建て (適用対象外) 無業者等 被用者及び自営業者 基礎年金 国家第二年金 職域年金 個人年金	1階建て (適用対象外) 無業者 自営業者 被用者 農業者老齢保障 扶助者年金 自営業者年金 一般年金保険 官吏恩給制度 (注3) (注4) (一部)
対象者	基礎年金(1階部分):一定所得以上の一般国民(一般被用者及び自営業者)は強制加入で、それ以外(無業者含む)は任意加入。 国家第二年金(2階部分):基礎年金に強制加入する一般被用者は原則強制加入。自営業者及び無業者は対象外。	一般被用者及び自営業者の一部(手工業者、芸術家など)は強制加入。その他の自営業者及び無業者は任意加入可能。
保険料率	賃金の25.8% 被用者:12.0% 事業主:13.8% (国家第二年金加入者の国民保険料)	18.7%(労使折半, 2015年1月1日～)
支給開始年齢	男性:65歳 女性:62歳 ※ 女性を2018年までに65歳に引上げ後、男女とも2020年までに66歳、2028年までに67歳への引上げを予定。	65歳 (2012年から2029年にかけて、65歳から67歳へ段階的に引上げ) ※ 2014年7月1日より、1952年以前生まれで、かつ45年以上保険料を支払ったことを証明できる者は63歳から満額受給が可能。なお、1953年生まれから、年ごとに支給開始年齢が2か月ずつ遅くなるため、1964年生まれの人から67歳支給開始となる。
加入期間 ²⁾	なし	5年以上
国庫負担	原則なし ※ 最低所得保障制度はある	保険料引上げ率に応じて自動的に改定。水準は、2013年で総支出の27.3%、総収入の23.5%。
繰上げ(早期)支給制度	なし	あり。長期加入者、長期失業者又は高齢パートタイム労働者については63歳からの老齢年金の繰上げ受給が認められている。女性、重度障害者、長期日雇鉱山労働者については一定の条件下で60歳からの支給が認められている。
年金受給中の就労	在職していても年金額の減額はなし。	通常の年金支給開始年齢に至る前に完全年金として老齢年金を受給する者は、年金減額なく月450ユーロまでの追加報酬を得ることができる。通常の年金支給開始年齢(2013年においては65歳2か月)に達した者については、追加報酬限度額を考慮する必要はない。

(注) 3) 学生・主婦等。16歳以上の者は一般年金保険に任意加入可。

4) 自営業者。一般年金保険に任意加入可。

第9-8表 公的年金等制度（続き）

Table 9-8: Public pension schemes (cont.)

制度体系	フランス (強制加入部分は原則として)2階建て	
対象者	被用者は強制加入。無業者は任意加入不可能。(無年金者や年金を含めた所得が最低限の生活には不十分である高齢者は、無拠出制の高齢者最低所得保証給付Minimum Vieillesseに頼ることができる)	
保険料率	以下は一般制度の1階部分の保険料率(2016年1月1日より) 被用者は、38,616ユーロ/年までの給与に対して6.90%，全給与に対して0.35%。 使用者は、38,616ユーロ/年までの給与に対して8.55%，全給与に対して1.85%。	
支給開始年齢	制度により異なるが、原則として60歳。2011年7月1日以降、段階的に引き上げられ、2017年には62歳へとなることが決定されている。満額受給開始年齢は、1953年生まれの場合、61歳2か月、1954年生まれの場合、61歳7か月、1955年生まれの場合、62歳(2017年1月1日から)である(2010年の公的年金制度改革による)。また、満額受給に必要な保険料拠出期間は、年齢により異なるが、40～43年間。	
加入期間 ²⁾	3か月以上	
国庫負担	※財源の64.2%(2011年、以下同様)は労使拠出の保険料であるが、雇用促進のための社会保険料雇用主負担免除分の国庫による補填(財源の1.1%)、不動産収入などに賦課される租税(同10.1%)、老齢連帯基金による拠出(同18.8%)、同基金の財源の大部分は一般福祉税など、財源に占める労使拠出の保険料以外の比率は高まる傾向にある。	
繰上げ(早期)支給制度	職業活動を17歳以前で開始し、満額受給に必要な保険料拠出期間+2年以上の長期にわたって就業活動に従事した者は、60歳以前で公的年金を受給することが可能。(長期就業者に対する早期支給は、2003年より可能となり、2010年に、再改正された)	
年金受給中の就労	65歳以上の労働者と完全年金(フルペンション)の受給権を持つ60歳以上の労働者は、収入に関係なく、年金を満額受給できる(2009年1月1日から)。上記の条件を満たさない場合でも、年金額と賃金額の合計が引退(年金支給開始)直前の賃金額を超えない場合、年金額は減額されない。同様に、上記の条件を満たさない場合でも、自営業者(非賃金労働者)として就業する場合、一般制度による年金を受給することは可能である。	

資料出所 日本:厚生労働省, 日本年金機構ウェブサイト, アメリカ:社会保障庁ウェブサイト, イギリス: Gov.uk等ウェブサイト, ドイツ:企業年金連合会(2008.12)「企業年金に関する基礎資料」, 連邦労働社会省(BMAS), 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済Vol.31 No.1」, ドイツ年金保険庁ウェブサイト, 厚生労働省「2014年海外情勢報告」, フランス:CNAV 年次報告書, URSSAF, 政府公共サービス, 国立統計経済研究所(INSEE), 年金改革に関する政府ウェブサイト

第9-9表 企業年金等制度

Table 9-9: Corporate pension schemes

	日 本			アメリカ
	厚生年金基金	確定拠出年金	確定給付企業年金	
設 立	(1)厚生労働大臣の認可 (2)単独設立・連合設立: 1,000人以上の加入員, 総合設立:5,000人以上 の加入員 (3)加入員の 同意 (4)設立母体の財 政基盤の安定性 (5)代 行給付の水準を上回る 給付内容等の確保 (厚生年金基金は、厚生 年金法等の一部を改正 する法律により、同法が 施行された2014年4月以 降は新設できなくなっ た)	年金の規約について、 厚生労働大臣の承認が 必要。企業型(労使合意 のもと掛金は企業が拠 出)と個人型(掛金は個 人が拠出)とがある。	企業が法人格のある 企業年金基金を 厚生労働大臣の認 可を受けて設立する 「基金型」と、労使合 意の年金規約を制 定し、厚生労働大臣 の承認を受ける「規 約型」の2つがある。	企業の任意 (エリサ法に企業年金が満 たすべき最低条件を規 定)
加 入 資 格	厚生年金の適用事業所 に使用される被保険者。 加入者数:408万人 (2014年3月末)	企業型:実施企業に勤 務する従業員(国民年 金第2号被保険者) 個人型:自営業者等 (国民年金第1号被保 加入者数:464万人 (2014年3月末)	厚生年金保険の被 保険者等。年金規 約において加入者 資格を定めることが できる。 加入者数:788万人 (2014年3月末)	21歳から1年以上の勤務 を法定。
支 給 開 始 年 齢	厚生年金に同じ(代行部 分)。加算型の加算部分 は自由。	最初の拠出からの経過 年数に応じ60～65歳。	原則として60～65歳 の範囲で年金規約 に定める年齢(老齢 給付)。	65歳を超えない範囲で繰 上げ、繰下げ(法定)あり。
給 付 水 準	代行部分(老齢厚生年 金の報酬比例部分)及 び上乗せ(プラスアル ファ)部分。プラスアル ファ部分は、代行部分 の1割を上回る水準(代行 部分は、老齢厚生年金 の報酬比例部分に同 じ)。	拠出した掛金が個人毎 に区分され、加入者そ れぞれが自己責任のも とに運用商品を選び、 掛金と運用収益の結果 をもとに給付額が決ま る。	基準に従い規約で 定めるところにより算 定した額。	定額・定率等給付設計は 企業によって異なるが、公 的年金と合わせ、従前賃 金の60～70%を保障。
公 的 年 金 制 度 と の 調 整	公的年金に上乗せされ る(プラスアルファ部 分)。	公的年金に上乗せされ る。	公的年金に上乗せ される。	次の2つの方法がある。 (1)控除方式＝全体の給 付水準から公的年金給付 相当額部分を差し引いた 残りを支給。 (2)超過方式＝公的年金と 企業年金を合わせた給付 額が所得の一定水準にな るよう、公的年金の上限以 上の報酬に高い給付乗率 を適用。

(注) 「適格退職年金」は2001年の確定給付企業年金法の成立に伴い、2012年3月末に制度が廃止された。但し、いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち、事業主が存在しないもの及び厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについては、適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置が講じられている。

第9-9表 企業年金等制度（続き）

Table 9-9: Corporate pension schemes (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
設立	企業の任意 (社会保障年金法に付加年金からの適用除外の条件を規定)	企業の任意 (老齢企業年金改革法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)	年金貯蓄プラン Plan d'épargne pour la retraite collectif (PERCO) 各企業(制度導入は任意)	民間労働者には次の企業年金(職域年金)制度がある。両制度とも労組と企業連盟(SN)との全国労働協約に基づく。 (1)ITP(職員退職年金):ホワイトカラー対象 (2)SAF・LO(労働者退職年金):ブルーカラー対象
加入資格	条件なしが多くなりつつある。	20歳に達してから5年以上の拠出期間	年金貯蓄プランを導入している企業に勤める賃金労働者(勤続3か月以上) (任意)	(1)ITP:25歳以上(ITP1, 拠出建制度)。1978年以前の出生者は旧給付建制度(ITP2)を摘要。 (2)SAF・LO:25歳以上(拠出建制度)
支給開始年齢	大部分が65歳 (女性60歳)	65歳(女性60歳)	年金受給開始時	制度上は55歳から受給が可能だが、大部分が退職時(平均65歳)から支給を受ける。
給付水準	一般的には、 [最終給与又は再評価後全期間平均給与]×乗率[1/80～1/60]×加入年数[40年加入で最終給与の50%以上]	一般的なものとしては、 最終給与×乗率×勤続期間により、公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる。	運用結果による(運用方法は賃金労働者自身が選択する)。労働者自身の拠出額は、最高で年間給与の4分の1。 雇用主による拠出は、最高で年間6,178.56ユーロ(2016年)	(1)ITP1:満額の老齢年金は所得基礎額の7.5倍までの部分に10%、7.5～20倍までに65%、20～30倍までに32.5%を給付。 (2)SAF・LO:2012年からITP1と同じ。
公的年金制度との調整	同じ期間国の制度に加入した場合の付加年金の給付を下回らないことを条件に、公的年金の付加年金部分から適用除外される。	公的年金に上乘せされる。 (公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる。)	特になし	公的年金に上乘せされる。(ITPは公的年金と合わせて最終賃金の70%を目標としているが、実際には65%程度の支給となっている。)

資料出所 企業年金連合会(2016.1)「企業年金に関する基礎資料(平成27年12月)」

日本:厚生労働省ウェブサイト

フランス:政府公共サービスサイト、保健省(2009.4) *L'épargne retraite en 2007*, 労働省ウェブサイト等スウェーデン:スウェーデン企業連盟(SN)ウェブサイト, *Statutory and collective insurance schemes for the Swedish labour market 2015*

第9-10表 社会保障負担料率（2015年）

Table 9-10: Employer-employee social security rates, 2015

		年金 Pension	医療 Medical care	介護 Nursing care	雇用 Employment	その他 Others		
日本	JPN	17.828 ¹⁾	10.0 ²⁾	1.58 ³⁾	1.35 ⁴⁾	なし		
	労 / employee	労使折半			0.50			
	使 / employer				0.85			
アメリカ	USA	12.4 ⁵⁾	2.9 ⁶⁾		2.91 ⁷⁾	なし		
	労 / employee	6.2	1.45		(使) 全額負担			
	使 / employer	6.2	1.45					
イギリス	GBR	25.8	税財源の ため なし		国民保険制 度に統合	なし		
	労 / employee	12.0 ⁸⁾						
	使 / employer	13.8						
ドイツ	DEU	18.7	14.6	2.35	3.0	なし		
	労 / employee	労使折半	7.3	労使折半				
	使 / employer		7.3					
フランス	FRA	老齢保険		主に 税財源	6.40	家族 手当 ¹²⁾	住宅支援基 金への拠出 ¹³⁾	
	(民間部門の場合)	17.45	13.85					
	労 / employee	6.85 ⁹⁾	0.30 ¹⁰⁾			2.40 ¹¹⁾		
	使 / employer	8.50 ⁹⁾	1.80 ¹⁰⁾			4.00 ¹¹⁾	5.25	0.1 0.5

資料出所 日本:厚生労働省, 日本年金機構, 全国健康保険協会ウェブサイト

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ウェブサイト

イギリス:Gov.ukウェブサイト

ドイツ:連邦労働社会省ウェブサイト, 厚生労働省「2014年海外情勢報告」

フランス:国立統計経済研究所(INSEE), 雇用局, 社会保障費徴収機関(URSSAF)ウェブサイト

- (注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率(2015年9月分から適用)。2017年まで年1回改定。
2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)による全国平均の保険料率。医療保険料率は都道府県ごとに異なる(9.86~10.14)。この料率は2015年4月分から適用。
3) 40~64歳までの第2号被保険者の保険料率。2015年4月分から適用。
4) 「一般の事業」における負担率。日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」の財源の項(p.152)を参照。
5) 2013年から。Affordable Care Act施行後, 高額所得者には0.9%が加算された。
6) メディケアパートAを指す。
7) 連邦, 州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また, 連邦は6.0%の料率だが, 期日前に支払うことで割引かれて0.6%になり, 州の料率や課税対象額は州ごとに異なる。よって, 全米レベルで統一した料率はなく, 「2.91%」は事業主の収めた税額が賃金総額のうちのどれだけ占めるかという数字をあらわしている。なお, 数字は2015年の推計値。
8) 週155~815ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては, 2%の保険料がかかる。
9) 38,040ユーロ/年までの給与に対する割合(2015年)。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。
10) 対全給与。
11) 152,160ユーロ/年までの給与に対する割合(2015年)。
12) フランスの家族手当には, 児童手当のみならず出産手当, 育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため, その他に計上。収入が法定最賃の1.6倍までの者は3.45%。
13) 従業員規模20人未満は0.1%, 20人以上は0.5%。

第9-11表 公的扶助制度

Table 9-11: Public assistance systems

	日本	アメリカ	イギリス
制度(根拠法)・目的	生活保護制度(生活保護法:1950年制定,最終改正2014年) 生活困窮者に対し,最低限度の生活を保障するとともに,自立を助長 ・財源:国(3/4)及び自治体(1/4) ・扶助の種類:生活扶助,教育扶助,住宅扶助,医療扶助,介護扶助,出産扶助,生業扶助,葬祭扶助 必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給,2つ以上を併給という)。医療扶助,介護扶助は現物給付で,それ以外は金銭給付が原則。	貧困家庭一時扶助(TANF) ・根拠法:社会保障法 ・管理運営主体:州 ・財源:連邦及び州の一般財源 ・対象者:未成年の児童,妊婦のいる世帯等 ・給付内容:州ごとに決定(その他の扶助) (1) 補足的保障所得(SSI) 対象:高齢者,障害者等 (2) メディケイド 対象:貧困家庭の児童,妊婦等 (3) 補助的栄養支援プログラム(SNAP,旧フードスタンプ) 所得水準が連邦の基準を下回る世帯等が対象 (4) 一般扶助 州,自治体の独自扶助(勤労所得税額控除) ・所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付)	所得補助 ・根拠法:社会保障拠出・給付法,社会保障管理法 ・管理運営主体:雇用年金省,財源は国の一般財源 ・対象:一人親等 ・給付内容:家族構成等を勘案雇用・生活補助手当(所得連動) ・根拠法:2007年福祉改革法 ・管理運営主体:雇用年金省,財源は国の一般財源 ・健康上の理由により就労困難な低所得者が対象,健康状態により就労関連活動グループと要支援グループに区分(その他の扶助) (1) 住宅給付 賃貸住宅居住者に賃貸料を補助 (2) 税額控除 就労や子供の有無により税を還付 (3) 年金クレジット 高齢者に対する最低所得保障
被保護世帯数	1,629,598世帯 (2015年9月)	貧困家庭一時扶助(TANF) 134万8千世帯(2015年度平均)	・税額控除 469万世帯(2014年4月)
被保護者数(千人)	2,164(被保護実人員) (2015年9月)	補足的所得保障 8,162(2014年) メディケイド 53,600(2014年度平均) 貧困家庭一時扶助(TANF) 3,119(2015年度平均) SNAP 45,767(2015年)	・所得補助,雇用・生活補助手当(所得関連) 2,367 ・住宅給付 5,026 ・年金クレジット 2,380 (グレートブリテン,2013年度)
基準額(月額)	生活扶助(2015年度) (冬季加算,児童養育加算,母子加算を含む) ・1級地-1(東京都区部等)における標準3人世帯(33歳,29歳,4歳):160,110円 ・1級地-1(東京都区部等)における高齢単身世帯(68歳女):80,870円	補足的所得保障(2015年) ・1人当たり 733ドル ・夫婦当たり 1,100ドル SNAP ・1人当たり 126.83ドル(2015年)	所得補助(2015年) ・18~24歳の単身者 57.90 ・25歳以上の単身者 73.10 ・18歳以上のカップル 114.85 雇用・生活補助手当(2015年) ・就労関連活動 102.15 ・要支援 109.30 (単位はすべてポンド/週) ※ このほか,家族構成等で加算
総支給額(国及び地方)	生活保護費 3.8兆円 (2014年度)	補足的所得保障(2014年) 542億ドル メディケイド(2014年度推計) 連邦 2,997億ドル, 州 1,992億ドル SNAP 739億ドル(2015年) TANF 166億ドル(2014年度)	・所得補助,雇用・生活補助手当(所得連動) 104.8億ポンド ・住宅給付 241.8億ポンド ・税額控除 288億ポンド ・年金クレジット 70.4億ポンド (グレートブリテン,2013年度)

	ドイツ	フランス
制度(根拠法) ・目的	社会扶助 (Sozialhilfe) ・根拠法令: 社会法典第XII編 ・管理運営主体: 地方自治体 ・財源は自治体の一般財源 (高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障については2014年以降は連邦政府が100%負担すべく、段階的に地方公共団体に供与する連邦負担割合の引上げが行われている)。 ・制度の対象者は、就労能力のない生活困窮者 (資力調査による) ・中心的な給付は生計扶助。高齢期及び稼働能力減少・喪失の場合は特定給付。このほか、健康扶助、障害者のための編入扶助、介護扶助等の特別な需要に応じての給付 (特別扶助) がある。	積極的連帯所得手当 (RSA) ・根拠法令: 社会福祉・家庭法典 ・管理運営主体: 家族手当金庫 (CAF), 農業社会共済 (MSA), 県, 雇用年金省 ・財源: 国の一般財源 ・制度の対象者: 25歳以上、もしくは1人以上の子 (胎児を含む) がいる25歳未満のフランス居住者。所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI (社会参入最低所得手当) 及びAPI (単親手当) に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し、RSAでは、最長で3か月間、就労所得とRSAを同時に取得できる。
被保護世帯数	—	222万9千世帯 (2013年6月末現在)
被保護者数 (千人)	・生計扶助 332 (2011年末) ・高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障 844 (2012年) ・特別扶助 373 (2011年末)	4,700 (2013年6月末現在)
基準額 (月額)	・通常給付は失業給付IIの基準月額と同額。 ・他に住居費・暖房費等別途支給。 給付基準月額 (2015年1月1日以降) ・単身者: 月額399ユーロ ・成人同士 (満18歳以上) のカップル: 1人につき360ユーロ (基準月額の90%) ・就労可能な要扶助者と同一世帯に所属する者: 320ユーロ (基準月額の80%) ・14～17歳: 302ユーロ ・6～13歳: 267ユーロ ・0～5歳: 234ユーロ	RSAの定額金 世帯の収入、構成人数等により設定 (2016年1月現在) ・単身者 - 子なし: 524.16ユーロ - 子1人: 786.24ユーロ - 子2人: 943.49ユーロ - 子2人目以降: 1人増えるごとに209.66ユーロが加算 ・カップル・夫婦 - 子なし: 786.24ユーロ - 子1人: 943.49ユーロ - 子2人: 1,100.74ユーロ - 子2人目以降: 1人増えるごとに209.66ユーロが加算 ※給付額は、(定額金+世帯の就労所得の62%)—(家族手当等による世帯収入+定額の住宅援助)により計算される
総支給額 (国及び地方)	—	—

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」

日本: 厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」、同省ウェブサイト

アメリカ: 保健社会福祉省 (DHHS), 農務省各ウェブサイト

イギリス: Gov.ukウェブサイト

フランス: 政府公共サービス及び家族手当金庫 (CAF) 各ウェブサイト等

第9-12表 育児休業制度

Table 9-12: Childcare leave schemes

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制定法	育児介護休業法 (1995年制定, 最終改正2014年)	家族・医療休暇 法(1993年)	雇用権利法 (1996年)	両親手当, 両親 休暇に関する法 (最終改正2015 年)	労働法典 L1225-47, L1225-48, L1225-50
対象者	1歳未満の子を養 育する全ての男女 労働者(日々雇用 者を除く)。一定の 範囲の期間雇用者 は対象。	男女労働者(実 親, 養親, 監護 者)	男女被用者(実 親, 養親を問わ ない)	子を自ら自宅で 監護又は養育す る労働者	男女労働者。実親, 養親, 継親子の扶 養権を引き受けた者
請求権行 使の要件	(1)雇用された期間 が1年以上の男女 労働者 (2)子が1歳に達す る日を超えて引き 続き雇用されるこ とが見込まれる者	当該事業主に12 か月以上雇用さ れていたこと。過 去12か月の労働 時間が1,250時 間以上であるこ と	1年以上勤務し ている者	両親の一方でも 双方共同しても よい。	子の出生又は3歳未 満の養子を引取り の日に最低1年の勤続 を証明すること
期間	子が1歳まで。原則 1回。父母がともに 取得するなど一定 の要件を満たす場 合は1歳2か月まで 延長可能。保育所 に入所できないな どの場合には1歳6 か月まで延長可 能。 3歳までの子を養 育する労働者につ いて, (1)短時間勤 務制度(1日6時 間)を設けること, (2)労働者の請求 で所定外労働の免 除を制度化するこ と, を事業主の措 置義務とする。 3歳から小学校就 学前までの子を養 育する労働者に関 して, 育児休業制 度または勤務時間 短縮等の措置に準 じて, 必要な措置 を講じる事業主の 努力義務あり。	生後, 養子縁組 後又は監護幹旋 後12か月の間に 12週間。但し, 夫婦が同一事業 所に雇用されて いる場合は, 夫 婦で合わせて12 週間。取得期間 の分割, 時間単 位での取得が可 能。	子が18歳に達す るまで18週間。	子が3歳になるま で最長3年間。3 歳から8歳まで は, 上記の両親 休暇期間のうち, 2年間で限度に 事業主の同意な く繰延べ可能。 また, 育児休業 は計3回に分け ての取得が可 能。	子が3歳に達するま での間。最初は1年 間の育児休業を取 得でき, その後2回 更新できる(満3歳で 終了)。しかし, 子が 重度の病気・事故・ 障害を負った場合 は, 休業期間を延長 できる。 休業中, 「乳幼児迎 え入れ手当(= Paje)」のCLCA(活 動自由選択補充措 置)から, 第1子は6 か月間, 第2子以降 は3歳までの間, 賃 金補助(完全休業で Pajeの基礎手当を 受給していない場 合, 月額576.24ユー ロ ¹⁾ (金額は2016年)) の受給が可能。 2006年7月以降に生 まれた第3子以降を 対象に, 休業期間を 1年間に短縮する代 わりに賃金補助が約 5割増で受取可能な 選択肢(Colca=選 択的活動自由選択 補充措置)を創設。

(注) 1) 2014年4月より前に生まれた子には月額576.24ユーロ, 2014年4月以降に生まれた子には月額390.52ユーロ。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
形態	全日休暇	1日又は1週間の労働時間短縮	1週間を単位とし(障害を有する子の場合は1日単位も可)、年間4週間まで。但し、労働協約又は労働契約でこれと別の定め可。	時短勤務との併用受給が可能。両親ともに4か月以上週25時間以上30時間未満の時短勤務(パートタイム)に従事する場合、両親ともに4か月間の手当を追加で受給できる。	子が3歳になるまで、(1)1～3年休職する、(2)パートタイム労働(週16～32時間)に移行する、(3)職業教育を受ける一のいずれかの方法又はその組合せ。
請求予告期間	育児休業開始予定日の1か月前(1歳～1歳6か月までの育児休業の場合は2週間前)	休暇開始日の30日前まで	21日前	遅くとも期間開始の7週間前に文書により使用者に要求(3歳以降の育児休業は13週間前)	産休に連続する場合、休業開始1か月前。その他の場合、休業開始2か月前。
解雇・不利益取扱	育児休業の申出をし、又は育児休業をしたことを理由とする解雇その他不利益な取扱の禁止	育児休業の権利行使に対する干渉、抑圧、拒否、不利益取扱の禁止	解雇は不公正解雇制度上の救済を受ける。不利益取扱の禁止	育児休業請求以降終了まで解雇禁止。但し、特別の場合には、雇用に関する管轄最上級官庁等が例外的に解雇を許容する宣言を発することができる。	育児休業を理由に解雇することはできないが、それとは関係のない場合(例:経済解雇)はできる。
復職	事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金、配置、その他労働条件に関する事項を予め定め、労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている(指針において、育児休業後においては、原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている)。	休暇前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利を有する。	以前と同じ職又はそれが不可能である場合には、適切かつ妥当な他の職に復帰できる。	以前と同じ又は同等の職へ復帰できる。	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる。
担保方法	苦情・紛争について援助・調停、公表制度・過料	使用者による損害賠償	雇用審判所への争訴提起	労働裁判所、使用者による損害賠償	使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払い
有給・無給	規定なし	無給	無給	両親手当を支給	無給

第9-12表 育児休業制度（続き）

Table 9-12: Childcare leave schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
休業期間中の社会保険の取扱	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担とも免除される。	医療給付は休暇中も継続。	休業中の保険料は免除される。但し、事業主からの現金手当や、一定額を超える現金以外の補助に対しては、保険料の支払義務が生じる。	生後最大14か月になるまで「両親手当」を支給（従前手取賃金の67% ²⁾ 。上限1800ユーロ、下限300ユーロ ³⁾ 。父母両方が入れ替わり休業した場合は、14か月間「両親手当」を請求できるが、片親だけが休業した場合は、12か月間まで（単独親権を有し、出産前に被用者として保険料を支払っていたシングルマザーは14か月）。「両親手当」の半額を上限として、受給期間を最長28か月に延長することも可能。	年金について算定基礎となる。
中小企業の取扱	従業員100人未満の企業には改正法の一部について2年間の適用猶予期間が置かれたが、2012年7月から全面施行。	従業員50人未満の事業主は適用除外	なし	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、15人を超える被用者を雇用する使用者に対して請求できる。15名以下の場合、使用者の同意が必要。	すべての事業所について休暇制度を完全に実施（1995年1月より）
その他	育児休業を取得した一定の条件を満たす労働者に対し、休業取得前の賃金月額 ⁴⁾ の67%（2014年度から）が支給される育児休業給付制度がある。国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するための相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。	介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる。	6歳未満の子を持つ親の育児取得率:11%（2011年）	2012年に生まれた子に対する父親の両親手当受給割合:29.3%（2012年1月～2014年3月）	休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはいならない。

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」、内閣府(2007)「平成19年版少子化社会白書」、日本:厚生労働省及び東京労働局ウェブサイト、アメリカ:連邦労働省ウェブサイト、中窪裕也著(1995)「アメリカ労働法」、イギリス:Gov.uk等ウェブサイト、ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省及び統計局ウェブサイト、フランス:労働省ウェブサイト

- (注) 2) 2011年1月から、新たに2011年予算関連法(HBeglG 2011)に基づき、1200ユーロを超えた場合、超過2ユーロにつき0.1%ずつの下限65%まで補填率が引き下げられた。
- 3) 連邦社会裁判所2013年6月27日判決に基づき、同日から、「出産ごと」ではなく「子どもごと」に両親手当が支払われることになった。これにより、多胎出産の両親は、その子どもの数だけ両親手当を請求することが可能になった(2009年1月1日まで、遡して請求することが可能)。

第9-13表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-13: Financial support for childcare, including child benefits

種別	日本 ¹⁾		イギリス	
	児童手当	扶養控除(所得税, 住民税)	児童給付	児童税額控除
根拠法令	児童手当法(1971年)	所得税法(1965年), 地方税法(1950年)	1975年児童給付法	2002年税額控除法
管理運営主体	市区町村(公務員は所属庁等で実施)	国税庁, 都道府県, 市区町村	歳入関税庁	
財源	国, 地方(都道府県, 市町村), 事業主拠出金で構成(国 57.3%, 地方 34.7%, 事業主 8.1%, 2015年度予算ベース, 公務員を含む)		一般財源	
受給(適用)要件	15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父母, その他の保護者	(控除対象)扶養親族のうち, その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者	16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満)の子を扶養している者。 収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は, 課税対象となる。	収入等に応じた減額措置あり
給付(控除)内容	(1) 所得制限額未満の世帯: 3歳未満は月額1万5000円, 3歳以上小学校修了まで(第1子・第2子)は月額1万円, 3歳以上小学校修了まで(第3子以降)は月額1万5000円, 中学生は月額1万円 (2) 所得制限額以上の者: 当分の間の特例給付月額5000円 ※ 所得制限額は年収960万円未満(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定, 2012年6月分から適用		第1子 20.70ポンド/週, 第2子以降 (1人当たり) 13.75ポンド/週 (2015年)	家族控除 545ポンド/年, 児童加算 (1人当たり) 2,780ポンド/年 (2015年) 障害を持つ児童の場合はさらに加算あり。
備考	保育料は手当から直接徴収が可能, 学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能(いずれも市町村が実施するかを判断)			

(注) 1) 2015年度の制度では子供を保育園に通わせている場合, 第1子が小学校入学前の第2子の保育料は半額, 第3子以降は無料で, 第1子が小学校に入ると第2子は半額から全額負担に, 第3子以降は無料から半額負担となる。これを2016年4月から年収330万円以下の世帯に限り, 第1子の学年に関係なく, 第2子はすべて半額, 第3子以降は無料にすることを政府が検討中。(2015年12月)

第9-13表 育児に対する経済的支援(児童手当等)(続き)

Table 9-13: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ			フランス	
	児童手当 (Kindergeld)	育児追加補助金 (Kinderzuschlag)	児童控除 (Kinderfreibetrag)	家族手当	乳幼児迎え入れ 手当の基礎 手当
根拠法令	1996年租 税法62条 及び児童 手当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典 L521-1～L521-3	社会保障法 典 L531-1
管理運営 主体	家族金庫(連邦雇用エージェンシー内に付設), 監督指揮権は, 連邦家庭省にある。		税務署	全国家族手当金庫(CNAF)	
財源	一般財源 (連邦: 74%, 州・市町村: 26%)			企業の拠出金: 43.8%, 一般福祉 税など租税: 22.1%, 諸手当に対す る国及び県の負担金: 21.9% (全 国家族手当金庫(CNAF)の主な財源, 2012年)	
受給(適 用)要件	18歳未満(失業者は21歳未満, 学生は25歳未満, 障害者は無制限)の子を扶養している者			20歳未満の子を2人以上扶養している者 (所得制限なし)	所得に応じて制限がある。 2014年3月までに生まれた子を持つ親と2014年4月1日以降に生まれた子を持つ親では異なる。
		児童手当を受給していること。最低所得(両親900/1人親600ユーロ)以上で, 家族の生計費等から個別に算出される所得上限を超えていないこと。			
給付(控 除)内容	第1子・第2子は月190ユーロ, 第3子は月196ユーロ, 第4子以降は1人につき221ユーロ(2016年現在)。	子1人につき月額140ユーロ。10学年修了までの児童生徒に対し, 新学年の学用品購入用にさらに年1回(8月)100ユーロを追加払い(2009年8月より)。	・子1人につき, 夫婦合計で7,008ユーロ(2013年)。内訳は年額2,184ユーロ(夫婦の場合4,368ユーロ)の児童扶養控除と, 年額1,320ユーロ(夫婦の場合2,640ユーロ)の「監護・養育教育控除」。 ・このほか, 養育にかかった費用については, 2012年以降, 親子の境遇にかかわらず課税対象から控除される。	子の年齢や数に応じて決まる。11歳未満の子2人の場合, 月額129.99ユーロ(2016年1月1日現在)	原則, 月額194.98ユーロ(2016年1月1日現在)
備考	児童手当が児童扶養控除が有利なほうが適用されるほか, 社会保障上の優遇措置がある。 また, 2歳以下の子を持つ非就業, 不完全就業(週30時間以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可能。			上記以外に様々な家族給付があるほか, 税制上又は年金上の優遇措置がある。	

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」, 日本: 厚生労働省, 内閣府, 財務省ウェブサイト, イギリス: Gov.uk ウェブサイト等, ドイツ: 連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト, フランス: 家族手当金庫(CAF), 政府公共サービスウェブサイト

第9-14表 保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置

Table 9-14: Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)

	日本	ドイツ	フランス
種別	保育所	託児所 ¹⁾	集団託児所
設置運営主体	市区町村, 社会福祉法人, 株式会社, NPO, 学校法人等 (認可方式)	地方自治体, 教会, 福祉団体等	市町村, 民間, 非営利団体
財源	国, 都道府県, 市区町村及び利用児童の保護者	設置費用は, 州が50%, 自治体が25%, 設置主体が25%を負担 ²⁾	市町村に対しては, 家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は, 市町村からの補助金を受給できる。
料金	児童の年齢, 世帯の所得税額・住民税額などによる。	州毎に定められる。	パリの運営する保育所の場合, 1人1か月30〜570ユーロ(親の所得に応じて変わる)。因みに, パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1,500ユーロ程度。
利用者	0歳〜小学校就学までの児童	0〜3歳児	0〜3歳児。市町村立の保育所の場合, 当該自治体の住民でなければ利用できない。
利用状況	保育所の利用児童数は, 233万658人, 待機児童は2万3,167人(2015年4月1日現在)	3歳未満の児童に係る全日制保育サービスの利用者は, 全独で66万人。これは全体の32.3%に当たる。(2014年3月1日現在)。	3歳未満を対象とした集団託児所(Crèches collectives)の受入人数は81,920人(2013年暫定)。 2007年に政府が実施した調査では, 3歳未満の乳幼児の11%が託児所に預けられている。
3歳未満児のうち, 認可された保育サービスを利用する者の割合	28.8% (2015年4月1日現在) 0歳児 12.1% 1〜2歳児 36.9%	[3歳未満] ・ 32.3% (2014年3月1日現在) ・ 保育サービスの充実度の違いにより, 利用率も, 旧東ドイツ地域の各州(40〜50%超)と旧西ドイツ地域の各州(20%程度)とで大きな差。 [3歳〜就学前] ・ 93.6% (2014年3月1日現在) ※ 2013年8月1日以後, 満1歳以上6歳未満の子どもすべてに保育サービスを利用するための法的請求権を保障。法的請求権がすべて実現可能になるまで, 政府は毎年, その実施状況を報告。	[3歳未満] ・ 集団託児所や認定保育ママなど各種の保育サービスが充実, 3歳未満児の約半数が利用 ・ 認定保育ママの利用に対する保育費用補助など, 家族給付制度が財源的にも保育を支えている。 [3歳未満児に対する保育の定員割合] 16.3%(2013年) [3歳〜就学前] ・ 3歳以上の子どもの幼稚園(保育学校)への就学を保障

資料出所 日本:厚生労働省(2015.9)「保育所関連状況取りまとめ(平成26年4月1日)」
ドイツ:Statistisches Bundesamt, BMFsFJ, 厚生労働省「海外情勢報告2014」
フランス:DREES(2009.2) *L'offre d'accueil collectif des enfants de moins de 6 ans en 2007*, 同(2009.6) *Les dépenses pour la garde des jeunes enfants*, 同(2015) *Offre d'accueil des enfants de moins de 3 ans en 2013 : le nombre de places continue d'augmenter*, *Études et résultats* n° 931, août 2015

- (注) 1) 託児所のほか, 複合保育所(Kindertagesstätte)がある。これは, (1)3歳児未満を対象とする託児所(Kinderkrippe), (2)3歳以上就学前の保育所(Kindergarten), (3)就学児童保育施設(Hort)の3つの複合施設のことである。
2) 2005年1月より, 保育整備法が施行され, 連邦政府は州及び市町村(Kommune)に対し, 失業扶助及び社会扶助の見直しによる経費削減等により浮いた費用から, 毎年15億ユーロを児童保育の整備に利用することが可能になった。

第9-15表 障害者雇用対策

Table 9-15: Employment measures for the disabled

	日本	ドイツ	フランス
根拠法	障害者の雇用の促進等に関する法律(1960年制定)。最終改正は2013年で、2016年4月に施行予定 ¹⁾	社会法典第9編(SGBIX)	労働法典L5212-1～, L5213-1～
対象者	身体障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、職業生活を営むことが著しく困難な者。	・ 重度障害者(障害の程度50以上の者) ・ 重度障害者とみなす者(障害の程度が30以上50未満で、障害が職業上影響を及ぼす場合) ・ 障害が重度でない青年及び若年成人を加える(2004年「重度障害者職業訓練就労促進法」制定に伴い新たに対象となる、障害のある若者の職業訓練や職業あつせんに力点)	身体的、知的、精神的機能又は感覚器官の機能の悪化により雇用を獲得し維持する可能性が現実には減退している全ての者。雇用義務制度の受益者の範囲は、CDAPH(障害者権利自立委員会)によって障害を持つ者として認定された労働者、労働災害あるいは職業病の犠牲者、障害年金の有資格者、障害者手帳の保有者、成人障害者手当(AAH)受給者、旧軍人及びそれと同様の者。
雇用主への規制	[法定雇用率の義務づけ] (2013年4月からの規制) 常用雇用労働者数が50人以上の一般民間企業事業主に対し、その常用雇用労働者数の2.0%以上の身体障害者又は知的障害者の雇用義務が課される(国、地方公共団体、特殊法人等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%) ²⁾ 。	法定雇用率は、民間部門・公的部門ともに5%。雇用率の対象事業所は、従業員20名以上の企業及び公的な部門である(社会法典第9編71条1項)。法定雇用率未達成の場合企業は納付金を納付する。なお、中小企業については、従業員規模に応じて納付金額を軽減する規定が置かれている。	賃金労働者が20人を超える公共・民間事業主に対し、6%の障害者雇用の義務付け。雇用率を満たさなくても4つの代替的手段(納付金制度における拠出金、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れ、労使協定による雇用プログラム)をとれば満たしたものと認める。但し、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れの利用には上限がある。
手続き等	[負担金の徴収方法] 法定雇用率未達成の民間企業事業主は、不足1人につき5万円の障害者雇用納付金を納付する(常用労働者100人超)³⁾。 [助成方法] 政府は、障害者を雇用するために職場環境を整備したり、適切な雇用管理を行ったりする事業主に費用を助成している。常時雇用労働者数が200人を超える事業主で雇用率を超えて障害者を雇用している場合に、超過雇用している障害者の人数に応じて障害者雇用調整金(超過1人当たり月額2万7000円)を支給。常用雇用労働者数が200人以下の事業主で一定数(各月の常用雇用労働者数の4%の年間合計数または72人のいずれが多い数)を超えて障害者を雇用している場合に、一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて報奨金(超過1人額2万1000円)を支給。	[負担金の徴収方法] ・ 州の社会統合事務所が、雇用率の達成状況により、負担調整賦課金を事業主から徴収する。 ・ 障害者の作業所に仕事を委託した事業主は、請求された金額の50%を負担調整賦課金から控除できる。 [助成方法] ・ 州の社会統合事務所は負担調整賦課金の20%を連邦の負担調整賦課金基金に納付。州の社会統合事務所は、負担調整賦課金を用いて、障害者の必要に応じて職場を改築したり設備を整備する費用や障害者を雇用するために特別に大きい支出を必要とする場合の費用等に助成する。 ・ 連邦に納付された負担調整賦課金は連邦雇用機構に必要な財源に充当。	[負担金の徴収方法] 使用者は、毎年雇うべき障害者1人につき決められた拠出金(法定最低賃金(SMIC)時給の400～600倍、従業員数により20名以上、200名以上、750名以上と区分)を障害者職業参入基金管理運営機関(AGEFIPH)に納付する。3年以上にわたり障害者を1人も雇用していない場合には、制裁的納付金(法定最低賃金(SMIC)の1500倍)が科される。 [助成方法] AGEFIPHが拠出金を使用者から徴収し、一般雇用されている障害者の賃金保障、就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金、雇用継続のための資金、職場改善のための資金として助成している。

	アメリカ	イギリス
根拠法	「障害を持つアメリカ国民法」(1990年制定)により、雇用、公共交通、公共的サービス、電気通信の分野において、一般企業や事業者に対し、障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け、義務が果たされなければ、障害者は差別として事業主を訴えることができることとし、障害者の機会均等を保障している。	「2010年平等法」及び「1995年障害者差別禁止法」により、雇用、商品及びサービスの提供、並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに、教育、公共輸送機関における障害者の利便性にも配慮し、総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている。
対象者	個人の主たる生活活動の一つ以上を著しく制限する身体的・精神的機能障害がある者。(機能障害の経歴がある者、機能障害を持つとみなされる者も含む。)	通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態の者。
雇用主への規制	〔雇用における差別禁止〕 15人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き、応募する又は雇用される障害者のために「妥当な環境整備」をとらなければならない。	〔雇用における差別禁止〕 障害者は、障害に基づく差別(直接差別)のほか、障害を持たない他の者と同等の規定等の適用を受けることで不利益を被る場合(間接差別)や、障害に関する雇用主・従業員もしくは第三者(顧客等)からの嫌がらせ、差別的な扱いに関する不満や苦情の申し立てに対する報復的な扱いなどからも保護される。事業主は、障害従業員もしくは将来の障害従業員のために、建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」をとらなければならない。
手続き等	〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合は、障害者等は申立を180日以内に雇用機会均等委員会(EEOC)に行う。EEOCは調査を行い申立が正当であれば雇用主にその行為を止めるように命令、非公式に和解を行うこともするが、成功しなければ訴訟に持ち込むことが可能。近年EEOCでは、代替的な制度として、仲裁の仕組みを設置。	〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合には、障害者等は雇用審判所に申立を行うことができる。また、助言斡旋仲裁局(ACAS)は、相談を受け、あっせんを行うことができる。

資料出所 厚生労働省ウェブサイト、「平成26年版厚生労働白書」(2014年9月)、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター(2012年4月)調査研究報告書No.110「欧米の障害者雇用法制及び施策の動向と課題」

フランス:永野仁美(2009)「フランスの障害者雇用政策」季刊労働法225号

- (注) 1) 2013年の改正法は2016年4月に施行される。同改正法では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、従来の身体障害者、知的障害者に加え精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等を定めている。
- 2) 短時間労働者は1人を0.5人と換算。重度身体障害者及び重度知的障害者については、フルタイムで1人雇用すれば2人、短時間雇用している場合は1人と換算。なお、精神障害者(手帳所持者)は、雇用義務ではないが、雇用率の算定に含めることができる。
- 3) 2010年4月に施行された改正障害者雇用促進法により100人超の事業主は2015年4月から対象となった。

第9-16表 一日当たり生活時間配分

Table 9-16: Main structure of daily average time use

(時間、分/Hours, minutes per day)							
	日本	アメリカ ¹⁾	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	韓国 ²⁾
	JPN	USA	GBR	DEU	FRA	SWE	KOR
(男 Male)							
個人的ケア ^{a)}	10.56	10.31	10.38	10.53	11.56	10.16	10.52
睡眠 ^{b)}	8.05	8.37	8.33	8.23	8.56	8.03	7.50
身の回りの用事と食事 ^{c)}	2.51	1.54	2.05	2.30	3.00	2.14	3.02
仕事と仕事中の移動 ^{d)}	4.57	4.14	3.26	2.51	3.16	3.57	4.04
学習 ^{e)}	0.52	0.29	0.35	0.34	0.31	0.13	1.29
家事と家族のケア ^{f)}	1.08	2.19	2.08	2.10	2.16	2.33	0.39
自由時間 ^{g)}	4.47	6.09	5.37	6.02	4.58	5.28	4.46
ボランティア活動 ^{h)}	0.05	0.20	0.09	0.16	0.16	0.13	0.00
他の自由時間 ⁱ⁾	4.42	5.49	5.28	5.46	4.42	5.15	4.46
うちテレビ ^{j)}	2.29	2.59	2.40	2.02	2.12	2.02	1.51
移動 ^{k)}	1.17	—	1.27	1.26	1.00	1.27	1.53
うち通勤 ^{l)}	0.33	—	0.25	0.21	0.20	0.21	0.40
その他 ^{m)}	0.04	0.17	0.09	0.05	0.03	0.06	0.16
(女 Female)							
個人的ケア ^{a)}	11.06	10.56	10.57	11.11	12.11	10.42	10.53
睡眠 ^{b)}	7.54	8.48	8.40	8.30	9.10	8.12	7.50
身の回りの用事と食事 ^{c)}	3.12	2.08	2.18	2.41	3.01	2.30	3.02
仕事と仕事中の移動 ^{d)}	2.27	2.57	1.56	1.34	1.55	2.40	2.22
学習 ^{e)}	0.50	0.27	0.35	0.32	0.30	0.18	1.21
家事と家族のケア ^{f)}	4.02	3.39	3.47	3.50	4.12	3.44	3.09
自由時間 ^{g)}	4.20	5.43	5.12	5.31	4.18	5.09	4.24
ボランティア活動 ^{h)}	0.04	0.23	0.12	0.14	0.12	0.12	0.02
他の自由時間 ⁱ⁾	4.16	5.20	5.00	5.17	4.06	4.58	4.22
うちテレビ ^{j)}	2.20	2.32	2.17	1.46	2.02	1.45	1.53
移動 ^{k)}	1.09	—	1.21	1.17	0.51	1.20	1.34
うち通勤 ^{l)}	0.18	—	0.14	0.11	0.13	0.16	0.23
その他 ^{m)}	0.07	0.18	0.10	0.05	0.03	0.07	0.18
調査年月 Reference period	2011.10	2011.1～ 2011.12	2000.6～ 2001.9	2001.4～ 2002.4	1998.2～ 1999.2	2000.10～ 2001.9	2009.9
対象年齢 Reference age	10歳～	15～	10～	10～	15～	20～84	10～

a) Personal care; b) Sleep; c) Eating and other personal; d) Job and activities related to employment; e) Gainful work, study; f) Domestic work and care; g) Free time; h) Volunteer work and help; i) Other free time; j) TV; k) Travel; l) Travel to/from work; m) Others.

資料出所 総務省統計局(2012.12)「平成23年社会生活基本調査(調査票B)」

(注) 国により定義の相違があるため、比較には注意を要する。

1) 移動は関連する目的の行動に含まれる。

2) 買い物は関連する目的の行動に含まれる。

第9-17表 生活・社会・文化水準

Table 9-17: Indicators of national power and social infrastructure

	単位 Unit	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	ロシア RUS	中国 CHN	韓国 KOR
エネルギー輸入量 ¹⁾ Imports of commercial energy	100 万t	(2011年)					(石油換算/oil equivalent)		
		446	698	154	246	165	28	421	286
研究・開発費(政府の財源割合) ²⁾ % of gross domestic expenditure on research and development financed by government	%	(2012)	(2012)	(2012)	(2011)	(2011)	(2012)	(2012)	(2012)
		16.8	*30.8	*28.9	29.8	35.4	67.8	21.6	23.8
インターネット利用率 ³⁾ Internet users	%	(2013)					(100人当たり/per 100 persons)		
		82.8	*84.2	89.8	84.0	81.9	61.4	45.8	84.8
道路延長 Length of the road network	1000 km	(2011)							
		339	6,562	420	644	1,052	1,094	4,106	106
千人当たり自動車保有台数 ⁴⁾ Vehicles in use (per 1,000 persons)	台	(2014)	(2011)	(2011)	(2011)	(2011)	(2009)	(2011)	(2011)
		589	786	516	588	582	271	69	370
医療費支出(対GDP比率) ⁵⁾ Total health expenditure (% of GDP)	%	(2012)							
		10.1	17.9	9.4	11.3	11.7	6.3	5.4	7.5
公的医療費支出の割合 ⁶⁾ Public health expenditure (% of total health expenditure)	%	(2012)							
		82.5	46.4	82.5	76.3	76.9	61.0	56.0	54.4
医師数 ⁷⁾ Physicians	人	(2007-2012)				(人口千人当たり/per 1,000 population)			
		2.3	2.5	2.8	3.8	3.2	4.3	1.9	2.1
病床数 ⁷⁾ Hospital beds	台					(人口千人当たり/per 1,000 population)			
		13.7	2.9	2.9	8.2	6.4	—	3.8	10.3
交通事故件数 ⁸⁾ Road accidents	件	(2011)				(人口10万人当たり/per 100,000 population)			
		569.5	500.6	241.4	374.4	99.3	140.1	15.7	445.4
公的財政支出教育費(対GDP比) ⁹⁾ Public expenditure on educational institutions (% of GDP)	%	(2011)							
		3.6	4.7	5.6	4.4	5.6	3.9	—	4.9
テレビ保有世帯率 % of households with a television	%	(2008)	(2005)	(2006)	(2009)	(2009)	(2010)		(2012)
		98.9	98.9	99.0	*95.0	*98.6	87.0	—	98.8
二酸化炭素排出量 ¹⁰⁾ CO2 emissions from fuel combustion	100 万t	(2012)							
		1,223	5,074	458	755	334	1,659	8,251	593

資料出所 総務省統計局(2015.3)「世界の統計2015」

*…暫定値又は推計値

- (注) 1) 商用一次及び二次エネルギー。フランスはモナコを含む。
2) 当該国内で使用された研究費。外国から割り当てられた資金で実施される研究・開発を含む。中央・地方政府を対象(政府系非営利団体を含む)。アメリカは資本支出の全て又は一部を除く。
3) 原則として、各国の調査報告による。国により、インターネット・サービス・プロバイダー加入者数に基づく推計値の場合がある。日本は総務省「通信利用動向調査」による。
4) 日本は総務省統計局「人口推計」及び国土交通省「自動車保有車両数月報」による。
5) 医療費支出: 公的支出と私的支出の合計。予防・治療に関する保健サービス対策、家族計画活動、栄養指導活動及び緊急援助を含み、水・衛生対策を除く。
6) 公的医療費支出: 政府(中央及び地方)支出、健康保険基金支出及び海外からの借入・贈与(国際機関及び民間非営利団体からの寄付を含む)。
7) 医師数、病床数: 2007～2012年の期間内で得られる最新の数値。医師は医療活動に従事する総合医及び専門医。病床数は病院(公的・民間・総合・専門)及びリハビリテーション施設における入院患者用のベッド数。
8) 道路上において、車両の交通によって発生した、人の死亡又は負傷を伴う事故の件数。物的損害のみの事故を除く。極めて短い区間での複数車両による衝突事故は1件と数える。日本とロシアは2010年の数値。
9) 教育機関への家計支出に対する公的補助及び国際財源からの直接教育支出を含む、国内総生産に対する割合。国及び地方政府が支出した教育費で、学校のために直接支出された経費のほか、学生生徒に対する奨学金、民間機関が行う教育訓練など(商工・労働団体による成人教育、見習訓練における企業実習など)への補助金及び授業料などとして学校に支払われた奨学金を含む。日本は4月から翌年3月の学校年度。
10) 燃料燃焼によるもののみであり、全ての二酸化炭素排出量とは異なる。フランスはモナコを含む。

第9-18-1表 生活時間（正規雇用者）

Table 9-18-1: Workday/Holiday time use (regular employees)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		335	138	329	264	355	305	309	190
<出勤日/Working day>									
起床時刻 ^{a)}	(h:m)	6:39	6:21	6:17	6:21	6:40	6:45	6:50	6:51
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	7:36	7:54	7:30	7:44	7:42	7:55	7:43	8:08
出社時刻 ^{c)}	(h:m)	8:27	8:45	8:20	8:27	8:24	8:36	8:30	8:48
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	8:47	8:59	8:29	8:36	8:32	8:43	8:53	9:10
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:51	17:59	17:03	16:59	17:25	17:30	18:37	18:08
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	19:16	18:11	17:13	17:07	17:31	17:38	19:07	18:29
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	20:12	19:08	18:05	17:56	18:14	18:20	20:01	19:15
就寝時刻 ^{h)}	(h:m)	23:49	23:42	22:43	22:38	22:54	22:52	23:35	23:33
(在社中の)食事時間 ^{k)} (分/minutes)		47.0	49.4	42.9	42.3	48.3	49.2	54.4	55.3
(在社中の)休憩・休息時間 ^{m)}	(分)	27.9	24.0	6.4	5.6	12.0	10.9	29.8	26.4
(在社中の)残業時間 ⁿ⁾	(分)	101.0	40.7	35.6	16.1	32.4	15.4	50.4	21.3
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	5.4	23.6	26.6	34.7	16.0	20.8	26.2	73.2
炊事・洗濯・買物など	(分)	15.4	94.5	53.1	98.7	30.5	76.8	24.1	76.9
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	1.4	1.4	27.5	16.4	15.3	3.5	12.2	16.3
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}	(分)	26.1	55.8	84.7	108.1	53.8	84.8	37.8	61.6
家族の看護・介護にあてる時間 ^{s)}	(分)	1.1	1.7	29.0	43.6	—	—	18.0	31.5
<休日/Day off>									
起床時刻 ^{a)}		8:35	8:22	8:30	8:28	9:07	8:57	8:49	9:06
就寝時刻 ^{h)}		23:13	22:57	23:06	22:59	23:07	22:57	23:43	23:10
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	14.9	35.3	57.1	59.6	35.8	42.7	65.4	159.4
炊事・洗濯・買物など	(分)	58.8	166.4	117.4	188.6	72.7	155.7	80.7	164.2
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	26.5	12.8	93.0	53.8	77.2	28.9	47.5	38.7
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}	(分)	135.5	140.0	203.3	251.6	152.4	217.0	138.4	180.6
家族の看護・介護にあてる時間 ^{s)}	(分)	4.0	1.7	63.0	68.3	—	—	58.6	66.9

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-18-2表 生活時間（非正規雇用者）

Table 9-18-2: Workday/Holiday time use (non-regular employees*)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		67	176	30	60	30	63	56	82
<出勤日/Working day>									
起床時刻 ^{a)}	(h:m)	6:59	6:47	7:20	6:42	6:56	7:04	6:51	7:00
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	8:06	9:43	9:34	8:49	8:26	8:49	8:21	8:57
出社時刻 ^{c)}	(h:m)	9:02	10:15	8:41	9:25	9:18	9:25	9:02	9:37
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	9:19	10:19	8:53	9:32	9:27	9:34	9:25	9:55
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:08	16:05	17:56	16:03	17:45	16:40	18:54	18:28
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	18:24	16:18	18:11	16:08	17:52	16:49	19:09	18:43
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	19:31	16:54	18:58	16:47	18:44	17:26	19:57	19:26
就寝時刻 ^{h)}	(h:m)	23:37	23:10	23:16	22:41	22:19	22:40	23:52	23:29
(在社中の)食事時間 ^{k)}	(分/minutes)	52.8	27.8	34.7	25.0	47.3	47.6	47.9	48.2
(在社中の)休憩・休息時間 ^{m)}	(分)	30.1	13.4	7.0	6.9	9.5	10.3	33.8	28.4
(在社中の)残業時間 ⁿ⁾	(分)	48.3	8.8	25.3	14.5	25.7	13.9	26.6	21.1
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	8.4	26.2	84.7	41.7	29.5	43.3	50.7	95.6
炊事・洗濯・買物など	(分)	24.3	138.8	72.1	128.5	48.1	90.0	42.5	85.5
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	0.4	3.1	28.0	11.3	12.5	5.5	23.8	17.1
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、	(分)	37.5	106.6	91.1	164.2	51.3	118.4	50.7	63.3
しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}									
家族の看護・介護にあてる	(分)	0.0	1.4	36.8	66.1	—	—	23.7	25.7
時間 ^{s)}									
<休日/Day off>									
起床時刻 ^{a)}		8:56	8:09	8:25	7:51	8:54	8:46	8:50	8:43
就寝時刻 ^{h)}		23:00	23:18	22:21	23:27	23:20	22:54	24:10	23:30
家で仕事をする時間 ^{p)}	(分)	33.7	42.3	69.7	64.5	26.0	61.8	83.6	196.3
炊事・洗濯・買物など	(分)	63.1	185.5	143.0	209.3	92.8	170.1	97.0	184.3
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	29.0	10.4	97.9	28.9	78.2	31.1	55.5	40.7
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、	(分)	148.7	183.4	199.1	313.8	154.0	262.9	123.8	160.6
しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}									
家族の看護・介護にあてる	(分)	4.0	5.8	45.9	112.5	—	—	61.7	55.2
時間 ^{s)}									

*included: part-time, dispatched, contract, commissioned employees, and temporary workers.

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-18-3表 生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）

Table 9-18-3: Workday/Holiday time use (employees)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		402	314	359	324	385	368	365	272
<出勤日/Working day>									
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	7:41	8:55	7:41	7:56	7:46	8:04	7:49	8:23
出社時刻 ^{c)}	(h:m)	8:33	9:35	8:21	8:38	8:28	8:45	8:35	9:03
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	8:52	9:44	8:31	8:47	8:37	8:52	8:58	9:24
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:44	16:55	17:07	16:49	17:26	17:21	18:39	18:14
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	19:08	17:08	17:18	16:57	17:33	17:29	19:07	18:33
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	20:05	17:53	18:09	17:43	18:16	18:10	20:00	19:18
(在社中の)食事時間 ^{k)}	(分/minutes)	48.0	37.3	42.3	39.1	48.2	48.9	53.4	53.2
(在社中の)休憩・休息時間 ^{m)}	(分)	28.2	18.1	6.4	5.8	11.8	10.8	30.4	27.0
(在社中の)残業時間 ⁿ⁾	(分)	92.3	22.8	34.7	15.8	31.9	15.2	46.7	21.3
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	5.9	25.0	31.5	36.0	17.1	24.6	29.9	79.9
<休日>									
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	18.1	39.3	58.2	60.5	35.0	46.0	68.2	170.5

b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-19表 ジェンダー不平等指標 (GII) ¹⁾

Table 9-19: Gender Inequality Index

		2000年	2005	2010	2013	2014	(順位/Rank)
スロベニア	SVN	—	0.141	0.131	0.021	0.016	(1)
スイス	CHE	0.100	0.084	0.067	0.030	0.028	(2)
ドイツ	DEU	0.132	0.117	0.097	0.046	0.041	(3)
デンマーク	DNK	0.079	0.068	0.068	0.056	0.048	(4)
オーストリア	AUT	0.160	0.129	0.121	0.056	0.053	(5)
スウェーデン	SWE	0.062	0.053	0.050	0.054	0.055	(6)
オランダ	NLD	0.078	0.069	0.050	0.057	0.062	(7)
ベルギー	BEL	0.123	0.104	0.093	0.068	0.063	(8)
ノルウェー	NOR	0.106	0.085	0.075	0.068	0.067	(9)
イタリア	ITA	0.184	0.175	0.123	0.067	0.068	(10)
フィンランド	FIN	0.088	0.089	0.077	0.075	0.075	(11)
アイスランド	ISL	0.140	0.121	0.096	0.088	0.087	(12)
シンガポール	SGP	—	0.137	0.094	0.090	0.088	(13)
フランス	FRA	0.182	0.157	0.125	0.080	0.088	(13)
チェコ	CZE	0.205	0.153	0.136	0.087	0.091	(15)
スペイン	ESP	0.119	0.118	0.113	0.100	0.095	(16)
オーストラリア	AUS	0.158	0.139	0.134	0.113	0.110	(19)
ポルトガル	PRT	0.189	0.170	0.138	0.116	0.111	(20)
アイルランド	IRL	0.204	0.195	0.169	0.115	0.113	(21)
韓国	KOR	—	0.116	0.102	0.101	0.125	(23)
カナダ	CAN	—	0.141	0.139	0.136	0.129	(25)
日本	JPN	0.136	0.149	0.122	0.138	0.133	(26)
ポーランド	POL	0.208	0.160	0.164	0.139	0.138	(28)
ギリシャ	GRC	—	0.179	0.160	0.146	0.146	(29)
ニュージーランド	NZL	0.191	0.193	0.198	0.185	0.157	(32)
イギリス	GBR	0.228	0.216	0.197	0.193	0.177	(39)
中国	CHN	0.572	0.219	0.209	0.202	0.191	(40)
マレーシア	MYS	0.310	0.290	0.269	0.210	0.209	(42)
ロシア	RUS	0.425	0.351	0.327	0.314	0.276	(54)
アメリカ	USA	—	0.288	0.285	0.262	0.280	(55)
メキシコ	MEX	0.494	0.428	0.407	0.376	0.373	(74)
タイ	THA	0.458	0.405	0.379	0.364	0.380	(76)
フィリピン	PHL	0.477	0.458	0.430	0.406	0.420	(89)
ブラジル	BRA	0.515	0.473	0.446	0.441	0.457	(97)
インドネシア	IDN	—	0.551	0.508	0.500	0.494	(110)
インド	IND	—	0.621	0.590	0.563	0.563	(130)

資料出所 United Nations Development Programme (2015.12) *Human Development Reports 2015*

(注) 1) ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index) とは、リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)、エンパワーメント、そして経済活動への参加の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数である。値は0(完全に平等)から1(完全に不平等)までの数字で表わされる。

リプロダクティブ・ヘルスの状況は、妊産婦死亡率と15-19歳の女性1,000人当たりの出生数で測定する。エンパワーメントの状況は、立法院の議席に占める男女別割合と中・高等教育への進学状況を基準とする。経済活動への参加状況は、労働市場への参加率で判断する。

2000年は84, 2005年は135, 2010年は137, 2012年は146, 2013年は187, 2014年は188か国を対象。

参 考

労働統計機関一覧

(注) 掲載機関の都合によりURLが変更される場合がある。最新の各国労働統計機関のリンク集については、労働政策研究・研修機構ウェブサイト (<http://www.jil.go.jp/foreign/link/>) を参照されたい。

----- 国際機関等 -----

国際労働機関 (ILO) —International Labour Organization

<http://www.ilo.org/>

EU統計局 (EUROSTAT) —Statistical Office of the European Communities

<http://ec.europa.eu/eurostat/>

国際通貨基金 (IMF) —International Monetary Fund

<http://www.imf.org/>

経済協力開発機構 (OECD) —Organization for Economic Co-operation and Development

<http://www.oecd.org/>

国際連合 (UN) —United Nations

<http://www.un.org/>

国際復興開発銀行 (世界銀行) —The World Bank

<http://www.worldbank.org/>

----- 各国・地域の統計機関 -----

[日本]

総務省統計局 —Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

<http://www.stat.go.jp/>

内閣府 —Cabinet Office

<http://www.cao.go.jp/>

厚生労働省 —Ministry of Health, Labour and Welfare

<http://www.mhlw.go.jp/>

[アメリカ]

アメリカ労働省 —U.S. Department of Labor (DOL)

<http://www.dol.gov/>

アメリカ労働統計局 —U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)

<http://www.bls.gov/>

[カナダ]

カナダ統計局 —Statistics Canada

<http://www.statcan.gc.ca/>

[イギリス]

イギリス統計局 —Office for National Statistics (ONS)

<http://www.ons.gov.uk/>

[ドイツ]

連邦統計局 —Federal Statistical Office

<http://www.destatis.de/>

[フランス]

国立統計経済研究所 —National Institute for Statistics and Economic Studies (INSEE)

<http://www.insee.fr/>

[イタリア]

国立統計研究所 —Italian National Institute of Statistics (ISTAT)

<http://www.istat.it/>

[オランダ]

オランダ統計局 —Statistics Netherlands (CBS)

<http://www.cbs.nl/>

[ベルギー]

ベルギー統計局 —Statistics Belgium

<http://www.statbel.fgov.be/>

[ルクセンブルク]

国立統計経済研究所 —The National Institute for Statistics and Economic Studies (STATEC)

<http://www.statistiques.public.lu/>

[デンマーク]

デンマーク統計局 —Statistics Denmark

<http://www.dst.dk/>

[スウェーデン]

スウェーデン統計局 —Statistics Sweden (SCB)

<http://www.scb.se/>

[アイスランド]

アイスランド統計局 —Statistics Iceland

<http://www.hagstofa.is/>

[アイルランド]

アイルランド中央統計局 —Central Statistics Office Ireland

<http://www.cso.ie/>

[スイス]

スイス連邦統計局 —Swiss Federal Statistical Office

<http://www.bfs.admin.ch/>

[スペイン]

国家統計局 —National Statistics Institute

<http://www.ine.es/>

[ロシア]

連邦国家統計局 —Federal State Statistics Service

<http://www.gks.ru/>

[中国]

中国国家统计局 —National Bureau of Statistics of China

<http://www.stats.gov.cn/>

中国人民銀行 —The People's Bank of China

<http://www.pbc.gov.cn/>

[香港]

香港統計局 —Census and Statistics Department - Hong Kong

<http://www.censtatd.gov.hk/>

[台湾]

国家統計資料庁（台湾） —National Statistics, R.O.C.(Taiwan)

<http://www.stat.gov.tw/>

[韓国]

韓国統計庁 —Statistics Korea (KOSTAT)

<http://kostat.go.kr/>

大韓民国銀行 —The Bank of Korea

<http://www.bok.or.kr/>

[タイ]

タイ王国統計局 —National Statistical Office Thailand (NSO)

<http://www.nso.go.th/>

[シンガポール]

シンガポール統計局 —Department of Statistics Singapore

<http://www.singstat.gov.sg/>

[マレーシア]

マレーシア統計局 —Department of Statistics Malaysia

<http://www.statistics.gov.my/>

マレーシア工業開発庁 —Malaysia Industrial Development Authority (MIDA)

<http://www.mida.gov.my/>

[インドネシア]

インドネシア中央統計庁 —Statistics Indonesia

<http://www.bps.go.id/>

[フィリピン]

フィリピン統計局 —Philippine Statistics Authority

<https://psa.gov.ph/>

[インド]

インド統計局 —Census of India

<http://www.censusindia.net/>

[オーストラリア]

オーストラリア統計局 —Australian Bureau of Statistics

<http://www.abs.gov.au/>

[ニュージーランド]

ニュージーランド統計局 —Statistics New Zealand

<http://www.stats.govt.nz/>

[ブラジル]

ブラジル地理・統計院 —Brazilian Institute of Geography and Statistics (IBGE)

<http://www.ibge.gov.br/>

[メキシコ]

国家統計・地理局 —National Institute of Statistics and Geography (INEGI)

<http://www.inegi.org.mx/>

データブック 国際労働比較（2016年版）

2016年3月 第1刷発行

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

（編集） 国際研究部

TEL 03-5903-6274 FAX 03-3594-1113

（販売） 研究調整部 成果普及課

TEL 03-5903-6263 FAX 03-5903-6115

印刷・製本 富士プリント株式会社

©2016 JILPT

ISBN978-4-538-49048-9

ISBN978-4-538-49048-9
C3033 ¥1500E



9784538490489

定価(本体1,500円+税)



1923033015003